令和元年度版

柏市環境白書

柏市環境部環境政策課

目 次

令和元年度版 柏市環境白書のあらまし	1
I 環境の監視	1
1 大気	1
2 水質	1
3 騒音・振動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
Ⅱ 環境保全に係る施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 総合的な環境保全施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 地域環境の保全施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第1部 総説	5
第1章 柏市の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1 位置,地形及び気象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2 人口	7
3 土地利用と都市計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4 下水道計画	9
第2章 環境行政の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
第1節 環境部の組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
1 環境行政の体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
2 環境政策課の事務分掌 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
3 環境行政の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
第3章 環境施策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
第1節 基本的施策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
1 新しい環境施策	1 5
2 最近の環境問題への取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
第2節 環境関連条例の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
1 柏市環境基本条例	1 8
2 柏市地球温暖化対策条例	1 8
3 柏市環境保全条例	1 8
4 柏市ダイオキシン類発生抑制条例 ・・・・・・・・・・・	1 8
5 柏市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための	
取組促進条例	1 8
6 環境関連条例の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
第3節 柏市環境基本計画	1 9
1 計画の基本的事項	1 9
2 望ましい環境像	2 0
3 施策の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
4 計画の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
5 登録事業	2 1
第4節 環境マネジメントシステムの推進 ・・・・・・・・・・・・・	2 4
I 柏市の取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
1 環境マネジメントシステムの概要 ・・・・・・・・・・・・	2 4

				2		庁	内	の	体	制		• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •		• •	2	4
				3		教	育	•	訓	練	実	施	状	況																2	5
				4		外	部	環	境	監	査	実	施	状	況	ı													• •	2	5
	П		柏	市	内	事	業月	所	の	取	組																			3	1
	第	5	節		推	進	体台	制																						3	4
				1		柏	市	環	境	審	議	会																		3	4
				2		市	民	参	加	の	促	進																		3	4
第	4	章		公	害	等	121	係	る	苦	情	相	談																	3	5
	第	1	節		概	況																								3	5
	第	2	節		発	生	状	況																						3	5
				1		年	度り	別	受	付	件	数																		3	5
				2			種類																							3	6
				3		用	途:	地	域	別	発	生	件	数																3	7
				4			别																							3	8
	第	3	節		処	理	状	況																						3	8
第	2	部		環	境	の	現	況	ح	対	策																			4	1
第	1	章		地	球	環	境																							4	2
	第	1	節		概	況																								4	2
	第	2	節		地	球	環	境	保	全	に	向	け	た	取	組														4	2
				1			市																							4	2
				2		柏	市	地	球	温	暖	化	対	策	計	画	0	実	施	結	果									4	4
				3		柏	市	工	コ	ア	ク	シ	3	ン	プ	゚ラ	ン													4	5
				4			工																							5	0
				5		グ	IJ,	_	ン	購	入	(柏	市	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	リ	_	ン	購	入	調	達	方	針)					5	0
				6		ク	_,	ル	チ	彐	1	ス	啓	発	事	業														5	1
				7		事	業:	者	^	0)	啓	発	活	動																5	2
				8		市	民		事	業	者	~	の	啓	発	活	動													5	6
第	2	章		大	気	汚	染																							5	7
	第	1	節		概	況																								5	7
				1		環	境	基	準																					5	8
	第	2	節		大	気	汚	染	の	現	況	•																		6	0
				1		大	気	環	境	0	監	視																		6	0
				2		環	境	基	準	の	達	成	状	況																6	2
				3		大	気	環	境	の	状	況	(常	時	監	視	結	果)										6	4
				4		大	気	環	境	0)	状	況	(そ	0	他	0	監	視	結	果)						٠.		7	5
	第	3	節		大	気	汚	染	の	対	策																			8	5
				1		発	生剂	源	の	状	況																			8	5
				2		発	生	源	の	規	制																			8	5
				3		緊	急	時	の	対	策																			8	7
				4		健	康	被	害	対	策																			8	9
				5		窒	素	酸	化	物	対	策					• •												• •	8	9

				6	粒	子	状	物	質対	寸策		٠.	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• • •	• •	• • •	• • •	• • •	9	0	
第	3	章		水質	重汚	濁				• •											• •			• • •	9	2	
	第	1	節	村	既況	ı				• •															9	2	
				1	水	質	汚:	濁	坊工	上関	係	法	令												9	2	
				2	公	共	用:	水	域	•															9	8	
				3	地	下	水	汚	染																9	8	
				4	事	業	場	の	規制	削															9	8	
	第	2	節	7.	と質																				9	9	
	71.		,	1		共																			9	9	
				2		下																			_	1	6
	笙	3	節		ー と質				-10																	2	
	21.7	Ü	دائع	1					規制																	2	
				2					対領																	3	
				3							:															3	
绺	4	幸																								4	
Ħ																											
	舟	1	節		死況	•																			1	4	2
				1																			域指 •••		-	4	0
	ht-	0	<i></i>		ま準																					4	
	第	2	即																				• • •			4	
£.e.	_	-4-		1																			• • •			4	
第	5			騒 :	_																		• • •			4	
	第	1	節		既況 -				• • •														• • •			4	
				1		境			•														• • •			4	
				2		請			•														• • •			4	
				3		制			•					• •	• •	• •	• •	• •	• •	• • •	• •	• • •	• • •	• • •	1	4	
	第	2	節	馬	蚤音	1	珥	沪戸																		5	O
																							•••		1	_	\cap
				1		場				• •											• •				_	5	U
				1 2	I.	場	騒	音	作美	··· 栏	• • •					••				• • •	•••		• • •	• • •	1	_	
					工 特	場	騒建	音設	作美	··· 栏	• • •			•••		•••	•••		•••	 	•••	 	• • •		1	5	1
				2	工 特 交	場定通	騒建騒	音設音	作美		•••	•••	•••	•••		•••	•••		•••	 	•••	 	• • •		1 1 1	5 5	1 2
				2	工特交自近	場定通動隣	騒建騒車騒	音設音騒音	作 ・ 音 ・	美 前的	··· ···]評		•••	•••		•••				• • • •	•••	• • • •		•••	1 1 1 1	5 5 5	1 2 6
				2 3 4	工特交自近	場定通動隣	騒建騒車騒	音設音騒音	作 ・ 音 ・	美 前的	··· ···]評		•••	•••		•••				• • • •	•••	• • • •		•••	1 1 1 1 1	5 5 5 5	1 2 6 6
	第	3	節	2 3 4 5 6	工特交自近	場定通動隣空	騒 建 騒 車 騒 機	音設音騒音騒	作 第 ・ 音 ・ 音	を ・・・ 面的	···)評									• • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • •			1 1 1 1 1 1	5 5 5 5 5	1 2 6 6 6
	第	3	節	2 3 4 5 6	工特交自近航音	場定通動隣空	騒 建 騒 車 騒 機 対	音設音騒音騒策	作が・音・音・	色 的]評														1 1 1 1 1 1 1	5 5 5 5 5 5	1 2 6 6 6 7
	第	3	節	2 3 4 5 6	工特交自近航音工	場定通動隣空の場	騒 建 騒 車 騒 機 対 騒	音設音騷音騷策音	作が・音・音・	· 类 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·]評														1 1 1 1 1 1 1	5 5 5 5 5 5 5 5	1 2 6 6 6 7 7
	第	3	節	2 3 4 5 6 月	工特交自近航音工特	場定通動隣空の場	騒 建 騒 車 騒 機 対 騒 建	音設音騒音騒策音設	作・音・音・・	* 差 * 前 * * * * * * * *]評														1 1 1 1 1 1 1 1	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	1 2 6 6 6 7 7
	第	3	節	2 3 4 5 6 月 1 2	工特交自近航音工特交	場定通動隣空の場定	騒 建 騒 車 騒 機 対 騒 建 騒	音設音騷音懸策音設音	作・音・音・・	* 差 * 前 * * * * * * * * * * * * * * * *]評	価													1 1 1 1 1 1 1 1 1	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	1 2 6 6 6 7 7 7
	第	3	節	2 3 4 5 6 1 2 3	工特交自近航音工特交近	場定通動隣空の場定通	騒 建 騒 車 騒 機 対 騒 建 騒 騒	音設音騷音騷策音設音音	作が音が音が作ります。	* 差 * 的 * * * * * * * * * * * * * * * *	····]評 ····	価													1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	1 2 6 6 6 7 7 7 7
	第			2 3 4 5 6 月 2 3 4	工特交自近航音工特交近航	場定通動隣空の場定通隣空	騷建騷車騷機対騒建騷騷機	音設音騷音縣音設音音騷	作が音が音が作が音がいます。	* 美。 面。 · · · · 美。 · · · · · · · · · · · · · ·		· · · · 価 · · · · · · · · ·													1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	1 2 6 6 6 7 7 7 7 7
	6	章		23456 12345振	工特交自近航音工特交近航	場定通動隣空の場定通隣空・	騒 建 騒 車 騒 機 対 騒 建 騒 騒 機 :	音設音騷音懸音設音音騷:	作が音が音が作ります。	· 差 · 前 · · · · · · · · · · · · · · · ·															1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	1 2 6 6 6 7 7 7 7 7 7 8
	6	章		23456 12345振	工特交自近航音工特交近航 況	場定通動隣空の場定通隣空・	騒 建 騒 車 騒 機 対 騒 建 騒 騒 機 ::	音設音騷音跃音设音音騷::	作が音が音が作が音がいます。			・・・・価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・													1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	1 2 6 6 6 7 7 7 7 7 7 8 8

	第	2	節		振	動	0)	現	況			• •		• •	 	• •	 • •	 • •		• •		• •	 •	• •	• •	1	6	O
				1		工	場	振	動						 		 	 					 •	• •		1	6	0
				2		特	定	建	設	作	業				 		 	 					 •	• •		1	6	1
				3		交	通	振	動						 		 	 					 •	• •		1	6	1
	第	3	節		振	動	0)	対	策						 		 	 • •					 •	• •	• •	1	6	4
				1				振																		1	6	4
				2		特	定	建	設	作	業				 		 	 • •					 •	• •		1	6	4
				3		交	通	振																		1	6	4
第	7	章		地	盤	沈	下								 		 	 					 •	• •		1	6	5
	第	1	節		概												• •									1	6	5
	第	2	節																							1	6	5
				1		地	盤	沈	下	状	況			• •	 		 	 • •		• •			 •	• •	• •	1	6	5
				2				水									• •									1	6	5
				3		地	下	水	揚	水	量						• •									1	6	6
	第	3	節					下																		1	6	8
				1													制									1	6	8
				2																						1	6	8
第	8	章			臭												• •									1	6	9
	第	1	節																							1	6	9
	第	2	節																							1	6	9
				1		悪	臭	苦	情								• •									1	6	9
	第	3	節					対									• •									1	6	9
				1													• •									1	6	9
				2																								2
	第	4	節		人												• •									1	7	3
				1													• •									1	7	3
				2				濃									• •									1	7	3
				3				指																				3
				4													•											3
	9																• •											4
			節		概																							4
	第	2	節																									4
				1																								4
	第	3	節																									5
				1													• •											5
				2				環									• •											5
				3													••								• •	1	7	5
				4	J ∨:												せ									_	_	_
					発												· ·											2
				5													備											3
				6				種									• •											4
				7		桕	币	谷	准	保	全	稆	缶十		 	• •	 • •	 • •	• •	• •	• •	• •	 •	• •	• •	1	8	6

第	1	0	章	放射線対	策・	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •		• •	• • •	• • •		• •			•	1	8 7
	第	1	節	概況 ・・	• • • • •					• •						• •			•	1	8 7
	第	2	節	放射線対	策事業	É			• •			• •	• • •			• •		٠.	•	1	8 7
]	柏市除	染実施	亩計	画		• • •							• • •			•	1	8 7
			2	市内全	域の放	対射	線量		定				• •			• •			•	1	8 8
			5	私有地	の放身	才線	量涉	則定	•							• •			•	1	9 0
			4	放射線	測定器	号の	貸占	出し	•							• •			•	1	9 0
			5	町会・	自治会	等	にし	にる	測	定々	?除	染	作	業等	色の	支持	爰		•	1	9 0
			6	放射線	対策に	.係	るす	月の	取約	組						• •			•	1	9 0

令和元年度版 柏市環境白書のあらまし

I 環境の監視

1 大気

- (1) 二酸化硫黄, 浮遊粒子状物質及び窒素酸化物については, 環境基準を満足しています。
- (2) 光化学オキシダントについては測定を実施している一般大気環境測定3局とも環境 基準を超えており、1時間値の環境基準の達成率は91.4%(前年度91.4%) とここ数年は横ばいの傾向にあります。
- (3) ダイオキシン類は6地点で調査を実施し、全地点で環境基準を満足しています。また、6地点での経年変化では、ほぼ横ばいの状況です。

2 水質

- (1) 水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量(BOD) は大堀川が平成15年度から、大津川は平成17年度から環境基準を満足しています。
- (2) 手賀沼の化学的酸素要求量(COD)は環境基準を超えており,近年はほぼ横ばいの状態です。
- (3) 下手賀沼のダイオキシンが環境基準を超えて検出されました。

3 騒音・振動

- (1) 交通騒音については、国道6号及び16号、常磐自動車道で調査を実施し、国道6号・国道16号ともに全時間帯で環境基準を超え、常磐自動車道では全時間帯で環境基準を満足しました。要請限度については、国道6号、16号の夜間帯で共に超過しました。常磐自動車道では全時間帯において超過はありません。このことは、国道6号及び16号は交通量が多く、大型車の混入率も高いことなどが原因と考えられます。一方、常磐自動車道は、同じような状況であっても防音壁等の防音対策の効果が認められています。
- (2) 交通振動については、国道6号及び16号で調査を実施し、国道6号は全時間帯で要請限度を満足し、国道16号は夜間の一部で基準を超えています。

Ⅱ 環境保全に係る施策

1 総合的な環境保全施策

- (1) 柏市環境基本条例に基づき、平成14年度に策定した柏市環境基本計画は、平成2 1年3月に、旧沼南町との合併等社会的変化をもとに、改訂しました。その後、平成2 7年度をもってこの計画期間が終了することや国内外の情勢の変化に伴って新たな環境問題が生じることが予測されるなど、本市の環境をめぐる状況が大きく変化していることを踏まえ、本計画を改定し、「柏市環境基本計画(第三期)」を策定しました。
- (2) 環境保全に向けた取組を一層推進するため、市役所本庁舎を対象に環境マネジメントシステムを構築し、平成20年2月にISO14001の認証を更新しました。 なお、平成20年3月にISO14001を返上し、本市独自のシステムとして、「KEMS」(柏市環境管理システム)を構築し、平成20年4月より運用しています。
- (3) 環境基本計画の施策の方向性ごとに事業を実施するとともに、令和元年度は第五次

総合計画の実施計画などに沿って124事業を環境マネジメントシステムにより進捗 管理を行いました。

(4) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、旧柏市では、平成12年度から平成 16年度を計画期間とする「柏市エコアクションプラン」に取り組み、平成11年度に 対し、平成16年度では温室効果ガス排出量10%の削減を達成しました。

平成17年の旧沼南町との合併後の暫定計画を経て、平成20年4月には、市役所における CO_2 排出量を平成24年度までに20%以上(平成19年度比)削減する目標を掲げた「柏市エコアクションプラン」に改定しました。しかし、平成24年度の結果として、 CO_2 排出量は16.6%減となり、目標は達成できませんでした。

この結果を踏まえ、平成26年3月に、市役所における CO_2 排出量を平成32年度までに15%以上(平成24年度比)削減する目標に改定しました。

(5) 市域の温暖化対策として、平成18年度に柏市地球温暖化対策条例を制定し、平成19年度に柏市地球温暖化対策計画を策定し、平成26年3月には「第二期柏市地球温暖化対策計画」を策定しました。また、令和元年10月に「第三期柏市地球温暖化対策計画」を策定しました。

平成29年度の市域の温室効果ガス排出量推計値は、約233万トンで、平成17年度比で6.9%増加、前年度比で1.4%減少しました。

- (6) 市と環境保全協定を締結している市内98事業所は、自主的に環境保全計画を策定し、省資源、省エネルギー、温室効果ガスの排出削減等の取組を推進しています。
- (7) 環境学習や研究の拠点として、「かしわ環境ステーション」を平成17年度に整備し、 市民等を主体としたかしわ環境ステーション運営協議会により運営していましたが、 平成27年8月にNPO法人化しました。
- (8) 平成28年度より、3年間かけて実施する自然環境調査を「特定非営利活動法人かしわ環境ステーション」に委託して開始しました。

2 地域環境の保全施策

- (1) 柏市は、平成20年度より中核市に移行しました。これに伴い、大気汚染防止法の工場関係、ダイオキシン類対策特別措置法の事務、浄化槽法の維持管理の指導、騒音規制法の面的評価等の事務を千葉県から移管され、新たに実施することとなりました。
- (2) 公害発生源の監視のため、大気汚染防止法に基づき39事業所及び水質汚濁防止法等に基づき58事業所に立入検査を実施しました。その結果、大気汚染防止法に基づく立入検査において、違反はありませんでした。水質汚濁防止法等に基づく立入検査においては19事業所に違反があり指導しました。
- (3) ダイオキシン類対策特別措置法に基づき廃棄物焼却施設10施設に立入検査を実施し、10施設とも違反はありませんでした。
- (4) 市民等から公害に関する苦情が127件寄せられ、前年度と比べると、苦情が減少しました。
- (5) 平成13年度に整備した名戸ヶ谷湧水ビオトープは、市民により「名戸ヶ谷湧水ビオトープを育てる会」を組織し、ビオトープの活用や管理を実施しています。

- (6) 手賀沼の水質浄化や生活排水の浄化のため、約2,000人の小学生を対象に柏の水辺めぐり(手賀沼船上見学会)を開催し、家庭でできる浄化対策の説明や手賀沼の自然などを説明しました。
- (7) 柏市生きもの多様性プラン

平成22年度に柏市の生物多様性を保全・回復させるプランを策定しました。このプランに基づき生物多様性保全の取組を進めています。

第1部総 説

第1章 柏市の概況

1 位置,地形及び気象

本市は、千葉県の北西部に位置し、市の北部は利根川及び運河を挟んで茨城県及び野田市に接し、東部は我孫子市、印西市及び手賀沼、南部は鎌ヶ谷市、南東部は白井市、西部は流山市及び松戸市に接しています。東西の距離は約18.0km、南北の距離は約15.0kmであり、面積は114.74km²です。

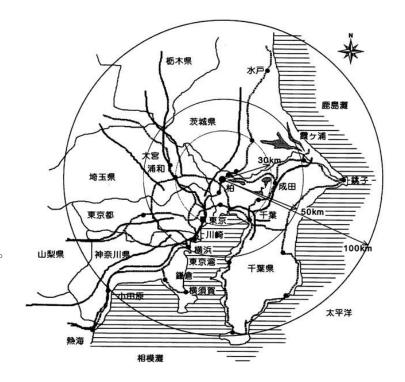
鉄道は、東西にJR東日本・常磐線が乗り入れ、南北に東武鉄道・野田線が通り、南部に北総鉄道・北総線が通っています。また、平成17年8月24日に開業したつくばエクスプレスは、本市の北部を通り市内に二つの駅が設置されています。これらの駅を中心として、沿線地域の土地区画整理事業などのまちづくりと、柏市域の交通を充実させ、沿線地域を活性化する効果が期待されています。道路では東京・茨城方面への国道6号や常磐自動車道、埼玉・千葉方面への国道16号が通って、首都圏の放射・環状両方向の交差部に位置する交通の要になっている他、南部に国道464号線が通っています。

標高は約0~31mのほぼ平坦な地形で、北総台地の中央部に位置しこの台地の中に手賀沼に流入する大堀川、大津川によってできた谷津と呼ばれる侵食谷が入り込んでおり、台地を分断する形となっています。

北部は利根川河川敷や遊水地が広がり,低地を形成しています。

また,手賀沼,大堀川,大津川周 辺には,斜面林や谷津田が多く存在 し,都市化の進む首都圏の中にあっ て,貴重な環境資源となっています。

気候は、温暖な千葉県の中では、 冬の気温が比較的低く、ここ5年間 の平均気温は16.1 $^{\circ}$ であり、最 高気温は37.8 $^{\circ}$ 、最低気温は -4.2 $^{\circ}$ です。



年度別気象の状況

(永楽台測定局)

		気温 (℃)			
年度	最高	最低	平均	平均湿度(%)	降水量 (mm)
平成27年	36.6	-2.7	16.1	7 5	1, 413
平成28年	37.4	-3.7	15.8	7 0	1, 400
平成29年	37.6	-4.0	15.5	7 2	1, 415
平成30年	37.8	-2.4	16.6	7 1	1, 059
令和 元年	36.7	-4.2	16.4	7 3	1, 695

2 人口

昭和29年市政施行時、人口4万人余であった人口は、東京都のベッドタウンとして、急激な人口増加を続け平成元年には30万人を突破しました。

平成元年頃から人口増加のペースは鈍化していますが、平成17年に、沼南町との合併により新市の人口は約38万人となり、また、同年のつくばエクスプレス開業以降、北部地域総合整備事業等の推進により、緩やかな人口増加が続いています。

人口と世帯数の推移

(各年10月1日現在)

田和30年		鉄の月上 19		(有中10万	
昭和35年 63,745 13,678 864	年	人口	世帯数		備考
昭和40年 109,237 27,746 1,496	昭和30年	45,020	8, 586		国勢調査
昭和45年 150,635 40,216 2,064 " 昭和50年 203,065 57,445 2,782 " 昭和55年 239,198 73,172 3,277 " 昭和60年 273,128 84,271 3,742 " 平成 2年 305,060 100,359 4,183 " 平成10年 322,269 116,287 4,420 " 平成15年 332,690 127,976 4,563 常住人口調査 平成20年 397,446 157,926 3,459 常住人口調査 平成21年 398,741 162,946 3,470 常住人口調査 平成21年 398,741 162,301 3,517 常住人口調査 平成22年 404,079 162,301 3,517 常住人口調査 平成23年 405,658 164,389 3,531 常住人口調査 平成24年 404,578 165,375 3,531 常住人口調査 平成25年 406,395 167,857 3,537 常住人口調査 平成26年 408,198 170,875 3,537 常住人口調査 平成27年 414,054 175,479 3,609 国勢調査 平成27年 414,054 178,901 3,637 常住人口調査 平成28年 417,294 178,901 3,637 常住人口調査 平成29年 420,824 182,382 3,668 常住人口調査 平成29年 420,824 182,382 3,668 常住人口調査 平成29年 420,824 182,382 3,668 常住人口調査	昭和35年	63,745	13,678	8 6 4	"
昭和50年 203,065 57,445 2,782 " 昭和55年 239,198 73,172 3,277 " 昭和60年 273,128 84,271 3,742 " 平成 2年 305,060 100,359 4,183 " 平成10年 322,269 116,287 4,420 " 平成15年 332,690 127,976 4,563 常住人口調査 平成19年 388,350 150,782 3,380 常住人口調査 平成20年 397,446 157,926 3,459 常住人口調査 平成21年 398,741 162,946 3,470 常住人口調査 平成22年 404,079 162,301 3,517 常住人口調査 平成23年 405,658 164,389 3,517 常住人口調査 平成23年 406,395 167,857 3,531 常住人口調査 平成25年 406,395 167,857 3,537 常住人口調査 平成26年 408,198 170,875 3,553 常住人口調査 平成27年 414,054 175,479 3,609 国勢調査 平成27年 414,054 175,479 3,609 国勢調査 平成28年 417,294 178,901 3,607 常住人口調査 平成28年 417,294 178,901 3,607 常住人口調査 平成29年 420,824 182,382 3,668 常住人口調査	昭和40年	109,237	27,746	1, 496	"
昭和55年 239,198 73,172 3,277 " 昭和60年 273,128 84,271 3,742 " 平成 2年 305,060 100,359 4,183 " 平成10年 322,269 116,287 4,420 " 平成15年 332,690 127,976 4,563 常住人口調査 平成19年 388,350 150,782 3,459 常住人口調査 平成20年 397,446 157,926 3,459 常住人口調査 平成21年 398,741 162,946 3,470 常住人口調査 平成21年 398,741 162,946 3,470 常住人口調査 平成22年 404,079 162,301 3,517 常住人口調査 平成23年 404,578 164,389 3,531 常住人口調査 平成24年 404,578 165,375 3,521 常住人口調査 平成25年 406,395 167,857 3,537 常住人口調査 平成26年 408,198 170,875 3,553 常住人口調査 平成27年 414,054 175,479 3,609 国勢調査 平成27年 414,054 175,479 3,609 国勢調査 平成29年 420,824 182,382 3,668 常住人口調査 平成29年 420,824 182,382 3,668 常住人口調査 平成29年 424,322 185,715 3,698 常住人口調査	昭和45年	150,635	40,216	2, 064	IJ.
田和60年 273,128 84,271 3,742 " 平成 2年 305,060 100,359 4,183 " 平成10年 322,269 116,287 4,420 " 平成15年 332,690 127,976 4,563 常住人口調査 平成19年 388,350 150,782 3,380 常住人口調査 平成20年 397,446 157,926 3,459 常住人口調査 平成21年 398,741 162,946 3,470 常住人口調査 平成22年 404,079 162,301 3,517 常住人口調査 平成23年 405,658 164,389 3,531 常住人口調査 平成24年 404,578 165,375 3,531 常住人口調査 平成24年 406,395 167,857 3,537 常住人口調査 平成25年 406,395 167,857 3,537 常住人口調査 平成26年 408,198 170,875 3,553 常住人口調査 平成27年 414,054 175,479 3,609 国勢調査 平成27年 414,054 175,479 3,609 国勢調査 平成28年 417,294 178,901 3,668 常住人口調査 平成29年 420,824 182,382 3,668 常住人口調査 平成29年 420,824 182,382 3,668 常住人口調査	昭和50年	203,065	57,445	2, 782	IJ
平成 2年 305,060 100,359 4,183 " 平成10年 322,269 116,287 4,420 " 平成15年 332,690 127,976 4,563 常住人口調查 平成19年 388,350 150,782 3,380 常住人口調查 平成20年 397,446 157,926 3,459 常住人口調查 平成21年 398,741 162,946 3,470 常住人口調查 平成22年 404,079 162,301 3,517 常住人口調查 平成23年 405,658 164,389 3,531 常住人口調查 平成24年 404,578 165,375 3,537 常住人口調查 平成25年 406,395 167,857 3,537 常住人口調查 平成26年 408,198 170,875 3,537 常住人口調查 平成27年 414,054 175,479 3,609 国勢調查 平成28年 417,294 178,901 3,637 常住人口調查 平成29年 420,824 182,382 3,668 常住人口調查 平成29年 424,322 185,715 3,698 常住人口調查	昭和55年	239, 198	73,172	3, 277	IJ
平成10年 322,269 116,287 4,420 " 平成15年 332,690 127,976 4,563 常住人口調查 平成19年 388,350 150,782 3,380 常住人口調查 平成20年 397,446 157,926 3,459 常住人口調查 平成21年 398,741 162,946 3,470 常住人口調查 平成22年 404,079 162,301 3,517 常住人口調查 平成23年 405,658 164,389 3,531 常住人口調查 平成24年 404,578 165,375 3,521 常住人口調查 平成25年 406,395 167,857 3,537 常住人口調查 平成25年 408,198 170,876 3,537 常住人口調查 平成26年 408,198 175,479 3,609 国勢調查 平成27年 414,054 175,479 3,609 国勢調查 平成28年 417,294 178,901 3,637 常住人口調查 平成29年 420,824 182,382 3,668 常住人口調查 平成30年 424,322 185,715 3,698 常住人口調查	昭和60年	273,128	84,271	3, 742	IJ
平成15年 332,690 127,976 4,563 常住人口調查 平成19年 388,350 150,782 3,380 常住人口調查 平成20年 397,446 157,926 3,459 常住人口調查 平成21年 398,741 162,946 3,470 常住人口調查 平成22年 404,079 162,301 3,517 常住人口調查 平成23年 405,658 164,389 3,531 常住人口調查 平成24年 404,578 165,375 3,521 常住人口調查 平成25年 406,395 167,857 3,521 常住人口調查 平成26年 408,198 170,875 3,537 常住人口調查 平成27年 414,054 175,479 3,609 国勢調查 平成28年 417,294 178,901 3,637 常住人口調查 平成29年 420,824 182,382 3,668 常住人口調查 平成29年 420,824 182,382 3,668 常住人口調查 平成30年 424,322 185,715 3,698 常住人口調查	平成 2年	305,060	100, 359	4, 183	IJ
平成19年 388,350 150,782 3,380 常住人口調查 平成20年 397,446 157,926 3,459 常住人口調查 平成21年 398,741 162,946 3,470 常住人口調查 平成22年 404,079 162,301 3,517 常住人口調查 平成23年 405,658 164,389 3,531 常住人口調查 平成24年 404,578 165,375 3,521 常住人口調查 平成25年 406,395 167,857 3,537 常住人口調查 平成26年 408,198 170,875 3,537 常住人口調查 平成27年 414,054 175,479 3,609 国勢調查 平成29年 420,824 178,901 3,637 常住人口調查 平成29年 420,824 182,382 3,668 常住人口調查 平成30年 424,322 185,715 3,698 常住人口調查	平成10年	3 2 2, 2 6 9	116,287	4, 420	IJ
平成20年 397,446 157,926 3,459 常住人口調查 平成21年 398,741 162,946 3,470 常住人口調查 平成22年 404,079 162,301 3,517 常住人口調查 平成23年 405,658 164,389 3,531 常住人口調查 平成24年 404,578 165,375 3,521 常住人口調查 平成25年 406,395 167,857 3,537 常住人口調查 平成26年 408,198 170,875 3,537 常住人口調查 平成27年 414,054 175,479 3,609 国勢調查 平成28年 417,294 178,901 3,637 常住人口調查 平成29年 420,824 182,382 3,668 常住人口調查 平成30年 424,322 185,715 3,698 常住人口調查	平成15年	3 3 2, 6 9 0	127,976	4, 563	常住人口調査
平成21年398,741162,9463,470常住人口調查平成22年404,079162,3013,517常住人口調查平成23年405,658164,3893,531常住人口調查平成24年404,578165,3753,521常住人口調查平成25年406,395167,8573,537常住人口調查平成26年408,198170,8753,553常住人口調查平成27年414,054175,4793,609国勢調查平成28年417,294178,9013,637常住人口調查平成29年420,824182,3823,668常住人口調查平成30年424,322185,7153,698常住人口調查	平成19年	388, 350	150,782	3, 380	常住人口調査
平成22年404,079162,3013,517常住人口調查平成23年405,658164,3893,531常住人口調查平成24年404,578165,3753,521常住人口調查平成25年406,395167,8573,537常住人口調查平成26年408,198170,8753,553常住人口調查平成27年414,054175,4793,609国勢調查平成28年417,294178,9013,637常住人口調查平成29年420,824182,3823,668常住人口調查平成30年424,322185,7153,698常住人口調查	平成20年	3 9 7 , 4 4 6	157,926	3, 459	常住人口調査
平成23年405,658164,3893,531常住人口調查平成24年404,578165,3753,521常住人口調查平成25年406,395167,8573,537常住人口調查平成26年408,198170,8753,553常住人口調查平成27年414,054175,4793,609国勢調查平成28年417,294178,9013,637常住人口調查平成29年420,824182,3823,668常住人口調查平成30年424,322185,7153,698常住人口調查	平成21年	3 9 8 , 7 4 1	162,946	3, 470	常住人口調査
平成24年404,578165,3753,521常住人口調查平成25年406,395167,8573,537常住人口調查平成26年408,198170,8753,553常住人口調查平成27年414,054175,4793,609国勢調查平成28年417,294178,9013,637常住人口調查平成29年420,824182,3823,668常住人口調查平成30年424,322185,7153,698常住人口調查	平成22年	404,079	162,301	3, 517	常住人口調査
平成25年406,395167,8573,537常住人口調查平成26年408,198170,8753,553常住人口調查平成27年414,054175,4793,609国勢調查平成28年417,294178,9013,637常住人口調查平成29年420,824182,3823,668常住人口調查平成30年424,322185,7153,698常住人口調查	平成23年	405,658	164, 389	3, 531	常住人口調査
平成26年408, 198170, 8753,553常住人口調查平成27年414,054175,4793,609国勢調查平成28年417,294178,9013,637常住人口調查平成29年420,824182,3823,668常住人口調查平成30年424,322185,7153,698常住人口調查	平成24年	404, 578	165, 375	3, 521	常住人口調査
平成27年414,054175,4793,609国勢調査平成28年417,294178,9013,637常住人口調査平成29年420,824182,3823,668常住人口調査平成30年424,322185,7153,698常住人口調査	平成25年	406, 395	167,857	3, 537	常住人口調査
平成28年417,294178,9013,637常住人口調查平成29年420,824182,3823,668常住人口調查平成30年424,322185,7153,698常住人口調查	平成26年	408,198	170,875	3, 553	常住人口調査
平成29年 420,824 182,382 3,668 常住人口調查 平成30年 424,322 185,715 3,698 常住人口調查	平成27年	414,054	175,479	3, 609	国勢調査
平成30年 424,322 185,715 3,698 常住人口調査	平成28年	417, 294	178,901	3, 637	常住人口調査
	平成29年	420,824	182, 382	3, 668	常住人口調査
令和 元年 429,070 190,058 3,739 常住人口調査	平成30年	4 2 4, 3 2 2	185,715	3, 698	常住人口調査
	令和 元年	4 2 9, 0 7 0	190,058	3, 739	常住人口調査

⁽注) 国勢調査年以外の人口は千葉県毎月常住人口調査結果による。

3 土地利用と都市計画

本市の土地利用の状況は、都市化に伴い、農地、山林が減少し、宅地が増えてきました。

また、土地利用の基本となる区域区分については昭和45年に市街化区域54%市街化調整区域46%を指定し、さらに昭和48年に市街化区域について用途地域の指定を行いました。

平成8年に市の南部を対象に緑住都市構想を、北部を対象に緑園都市構想を、平成12年に中央を対象にライブタウン構想を策定し、緑や環境と調和し快適で活力のあるまちづくりを推進しています。

平成11年3月には常磐新線建設に伴う一体型土地区画整理事業による緑園都市構想の推進に向けて,市街化区域を約64%にしました。

平成17年3月28日に沼南町と合併したことで市域が拡がり、農用地及び山林が 大幅に増加しました。また、市街化区域の割合は47.7%となりました。

今後とも,水と緑が豊かな、環境負荷の少ない環境と共生するまちづくりを推進していきます。

土地利用状況 各年1月1日現在

(単位: km²)

区	分		農用地			5	包 地	Į.		-1	1五 田4	7. 10 lih	A ∌I.
年度		田	畑	小計	住宅	工業	商業	その他	小計	山林	原野	その他	合計
平成 1	0年	7.5	10. 5	18. 0	17.8	1.6	0.6	2. 3	22.3	4.7	0.6	27.3	72.9
平成	柏	7.0	9.6	16.6	21. 4	1. 7	0.5	3. 5	27.1	4. 1	0.8	24. 3	72.9
16年	沼南	8.0	7. 5	15. 5	-	-	-	_	6. 0	5.5	0.1	14. 9	42.0
1 0 4	全体	15.0	17. 1	32. 1	-	-	-	_	33. 1	9.6	0.9	39. 2	114.9
平成	柏	7.0	9. 5	16. 5	21.6	1. 7	0.5	3. 5	27.3	4.0	0.8	24. 3	72.9
17年	沼南	8.2	7. 5	15. 7	-	I	ı	_	6.0	5.5	0.1	14. 7	42.0
1 7 +	全体	15. 2	17.0	32. 2	-	ı	ı	_	33.3	9.5	0.9	39.0	114. 9
平成 1	8年	15. 2	16. 7	31. 9	24. 3	2. 2	0.7	6. 6	33.8	9.4	0.9	38. 9	114.9
平成 1	9年	15. 1	16. 6	31. 7	24. 7	2. 2	0.7	6. 6	34.2	9.1	0.9	39.0	114.9
平成 2	0年	15. 1	16. 4	31. 5	24. 9	2. 2	0.7	6. 9	34. 7	8.8	0.9	39.0	114.9
平成 2	1 年	14. 3	16.6	30.9	27.8	2. 2	0.8	4. 3	35. 1	8.4	0.9	39. 6	114.9
平成 2	2年	14. 1	16. 4	30. 5	28.0	2. 2	0.8	4. 3	35.3	8.3	0.8	40.0	114.9
平成 2	3 年	14. 1	16. 2	30. 3	28.3	2. 1	0.8	4. 3	35. 5	8.2	0.8	40.1	114.9
平成 2	4年	14. 1	16. 1	30. 2	28. 1	2.5	0.9	4. 3	35.8	8.1	0.8	40.0	114.9
平成 2	5年	14. 1	16.0	30. 1	28.3	2. 5	0.9	4. 3	36.0	8.0	0.8	40.0	114.9
平成 2	6 年	14. 0	15. 9	29. 9	28.6	2.5	0.9	4. 2	36. 2	7.9	0.8	40.1	114.9
平成 2	7年	14. 0	15. 7	29. 7	28. 9	2. 5	0.8	4. 2	36.4	7.8	0.8	40.2	114. 9
平成 2	8年	14. 0	15. 5	29. 5	29. 1	2.6	0.8	4. 2	36. 7	7.7	0.8	40.2	114.9
平成 2	9 年	14. 0	15. 2	29. 2	29. 5	2. 6	1.0	4. 2	37.3	7.4	0.6	40.3	114. 9
平成3	0年	14. 0	15. 0	29. 0	29.8	2. 7	1.0	4. 2	37.7	7.3	0.6	40.3	114.9
令和	元年	14. 0	14. 8	28.8	30.0	2. 7	0.9	4. 2	37.8	7.3	0.6	40.4	114. 9

⁽注) 固定資産税概要調書による。沼南については千葉県統計年鑑より。

柏は旧柏市の地域, 沼南は旧沼南町の地域

都市計画の決定状況

(令和2年3月31日現在 面積:ha)

	区分	全位	本	市街化区域内
	区 分	面積	構成比(%)	構成比(%)
全	市域	11, 490	-	_
都	市計画区域	11, 490	-	_
市	街化区域	5, 484	47.7	100
	第1種低層住居専用地域	2, 642	22.9	48. 2
	第2種低層住居専用地域	21	0.2	0.4
	第1種中高層住居専用地域	315	2.7	5.8
	第2種中高層住居専用地域	15	0.1	0.3
内	第1種住居地域	1, 300	11. 3	23. 7
	第2種住居地域	229	2.0	4. 2
	準住居地域	167	1.5	3.0
訳	近隣商業	111	1.0	2.0
	商業地域	85	0.7	1.5
	準工業地域	169	1. 5	3. 1
	工業地域	194	1. 7	3. 5
	工業専用地域	236	2. 1	4. 3
市	街化調整区域	6,006	52. 3	_

⁽注)総数の単位未満については、四捨五入のため内訳と一致しない。

4 下水道計画

本市の公共下水道事業は、昭和35年に柏駅を中心に単独公共下水道の整備に着手 し、昭和42年には十余二工業団地を対象に特定公共下水道を整備しました。

昭和56年から手賀沼流域下水道の供用を開始し、平成3年から江戸川左岸流域下 水道の供用を開始しています。

また、平成11年度から単独公共下水道区域を手賀沼流域下水道に接続し、平成2 2年度から特定公共下水道を手賀沼流域下水道へ接続しました。

令和元年度末の処理区域面積は約4,763ha,普及率は90.3%となっています。

下水道普及状況

(各年度3月31日現在)

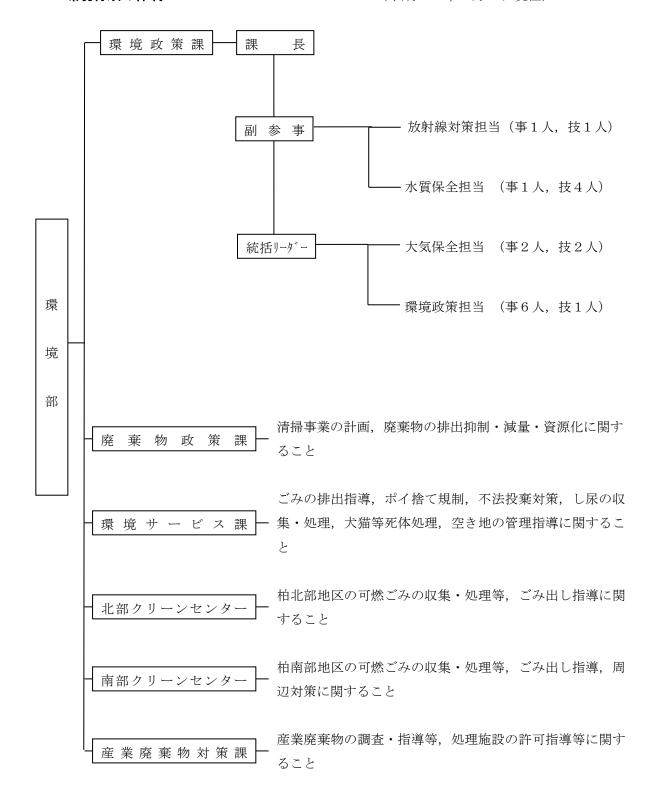
年 度区 分	平成 2 7	平成 2 8	平成 2 9	平成30	令和元
処理区域面積(h a)	4, 595	4,643	4,661	4,672	4, 763
処理区域内世帯数	162, 106	165, 775	169, 090	172,876	176, 927
水洗化世帯数	148, 090	150, 911	154, 229	157, 368	162, 339
普及率 (%)	89.6	90.0	90. 2	90.3	90.3

第2章 環境行政の概況

第1節 環境部の組織

1 環境行政の体制

(平成31年4月1日現在)



2 環境政策課の事務分掌

- (1) 環境政策の企画立案及び総合調整に関すること
- (2) 自然環境及び生物多様性の保全に関すること
- (3) 地球温暖化対策等に関すること
- (4) 柏市環境管理システムに関すること
- (5) 手賀沼の水質浄化に関すること
- (6) 再生可能エネルギーに関すること
- (7) 柏市環境審議会に関すること
- (8) 放射線対策に係る方針の総合調整に関すること
- (9) 放射線対策に係る関係機関等との連絡調整に関すること
- (10)放射線量の測定及び除染に関すること(公園施設等に係るものを除く)
- (11)大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視及びばい煙発生施設,大気基準適用施設等の規制に関すること
- (12)騒音規制法,振動規制法及び悪臭防止法に基づく常時監視,測定並びに特定施設,特定 建設作業及び悪臭物質の規制に関すること
- (13)特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく特定工場及び公害防止管理者等の監督及び指導に関すること
- (14) 柏市環境保全条例,柏市ダイオキシン類発生抑制条例等に基づくばい煙,粉じん,騒音,振動及び悪臭に係る特定施設,特定建設作業及びごみ焼却炉等の規制及び指導に関すること
- (15)公害苦情処理に関すること
- (16) 水質汚濁防止法に基づく公共用水域及び地下水汚染の常時監視に関すること
- (17) 水質汚濁防止法,湖沼水質保全特別措置法及び柏市環境保全条例に基づく水質汚濁に係る規制及び指導に関すること
- (18) 土壌汚染対策法に基づく調査及び対策等に係る指導に関すること
- (19)土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可等に関すること
- (20) 千葉県環境保全条例及び柏市環境保全条例に基づく地盤沈下に係る規制及び指導に関すること
- (21)浄化槽法に基づく設置及び維持管理指導に関すること

3 環境行政の推移

昭和42年 8月 公害対策基本法公布施行

昭和44年 4月 騒音規制法に基づく事務委任及び地域指定

民生部衛生第一課環境衛生係において所掌

昭和46年 2月 民生部衛生第一課に公害係を新設

4月 機構改革により民生部公害課を新設

6月 柏市公害対策審議会設置条例を公布施行

10月 柏市公害対策審議会を発足

昭和47年 4月 機構改革により衛生部が新設され同部の所属となる

	7月	柏市公害防止条例公布
	9月	柏市公害防止条例施行
昭和48年	9月	事務室を本庁舎から柏市都市開発公社ビル内に移転
昭和52年	4月	機構改革により衛生部を環境部に変更
	8月	柏市環境モニター制度を発足
昭和53年	1月	振動規制法に基づく事務委任及び地域指定
	6月	柏市環境保全条例を公布施行
昭和58年	4月	機構改革により公害課を環境対策課に課名変更
昭和59年	4月	大気汚染防止法第31条の政令市への指定
昭和61年	4月	水質汚濁防止法第28条の政令市への指定
		湖沼水質保全特別措置法第31条の政令市への指定
		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第14条の
		政令市への指定
	5月	千葉県公害防止条例施行規則第25条第一項の事務委任
昭和62年	3月	柏市アメニティタウン計画策定
1	2月	柏市家庭排水対策広域推進協議会発足
昭和63年	4月	機構改革により環境対策課を環境保全課に課名変更
	5月	柏市埋立て等規制条例公布施行
平成 2年	4月	柏市環境監視モニター設置要綱廃止
		柏市環境モニター要綱及び柏市家庭排水対策等広域推進協議会の
		設置要綱改正
平成 3年	3月	水質汚濁防止法第14条の6の生活排水対策重点地域に指定
平成 4年	1月	悪臭防止法に基づく事務委任及び地域指定
	3月	水質汚濁防止法第14条の8の生活排水対策推進計画(柏市・みず
		環境プラン)策定
1	1月	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等
		に関する特別措置法に基づく地域指定
平成 5年1	1月	環境基本法公布
平成 6年	8月	公害対策審議会を廃止し,環境審議会を設置
平成 7年	3月	柏市環境モニター要綱廃止
平成 8年	4月	柏市家庭排水対策等広域推進協議会を廃止し、柏市みず環境プラン
		推進員制度発足
平成 9年	3月	柏市環境基本計画策定
	8月	柏市環境保全協定の締結及び柏市環境保全協議会発足
	7月	柏市埋立事業規制条例施行
		柏市ダイオキシン類対策検討会設置
平成10年	3月	柏市役所エコオフィスプラン策定
	4月	柏市埋立事業規制条例公布
平成11年	4月	地球温暖化対策の推進に関する法律施行

7月	ダイオキシン類対策特別措置法公布
平成12年 4月	柏市エコアクションプラン(第1期)策定
6月	循環型社会形成推進基本法公布
平成13年 3月	ISO14001の認証取得
9月	柏市環境基本条例制定
- /•	柏市環境保全条例制定
	柏市ダイオキシン類発生抑制条例制定
12月	柏市環境保全条例施行規則制定
/ •	柏市ダイオキシン類発生抑制条例施行規則制定
平成14年 4月	柏市環境基本条例施行
1/94 = 1 2/4	柏市環境保全条例施行
	柏市ダイオキシン類発生抑制条例の施行
	柏市環境保全条例(旧)、柏市公害防止条例及び柏市環境審議会
	条例の廃止
平成15年 2月	土壤汚染対策法施行
3月	柏市環境基本計画改定
平成16年 2月	市民、事業者、市の環境配慮指針策定
3月	ISO14001の認証更新
平成17年 3月	柏市、沼南町の合併 新・柏市誕生
4月	南部クリーンセンター稼動開始
5月	柏市エコアクションプラン(暫定版)策定
10月	かしわ環境ステーションを開設
12月	柏市野積み防止等条例制定
平成18年 3月	柏市野積み防止等条例施行規則制定
6月	柏市野積み防止等条例施行
平成19年 1月	ISO14001の認証更新
3月	柏市地球温暖化対策条例制定
4月	柏市地球温暖化対策条例施行
5月	柏市エコアクションプラン(第2期)策定
12月	柏市野積み防止等条例廃止
	柏市有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組促進条例制定
平成20年 3月	柏市地球温暖化対策計画策定
	柏市新エネルギービジョン策定
	ISO14001の認証返上
4月	中核市に移行
	柏市エコアクションプラン改定
	柏市環境マネジメントシステム(KEMS)構築
7月	柏市低炭素まちづくり要領制定
平成21年 3月	柏市環境基本計画改訂

平成22年	3月	柏市地球温暖化対策基金条例制定
	4月	改正土壤汚染対策法施行
	7月	柏市低炭素まちづくり要領改正
		柏市低炭素まちづくり指針策定
	9月	柏市公共施設省CO₂指針策定
平成23年	3月	柏市低公害車普及促進計画改定
	3月	柏市生きもの多様性プラン策定
	8月	環境部内に放射線対策室を設置
平成24年	3月	柏市除染実施計画策定
	4月	柏市地球温暖化対策基金条例廃止
	6月	改正水質汚濁防止法施行
平成26年	3月	第二期柏市地球温暖化対策計画策定
		柏市エコアクションプラン改定
	4月	機構改革により環境保全課を環境政策課に課名変更
		放射線対策室を課内室へ移行
	5月	柏市公共施設等低炭素化指針策定
平成27年1	2月	柏市汚染土壌処理業許可等指導要綱制定
平成28年	2月	柏市電力の調達に係る環境配慮方針策定
		柏市電力の調達にかかる環境配慮契約実施要領制定
	3月	柏市環境基本計画(第三期)策定
平成28年	4月	放射線対策室を環境政策課放射線対策担当へ移行
	5月	柏市谷津保全指針策定
		柏市谷津田保全要領制定
平成29年	1月	柏市谷津保全指針改定
平成30年	4月	改正土壤汚染対策法施行
平成31年	4月	改正土壤汚染対策法施行
令和 元年1	0月	第三期柏市地球温暖化対策計画策定

第3章 環境施策の推進

第1節 基本的施策の推進

1 新しい環境施策

今日の環境保全の課題は、電気やガスなどの消費の増大による地球温暖化や工業 の発達や自動車交通の増大に伴う大気汚染、事業排水や生活排水などによる水質汚 濁、生物多様性の保全など広い範囲にわたり、それぞれが密接に関わっています。

これらの課題に対し、環境への負荷の低減を図るためには、市民、市民団体、事業者、教育・研究機関及び市がそれぞれの役割を担い、協働して環境保全活動に取り組むことが求められています。

市では南部クリーンセンターの中に、環境保全に関する理解を深め、様々な主体が連携し、協働して環境保全の活動を促進するために、環境の学習や研究の場、環境保全活動を行う市民・団体の交流の場として「かしわ環境ステーション」を平成17年度に整備しました。平成27年度には「NPO法人かしわ環境ステーション」となり、市と協力して各種事業を実施しています。

2 最近の環境問題への取組

(1) 低公害自動車の普及

近年の経済活動の発展と生活の豊かさの向上は、自動車の普及による移動・輸送手段の発展によって支えられてきたものです。その一方で、増えつづける自動車は、排出ガスによる大気汚染、燃料消費に伴う二酸化炭素やメタンなどの排出による地球温暖化等、環境に大きな影響を与えています。市では、平成14年度に柏市低公害車普及促進計画を策定し、平成27年度末までの低公害車及び低燃費かつ超低排出ガス車の市内導入目標率を55%と定めました。

同計画は、平成27年度末時点で、市内導入率が56.4%に達したことから、目標達成のため終了としましたが、今後も引き続き、地球温暖化対策として低公害車等の普及促進に努めていくこととします。

市内及び柏市の低公害車の普及状況は、次のとおりです。

柏市内における自動車保有台数状況

(各年度3月31日現在,単位:台)

年度 区分	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	Н30	H30の 低公害車の割合 (%)
自動車保有台数※1	143, 556	144, 125	145,079	145, 534	146, 127	
天然ガス自動車	67	53	41	34	24	
ハイブリッド自動車※2	13, 675	16, 178	18, 805	21, 405	24, 104	16. 51
電気自動車(PHV 含む)	164	214	273	388	455	0.31
低燃費かつ超低排出ガスの ガソリン自動車※3	62, 375	64, 788	66, 969	66, 969	67, 911	46. 47
低公害車及び低燃費・排出車 割合(%)	53. 1	56. 4	59. 3	61.0	63. 3	

- ※1 軽自動車は除く
- ※2 ハイブリッド自動車はガソリンエンジンのもの。
- ※3 平成17年基準排出ガス50%低減及び75%低減車,平成30年基 準排出ガス25%低減,50%低減及び75%低減車

公用車における低公害自動車導入状況 (各年度3月31日現在,単位:台)

年度 区分	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	Н30	R 1
電気自動車	1	0	0	0	0	0
天然ガス自動車	0	0	0	0	0	0
ハイブリッド自動車 ※1	0	0	0	1	1	1
低燃費かつ超低排出ガスのガソリン自動車 ※2	2 4	1 9	1 4	1 2	1 1	1 4
合 計	2 5	1 9	1 4	1 3	1 2	1 5

- ※1 ハイブリッド自動車はガソリンエンジンのもの。
- ※2 平成17年基準排出ガス50%低減及び75%低減車,平成30年基準排出ガ ス50%低減車

(2) ダイオキシン類削減総合対策

平成9年に大気汚染防止法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律など関係法令の 改正により、ダイオキシン類が規制物質に指定されました。また、平成12年には、 ダイオキシン類対策特別措置法が制定され、総合的な対策や研究が進んでいます。

市では、市内のダイオキシン類の発生抑制と削減を図るため、平成12年度より ダイオキシン類削減総合対策を推進するとともに、平成13年度に「柏市ダイオキ シン類発生抑制条例」を制定しました。更に、平成20年度より中核市となり、ダ イオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に対する指導も実施しています。

ア 環境調査

(7) 大気

 $(p g - T E Q / m^3)$

調査時期							平成
	春	夏	秋	冬	年平均値	環境基準	30
地点							年度
大室測定局	0.018	0.0085	0.020	0.035	0.020		0.034
永楽台測定局	0.013	0.015	0.027	0.027	0.021		0.031
旭測定局	0.015	0.013	0.025	0.034	0.022	0.6	0.033
大津ヶ丘第一小学校	0.028	0.0096	0.024	0.029	0.023	0.6	0.042
高柳西小学校	0.013	0.012	0.016	0.031	0.018		0.034
藤ヶ谷ふれあいセンター	0.016	0.011	0.015	0.42	0.12		0.033

(₁) 河川·湖沼水

(pg-TEQ/L)

調査時期					平成
地点	春	秋	年平均值	環境基準	30
					年度
北柏橋 (大堀川)	0.061	0.12	0.091		0.051
上沼橋 (大津川)	0.36	0.15	0.26	1. 0	0.21
染井新橋 (染井入落)	0.84	0.42	0.63	1.0	0.48
下手賀沼中央(下手賀沼)	1.2	2.6	1.9		1.9

(ウ) 底質

(n	œ	_	Т	E	\bigcirc	/	œ)
/	þ	g	_	1	L	W	/	g)

調査時期地点	春	環境基準	平成 30 年度
北柏橋 (大堀川)	1.0		1. 3
上沼橋 (大津川)	1.8	1.50	0.83
染井新橋(染井入落)	11	150	4. 4
下手賀沼中央(下手賀沼)	19		12

(ェ) 地下水

(n	ø	_	Т	F.	Ω	/	Τ.	1
_ (Р	8		1	┸	·α	/	┸	1

調査時期地点	秋	環境基準
豊四季地区	0.028	1.0
酒井根地区	0.058	1.0

(ォ) 土壌

(pg-TEQ/g-dry)

調査時期地点	春	環境基準	調査指導値
柏の葉小学校	4. 3		
酒井根小学校	0.035	1,000	250
高柳中学校	3. 0		

第2節 環境関連条例の整備

1 柏市環境基本条例

環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市民、事業者、本市及び本市を訪れるすべての人々の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、当該施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

2 柏市地球温暖化対策条例

基本条例に定める基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、市民等及び本市の責務を明らかにするとともに、温室効果ガス排出量の削減目標、その他必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康的で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としています。

3 柏市環境保全条例

基本条例に定める基本理念にのっとり,公害の防止のための規制その他の措置を 講じることにより,環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し,もって 現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としていま す。

4 柏市ダイオキシン類発生抑制条例

基本条例に定める基本理念にのっとり、市民、事業者、本市の責務を明らかにするとともに、ごみ焼却炉の適正な使用等に関し必要な事項を定めることにより、ダイオキシン類の発生の抑制を図り、もって市民の健康を保護し良好な生活環境を保全することを目的としています。

5 柏市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組促進条例

この条例は、大気汚染物質であり、光化学スモッグの発生原因の一つとなっている揮発性有機化合物(シンナー、接着剤等)の排出及び飛散について、各事業所が自主的にその抑制に取り組むよう求めていくものです。

6 環境関連条例の体系

平成14年4月1日に「柏市環境基本条例」「柏市環境保全条例」を施行しました。また、平成19年12月に「柏市地球温暖化対策条例」を制定しました。現在の環境関連条例の体系は次のとおりです。

柏市環境基本条例	(平成 13 年 9 月 28 日制定)
柏市地球温暖化対策条例	(平成 19年3月28日制定)
柏市環境保全条例	(平成 13 年 9 月 28 日制定)
柏市ダイオキシン類発生抑制条例	(平成 13 年 9 月 28 日制定)
柏市揮発性有機化合物の排出及び 飛散の抑制のための取組促進条例	(平成 19 年 12 月 26 日制定)

第3節 柏市環境基本計画

平成14年度に策定した環境基本計画は、平成17年度の旧沼南町との合併及び地球温暖化対策の必要性など社会的変化をもとに、平成20年度に改訂しました。その後も環境問題を巡る国内外の情勢は変化しており、本市の環境政策においても「柏市生きもの多様性プラン(平成23年3月策定)」や「第二期柏市地球温暖化対策計画(平成26年3月策定)」等、様々な実施計画を策定し推進してきました。また、本市のまちづくりの基本となる総合計画として、「柏市第五次総合計画」が平成27年度に策定されました。

これらの状況や平成27年度をもって計画期間が終了することを踏まえ、柏市環境 基本計画を改定し、新たな本市の環境施策を取りまとめた「柏市環境基本計画(第三期)」を策定しました。

1 計画の基本的事項

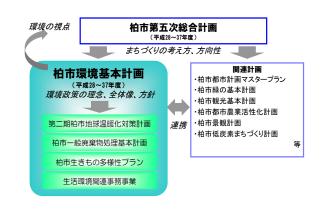
(1) 環境基本計画とは

「柏市環境基本条例第9条」に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ 計画的な推進を図ることを目的に策定する計画です。

- (2) 改訂方針
 - ①「柏市第五次総合計画」の部門別計画として,市の環境施策の基本的な考え方等を定める。
 - ②環境分野の個別計画と理念等の主要部分を共有し、環境分野におけるマスタープランとする。
 - ③環境分野に関連する各種計画と連携して,環境の保全等に関する取組を組織横 断的に推進する。
 - ④地球温暖化等の広域な環境問題は、国等の方針に合わせながら、可能な限り独 自性、先進性のある取組を推進する。
 - ⑤計画の進捗管理は,「柏市環境管理システム(KEMS)」を活用する。
- (3) 位置付け

「柏市第五次総合計画」を上位計画 として,まちづくりの考え方,方向性 を共有し,環境面からまちづくりを推 進しています。

また、環境分野のマスタープラン として個別計画に方向性を示すととも に、各種関連計画と連携して、環境の 保全及び創造に関する取組を推進しま す。



(4) 計画期間

平成28年度から令和7年度の10年間です。

(5) 対象

「柏市環境基本条例第2条」に基づき,本計画が対象とする環境の範囲は, 「自然環境」「生活環境」「快適環境」「地球環境」の4分野とします。

2 望ましい環境像

本市の環境の保全及び創造において,将来を展望した総合的,長期的な視点に立った望ましい将来像である環境像を,次のように定めます。

「共に生きるために、環境を守り、育て、伝えるまち 柏」

すべての市民が、自然とよい関係を永遠(とわ)に保てるよう、共に活動して環境を守り、安全な環境の中で自然と共に暮らせるまちを育み、明日の柏を担う人々に伝える、そのようなまちを目指します。

3 施策の方向性

望ましい環境像の実現に向けて、本計画の対象範囲の各分野ごとに基本目標を定め、また、全分野に共通するものとして情報発信と協働を位置付けます。

◆基本目標1(自然環境分野)◆

多様な生物が生息できる環境を目指し、豊で魅力ある自然環境の保全に努めます。

◆基本目標2 (生活環境分野) ◆

安全で健康に暮らせる生活環境を目指し、また環境負荷の少ない循環型社会の 形成に努めます。

◆基本目標3 (快適環境分野) ◆

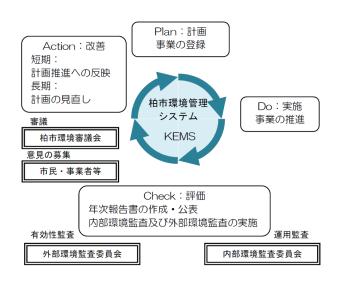
景観や環境資源に親しみ、快適で魅力あふれる住環境の形成に努めます。

◆基本目標4(地球環境分野)◆

地球温暖化対策を進め,持続可能な低炭素・気候変動適応社会の構築に努めます。

4 計画の推進

計画の実効性を確保し、着実な推進を図るために、「柏市環境管理システム(KEMS)」を用いて、本計画の進捗管理を行います。



5 登録事業

基本目標	基本方針	施策の方向性	実施事業
1 自然環境	1-1 水と緑の保	①農地の多面的機能の再評価	谷津田の保全 (生物多様性地域戦略事業)
3	全・活用	②農業環境の維持・拡大	担い手育成総合支援事業 (農業後継者・新規就農者育成事業)
			経営改善フォローアップ事業 (農業後継者・新規就農者育成事業)
			環境にやさしい農業推進事業 (環境保全型農業直接支援交付金)
		③樹林地や水辺, 谷津田の保全	谷津田の保全 (生物多様性地域戦略事業)
	1-2 生物多様性の 保全・再生	①生きものの種と生態系の把握	自然環境調査 (生物多様性地域戦略事業)
	水主 行工	②生きものが継続して,生息・生 育できる環境の保全・再生	重要地区候補地の保全 (生物多様性地域戦略事業)
		日 できる 然先 の 水土 日 工	特定外来生物の防除 (生物多様性地域戦略事業)
			淡水魚貝類種苗放流事業
2 生活環境	2-1 ごみの減量, 資源循環の推進	①3R行動の普及・促進	資源品分別・資源化事業
	真 协 伯 朱 V 正 座		プラスチック分別・資源化事業
			生ごみ処理容器等購入補助事業
			リサイクルプラザリボン館事業
			家具リサイクル事業
			ごみの減量・啓発事業
			小型家電の回収□使用済小型家電リサイクル事業)
			啓発活動□使用済小型家電リサイクル事業)
			出前授業□使用済小型家電リサイクル事業)
			立入り指導口事業系一般廃棄物の減量)
			3 R 推進事業所及び3 R 推進店推奨制度 (事業系一般廃棄物の減量)
			ドリームフラワープロジェクト事業
			ゴミゼロ運動事業
			園芸用廃プラスチック適正処理対策事業
			建設副産物の再資源化(環境に配慮した水道事業運営)
	2-2 ごみの適正処 理	①ごみ処理システムの安定化	塵芥処理施設管理運営事業
	垤	②施設の老朽化対策	
	2-3 安全な生活環	①水質の保全	合併処理浄化槽設置普及事業
	境の維持		水質調査及び水生生物調査 [[手賀沼浄化対策事業]
			手賀沼水質浄化に係る啓発活動 [1]手賀沼浄化対策事業)
			手賀沼船上見学会□手賀沼浄化対策事業)
			環境中調査□DXN類対策特別措置法の環境監視等) □
			特定事業所立入検査[[DXN類対策特別措置法の環境監視等] [
			浄化槽の適正管理指導
			公共用水域の監視
			水質汚濁防止法および湖沼水質保全特別措置法等の立入検査
			公共下水道(汚水)の整備
			水洗化の普及事業

②大気の保全		ı	◎ 上左の担人	
市内幹線通路周辺の交通語音等調査(又通語音等調査) 大気汚染的に比が立場を見ばい規定生施限) 大気が染めた。 本工水及び土壌の汚染対策 地下水及の調査、汚染防止対策 地大水のの調査、汚染防止対策 地大水のの調査、汚染防止対策 地大水のの調査、汚染防止対策 地大水のの調査、汚染防止対策 地大水のの調査、砂水ので助放対器等・利定 地大水のの可放対器等・利定 地大水ので開放対器等・利定 地大水ので開放対器等・利定 地村 地村 地村 地村 地村 地村 地村 地			②人気の保生	
大気汚染的正式の立人検査[日式・原発生施設] 大気産・経理 一般				国道6号及び16号の交通騒音等調査□交通騒音等調査)
大気常時監視 (元本) (元本) (元本) (元本) (元本) (元本) (元本) (元本)				市内幹線道路周辺の交通騒音等調査口交通騒音等調査)
②地下水及び土壌の汚染対策 ④化学物質対策。放射線対策 ④化学物質対策。放射線対策 ④化学物質対策。放射線対策 松射線対策事業(給食) 私有地の空間放射等基本制定 空間線車の定期モニタリング 安安全・安心対策推進事業 松前線対策等業(結食) ③水極線の保金 日声からセドオー・ブの結構を含して、一方の結構・ビオトーブの活用・管理) 北域野部浸酵事業 (結会) 和報知時報達率第 松直発酵子業 松上投資が減率業 田室展示を必要を対策 日本に投資が減率を使用である。 日本に対する場合を表して、大会技術が減率を使用である。 日本に対する場合を表して、大会技術が関連を発達する。 日本の理解を受けて、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対し				大気汚染防止法の立入検査□ばい煙発生施設)
②化学物質対策、放射報対策 総件の 学問を対解表 総合 数有能の 学問を持続 数有能の 学問を対解表 数有能の 学問を対解表 数有能の 学問を対解表 数有能の 学問を対解表 数相線 対策主義 数相缘 対策主 数相缘 対策主 数相缘 対策主 数相缘 対策 数相缘 対 数相缘				大気常時監視
				地下水汚染の調査,汚染防止対策
			④化学物質対策,放射線対策	放射線対策事業(給食)
				私有地の空間放射線量率測定
数計解対策事案 (結会) ②水循環の保全				空間線量の定期モニタリング
②示義環の保全 ②原葉英化、不法投業対策 ②原葉英化、不法投業対策 「在決業対策事業 「は、始て等防止事業 産業廃業物不決投業監視事業 産業廃業物不決投業監視事業 産業廃業物不決投業監視事業 産業廃業物不決投業監視事業 安置を受ける。 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田				食の安全・安心対策推進事業
一切				放射線対策事業 (給食)
●職策美化、不达投業対策			⑤水循環の保全	名戸ヶ谷ビオトープ自然観察会□湧水・ビオトープの活用・管理)
近い格で等助止事業 産業廃業物不法投票監視事業 産業廃業物の過度者指導監督事業 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中国				流域貯留浸透事業
			⑥環境美化,不法投棄対策	不法投棄対策事業
				ぼい捨て等防止事業
使用溶自動車処理業者指準監督事業 PCB廃棄物の適正保管及び処理を推進する事業 上砂等の塊立等の規制条例 6 国プロジェクト(ROKKOKU PROJECT) 公書音情処理 公共下水道(雨水)の整備 加、景観の向上 「砂球の創出・保全・活用 加、景観の向上 「砂球の創出・保全・活用 加・保全・活用 加・保全・表別 一・保全・事業 (人材育成) カシニワ制度の登録推進口市民との協働による緑化・保全・事業) 一・保全・事業の必要は他・保全・事業の必要を発生進口・による緑化・保全・事業の必要が表別 のカシニワ制度の登録推進し市民との協働による緑化・保全・事業) 加・保全・事業の必要が表別 加・保全・事業の必要が表別 による緑化・保全・事業の必要が表別 加・保全・事業の必要が表別 による緑化・保全・事業の必要が表別 加・保全・事業の必要が表別 による緑化・保全・事業の必要が表別 の による緑化・保全・事業の表別 の による様による様による様による様による様による様による様による様による様による様				産業廃棄物不法投棄監視事業
P C B 廃棄物の適正保管及び処理を推進する事業				産業廃棄物処理業者指導監督事業
上砂等の埋立等の規制条例 6国プロジェクト (ROKKOKU PROJECT) 公書苦情処理				使用済自動車処理業者指導監督事業
上砂等の埋立等の規制条例 6国プロジェクト (ROKKOKU PROJECT) 公書苦情処理				PCB廃棄物の適正保管及び処理を推進する事業
②近隣公害対策 公害苦情処理 公共下水道 (雨水) の整備				
②近隣公害対策 公害苦情処理 公共下水道 (雨水) の整備				
3 快適環境 3-1 練と潤いの創出・保全・活用 施設の緑化口緑化推進事業) はのカーテン口緑化推進事業) 緑のカーテン口緑化推進事業) はのカーテン口緑化推進事業) 村リフレッシュ公園整備事業 たぶくろ池と園整備事業 たいぶくろ池と園整備事業 有地区画整理地内公園整備事業 公園整備事業 公園を備事業 公園整備事業 公園を備事業 会園を備事業 公園を備事業 会園をの管理立公園管理事業) 市民との協働による緑化・保全事業) 景観普及啓発 生活環境の整備公園・緑地・オープンスペースの確保(フクションプランの推進事業) 生活環境の整備公園・緑地・オープンスペースの確保(フクョンプランの推進事業) 市民との協働による緑化・保全事業口材育成) カンニワ制度の登録推進口市民との協働による緑化・保全事業) 製光情報等の提供事業 手賀沼観光振興事業 P R活動(こんぶくろ池公園管理事業) 主智沼・エコマラソン大会 ②自然や農業を核とした人の交流の活性化 生物多様性関連事業口環境ステーション事業)			⑦近隣公害対策	
3 + 快適環境 出 , 景観の向上				
日本の	3 快適環境		①緑の創出・保全・活用	
緑の羽根募金(緑化推進事業) 柏リフレッシュ公園整備事業 こんぶくろ池公園整備事業		出,景観の向上		
柏リフレッシュ公園整備事業 こんぶくろ池公園整備事業 白北部区画整理地内公園整備事業 白北部区画整理地内公園整備事業 公園整備事業 公園整備事業 公園内の管理口公園管理事業) 市民との協働による緑化・保全事業 (人材育成) カシニワ制度の登録推進口市民との協働による緑化・保全事業) 景観普及啓発 生活環境の整備 公園・綾地・オーブンスペースの確保 (アクションブランの推進事業) 市民との協働による緑化・保全事業 (人材育成) カシニワ制度の登録推進口市民との協働による緑化・保全事業 (人材育成) カシニワ制度の登録推進口市民との協働による緑化・保全事業 (人材育成) カシニワ制度の登録推進口市民との協働による緑化・保全事業 (人材育成) カシニワ制度の登録推進口市民との協働による緑化・保全事業 (人材育成) カンニワ制度の登録推進口市民との協働による緑化・保全事業 (人材育成) カンニワ制度の登録推進可市民との協働による緑化・保全事業 (人材育成)				
こんぶくろ池公園整備事業 柏北部区画整理地内公園整備事業 高柳西側区画整理地内公園整備事業 公園整備事業 公園整備事業 公園整備事業 公園整備事業 公園を備事業 公園を備事業 公園のの管理口公園管理事業 市民との協働による緑化・保全事業 (人材育成) カシニワ制度の登録推進口市民との協働による緑化・保全事業 全活環境の整備 全活環境の整備 公園・海地・オープンスペースの確保 (アクションブランの推進事業) 市民との協働による緑化・保全事業 (人材育成) カシニワ制度の登録推進口市民との協働による緑化・保全事業 「中民との協働による緑化・保全事業 報光情報等の提供事業 手賀沼親光振興事業 早稲親光振興事業 早稲親、北振興事業 早稲朝(こんぶくろ池公園管理事業) 手賀沼エコマラソン大会 ②自然や農業を核とした人の交流 佐物多様性関連事業口環境ステーション事業				
柏北部区画整理地内公園整備事業 高柳西側区画整理地内公園整備事業 公園整備事業 公園整備事業 公園整備事業 公園内の管理□公園管理事業 市民との協働による緑化・保全事業 (人材育成) カシニワ制度の登録推進□市民との協働による緑化・保全事業 生活環境の整備 公園・緑地・オープンスペースの確保 (アクションブランの推進事業) 市民との協働による緑化・保全事業□人材育成 カシニワ制度の登録推進□市民との協働による緑化・保全事業 ・				
高柳西側区画整理地内公園整備事業 公園整備事業 公園内の管理口公園管理事業) 市民との協働による緑化・保全事業 (人材育成) カシニワ制度の登録推進口市民との協働による緑化・保全事業) 景観普及啓発 3-2 土地の適正な 利活用 ①土地の荒廃地化防止策の検討 公園・緑地・オーブンスペースの確保 (アクションプランの推進事業) 市民との協働による緑化・保全事業 (人材育成) カシニワ制度の登録推進口市民との協働による緑化・保全事業) 利活との協働による緑化・保全事業 (人材育成) カシニワ制度の登録推進口市民との協働による緑化・保全事業) 銀光情報等の提供事業 手賀沼観光振興事業 PR活動 (こんぷくろ池公園管理事業) 手賀沼エコマラソン大会 ②自然や農業を核とした人の交流 の活性化				
公園整備事業 公園内の管理□公園管理事業) 市民との協働による緑化・保全事業 (人材育成) カシニワ制度の登録推進□市民との協働による緑化・保全事業) ②水と緑を活かした景観の形成 景観普及啓発 生活環境の整備 公園・緑地・オープンスペースの確保 (アクションブランの推進事業) 市民との協働による緑化・保全事業 □人材育成) カシニワ制度の登録推進□市民との協働による緑化・保全事業) のおといる場合による緑化・保全事業 □人材育成) カシニワ制度の登録推進□市民との協働による緑化・保全事業) 観光情報等の提供事業 手賀沼観光振興事業 PR活動(こんぷくろ池公園管理事業) 手賀沼エコマラソン大会 ②自然や農業を核とした人の交流 の活性化 生物多様性関連事業□環境ステーション事業)				
公園内の管理口公園管理事業				
市民との協働による緑化・保全事業 (人材育成) カシニワ制度の登録推進口市民との協働による緑化・保全事業) ②水と緑を活かした景観の形成 景観普及啓発 生活環境の整備 公園・緑地・オープンスペースの確保 (アクションブランの推進事業) 市民との協働による緑化・保全事業 (人材育成) カシニワ制度の登録推進口市民との協働による緑化・保全事業) 観光情報等の提供事業 手賀沼観光振興事業 PR活動 (こんぶくろ池公園管理事業) 手賀沼エコマラソン大会 ②自然や農業を核とした人の交流 の活性化 生物多様性関連事業口環境ステーション事業)				
カシニワ制度の登録推進 □市民との協働による緑化・保全事業) ②水と緑を活かした景観の形成 景観普及啓発 3-2 土地の適正な 利活用 ①土地の荒廃地化防止策の検討 生活環境の整備 公園・緑地・オープンスペースの確保 (アクションプランの推進事業) 市民との協働による緑化・保全事業 □人材育成) カシニワ制度の登録推進 □市民との協働による緑化・保全事業) 観光情報等の提供事業 手賀沼観光振興事業 PR活動 (こんぶくろ池公園管理事業) 手賀沼エコマラソン大会 ②自然や農業を核とした人の交流 の活性化 生物多様性関連事業 □環境ステーション事業)				
②水と緑を活かした景観の形成 景観普及啓発 3-2 土地の適正な利活用 ①土地の荒廃地化防止策の検討 (アクションプランの推進事業) 市民との協働による緑化・保全事業①人材育成) カシニワ制度の登録推進□市民との協働による緑化・保全事業) 3-3 環境資源の活用 ①環境資源の情報整備・発信 (アクションプランの推進事業) 市民との協働による緑化・保全事業) 3-3 環境資源の情報整備・発信用 観光情報等の提供事業 手質沼観光振興事業 P R 活動(こんぶくろ池公園管理事業) 手質沼エコマラソン大会 ②自然や農業を核とした人の交流の活性化 生物多様性関連事業□環境ステーション事業)				
3-2 土地の適正な ①土地の荒廃地化防止策の検討			②水と緑を活かした畳観の形成	
利活用		3-2 土地の適正な		
(アクションプランの推進事業) 市民との協働による緑化・保全事業団人材育成) カシニワ制度の登録推進団市民との協働による緑化・保全事業) 3-3 環境資源の活 用 ②自然や農業を核とした人の交流 の活性化 (アクションプランの推進事業) 市民との協働による緑化・保全事業) 観光情報等の提供事業 手賀沼観光振興事業 といぶくろ池公園管理事業) 手賀沼エコマラソン大会 を物多様性関連事業団環境ステーション事業)			© Trans Mayor dialog Trans (Va)	
カシニワ制度の登録推進口市民との協働による緑化・保全事業) 3-3 環境資源の活				
3-3 環境資源の活 用				市民との協働による緑化・保全事業□人材育成)
用				カシニワ制度の登録推進口市民との協働による緑化・保全事業)
P R活動 (こんぶくろ池公園管理事業) 手賀沼エコマラソン大会 ②自然や農業を核とした人の交流 の活性化 生物多様性関連事業□環境ステーション事業)			①環境資源の情報整備・発信	観光情報等の提供事業
手賀沼エコマラソン大会 ②自然や農業を核とした人の交流 の活性化 生物多様性関連事業□環境ステーション事業)				手賀沼観光振興事業
②自然や農業を核とした人の交流 の活性化 生物多様性関連事業口環境ステーション事業)				PR活動 (こんぶくろ池公園管理事業)
の活性化 生物多様性関連事業は環境スプージョン事業)				手賀沼エコマラソン大会
手賀沼アグリビジネスパーク事業□都市農業活性化推進事業)				生物多様性関連事業口環境ステーション事業)
				手賀沼アグリビジネスパーク事業□都市農業活性化推進事業)

4 地球環境 4-	-1 低炭素ライフ	①市民・事業者への啓発・支援	地域ウォークの推進
^	への転換		環境保全協定
			環境保全協議会
			地球温暖化対策関連事業□環境ステーション事業)
			自動車台数調査□低公害車普及促進事業)
			エコドライブの啓発活動□低公害車普及促進事業)
			在市エコアクションプラン
			緑のカーテン普及促進(市民)
			かしわ環境フェスタ
			柏市エコハウス促進総合補助金
			フットパス事業
			環境学習の推進
			COOL CHOICEの推進
			柏市建築物環境配慮制度に関する事務事業
			理科支援事業
			環境学習実践事例集
			啓発活動口環境に配慮した水道事業運営)
		②新規分野への取組の拡大	日元11割日休売に出慮した小足事未足日)
4-	-2 低炭素まちづ	①拠点の省エネルギー化	省エネ行動の推進
<	くりの推進		低公害車の導入(資産管理課)
			豊四季保育園整備事業
			土地貸し、屋根貸し
			柏市公共施設等低炭素化指針
			電力の調達に係る環境配慮契約
			第二清掃工場運転管理委託
			柏市商工団体共同施設設置等補助金(街路灯電気料等補助を含む)
			柏駅西口北地区市街地再開発事業
			中心市街地活性化事業
			小学校トイレ改修事業
			中学校トイレ改修事業
			屋内運動場長寿命化改良工事
			田中小学校校舎建替事業 (設計)
			柏第三小学校校舎増築等事業 (設計)
			柏の葉小学校校舎増築事業 (設計)
			(仮称) 柏北部東地区新設小学校整備事業(設計)
			校舎長寿命化改良事業
			低公害車の導入
		②移動支援とネットワークの	柏駅周辺まちづくり10ヵ年計画に基づく事業
		充実	乗合ジャンボタクシー運行補助事業
			予約型相乗りタクシー「カシワニクル」運行事業
			自転車通行環境整備事業
			レンタサイクル事業
	-3 適応策を含め た新たな取組の検	①気候変動適応策の検討・実施	防災気象情報に関する事業
	こ新にな取組の検 寸・実施		感染症予防事業
			健康危機管理事業
			柏市グリーン購入調達方針
			ヒートアイランド現象対策

第4節 環境マネジメントシステムの推進

I 柏市の取り組み

1 環境マネジメントシステムの概要

(1) ISO14001認証取得

市は、環境の保全・創造施策の推進をより効果的なものにするため、また、行政が、率先して継続的な環境保全と改善に取り組むため、平成13年3月2日に、環境マネジメントシステム(以下システムという)の国際規格であるISO14001の認証を取得しました。

(2) ISO14001認証返上

平成20年2月に外部審査機関による定期審査を受け、改善指摘事項はなく規格に基づくシステムが適正に運用されていることを受け、平成20年3月末をもって、ISO14001の認証を返上しました。

(3) 独自の環境管理システム

平成20年度4月より,適用範囲を市内の市立学校を含めた全施設を対象として,独自の環境管理システム (Kashiwa Environmental Management System: KEMS) を構築し,運用を開始しました。

KEMSの主な特徴は、文書管理などの簡略化、専門知識を有する市民、事業者による外部監査の実施が上げられます。

2 庁内の体制

KEMSを確立し,推進するために,次の組織を設置しています。

(1) 環境管理総括者(市長)

システムの総責任者として,環境方針の策定やシステムの見直しなどを行います。

(2) 環境管理副総括者(副市長)

総括者を補佐し、総括者に事故があるとき又は総括者が欠けたときにその職務 を代理します。

(3) 環境管理責任者(環境部長)

システムの運用責任者として,環境目的及び環境目標の決定やシステムの維持管理を行います。

(4) 地球温暖化対策推進本部

第二期柏市地球温暖化対策計画の推進及び柏市エコアクションプランの目標達成を図るため、柏市地球温暖化対策推進本部を設置します。副市長を本部長、環境部長を副本部長とし、構成員は各部局長等とします。所掌事務は、柏市エコアクションプランの目標達成のために必要な事項、第二期柏市地球温暖化対策計画の推進・検討に関すること、柏市公共施設等低炭素化指針の推進・検討に関すること、職場表彰審査に関すること等です。

(5) 外部監査チーム

外部監査は,環境マネジメントシステムに精通する市内事業者や市民で組織し, システムが適切に運用され,かつ効果的に機能していることを監査します。

令和元年度は,環境審議会委員1名及び有識者2名に依頼しました。

(6) 環境管理事務局

システムを確立、管理するため、必要な調査及び検討等を行います。事務局長には環境政策課長を充て、環境政策課で庶務を処理します。

(7) 環境管理プロジェクトチーム

各環境管理実行部門内における環境管理実務の総合調整等を行います。

3 教育・訓練実施状況

システムを推進するために、各所属職員、委託業者従業員及び特定業務従事者に対し職場研修を実施しました。

4 外部環境監査実施状況

柏市環境管理システムが,適切に実施,維持されているかを外部の監査員の監査 を受けました。

外部環境監査は、環境審議会委員1名及び有識者2名により、実施されました。 令和元年度の外部環境監査の結果は、次のとおりです。

	中央党員はの相不は、次のとおりてす。
項目	内容
監査日	令和2年2月12日(水)
監査の目的	KEMS規定事項の適切な実施と有効性,環境負荷低減の進捗,前
	回外部監査指摘事項の改善状況、システムの改善の必要性などの確
	認
意見及び提言	今回のKEMS外部環境監査は、聴取監査3部署(商工振興課、
	環境政策課,産業廃棄物対策課)及び現地監査2か所(西原保育
	園、柏の葉中学校)において、監査の目的に沿って確認を行うとと
	もに、各部署の事業や業務と環境改善のかかわりや、法的要求事項
	遵守状況、行政機関として市民への環境マインド、環境配慮行動に
	ついての働きかけの聴取を行いました。事前のKEMS外部監査説
	明会において、環境基本計画及びその他環境配慮施策の進捗状況や
	環境負荷の継続的改善への寄与が、より明確に把握できるようにシ
	ステム及び運用の改善への提言のご希望をいただきましたので、特
	に環境政策課(環境管理事務局)につきましては、そのような観点
	を主として監査を行いました。
	1. 商工振興課
	主な業務として、市内13000社の商工業事業者に対して色々
	なバックアップをしている部署です。
	平成30年度事務事業登録については「観光情報等の提供事業」
	「手賀沼観光振興事業」「柏市商工業団体共同施設設置等補助金」
	の 3 件を登録しており, うち 2 件においては目標達成されていま
	す,「柏市商工業団体共同施設設置等補助金」についても令和元年
	度末には達成見込みができているとのことです。
	課内での環境活動については、昼休み中の消灯、4階までの階段
	利用及び「ゴミゼロ運動」に職員が参加されています。また、農政
	課と連携して収穫体験への参加もされています。

商工業・観光事業者に対する環境関連については、「道の駅しょうなん」リニューアル工事に伴い事業者と連携して省エネ対策等検討しています。

評価できる事項は以下のとおりです。

SDGsのブースを設置して市民への啓発をしているところは評価いたします。

提言事項は以下のとおりです。

課内の環境活動を文書に記録してください。

2. 環境政策課(環境管理事務局)

前回監査の提言8項目については、全6部署においてご対応をいただき、4項目について対応を完了し、4項目は着手済であることを確認しましました。

KEMSのシステム構築及び運用状況について確認結果をPDCAの各段階に分けて、以下に記載します。

2. 1 計画 (P)

計画については、事務局が行政改革推進課の行政評価システムに 登録されている事務事業から「柏市環境基本計画(第三期)」及び主 な関連計画(「第二期柏市地球温暖化対策計画」など)に係る事業 を抽出して「KEMS事務事業一覧表」を作成し、各部署がこれに 追加変更を行うシステムを運用しています。

環境基本計画では4つの分野別に基本目標と基本方針を定めており、各分野の進捗状況を図る指標として関連する計画や代表的事業の目標値を代表的指標に示しています。「平成30年度KEMS事務事業一覧表」を見ると、代表的指標である4項目のうち3項目が、「KEMS事務事業一覧表」に登録されていません。「柏市環境基本計画(第三期)」と「KEMS事務事業一覧表」の連動性が不十分であることが考えられます。

また、行政評価システムは業務合理化の観点から運用されている ため、環境基本計画に関連する事業が必ずしも登録されない場合が あります。「KEMS事務事業一覧表」と「柏市環境基本計画(第 三期)」の連動性を向上させるために、行政評価システムから事業 を抽出した後に、関連する事業の登録漏れを確認することが望まれ ます。

「令和元年度KEMS事務事業一覧表」の提示をお願いしましたが、提示がなく、内容の確認ができませんでした。システム変更を検討している為、作成が遅れているとのことですが、年度残り2か月を切っても計画がでていない状況であり、PDCAが回るようにタイムリーに計画策定を行うことが望まれます。

2. 2 実行(D)

実行については、「平成30年度KEMS事務事業一覧表」によ

り、登録事業120項目中、目標達成が85項目、未達成が34項目、達成率が71%であり、概ね計画に沿って実施されていることを確認しました。

2, 3 評価(C)

評価については、「平成30年度KEMS事務事業一覧表」の目標未達成項目の「KEMS事務事業目標未達事由報告書」をサンプリングで確認しましたが、「大気常時監視」については未決裁とのことで、確認できませんでした。発生後、約1年が経過していますのでタイムリーな運用が望まれます。

2. 4 改善(A)

改善については、「平成30年度KEMS事務事業一覧表」において、前年度の実績が大幅に目標を達成しているにもかかわらず、目標の見直しが行われておらず、継続的改善への取組が不足している例(谷津田の保全協定締結率)が見受けられました。

その他の事項については,以下の評価できる事項及び提言事項に 個別に記載します。

評価できる事項は以下のとおりです。

ア システムの継続的改善

・環境基本計画及びその他環境配慮施策の進捗状況や環境負荷の継続的改善への寄与が、より明確に把握できるようにシステム改善の検討が行われ、システム見直しの際には、SDGsの観点の導入も検討されるとのことです。

イ 市民等の啓発

- ・温暖化対策等の啓発として、エコライフ講座、エコドライブ啓発、緑のカーテン普及促進、かしわ環境フェスタなどにおいて、具体的目標を設定して種々の取組を幅広く実施しています。
- ・広報かしわに市民向けにクールチョイスの一面記事を掲載しています。

ウ職場表彰

・令和元年度は沼南第2庁舎の高効率空調機,停電対応型ガスコージェネレーションの導入及び照明のLED化が,評価されて表彰され,全庁掲示板により周知されていて良好です。

提言事項は以下のとおりです。

ア 前回外部監査指摘事項への対応

- ・年度末に対応状況(完了,着手,未着手)の確認を行っていますが,着手,未着手の項目については,PDCAの有効性改善の為, 完了予定を記録してフォローアップを行うことを推奨します。
- ・フォローアップの確認結果を「KEMS外部監査報告書への対応」(資料2-2)に記載して頂きますようお願いします。
- イ 「柏市環境基本計画(第三期)」及び主な関連計画と「KEMS 事務事業一覧表」の連動性の改善

- ・「KEMS事務事業一覧表」作成時に行政改革推進事務事業からの抽出後,主な関連計画の重要な環境指標の登録漏れを確認することが望まれます。
- ・上記の登録漏れがある場合は担当部門に「KEMS事務事業一覧表」への登録を依頼することが望まれます。
- ・もう一つの改善方法としては、行政改革推進事務事業登録に頼らず、KEMS独自に主な関連計画から直接に重要な環境指標を抽出してはいかがでしょうか。

ウ タイムリーなシステム運用

- ・システム変更を検討中の為,「令和元年度KEMS事務事業一覧表」が監査時点で未完成ですが,システム変更とシステム運用は切り離して考え,システム変更を適用する年度までの運用は従来システムに基づき,従来のサイクルでPDCAを回すように運用されることを推奨します。
- エ 法的要求事項の周知と管理
- ・KEMS本編 第5章 2. 管理対象に「水銀使用産業廃棄物」と「PCBの処分期限」が追加されていますが、「法的要求事項登録票」に追加されていません。追加するようにお願します。
- ・「法的要求事項登録票」の実施状況では実施もしくは未実施と報告しているが、遵守状況を明確化する為、法的要求事項に該当しない場合の報告は「該当なし」と記載し、該当するのに実施していない場合は「未実施」と記載されることを推奨します。

以上ですが、事務局の方々には、他部署監査時も含め終始真摯に 対応していただきましたことに感謝いたします。

3. 産業廃棄物対策課

主な業務は,不法投棄,処理業者,使用済み自動車解体業者, PCB 関連, 土砂埋め立てに関することです。

KEMS事務事業に登録している事業について内容を確認しました。概ね良好です。

評価できる点は以下の通りです。

ア 産業廃棄物不法投棄監視事業は、監視パトロールを公用車で3 人から4人で毎日行っていて、土曜日、日曜日も必要に応じて行っ ています。また県内初ドローンで見回りを行い、目標値にも達して います。消防署で購入したのを借りているためへリコプター(1回 あたり200万円)に比べ予算削減にもなっています。

イ PCB 廃棄物に関わる立ち入り検査は、設置している事業者に訪問し知識が無い方もいて説明、説得させることに苦労しているとのことです。わかりやすく丁寧に説明を続けています。

提言事項は以下の通りです。

ア 産業廃棄物優良業者の公表など市民や関係事業者にわかりやすく情報提供の方法を検討してみてください。

イ PCB 廃棄物の処理措置が必要な事業者には、処理期限の周知を もれのないように行ってください。

4. 西原保育園

昭和52年開園,職員43名 園児142名が在籍し,7時から19時まで開園しています。

KEMS 取り組みについては、概ね良好です。

評価できる点は以下の通りです。

ア 環境管理推進委員の研修報告より職員に周知,指導をされています。

エアコンの温度設定や裏紙使用の表示もきちんとされています。遮 光カーテンを取り付け、室温への工夫をしています。ゴミ分別もき ちんとされて環境への意識が高い部署と感じられました。

また、独自の活動としてゴーヤカーテンを5歳児が植え付けや実の収穫をしています。ジャガイモ、さやいんげんを栽培し園児たちに自然環境についての教育がされています。

5. 柏の葉中学校

本校の特徴は、隣接する柏の葉小学校と小中連携教育を行っていることであり、両校の校舎は屋内連絡橋でつながっており、プール、体育館、給食施設などを両校で共用しています。小学校の生徒数が急増したため、小学校4クラスが中学校の校舎内の教室を使用しているとのことでした。

教育は英語学習が盛んに行われています。また、各教室にはプロジェクターが100%設置されており、タブレットを利用した ICT 学習を取り入れています。

評価できる事項は以下のとおりです。

ア 環境教育

- ・環境教育に ESD の観点を取り入れ, 学年, 教科(理科, 社会, 保健体育等)を定めて年間指導計画に入れて環境教育を実施しています。
- ・2年生の林間学校における農村体験などの自然体験活動を学習に取り入れています。

イ 化学物質管理

・理科実験で使用する劇物について, 医薬用外劇物の表示を行い施 錠できる保管庫内に保管し, 帳簿を作成して在庫量を管理していま す。保管劇物の安全データシート(SDS)を設置し, 使用後の廃 液は中和処理後に放流していることを確認しました。適切に化学物 質が管理されています。

ウ 環境配慮設備

- ・屋上に太陽光発電設備(売電)と壁面にも太陽光発電設備(停電時校内使用)+蓄電池を設置しています。
- ・全灯 L E D を使用し、階段、トイレは人感センサーが設置され節 電が図られています。
- ・水道栓に節水コマが設置され、散水は雨水を利用するなど、節水が図れています。

提言事項は以下のとおりです。

新設校で未だ教職スタッフも十分ではないとのことでしたが、体制を整え、教育内容にSDGsの観点の取入れや、ユネスコスクール登録なども検討していただきますようお願いします。

Ⅱ 柏市内事業所の取組

以下の事業所が I S O 1 4 O O 1 及びエコアクション 2 1 の認証を取得して、環境配慮に取り組んでいます。

(1) I S O 1 4 0 0 1 [(財) 日本適合性認定協会 (J A B) ホームページより検索]

No.	取得年月	事業所名	所在地	産業分類
1	1997年 8月	住友林業 株式会社 柏支店	末広町14-1	農業,林業,漁業,化学薬品,化学製品 及び繊維,建設
2	1998年12月	東洋 ガラス 株式会社千葉工場	新十余二1-1	非金属鉱物製品
3	1999年12月	東洋鋼鈑グループ 柏センター	新十余二6番1号	基礎金属,加工金属製品,機械、装置
4	2000年 3月	イチカワ 株式会社 柏工場	柏市根戸200番地	織物,繊維製品
5	2000年12月	高松建設 株式会社 千葉支店	旭町1-2-1	建設,装置
6	2001年 2月	株式会社 髙島屋 柏店	末広町3-16	卸売業,小売業,並びに自動車,オート バイ,個人所持品及び家財道具の修 理業
7	2001年 7月	イオンクレジットサービス 株式会社 柏支店	柏市末広町5番19号 第12関ロビル6階	金融,保険,不動産,賃貸
8	2001年 8月	イオンマーケット 株式会社 豊四季店	柏市豊四季台4-1- 103-113	卸売業,小売業,並びに自動車,オート バイ,個人所持品及び家財道具の修 理業
9	2002年 7月	株式会社 東京設計事務所 東葛飾事務所	亀甲台町1-6-2	エンジニアリング,研究開発
10	2002年11月	株式会社 ヒメノ 東京本社 通信部 柏事 務所	豊四季269-71	建設
11	2002年12月	都機工 株式会社 柏支店	大山台1-4-12	卸売業,小売業,並びに自動車,オート バイ,個人所持品及び家財道具の修 理業
12	2002年12月	株式会社 稲葉製作所 千葉営業所	金山1000番地	基礎金属,加工金属製品
13	2003年 2月	浮ヶ谷グループ 浮ヶ谷興産 有限会社	豊四季字笹原379-6	輸送,倉庫,通信,金融,保険,不動産、 賃貸,その他社会的・個人的サービス
14	2003年 8月	パウダーテック 株式会社 本社・柏工場	十余二217番地	化学薬品,化学製品及び繊維,基礎金属,加工金属製品
15	2004年 2月	KDDI 株式会社	大青田750	輸送,倉庫,通信
16	2004年 9月	新日本建設 株式会社 北関東支店	あけぼの4-1-3	建設,エンジニアリング,研究開発
17	2004年12月	旭化成アドバンス 株式会社 柏 P・D・C	十余二庚塚276	ゴム製品,プラスチック製品,卸売業,小売業,並びに自動車,オートバイ,個人所持品及び家財道具の修理業
18	2005年 7月	ナガセテクノサービス 株式会社 商品センター	十余二337	輸送,倉庫,通信

19	2005年 9月	摂津金属工業 株式会社 沼南工場	風早2-2-7	基礎金属,加工金属製品
20	2005年 9月	株式会社 花園サービス	松ヶ崎576	その他社会的・個人的サービス
21	2005年10月	和研薬 株式会社 株式会社 薬研社 柏営業所	根戸386-15	機械,装置,卸売業,小売業,並びに 自動車,オートバイ,個人所持品及び家 財道具の修理業
22	2005年11月	フルタカ電気 株式会社 東関東物流センター		卸売業,小売業,並びに自動車,オート バイ,個人所持品及び家財道具の修 理業
23	2006年 1月	兼松サステック 株式会社 技術ソリューション部	柏の葉五丁目4-6 東葛テクノプラザ406	木材,木製品,建設
24	2006年 3月	株式会社 合人社計画研究所 柏営業所	柏 6-1-1	建設,エンジニアリング,研究開発,その他専門的サービス
25	2006年 4月	千代田鉱砕 株式会社	風早2-3-6	再生業
26	2006年 5月	株式会社 アクト・ツーワン 柏支店	柏3-9-21	再生業,建設
27	2008年 9月	テイケイ 株式会社 柏支社	末広町5-1	その他専門的サービス
28	2008年 9月	リバーホールディングス 株式会社 メタルリサイクル 株式会社 (MR)千葉営業 所	風早1-9-3	再生業,その他社会的・個人的サービス
29	2009年 2月	SOMPO ビジネスソリューションズ 株式会 社 株式会社 アオキオートサービス		卸売業,小売業,並びに自動車,オート バイ,個人所持品及び家財道具の修 理業
30	2009年 4月	国立大学法人 千葉大学 柏の葉キャンパス	柏の葉6-2-1	教育
31	2009年 6月	日西物流 株式会社 千葉営業所	東1-2-44	輸送,倉庫,通信
32	2009年 9月	日本総合住生活 株式会社 千葉北支店	豊四季台2-1-105-101	建設,金融,保険,不動産,賃貸
33	2010年 2月	岡本硝子 株式会社	十余二380	非金属鉱物製品,電気的及び光学的 装置
34	2010年11月	協和工業 株式会社 千葉事業所	風早1丁目10-11	建設
35	2010年12月	株式会社 ボイス 柏厚生総合病院	篠籠田617	その他専門的サービス
36	2011年 3月	株式会社 東栄住宅 柏営業所	根戸482-8	建設
37	2012年 7月	京葉興業 株式会社 有限会社 いなり建 設 京葉興業 株式会社	増尾4-11-11	建設
38	2013年 5月	昱 株式会社 東葛営業所	豊四季341	建設,その他社会的・個人的サービス
39	2015年 7月	日立造船 株式会社 機械事業本部	新十余二11	機械,装置

40	2016年12月	株式会社 伊藤園 柏支店		卸売業,小売業,並びに自動車,オート バイ,個人所持品及び家財道具の修 理業
41	2017年12月	株式会社 日立製作所 ビルシステムビジネスユニット 東関東支社	柏4-8-1	機械,装置

(2) エコアクション21

[(財)持続性推進機構(IPSuS) ホームページより検索]

エコアクション21は「環境マネジメントシステム」の規格で、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づく、事業者のための認証・登録制度です。

No.	取得年月	事業所名	所在地	産業分類
1	2004年11月	柏プラネット(柏市廃棄物処理業協業組合, 株式会社エコプラザ)	新十余二7-8	廃棄物処理・リサイクル業
2	2004年11月	柏市再生資源事業協業組合	十余二348-212	廃棄物処理・リサイクル業
3	2007年 7月	㈱遠藤製作所	高田1116-43	金属 · 加工金属製品等製造業
4	2007年12月	山本産業㈱	大青田380-383	廃棄物処理・リサイクル業
5	2010年 7月	ALL 保険プラザ㈱	北柏3-5-4	金融業·保険業
6	2010年 9月	㈱キーストンインターナショナル	逆井13-27	卸売業·小売業
7	2011年 4月	㈱大山清運	松ヶ崎363-1	廃棄物処理業・リサイクル業
8	2011年 7月	㈱アゼータ柏	松葉町7-34-1	卸売業·小売業
9	2012年 4月	㈱ヒートテック	豊上町14-6	機械·装置等製造業
10	2017年 3月	伊藤ハム株式会社 加工食品事業本部 生 産本部	根戸1-3	食品・飲料・たばこ等製造業
11	2019年 7月	株式会社アールズファクトリー	柏市十余二230-14	廃棄物処理・リサイクル業

(3) KES [特定非営利活動法人KES環境機構ホームページより検索]

KESは「環境マネジメントシステム」の規格で、「京(みやこ)のアジェンダ21フォーラム」が策定した「環境マネジメントシステム・スタンダード」に基づく、中小企業に取り組みやすい認証・登録制度です。

No.	取得年月	事業所名	所在地	産業分類
1	2008年 1月	㈱ナノテック	高田1064	金属の表面研磨処理加工

第5節 推進体制

1 柏市環境審議会

柏市環境基本条例に基づき、柏市環境審議会を設置しています。

組織は、学識経験者6名、市民6名(市民団体の代表者を含む。以下同じ。), 農業団体、商工業団体及び市内事業所の代表者6名、計18名の委員で構成します。

2 市民参加の促進

(1) 柏市環境審議会

柏市環境審議会委員に市民6人を委嘱し、市民意見の環境保全施策等への反映を図っています。

(2) 名戸ヶ谷ビオトープを育てる会

名戸ヶ谷ビオトープを育てる会は、平成15年2月に発足し、市民が中心となり、多様な動植物が生息できる場とするとともに、生き物をとおして自然を学ぶ場となるよう様々な活動を行っています。

(3) 柏市地球温暖化対策条例の制定

条例の制定にあたり、市民との対話の機会として「ストップ!地球温暖化 意 見交換会」やシンポジウム等を開催し、その意見を条例に反映しました。

(4) NPO法人かしわ環境ステーション

南部クリーンセンターの中に、環境学習・研究や環境保全活動を行う市民・団体の交流の場として環境学習研究施設「かしわ環境ステーション」を整備しました。

平成17年8月には市民,大学等の研究者からなる「かしわ環境ステーション 運営協議会」が設立され、環境ステーションの運営にあたっています。柏市では 「柏市環境基本計画」に基づいて、環境保全施策を実施してきましたが、これま での手賀沼の水質汚濁、排気ガスによる大気汚染、廃棄物の増加による生活環境 の悪化などの地域環境問題から地球温暖化対策や生物多様性対策などの地球環境 問題へ重点施策が変遷してきています。よって、平成22年に運営に係る基本的 な方針について、見直しを行い、平成23年から地球温暖化対策部会と生物多様 性部会の二部会で運営することとなりました。地球温暖化対策部会では地球温暖 化防止に関する施策の検討、生物多様性部会では自然観察会などの環境学習プロ グラムの提供などを行っています。

平成27年8月にNPO法人化し、「NPO法人かしわ環境ステーション」になりました。

(5) ストップ温暖化サポーター事業

市民と協働で温暖化対策を推進するために、平成21年度に市民からサポーターを公募し、市民が中心となって、柏市ストップ温暖化サポーター事業 (SOS事業)を行っています。

第4章 公害等に係る苦情相談

第1節 概況

本市によせられる公害苦情は、最近では工場を発生源とする産業型の公害苦情よりも、近郊の建設業系事業場やサービス業の店舗、家庭生活を発生源とする都市生活型の公害苦情が増加する傾向にあります。その一方で、大気汚染のダイオキシンについては、その毒性による健康被害が社会問題として大きな関心を持たれていることから、野焼き等のごみ焼却行為は減少傾向へ転じています。

本市では公害苦情処理にあたり、法令等の規制対象となっているものは規制・指導をしていますが、 そうでない場合についても、原因者に発生源の対策を講じてもらえるよう、よく説明して協力をお願いしています。

問題の解決にあたり、まずは当事者同士がよく話し合い、そして、市民一人一人が周りの人に迷惑をかけないよう気を配ることが大切です。

第2節 発生状況

1 年度別受付件数

令和元年度中に本市によせられた公害苦情は104件ありました。公害の種類別に苦情の件数をみると、騒音40件(38.5%)、大気汚染29件(27.9%)、悪臭28件(26.9%)の順となっています。

公害苦情受付件数の年度別推移

(単位:件)

種	年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
	大気汚染	9 6	7 7	7 6	3 4	3 5	2 9
-#1	水質汚濁	7	6	1 1	6	4	3
典型	土壌汚染	0	0	0	0	0	0
7	騒音	7 2	5 9	7 2	5 3	4 4	4 0
公害	振動	6	9	1	7	7	4
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0
	悪臭	5 3	2 9	1 9	2 7	2 0	2 8
Ì	典型7公害以外	1 9	1 1	0	0	0	0
	合計	253	191	179	1 2 7	1 1 0	104

2 業種別発生件数

令和元年度の公害苦情を不明を除いた業種別にみると、建設業が30件(28.8%)と最も多くなっています。

	公害の種類	典		型	7	公		害	その他	
業種	f·発生場所	大気 汚染	水質汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	苦情	合計
1	農業	2	0	0	0	0	0	0	0	2
2	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	建設業	4	0	0	23	2	0	1	0	30
6	製造業	1	0	0	2	1	0	2	0	6
7	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	運輸·通信業	0	0	0	1	0	0	0	0	1
9	卸売·小売業·飲食店	0	0	0	3	0	0	0	0	3
10	サービス業	4	0	0	4	0	0	1	0	9
11	公務	0	0	0	0	1	0	0	0	1
12	家庭生活	1	0	0	2	0	0	6	0	9
13	事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	道路	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	空地	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	公園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	神社•寺院等	1	0	0	1	0	0	0	0	2
18	その他	0	2	0	0	0	0	0	0	2
19	不明	16	1	0	4	0	0	18	0	39
	合計	29	3	0	40	4	0	28	0	104

3 用途地域別発生件数

令和元年度の公害苦情を用途地域別にみると、住居系の公害苦情が58件(55.8%)と最も多く、商業系が12件(11.5%)の順に公害苦情の件数が多くなっています。

	公害の種類	典		型	7	公		害	その他	
業種	業種·発生場所		水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	背	合計
	第一種低層住居専用地域	9	0	0	14	1	0	9	0	33
	第二種低層住居専用地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第一種層中高層住居専用地域	1	0	0	1	0	0	1	0	3
	第二種中高層住居専用地域	0	0	0	0	0	0	1	0	1
市街	第一種住居地域	2	0	0	8	2	0	6	0	18
化	第二種住居地域	0	0	0	1	0	0	0	0	1
区	準住居地域	1	0	0	1	0	0	0	0	2
域	近隣商業地域	1	0	0	1	0	0	0	0	2
	商業地域	0	0	0	7	0	0	3	0	10
	準工業地域	1	0	0	1	1	0	0	0	3
	工業地域	1	0	0	0	0	0	3	0	4
	工業専用地域	0	0	0	1	0	0	2	0	3
	市街化調整区域	11	3	0	3	0	0	2	0	19
	不明	2	0	0	2	0	0	1	0	5
	合計	29	3	0	40	4	0	28	0	104

4 月別受付件数

令和元年度の公害苦情を月別にみると、令和2年3月に受付けた公害苦情件数が13件(12.5%)と最も多くなっています。

	公害の種類	典		型	7	公		害	その他	
年·月		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	苦情	合計
平成31年	4月	1	0	0	2	0	0	3	0	6
	5月	2	0	0	6	0	0	4	0	12
	6月	4	0	0	3	1	0	3	0	11
	7月	1	0	0	7	1	0	1	0	10
△ 50	8月	2	1	0	2	1	0	2	0	8
令和元年	9月	3	0	0	3	0	0	3	0	9
	10 月	1	0	0	4	0	0	2	0	7
	11月	2	0	0	4	0	0	1	0	7
	12月	5	0	0	2	0	0	2	0	9
	1月	1	0	0	0	1	0	1	0	3
令和2年	2月	1	2	0	4	0	0	2	0	9
	3月	6	0	0	3	0	0	4	0	13
合	計	29	3	0	40	4	0	28	0	104

第3節 処理状況

本市では、柏市環境保全条例に基づき公害苦情の相談を受付しており、公害苦情受付後、早急に現地調査・事情聴取等を行い、状況の把握とともに適切な指導・助言に努めています。

令和元年度は、騒音苦情数が大気汚染苦情数を上回りました。これは、建設・解体工事等において重機等を使用する際の工事騒音が主なものです。

しかしながら、野焼きと言われるごみ焼却時の苦情(大気汚染)も未だに多く寄せられています。

平成14年4月からは柏市ダイオキシン類発生抑制条例に基づき、法律で例外的に許されたごみ焼却であって も、周辺の生活環境が著しく損なわれるような場合には、その焼却をやめるよう指導しています。

令和元年度の公害苦情104件のほぼすべてが年度内に解決しました。

第2部 環境の現況と対策

第1章 地球環境

第1節 概況

「地球温暖化」,「生物多様性の保全」,「オゾン層の破壊」,「有害廃棄物の越境移動」, 「開発途上国の公害問題」など,地球環境問題は,将来の世代にも影響を及ぼす人類共通の課題で あり,世界各国と手を携えて取り組むべき問題となっています。

これらの問題は、人間の活動によって人為的にもたらされたものであり、また、それぞれの問題は相互に関連しています。地球環境問題を解決するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型経済社会システムや生活様式そのものを変えていかなければなりません。私たちは、地球環境問題が深刻化している現状を認識し、一人一人の具体的な行動を積み重ねていくことが重要です。

本市では、平成19年3月に、「柏市地球温暖化対策条例」を制定し、また、平成20年3月には、「柏市地球温暖化対策計画」及び「柏市新エネルギービジョン」を策定しました。そして、平成26年3月に「第二期柏市地球温暖化対策計画」、令和元年10月には「第三期柏市地球温暖化対策計画」を策定し、地球温暖化対策を推進しています。

第2節 地球環境保全に向けた取組

1 柏市地球温暖化対策計画

(1) 概要

平成19年3月に制定した「柏市地球温暖化対策条例」に基づき、本市の地域特性や都市・産業構造等を考慮し、具体的で実効性が高いCO₂削減対策を計画的かつ総合的に実施するため、

「柏市地球温暖化対策計画」を平成20年3月に策定しました。そして、平成24年度で短期前期目標年次が終了したことと、平成23年3月に発生した東日本大震災によって我が国のみならず、世界のエネルギー事情が大きく変化したことを受け、平成26年3月に「第二期柏市地球温暖化対策計画」を策定しました。その後、新たな国際的枠組みであるパリ協定の発効を受け、国の地球温暖化対策計画が閣議決定されたこと等を踏まえ令和元年10月に「第三期柏市地球温暖化対策計画」を策定しました。

(2) 計画期間と目標

①第二期柏市地球温暖化対策計画

対象年次	排出量削減目標
~令和2(2020)年度	平成17(2005)年度比3.8%以上

②第三期柏市地球温暖化対策計画

対象年次	排出量削減目標
~令和12(2030)年度	平成25(2013)年度比24.0%以上

(3) 第二期柏市地球温暖化対策計画の目標達成に向けた具体な取組

ア エネルギーを賢く使う街

市民・事業者・柏市が高い環境意識を持って行動している街を目指します。

(ア) エネルギーの見える化の推進

スマートメーター及び環境家計簿の普及、スマートグリッドの展開など

(イ) 省エネルギー

公共施設のLED化、CASBEE柏、柏市公共施設等低炭素化指針など

(ウ) 創エネルギー

未利用地や公共施設への発電設備導入、柏市エコハウス促進総合補助金など

イ 緑と自然を活かす街

街中に緑や自然が調和しており、気候変動に備えた住みやすい街を目指します。

(ア) 緑の保全と整備

カシニワ制度, 里山保全, 緑地保全など

(イ) 農地の保全と活用

体験農園、エコファーマー制度、農地の担い手づくりと産業力の強化など

(ウ) ヒートアイランド対策

緑のカーテン、打ち水、屋上緑化、壁面緑化など

(エ) ごみの少ない街

3 R活動推進による廃棄物削減, 生ごみ処理容器補助など

ウ 健康で生きがいのある街

充実した社会活動環境があり、外出により温室効果ガスを抑制する街を目指します。

(ア) 出かけるための魅力づくり

お出かけ促進、自然環境の保護とフットパスの設定、駅周辺整備など

(イ) 環境にやさしく、健康的な移動手段

公共交通利用促進, 自転車利用促進, エコドライブの推進, カーシェアリング, 動線整備 による賑わい向上など

エ 世代を超えて学びあう街

各主体が知見を共有するとともに、次世代への教育を行っている街を目指します。

(7) 環境学習講座

ストップ温暖化サポーターの出前講座,かしわ環境ステーションによる環境学習,リボン館でのリサイクル講座の開講など

(イ) 研究機関, 市との連携

東京大学との木質バイオマス研究など

オ エコで活性化する街

温暖化対策が新たな環境ビジネスの創造、地域の活性化につながる街を目指します。

(ア) 企業の省エネ・創エネ支援

省エネ・創エネ機器導入時の低金利融資制度など

(4) 環境配慮行動

グリーン購入調達方針に基づく配慮, 各種省エネ機器普及促進など

(ウ) 地產地消・地販地消

食を通じた地域とのつながりと農業の振興など

2 柏市地球温暖化対策計画の実施結果

(1) 柏市域における温室効果ガス排出状況

柏市域における平成2年度から平成29年度の部門別温室効果ガス排出量は表のとおりです。 平成29年度の温室効果ガス排出量は、合計で2、339、7千 $t-CO_2$ となり、前年度と 比較して、1、4%減少しました。

表 柏市域における部門別温室効果ガス排出量(単位:千t-CO2)

年度	Н2	H17	H25	H26	H27	H28	H29
部門	(1990)	(2005)	(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)
産業	1, 123. 0	811. 7	449.8	527.7	536. 3	664. 9	559.0
民生家庭	274. 0	405.6	560.4	548.4	506.4	516. 2	586. 5
民生業務	259. 2	362. 9	578. 1	558.0	552. 1	561.6	580. 4
運輸	440. 1	560. 2	535. 7	519.7	520.6	536. 4	536. 7
廃棄物	40. 1	45. 4	71. 5	73.4	67.3	90.8	73. 2
代替フロン類	2.9	3. 2	3. 4	3.4	3.8	3.9	3.9
合計	2, 139. 3	2, 189. 0	2, 198. 9	2, 230. 6	2, 186. 5	2, 373. 8	2, 339. 7

※合計は、各部門ごとに小数点以下第2位で四捨五入した値を合算したものです。

※電力の排出係数は、東京電力株式会社の各年度の実排出係数を用いています。

※代替フロン類は、平成2年度の排出量に平成7年度の排出量を組み込んでいます。

(2) 「第二期柏市地球温暖化対策計画」に基づく令和元年度の重点施策

ア 柏市エコハウス促進総合補助金

住宅の「省エネ」「創エネ」「蓄エネ」「見える化」を総合的に補助しました。

○受付期間:令和元年5月7日(火)~令和2年2月28日(金)

(単位:件·千円)

メニュー	件数	金額
エコ窓改修	88	5, 764
太陽光発電設備	178	12, 205
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	77	3, 850
エネルギー管理システム (HEMS)	48	480
定置用リチウムイオン蓄電池システム	156	15, 600
太陽熱利用システム	2	100
合計	549	37, 999

3 柏市エコアクションプラン

(1) 概要

柏市役所は、行政機関であるとともに、市内の一事業所として、地球温暖化対策や省エネ・省 資源の取り組みを進めています。

これまで、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、旧柏市では平成12年度から平成16年度を計画期間とする「柏市エコアクションプラン」(第1期)に取り組み、温室効果ガスを平成11年度比で10%削減を達成しました。

また、旧沼南町との合併により、平成17、18年度を暫定期間とした「柏市エコアクションプラン(暫定版)」により、新市での基礎データの収集を行いました。

引き続き、温暖化対策の推進を図るため、「柏市エコアクションプラン(第2期)」を平成19年5月に、「柏市エコアクションプラン」を平成20年4月に改定しました。さらに、「第二期柏市地球温暖化対策計画」策定に伴い、平成25年度に改定を行いました。

(2) 計画期間

平成26年度から令和2年度までの7年間

(3) 対象範囲

柏市及び東葛中部地区総合開発事務組合の全ての施設と組織(新設施設を含む)

(4) 削減目標

温室効果ガス排出量の15%以上削減

基準年度(平成24年度)排出量	3 3, 4 6 4 t-C02
最終年度(令和2年度)目標	基準年度15%以上削減

(5) 具体的取組

ア 施設設備に係る取組…冷暖房の効率的な使用(冷房時28℃,暖房時20℃設定), クールビズ・ウォームビズの導入,照明機器の適正管理など

- イ 事務に係る取組…OA機器の適正管理,グリーン購入の推進,3Rの活動など
- ウ 自動車に係る取組…低公害車への更新、アイドリングストップ、エコドライブの励行
- エ その他…マイ箸の使用

(6) 総括

令和元年度における温室効果ガス排出量については前年度比 7.8%の減、平成 24年度比 26.1%の減、総量では 24、730 $t-CO_2$ となりました。消費電力量については、平成 24年度比 20.5%の減となりました。

震災による電力不足から省エネ意識が高まり、各施設ごとの電気使用量を見ると減少傾向にあります。

新たな目標の達成に向けて、人の活動による省エネ対策(ソフト面)だけでなく施設整備を含めた(ハード面)における省 CO_2 対策の強化に取り組んでいかなければなりません。

(7) 取組状況

ア 取組結果

柏市エコアクションプラン 実態調査結果表 (柏市施設全体)

項目	単位	R1年度 通年	H30年度 通年	H24年度 通年	対前年 削減量	対前年 削減比	対基準年 削減量	対基準年 削減比
電気使用量	kWh	41,916,609	46,237,010	52,755,250	-4,320,401	-9.3	-10,838,641	-20.5
電気使用による温室効果ガス排 出量(A)	Kg-CO2	17,094,919	18,947,419	24,478,436	-1,852,500.0	-9.8	-7,383,517	-30.2
水使用量	m3	850,367	922,608	992,448	-72,241	-7.8	-142,081	-14.3
都市ガスとCNG使用量	m3	2,541,911	2,648,196	2,454,342	-106,285	-4.0	87,569	3.6
LPガス使用量	m3	108,700	103,909	127,299	4,791	4.6	-18,599	-14.6
ガソリン使用量	L	241,038	248,859	254,043	-7,822	-3.1	-13,005	-5.1
軽油使用量	L	234,033	235,471	206,521	-1,438	-0.6	27,513	13.3
灯油使用量	L	151,240	155,744	387,555	-4,504	-2.9	-236,315	-61.0
燃料使用による温室効果ガス排 出量(B)	Kg-CO2	7,635,096	7,883,981	8,985,742	-248,885	-3.2	-1,350,646	-15.0
温室効果ガス総量(A)+(B)	Kg-CO2	24,730,015	26,831,400	33,464,178	-2,101,385	-7.8	-8,734,162	-26.1

イ 施設別実績

(ア) 電気使用量 (単位:kWh, %)

	(ア) 電気使用重							(単位:kWh, %)
	区分	R1年度	30年度	24年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年削減量	対基準年 削 減比
1	本庁・分室(ISO部署)	1,449,936	1,425,636	1,990,978	24,300	1.7	-541,042	-27.2
2	近隣センター	1,550,145	1,560,979	1,405,939	-10,834	−0.7	144,206	10.3
3	保育園	1,228,968	1,243,584	1,231,335	-14,616	-1.2	-2,367	-0.2
4	学校	10,721,086	11,188,341	10,906,021	-467,255	-4.2	-184,935	-1.7
5	医療施設	3,559,043	3,649,083	2,974,415	-90,040	-2.5	584,628	19.7
6	福祉·教育施設	803,492	781,281	649,061	22,211	2.8	154,431	23.8
7	清掃施設	4,026,333	7,258,283	10,887,057	-3,231,950	-44.5	-6,860,724	-63.0
8	市民利用施設	1,469,709	1,799,829	1,994,307	-330,120	-18.3	-524,598	-26.3
9	公園等	2,333,093	1,754,745	3,503,000	578,348	33.0	-1,169,907	-33.4
10	水道部	9,707,929	10,100,076	11,871,421	-392,147	-3.9	-2,163,492	-18.2
11	消防施設	1,557,864	1,587,780	1,517,376	-29,916	-1.9	40,488	2.7
12	事務組合	1,697,840	1,718,780	1,717,366	-20,940	-1.2	-19,526	-1.1
13	事務所等	274,862	256,066	288,416	18,796	7.3	-13,554	-4.7
14	沼南庁舎	281,082	426,643	445,481	-145,561	-34.1	-164,399	-36.9
15	体育施設	1,255,227	1,485,904	1,373,077	-230,677	-15.5	-117,850	-8.6
	計	41,916,609	46,237,010	52,755,250	-4,320,401	-9.3	-10,838,641	-20.5

(イ) 電気使用による温室効果ガス排出量

	(イ) 電気使用による温室効	加果ガス排出量						(単位:Kg-CO2, %)
	区分	R1年度	30年度	24年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年 削 減量	対基準年 削 減比
1	本庁・分室(ISO部署)	478,887.07	597,762.93	923,814	-118,876	-19.9	-444,927	-48.2
2	近隣センター	711,369.26	738,317.99	652,356	-26,949	-3.7	59,014	9.0
3	保育園	575,157.02	590,702.40	571,339	-15,545	-2.6	3,818	0.7
4	学校	3,398,984.59	3,931,243.52	5,060,394	-532,259	-13.5	-1,661,409	-32.8
5	医療施設	1,665,632.12	1,733,314.43	1,380,129	-67,682	-3.9	285,504	20.7
6	福祉•教育施設	356,138.24	353,912.80	301,164	2,225	0.6	54,974	18.3
7	清掃施設	1,325,752.57	2,095,867.63	5,051,594	-770,115	-36.7	-3,725,842	-73.8
8	市民利用施設	667,659.11	780,667.77	925,358	-113,009	-14.5	-257,699	-27.8
9	公園等	1,007,533.83	833,503.88	1,625,392	174,030	20.9	-617,858	-38.0
10	水道部	4,543,310.77	4,797,536.10	5,508,339	-254,225	-5.3	-965,029	-17.5
11	消防施設	729,080.35	736,016.63	704,062	-6,936	-0.9	25,018	3.6
12	事務組合	794,589.12	816,420.50	796,858	-21,831	-2.7	-2,269	-0.3
13	事務所等	128,635.42	121,631.35	133,825	7,004	5.8	-5,190	-3.9
14	沼南庁舎	86,141.50	174,565.23	206,703	-88,424	-50.7	-120,562	-58.3
15	体育施設	626,048.39	645,956.22	637,108	-19,908	-3.1	-11,059	-1.7
	計	17,094,919.37	18,947,419.36	24,478,436	-1,852,500	-9.8	-7,383,517	-30.2

(ウ) 水使用量

	区分	R1年度	30年度	24年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年 削 減量	対基準年 削 減比
1	本庁・分室(ISO部署)	20,127	19,838	27,309	289	1.5	-7,182	-26.3
2	近隣センター	10,179	10,046	13,096	133	1.3	-2,917	-22.3
3	保育園	87,014	94,265	89,690	-7,251	-7.7	-2,676	-3.0
4	学校	503,322	543,284	584,752	-39,962	-7.4	-81,430	-13.9
5	医療施設	50,837	51,567	46,096	-730	-1.4	4,741	10.3
6	福祉•教育施設	35,080	35,699	38,167	-619	-1.7	-3,087	-8.1
7	清掃施設	47,395	45,920	47,677	1,475	3.2	-282	-0.6
8	市民利用施設	7,902	12,538	14,415	-4,636	-37.0	-6,513	-45.2
9	公園等	30,622	44,351	24,423	-13,729	-31.0	6,199	25.4
10	水道部	3,945	4,825	5,284	-880	-18.2	-1,339	-25.3
11	消防施設	18,394	18,240	24,205	154	0.8	-5,811	-24.0
12	事務組合	5,867	5,723	34,812	144	2.5	-28,945	-83.1
13	事務所等	2,506	2,432	2,542	74	3.0	-36	-1.4
14	沼南庁舎	3,236	3,417	3,885	-181	-5.3	-649	-16.7
15	体育施設	23,941	30,463	36,095	-6,522	-21.4	-12,154	-33.7
	計	850,367	922,608	992,448	-72,241	-7.8	-142,081	-14.3

(1) 都市ガスとCNGの使用量(単位:m3, %)

	区分	R1年度	30年度	24年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年間減量	対基準年 削 減比
1	本庁・分室(ISO部署)	76,551	70,965	145,721	5,586	7.9	-69,170	-47.5
2	近隣センター	92,637	90,586	99,161	2,051	2.3	-6,524	-6.6
3	保育園	106,776	110,704	118,598	-3,928	−3.5	-11,822	-10.0
4	学校	1,074,685	1,139,313	708,382	-64,628	−5.7	366,303	51.7
5	医療施設	305,700	312,592	343,736	-6,892	-2.2	-38,036	-11.1
6	福祉•教育施設	134,932	142,631	155,287	-7,699	−5.4	-20,355	-13.1
7	清掃施設	107,608	119,988	411,463	-12,380	-10.3	-303,855	-73.8
8	市民利用施設	84,263	133,670	133,264	-49,407	-37.0	-49,001	-36.8
9	公園等	452	451	263	1	0.2	189	71.9
10	水道部	15,499	14,168	14,694	1,331	9.4	805	5.5
11	消防施設	192,023	183,452	11,912	8,571	4.7	180,111	1512.0
12	事務組合	272,673	268,786	231,763	3,887	1.4	40,910	17.7
13	事務所等	10,429	10,739	11,119	-310	-2.9	-690	-6.2
14	沼南庁舎	52,270	39,627	40,830	12,643	31.9	11,440	28.0
15	体育施設	15,413	10,524	28,148	4,889	46.5	-12,735	-45.2
	計	2,541,911	2,648,196	2,454,342	-106,285	-4.0	87,569	3.6

(オ) LPガス使用量 (単位:m3, %)

	区分	R1年度	30年度	24年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年間減量	対基準年 間 減比
1	本庁·分室(ISO部署)	1,683	1,832	183	-150	-8.2	1,500	821.4
2	近隣センター	126	122	201	5	3.9	-75	-37.2
3	保育園	5,663	5,815	5,907	-152	-2.6	-244	-4.1
4	学校	69,667	69,995	92,059	-328	−0.5	-22,392	-24.3
5	医療施設	22	18	0	4	21.7	22	_
6	福祉•教育施設	10,425	10,332	9,789	93	0.9	636	6.5
7	清掃施設	761	685	8,744	76	11.1	-7,983	-91.3
8	市民利用施設	10	18	35	-8	-45.1	-25	-71.4
9	公園等	5,896	425	1,257	5,471	1,286.7	4,639	369.2
10	水道部	50	57	48	-7	-12.3	2	4.6
11	消防施設	517	471	528	46	9.7	-11	-2.0
12	事務組合	13,445	13,710	8,056	-265	-1.9	5,389	66.9
13	事務所等	302	270	355	33	12.1	-53	-14.9
14	沼南庁舎	0	0	0	0	_	0	_
15	体育施設	132	159	139	-27	-16.8	-6	-4.5
	計	108,700	103,909	127,299	4,791	4.6	-18,599	-14.6

(カ) ガソリン使用量 (単位:L, %)

	区分	R1年度	30年度	24年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年 削 減量	対基準年 削 減比
1	本庁・分室(ISO部署)	96,323	101,129	82,979	-4,806	-4.8	13,344	16.1
2	近隣センター	0	0	1,894	0	_	-1,894	-100.0
3	保育園	0	0	0	0	_	0	_
4	学校	0	0	2,384	0	_	-2,384	-100.0
5	医療施設	7,191	3,021	13,696	4,170	138.0	-6,505	-47.5
6	福祉•教育施設	9,247	11,159	13,159	-1,912	-17.1	-3,912	-29.7
7	清掃施設	2,138	2,122	6,197	16	0.8	-4,059	-65.5
8	市民利用施設	0	0	1,574	0	_	-1,574	-100.0
9	公園等	2,793	2,805	2,266	-12	-0.4	527	23.3
10	水道部	7,821	8,924	12,249	-1,103	-12.4	-4,428	−36.2
11	消防施設	107,357	112,161	88,013	-4,805	-4.3	19,344	22.0
12	事務組合	7,438	6,934	8,169	504	7.3	-731	-8.9
13	事務所等	730	604	4,136	126	20.9	-3,406	-82.3
14	沼南庁舎	0	0	17,328	0	_	-17,328	-100.0
15	体育施設	0	0	0	0	_	0	_
	計	241,038	248,859	254,043	-7,822	-3.1	-13,005	-5.1

(羊) 軽油使用量 (単位:L, %)

	区分	R1年度	30年度	24年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年 削 減量	対基準年 削 減比
1	本庁·分室(ISO部署)	3,697	4,489	4,899	-792	-17.6	-1,202	-24.5
2	近隣センター	0	0	0	0	_	0	_
3	保育園	0	0	0	0	_	0	_
4	学校	14,225	17,095	15,570	-2,870	-16.8	-1,345	-8.6
5	医療施設	19	0	2,904	19	_	-2,885	-99.3
6	福祉・教育施設	4,109	3,134	4,619	975	31.1	-510	-11.0
7	清掃施設	139,200	134,171	108,306	5,029	3.7	30,894	28.5
8	市民利用施設	31	0	66	31	_	-35	-53.0
9	公園等	1,065	800	0	265	33.1	1,065	_
10	水道部	2,568	3,190	3,966	-622	-19.5	-1,398	-35.2
-11	消防施設	53,190	54,749	49,793	-1,559	-2.8	3,398	6.8
12	事務組合	0	0	0	0	_	0	_
13	事務所等	15,929	17,843	16,398	-1,914	-10.7	-469	-2.9
14	沼南庁舎	0	0	0	0	_	0	_
15	体育施設	0	0	0	0	_	0	_
	計	234,033	235,471	206,521	-1,438	-0.6	27,513	13.3

(ク) 灯油使用量 (単位:L, %)

	区分	R1年度	30年度	24年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年 削 減量	対基準年 削 減比
1	本庁・分室(ISO部署)	0	0	0	0	_	0	_
2	近隣センター	0	0	0	0	_	0	_
3	保育園	450	1,468	8,115	-1,018	-69.3	-7,665	-94.5
4	学校	48,398	71,285	217,448	-22,887	-32.1	-169,050	-77.7
5	医療施設	0	0	0	0	_	0	_
6	福祉•教育施設	4,191	3,628	10,527	563	15.5	-6,337	-60.2
7	清掃施設	84,470	66,559	130,757	17,911	26.9	-46,287	-35.4
8	市民利用施設	1,078	274	332	804	293.4	746	224.7
9	公園等	228	119	156	108	90.9	72	45.9
10	水道部	0	0	0	0	_	0	_
11	消防施設	0	0	0	0	_	0	_
12	事務組合	0	36	8,000	-36	_	-8,000	-100.0
13	事務所等	426	375	220	51	13.6	206	93.6
14	沼南庁舎	0	0	0	0	_	0	_
15	体育施設	12,000	12,000	12,000	0	0.0	0	0.0
	計	151,240	155,744	387,555	-4,504	-2.9	-236,315	-61.0

(ケ) 燃料使用による温室効果ガス排出量

(単位:Kg-CO2, %)

	区分	R1年度	30年度	24年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年削減量	対基準年 削 減比
1	本庁·分室(ISO部署)	416,591	418,439	506,266	-1,848	-0.4	-89,675	-17.7
2	近隣センター	206,960	202,372	204,536	4,588	2.3	2,423	1.2
3	保育園	256,220	267,968	276,419	-11,748	-4.4	-20,198	-7.3
4	学校	2,762,922	2,972,439	2,288,585	-209,517	-7.0	474,337	20.7
5	医療施設	699,164	704,271	741,078	-5,107	−0.7	-41,914	-5.7
6	福祉・教育施設	422,068	439,783	460,237	-17,715	-4.0	-38,169	-8.3
7	清掃施設	821,058	791,400	2,630,936	29,658	3.7	-1,809,879	-68.8
8	市民利用施設	190,701	298,821	272,878	-108,120	-36.2	-82,177	-30.1
9	公園等	59,851	34,881	46,133	24,970	71.6	13,718	29.7
10	水道部	61,746	62,455	74,939	-710	-1.1	-13,193	-17.6
11	消防施設	821,186	817,401	664,241	3,784	0.5	156,944	23.6
12	事務組合	666,930	657,936	77,359	8,994	1.4	589,571	762.1
13	事務所等	68,491	73,621	531,402	-5,130	-7.0	-462,911	-87.1
14	沼南庁舎	116,562	88,368	123,844	28,194	31.9	-7,282	-5.9
15	体育施設	64,648	53,825	86,889	10,822	20.1	-22,242	-25.6
	計	7,635,096	7,883,981	8,985,742	-248,885	-3.2	-1,350,646	-15.0

(コ) 温室効果ガス総量

(単位:Kg-CO2, %)

(7) ((+ Eing 201) /8/				
区分	R1年度	30年度	24年度	対前年度削減量	対前年度削減比	対基準年 削 減量	対基準年 削 減比
本庁·分室(ISO部署)	895,478	1,016,202	1,430,080	-120,724	-11.9	-534,602	-37.4
近隣センター	918,329	940,690	856,892	-22,361	-2.4	61,437	7.2
保育園	831,377	858,671	847,758	-27,293	-3.2	-16,381	-1.9
学校	6,161,907	6,903,682	7,348,979	-741,776	-10.7	-1,187,072	-16.2
医療施設	2,364,796	2,437,586	2,121,206	-72,790	-3.0	243,590	11.5
福祉·教育施設	778,206	793,696	761,401	-15,490	-2.0	16,805	2.2
清掃施設	2,146,810	2,887,267	7,682,531	-740,457	-25.6	-5,535,720	-72.1
市民利用施設	858,360	1,079,489	1,198,236	-221,129	-20.5	-339,876	-28.4
公園等	1,067,385	868,385	1,671,525	199,000	22.9	-604,140	-36.1
水道部	4,605,056	4,859,991	5,583,278	-254,935	−5.2	-978,222	-17.5
消防施設	1,550,266	1,553,418	1,368,304	-3,152	-0.2	181,962	13.3
事務組合	1,461,519	1,474,356	874,217	-12,837	-0.9	587,302	67.2
事務所等	197,127	195,253	665,227	1,874	1.0	-468,100	-70.4
沼南庁舎	202,704	262,933	330,547	-60,230	-22.9	-127,843	-38.7
体育施設	690,696	699,781	723,997	-9,085	-1.3	-33,301	-4.6
計	24,730,015	26,831,400	33,464,178	-2,101,385	-7.8	-8,734,162	-26.1
	本庁・分室(ISO部署) 2 近隣センター 3 保育園 1 学校 5 医療施設 4 福祉・教育施設 市民利用施設 公園等 水道部 消防施設 2 事務組合 3 事務所等 1 沼南庁舎 5 体育施設	本庁・分室(ISO部署) 895,478 2 近隣センター 918,329 3 保育園 831,377 5 医療施設 2,364,796 4福祉・教育施設 778,206 清掃施設 2,146,810 市民利用施設 858,360 公園等 1,067,385 水道部 4,605,056 消防施設 1,550,266 事務組合 1,461,519 3 事務所等 197,127 1 沼南庁舎 202,704 5 体育施設 690,696	本庁・分室(ISO部署) 895,478 1,016,202 2 近隣センター 918,329 940,690 3 保育園 831,377 858,671 1 学校 6,161,907 6,903,682 5 医療施設 2,364,796 2,437,586 4福祉・教育施設 778,206 793,696 清掃施設 2,146,810 2,887,267 市民利用施設 858,360 1,079,489 公園等 1,067,385 868,385 水道部 4,605,056 4,859,991 消防施設 1,550,266 1,553,418 2 事務組合 1,461,519 1,474,356 3 事務所等 197,127 195,253 1 沼南庁舎 202,704 262,933 5 体育施設 699,696 699,781	本庁・分室(ISO部署) 895,478 1,016,202 1,430,080 2 近隣センター 918,329 940,690 856,892 3 保育園 831,377 858,671 847,758 学校 6,161,907 6,903,682 7,348,979 医療施設 2,364,796 2,437,586 2,121,206 福祉・教育施設 778,206 793,696 761,401 清掃施設 2,146,810 2,887,267 7,682,531 市民利用施設 858,360 1,079,489 1,198,236 公園等 1,067,385 868,385 1,671,525 水道部 4,605,056 4,859,991 5,583,278 消防施設 1,550,266 1,553,418 1,368,304 事務組合 1,461,519 1,474,356 874,217 195,253 665,227 13南庁舎 202,704 262,933 330,547 5 体育施設 690,696 699,781 723,997	本庁・分室(ISO部署) 895,478 1,016,202 1,430,080 -120,724 2 近隣センター 918,329 940,690 856,892 -22,361 3 保育園 831,377 858,671 847,758 -27,293 学校 6,161,907 6,903,682 7,348,979 -741,776 医療施設 2,364,796 2,437,586 2,121,206 -72,790 積祉・教育施設 778,206 793,696 761,401 -15,490 清掃施設 2,146,810 2,887,267 7,682,531 -740,457 市民利用施設 858,360 1,079,489 1,198,236 -221,129 公園等 1,067,385 868,385 1,671,525 199,000 水道部 4,605,056 4,859,991 5,583,278 -254,935 消防施設 1,550,266 1,553,418 1,368,304 -3,152 事務組合 1,461,519 1,474,356 874,217 -12,837 事務所等 197,127 195,253 665,227 1,874 173南庁舎 202,704 262,933 330,547 -60,230 645,666 699,781 723,997 -9,085	本庁・分室(ISO部署) 895,478 1,016,202 1,430,080 -120,724 -11.9 江隣センター 918,329 940,690 856,892 -22,361 -2.4 保育園 831,377 858,671 847,758 -27,293 -3.2 学校 6,161,907 6,903,682 7,348,979 -741,776 -10.7 医療施設 2,364,796 2,437,586 2,121,206 -72,790 -3.0 福祉・教育施設 778,206 793,696 761,401 -15,490 -2.0 清掃施設 2,146,810 2,887,267 7,682,531 -740,457 -25,6 市民利用施設 858,360 1,079,489 1,198,236 -221,129 -20,5 公園等 1,067,385 868,385 1,671,525 199,000 22,9 水道部 4,605,056 4,859,991 5,583,278 -254,935 -52 消防施設 1,550,266 1,553,418 1,368,304 -3,152 -0.2 事務組合 1,461,519 1,474,356 874,217 -12,837 -0.9 事務所等 197,127 195,253 665,227 1,874 1.0 13南庁舎 202,704 262,933 330,547 -60,230 -22,9 「ような 1,36 1,36 1,36 1,36 1,36 1,36 1,36 1,36	本庁・分室(ISO部署) 895,478 1,016,202 1,430,080 -120,724 -11.9 -534,602 2 近隣センター 918,329 940,690 856,892 -22,361 -2.4 61,437 8 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6

- (注)1. 福祉・教育施設は老人福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設など
 - 2. 清掃施設は清掃工場,清掃収集事務所など
 - 3. 市民利用施設は市民文化会館,中央公民館,図書館など
 - 4. 公園等は公園, 駐車場, 駐輪場など
 - 5. 事務所等は大気測定局, 土地区画整理事務所など
 - 6. 体育施設は体育館,運動場,庭球場,プールなど

(8) 計画の推進と点検

ア 計画の推進

本庁・出先機関及び教育機関等の各所属長を環境管理推進リーダーとし、所属部署における 取組の推進を図ります。

イ 計画の点検と管理

- (ア) 年に一回, エコアクションプラン実態調査票により, 電気・燃料等の使用量, 自動車走行 距離などの把握をします。
- (イ) 点検結果は環境政策課でとりまとめ、前回点検時より計画が推進されていない部署は、その理由と推進策を検討します。
- (ウ) 計画の目標は、環境マネジメントシステムにより進捗管理します。
- (エ) 環境白書やホームページ等で公表します。

4 省エネ法及び温対法改正に伴う定期報告書等作成

省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)及び温対法(地球温暖化対策に関する法 律)の改正により義務付けられている市の庁舎等のエネルギー使用量とそれに起因する温室効果ガ ス排出量に関する定期報告書、省エネルギーに関する中長期計画書の作成を行いました。

5 グリーン購入(柏市グリーン購入調達方針)

(1) 概要

市では、「環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づき、環境配慮 製品の購入を積極的に進めています。平成14年度からは、「柏市グリーン購入調達方針」を策 定し、調達目標を定めています。令和元年度においては以下の取り組みを行いました。

(2) 調達目標

購入する製品全体に占める環境配慮製品の割合を次のように目標設定しました。

ア消耗品

品目	調達目標
コピー用紙 (カラーを除く)	100%
制服・作業服等	90%以上
文具類	90%以上

イ 印刷製本

品目	調達目標	
報告書類	85%以上	
帳票類	80%以上	
チラシ・パンフレット類	9 5 %以上	
広報紙類	100%	
ポスター類	100%	
封筒	85%以上	

ウ 特定品目(以下に掲げる品目について)

品目	調達目標
カートリッジ等・コピー機・スキャナ・ファクシミリ・	
プリンタ・プロジェクタ・記録用メディア・電子計算機	
(パソコン)・磁気ディスク装置・ディスプレイ・一次電	
池又は小形充電式電池・掛時計・シュレッダー・デジタ	
ル印刷機・電子式卓上計算機・携帯電話・スマートフォ	100%
ン・PHS・電気便座・電気冷蔵庫(電気冷凍庫・電気	1 0 0 %
冷凍冷蔵庫を含む)・電子レンジ・テレビジョン受信	
機・エアコンディショナー・ガスヒートポンプ式冷暖房	
機・ストーブ・温水器(電気式・ガス式・石油式)・ガス	
調理機器・蛍光ランプ・LED照明器具・電球形状のラ	

ンプ・乗用車用タイヤ・2サイクルエンジン油・カーテン・カーペット(織じゅうたん・ニードルカーペット・タフテッドカーペット・タイルカーペット)・金属製ブラインド・布製ブラインド・ふとん(ふとん側地又は中わた)・ベッドフレーム・マットレス・毛布・のぼり・旗・幕・モップ・アルファ化米・栄養調整食品・乾パン携帯発電機・非常用携帯電池・非常用携帯燃料・フリーズドライ食品・ペットボトル飲料水・保存パン・レトルト食品等・再生複合材製品(木造製,プラスチック製)

6 クールチョイス啓発事業

地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE (=賢い選択)」を啓発しています。イベントの開催時などに、「COOL CHOICE」の取組を理解して、賛同いただける方の署名を集めました。

出展したイベントについて

月日	イベント名称	賛同者数
10/6	リサイクルフェア 2019	42 人
10/27	手賀沼エコマラソン	303 人
10/19 • 20	エコカー体験&展示会	347 人
11/30	かしわ環境フェスタ	237 人
	合計	929 人

7 事業者への啓発活動

(1) 環境保全協定の締結

環境保全協定は、柏市環境基本条例の趣旨にのっとり、これまでの規制の概念ではなく、 市と事業者が連携して環境にやさしいまちづくりを推進していくため、地球環境に配慮した 取り組みを実践することを目的として事業者と柏市が締結するものです。

協定の締結

協定名	環境保全協定	
開始年度	平成9年	
対象	全ての事業所	
締結数	98 (令和元年度末現在)	
目的	公害の防止と環境の保全	
	公害防止対策	
	地球温暖化防止対策	
取組内容	省資源の推進	
	有害物質の適正管理	
	緑化の推進等	

(2) 環境保全活動概要

ア 環境保全活動取組状況 (令和元年度)

No.	取組項目	取り組み数 ※
1	地球温暖化防止対策	3 3
2	低公害車の導入	3
3	アイドリング・ストップ	1 6
4	省資源対策の推進	5 8
5	地下水の保全と雨水の利用	0
6	紙等の使用の減量化と再資源化	4 0
7	リサイクル品の利用	1 6
8	有害物質の適正管理	1 5
9	環境の緑化	5
10	ISO	7
11	その他 (廃棄物処理・啓発活動等)	4 8

^{※ 1}事業所について1項目内での複数取り組みがある場合、全て積算した

イ 項目別の主な取組内容 (カッコ内は報告のあった実施事業所数)

(ア) 地球温暖化防止対策

・廃プラの非焼却 (3事業所)

・良質な燃料の使用 (1事業所)

	・燃料の使用削減(特A重油など)	(9事業所)
	・マイカー通勤の抑制	(2事業所)
	・ノーカーデーの実施	(1事業所)
	・コージェネ設備の稼動	(1事業所)
	・エコドライブの実施	(2事業所)
	・排ガス排出量の低減	(2事業所)
	・自転車通勤の啓発	(2事業所)
	・ボイラー燃料転換	(1事業所)
(イ)	低公害車の導入		
	・最新排ガス規制適合車の導入	(1事業所)
(ウ)	アイドリング・ストップ		
	・研修・会議等で従業員への啓発	(3事業所)
	・社用車へのステッカー貼付	(2事業所)
	・納入業者等への文書での協力依頼等	(2事業所)
	・納品車両に対する指導の実施	(3事業所)
	・ポスター・立て看板の設置	(1事業所)
	・パトロールの実施	(1事業所)
	・停車時のアイドリングストップ	(3事業所)
(エ)	省資源対策の推進		
	・電気,水等の使用量削減	(2	0事業所)
	・エアコンの適切な温度設定	(9事業所)
	・スイッチの適正管理	(5事業所)
	・冷暖房の適正管理	(4事業所)
	・省エネ型器具の設置	(4事業所)
	・エコアイスシステムの活用	(1事業所)
	・工場・事業所内の明るい場所の消灯	(1事業所)
	・深夜電力の利用	(2事業所)
(才)	紙等の使用の減量化と再資源化		
	・両面印刷・両面コピーの徹底	(5事業所)
	使用済用紙の再資源化	(6事業所)
	・使用量の削減	(8 事業所)
	・裏面利用の推進	(5事業所)

	・メールシステムの活用	(2 事業所)
	・分別収集ボックスの設置	(4事業所)
	・コピー用紙の減量	(3事業所)
	・会議資料の削減	(3事業所)
	・コピー用紙の規格統一	(2事業所)
	・電子化の推進	(2事業所)
(カ)	リサイクル品の利用		
	・環境ラベリング製品の利用	(5事業所)
	・再生紙(コピー用紙)の使用	(5事業所)
	・リサイクル商品の使用	(4事業所)
	・詰め替え可能商品の使用	(1事業所)
(キ)	有害物質等の適正管理		
	・マニュフェスト管理の徹底	(5事業所)
	・PRTR法対象物質の削減	(1事業所)
	・PRTR法の報告実施	(4事業所)
	・有資格者の配置	(2事業所)
(ク)	環境の緑化		
	・緑化の推進	(2事業所)
	・花壇の設置	(2事業所)
(ケ)	ISO		
(,,,	·ISO取得準備	(1事業所)
	 ISO取得(更新) 	(3事業所)
(コ)	その他(廃棄物処理・啓発活動等)		
	・分別置場の整備	(3事業所)
	・分別方法の指導	(5事業所)
	・廃棄物の削減	(5事業所)
	・廃棄物のリサイクル	(7事業所)
	・発泡スチロールの再利用	(1事業所)
	・買い物袋使用量の削減	(1事業所)
	・金属類を有価物として売却	(6事業所)

・騒音対策 (1事業所)

・周辺地域の清掃活動 (5事業所)

・社内環境教育の実施 (4事業所)

・環境関連法の遵守 (5事業所)

(3) 事業者の温室効果ガス排出量

(単位: t, %)

業種	令和元年度	平成30年度	増減量	増減率
工場・製造業	181, 764	189, 085	-7, 321	-3.9
商店・事務所	27, 877	28, 198	-321	-1.1
合 計	209, 641	217, 283	-7, 642	-3.5

- ※ 46事業所による集計
- ※ 平成30年度及び令和元年度の報告書を両方提出した事業者のみ集計

8 市民・事業者への啓発事業

(1) 環境の月事業「農と自然と歴史のまち 沼南の魅力」パネル展示会の実施

環境の月の啓発事業として、農風景、自然景観、神社仏閣等が残る沼南地域の多様な魅力をパネル展示により紹介しました。

アー日時

令和元年6月18日(火)~7月2日(火)

イ 場所

図書館本館 1階 ロビー展示スペース

(2) かしわ環境フェスタ2019の開催

柏市ストップ温暖化サポーターとの協働により、「かしわ環境フェスタ2019」を開催しました。「遊んで学ぼう!「エコ」のこと~クールチョイスかしわ~」をテーマに、ステージイベント、体験ブース、エコスタンプラリー、展示コーナーを行い、市内外から多くの来場者を迎えました。

アー日時

令和元年11月30日(土)午前11時~午後4時

イ 場所

イオンモール柏 1階 センターコート

(3) 緑のカーテン育て方講習会

緑のカーテンの普及促進のため、柏市ストップ温暖化サポーター事業として開催しました。

ア 日時

平成31年4月26日(金)

イ 場所

ウェルネス柏 4階 研修室

(4) 仲良し親子でエコロジー体験「夏休み!エコ・クッキング教室」

エコ・クッキングとは、環境のことを考えて買い物・料理・片づけをすることをいい、地産地 消及び省エネ啓発を目的としたエコ・クッキング料理講座を開催しました。

ア 日時

令和元年8月2日(金),9日(金)

イ 場所

京葉ガス料理教室 My Leafs 柏の葉(ららぽーと柏の葉北館:3階)

(5)かしわ環境ステーション

柏市内の環境保全活動の拠点施設として、南部クリーンセンター内に「環境学習研究施設(かしわ環境ステーション)」を平成17年10月に開設しました。

令和元年度は、市民向けの各種環境講座(柏の自然と生きもの講座、柏の自然と生きものフェスタなど)や子ども環境フェスタなど、多くのイベントを開催しました。

第2章 大気汚染

第1節 概況

私たちをとりまく大気中にはさまざまな汚染物質があり、そのままでは、人の健康や動植物を含めた生活環境に悪い影響が生じてくるとみられるような状態を大気汚染と呼んでいます。 大気汚染の原因には、自然現象によるものもありますが、今日ではそのほとんどが工場、事業場及び自動車の排出ガスなど人為的に発生したものです。

大気汚染物質には硫黄酸化物,窒素酸化物,一酸化炭素,光化学オキシダント,浮遊粒子状物質などのほか,人の健康に重大な影響を及ぼすとされているベンゼン,トリクロロエチレン,ダイオキシン類等があります。更に,平成21年度には,微小粒子状物質(PM2.

5) の環境基準が設定され、その監視体制にも取り組んでいます。

本市では、大気汚染の発生源となる大規模な工場等は少ないものの、市の中央部で交差する 国道6号及び国道16号、市北部を通過する常磐自動車道等の主要幹線が市内を通過してい るため自動車交通量が多く、自動車の排出ガスの影響が懸念されています。

本市における大気汚染の監視体制は、一般大気環境測定局3局、自動車排出ガス測定局4局を設置して、窒素酸化物や光化学オキシダント等の大気汚染物質を常時監視し、速報値をホームページで公開しております。加えて、降下ばいじんや有害大気汚染物質ダイオキシン類についても測定を行っています。

また,常時監視はテレメータシステムを導入して,千葉県へデータを転送し,速報値は千葉県のホームページでも常時公開しております。

平成30年度からは、テレメータシステムのデジタル化を県内で初めて導入しました。このことにより、今までの速報値(1時間値)から1分あたりの測定瞬時値も得られるようになり、高濃度な有害物質出現に対する注意報発令対応など市民の環境負荷の低減へ努めています。

また、本市の大気環境情報のホームページを開設し、市内全7測定局の監視データを公開しています。

柏市は昭和59年度に大気汚染防止法の政令市に指定され、平成20年度には中核市となったことから、大気汚染防止法のばい煙発生施設等の対象事業所に規制等を実施しています。

1 環境基準

環境基準とは、環境基本法第16条により「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められているものです。大気汚染については、以下の10物質が設定されてます。

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1 時間値の1日平均値が0.04 ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1 ppm 以下であること。	溶液導電率法 又は紫外線蛍光法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg / m 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m 以下であること。	
二酸化窒素	1 時間値の1日平均値が0.04 ppm から0.06ppm までのゾーン 内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又 はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウムを用いる吸光光度 法若しくは電量法,紫外線吸収法又は エチレンを用いる化学発光法
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間 平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15 µg/m³以下であり,かつ,1日平均値が35 µg/m³以下であること。	ろ過捕集による重量濃度測定方法また はこの方法によって測定された質量濃 度と等価な値が得られると認められる 自動測定機による方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m3以下であること。	ナルーフな、英レノは、接焦燃により
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは、捕集管により 採取した試料をガスクロマトグラフ質 量分析計により測定する方法又はこれ
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m³以下であること。	と同等以上の性能を有すると認められる方法
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	· 0 / 1 IA

※工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

また、大気中炭化水素濃度については、光化学オキシダント生成防止のため昭和51年の中央公 害対策審議会答申において指針が示されています。

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppm 水素炎イオン化検出器
非メタン炭化水素	に対応する午前6時から9時までの3時間平均値は を用いた直接法
	O. 2 OppmCからO. 3 1ppmCの範囲にあること。

なお、環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価が定められています。

(1) 短期的評価

測定を行った時間又は日についての測定結果を環境基準として定められた1時間値又は1時間値の1日平均値に照らして評価する方法です。

(2) 長期的評価

年間にわたる測定結果を観察するための評価方法です。なお、年間の測定時間が6,000 時間未満のものは評価することが出来ません。

物質	評 価 方 法
二酸化硫黄(SO₂)	<短期的評価> 測定を行った時間又は日について評価します。なお,1日平均値の評価に 当たり,1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合は
一酸化炭素(CO)	評価の対象としません。 <長期的評価> 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、測定値の高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外
浮遊粒子状物質 (SPM)	した後の最高値(2%除外値)を環境基準と比較して評価します。 ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取り扱いは行わずに評価します。(環境基準非達成)
二酸化窒素(NO2)	<長期的評価> 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち測定値の低い方から98%目に当たる日平均値(98%値(365日測定した場合は低い方から358日目の測定値))を環境基準と比較して評価します。
光化学オキシダント (Ox)	<短期的評価> 測定を行った日についての各1時間値を環境基準と比較して評価します。
微小粒子状物質 (PM2.5)	<長期的評価> 1年平均値は、測定結果の1年間の平均値と比較します。1日平均値は、 日平均値のうち年間98%値と比較します。両方の比較を満足した測定局 について、環境基準が達成されたと判断します。
ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン	<長期的評価> 地点ごとに測定(原則月1回以上)を平均した年平均値を環境基準との比較によって評価を行います。

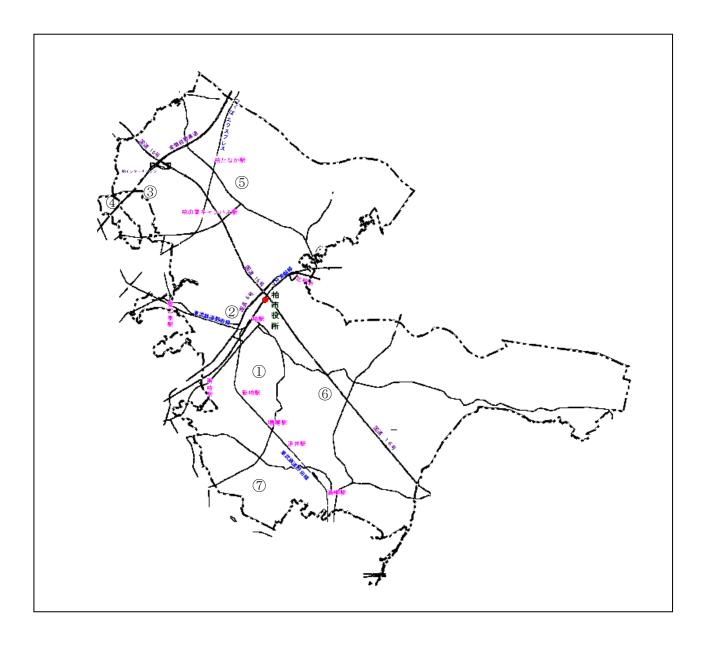
第2節 大気汚染の現況

1 大気環境の監視

本市は、昭和59年4月、大気汚染防止法の政令市に指定され、同法第22条に基づき大気の常時監視を下図に示す地点において実施しています。

また、No. ①~No. ⑦の測定局ではテレメータシステムの運用により常時監視を行うとともに、No. ③, No. ⑦を除く 5 局のデータを千葉県へ転送しています。

全7局の監視データは平成30年度から「柏市内の大気環境情報」ホームページを開設し、 公開しています。



各測定局等の位置

測定局名および測定項目

					1	浮	微	光	窒	-	炭	気	風	降	騒	降	浮
					酸	遊	小	化	素	酸	化	温	向	水	音	下	遊
					化	粒	粒	学	酸	化	水	•		量		ば	粉
			属		硫	子	子	オ	化	炭	素	湿	風			V	じ
	測定局名	所在地	性	用途地域	黄	状	状	キ	物	素		度	速			じ	ん
			(注)			物	物	シ								λ	
			(12)			質	質	ダ								, -	
								ン									
								ト									
		永楽台二丁目8-1						'									
1	永楽台	(柏第八小)	一般	第一種低層住居専用地域	0	0	0	0	\bigcirc		\circ	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc			
		(1137) (17)															
2	旭	旭町三丁目831-35	自排	第一種住居地域					\bigcirc	\circ	\circ						
3	伊勢原	伊勢原一丁目10-8	自排	第一種住居地域		0			\circ			\circ	\circ		0		
4	西原	西原二丁目11-25	自排	第一種住居地域		0			\circ						0		
		Laterage															
(5)	大室	大室1256	一般	第一種低層住居専用地域	0	0	0	0	\circ			\circ	\circ			\circ	\circ
		(田中小)															
6	大津ケ丘	大津ケ丘二丁目1	自排	第一種中高層住居専用地域		0	0		\circ	0		\circ	\circ				
H																	
7	南増尾	南増尾四丁目9-1	一般	第一種低層住居専用地域		0		0	\circ			\bigcirc	\circ				

(注) 1. 一般:一般環境大気測定局

2. 自排:自動車排出ガス測定局

2 環境基準の達成状況

二酸化硫黄 (SO₂) の環境基準達成状況

項目局名	日平均値の2% 除外値(ppm)	日平均値が0.04ppm を超えた日 が2日以上連続したことの有無	長期的評価による 環境基準との比較
永楽台	0.003	無	0
大室	0.003	無	0

浮遊粒子状物質 (SPM) の環境基準達成状況

項目局名	日平均値の2% 除外値 (mg/m³)	日平均値が0.10mg/m³を超えた 日が2日以上連続したことの有無	長期的評価による 環境基準との比較
永楽台	0.035	無	0
伊勢原	0.038	無	0
西原	0.033	無	0
大室	0.038	無	0
大津ケ丘	0.047	無	0
南増尾	0.035	無	0

二酸化窒素 (NO₂) の環境基準達成状況

項目局名	日平均値の年間 9 8 %値 (ppm)	長期的評価による 環境基準との比較
永楽台	0.028	0
旭	0.035	0
伊勢原	0. 024	0
西原	0.030	0
大室	0. 027	0
大津ケ丘	0.033	0
南増尾	0.027	0

光化学オキシダント (Ox) の環境基準達成状況

項目	昼間の1時間 ppm を超えた		環境基準 との比較	達成率 (%) **
局名	(日数)	(時間数)	C ♥ > > LL #X	(70)
永楽台	8 1	3 8 9	×	92.9
大室	8 1	4 0 1	×	92.7
南増尾	7 8	3 7 3	×	93.2

⁽注) ※達成率= (昼間の環境基準達成時間÷昼間の測定時間) ×100

一酸化炭素(CO)の環境基準達成状況

項目	日平均値の2% 除外値(ppm)	日平均値が10ppm を超えた日が 2日以上連続したことの有無	長期的評価による環境基準との比較
旭	0.4	無	0
大津ケ丘	0.4	無	0

微小粒子状物質 (РМ2.5) の環境基準達成状況

項目 年平均値 局名 (µg/m³)		日平均値の 年間98%値		均値が と超えた日数	環境基準との比較
利力	(μg/ III)	$(\mu g/m^3)$	目	%	こりたは
永楽台	9. 3	24.2	0	0. 0	0
大室	10.4	24.9	1	0.3	0
大津ケ丘	10.0	24.5	0	0. 0	0

非メタン炭化水素(NMHC)の濃度指針対比状況

項目	6~9時の3時間 における年平均値	0. 20рр	時間平均値が m C を超えた この割合	6~9時の3時間平均値が 0.31ppmCを越えた 日数とその割合		
局名	(ppmC)	日	%	日	%	
永楽台	0.10	2 0	5. 5	4	1. 1	
旭	0.10	2 2	6. 0	3	0.8	

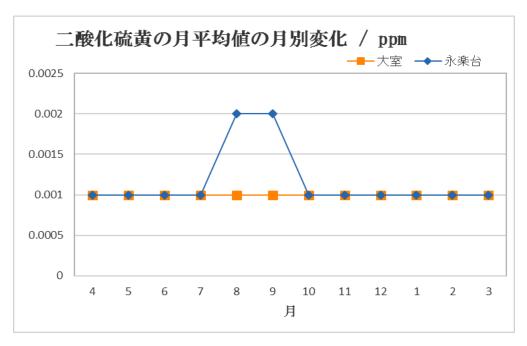
3 大気環境の状況(常時監視結果)

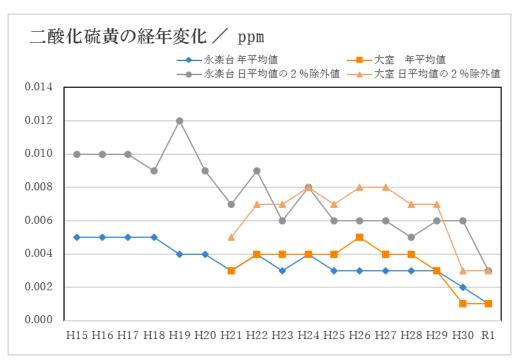
(1) 一般環境大気測定局

ア 二酸化硫黄 (SO2)

二酸化硫黄は、主として工場等で燃料として使用される石炭、石油に含まれる硫黄の燃焼により排出され、また火山活動によっても発生するもので、大気中の濃度が高くなると気管支炎などの呼吸器系疾患を引き起こすとされています。

令和元年度の永楽台測定局及び大室測定局における年平均値は0.001ppmで,こ こ数年ほぼ横ばい状態で推移しています。なお、大室測定局は平成22年度から測定を開始しました。

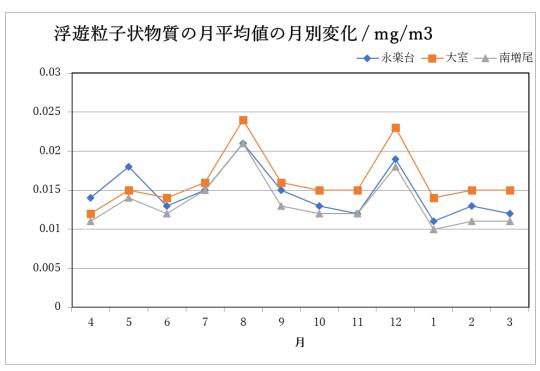


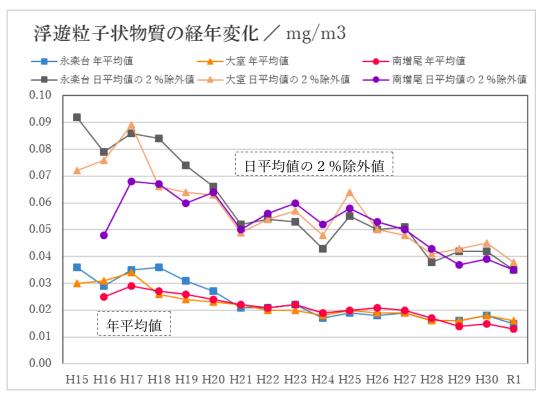


イ 浮遊粒子状物質(SPM)

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊している粒子状の物質で粒径が 10μ m以下のものをいい、その発生源は工場、自動車など人為的な原因によるものと、火山活動や土壌の舞い上がりなど、自然的な原因によるものとがあります。

令和元年度の永楽台測定局及び大室測定局の年平均値は0.015mg/m³, 南増尾測定局の年平均値は0.013mg/m³であり, ほぼ横ばい状態で推移しています。

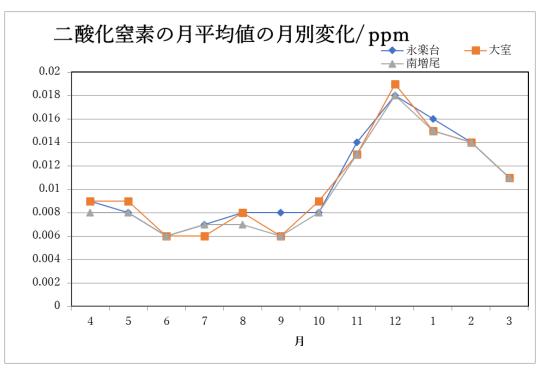


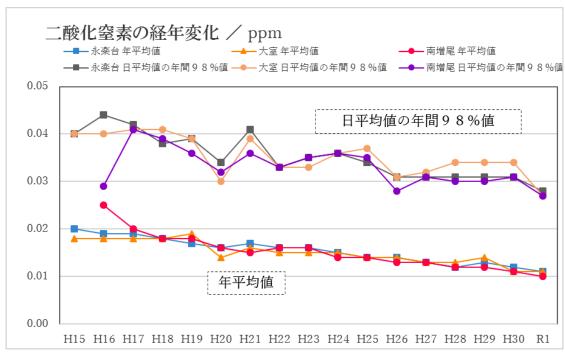


ウ 二酸化窒素(NO2)

二酸化窒素は、物を燃やしたときに発生しますが、その発生源は工場、自動車、家庭等さまざまです。令和元年度の年平均値は永楽台測定局及び大室測定局で0.011ppm, 南増尾測定局で0.010ppmであり、ほぼ横ばいで推移しています。

毎年冬季には、大気がよどみやすい気象条件が多くなるため、一年のうちでも高濃度 になる傾向がみられます。

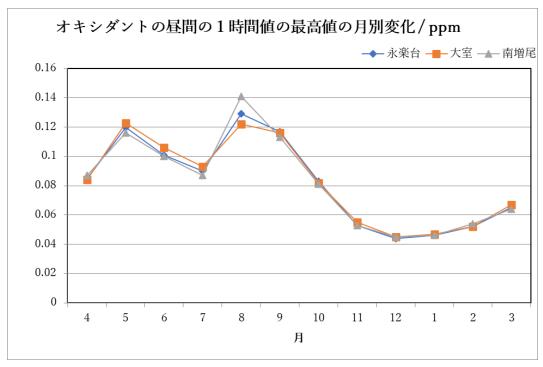


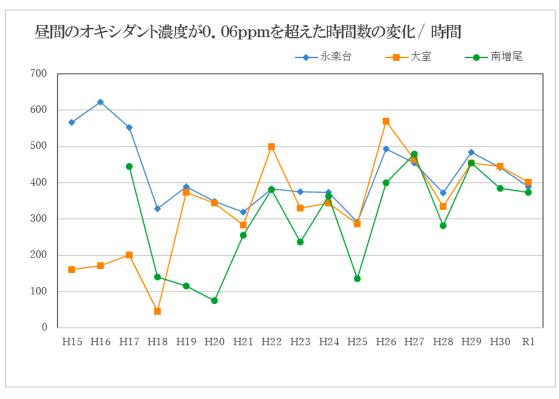


エ 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントは、工場や自動車等から排出される窒素酸化物や光化学反応性の高い炭化水素が、太陽の強い紫外線の作用を受け反応し、生成される二次汚染物質であり、 光化学スモッグの原因物質とされています。

令和元年度の昼間の日最高1時間値の年平均値は永楽台測定局,大室測定局及び南増尾測定局で0.049ppmであり,経年的には横ばいで推移しています。

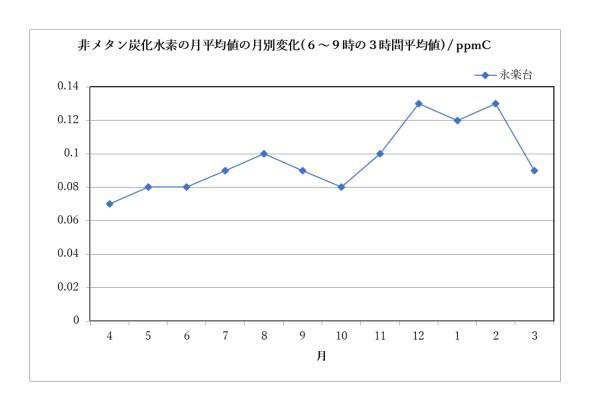


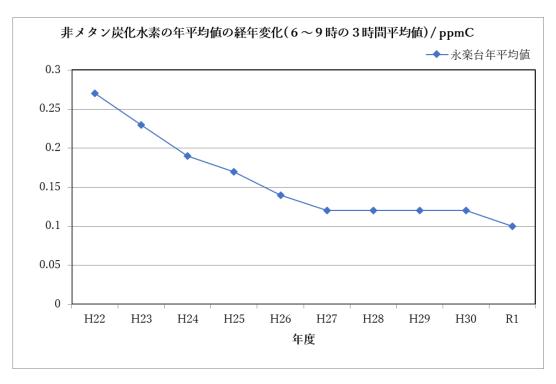


オ 非メタン炭化水素 (NMHC)

炭化水素のうちメタンを除いたものを非メタン炭化水素といいます。主な発生源は、塗 装施設、ガソリンスタンド及び自動車等です。非メタン炭化水素は、光化学スモッグの原 因物質の一つとされています。

永楽台測定局は平成22年度から測定を開始しました。令和元年度の年平均値は0.0 9 p p m C (6~9時の3時間平均値の年平均値)でした。



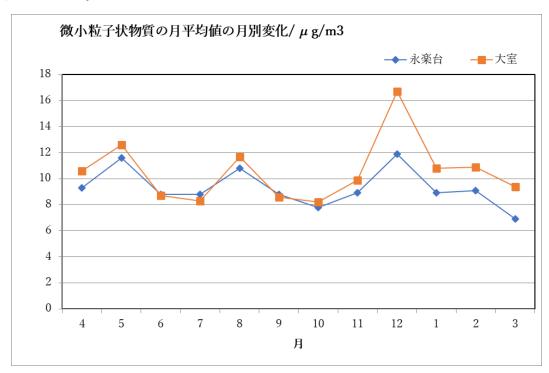


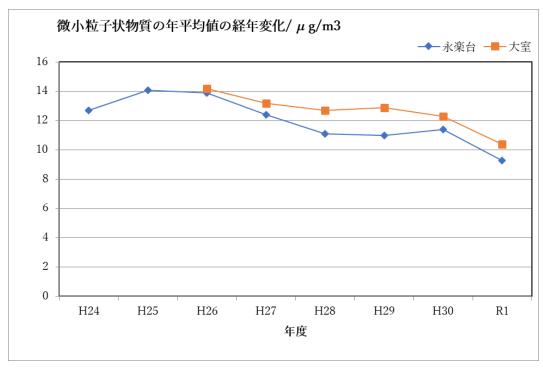
カ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5 μ m (0.0025 mm) 以下の微細な粒子で、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことから、人への健康影響が懸念されています。

柏市では平成24年度から永楽台測定局、平成26年度から大室測定局において常時監視を開始しました。

令和元年度の年平均値は永楽台測定局が 9. $3 \mu g/m^3$, 大室測定局が $1 0.4 \mu g/m^3$ でした。



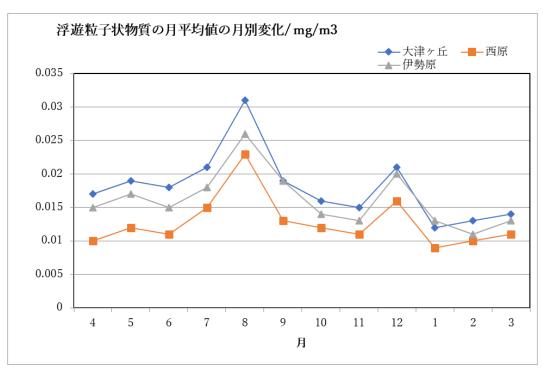


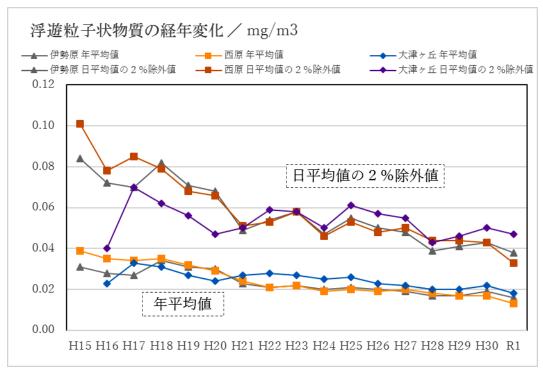
(2) 自動車排出ガス測定局

ア 浮遊粒子状物質 (SPM)

令和元年度の伊勢原測定局における年平均値は $0.016\,\mathrm{mg/m^3}$, 西原測定局における年平均値は $0.013\,\mathrm{mg/m^3}$, 大津ケ丘測定局における年平均値は $0.018\,\mathrm{mg/m^3}$ であり、ここ数年横ばいで推移しています。

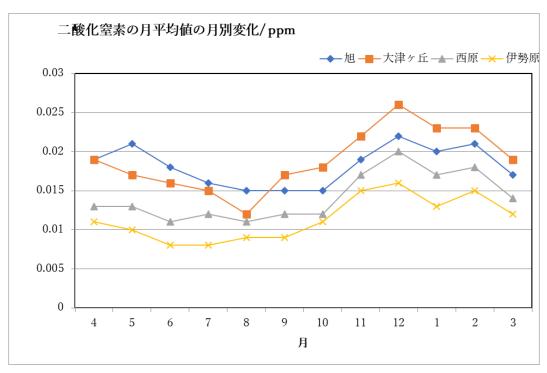
国や千葉県などが粒子状物質を削減するために平成14年度から法律($NOx \cdot PM$ 法)や条例(千葉県ディーゼル自動車条例)を定めてディーゼル自動車等の規制を実施しています。

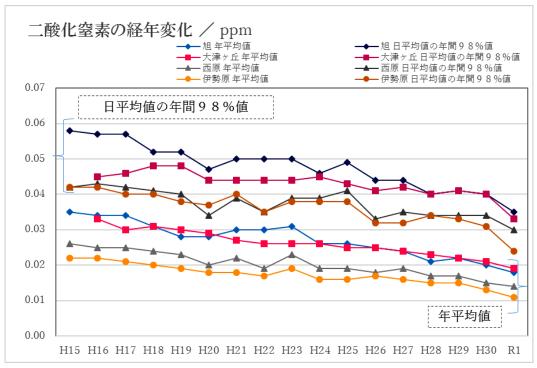




イ 二酸化窒素(NO2)

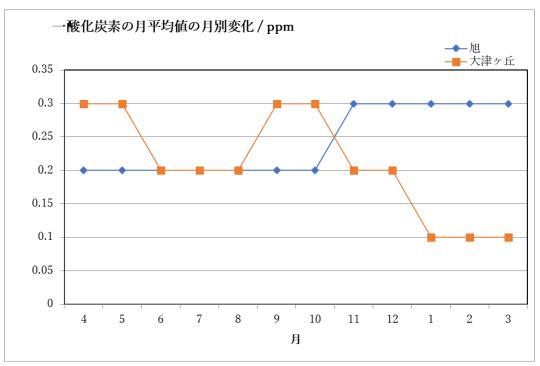
令和元年度の旭測定局における年平均値は0.018ppm,及び大津ケ丘測定局における年平均値は0.019ppm,伊勢原測定局における年平均値は0.011ppm,西原測定局における年平均値は0.014ppmであり、ここ数年ほぼ横ばいで推移しています。

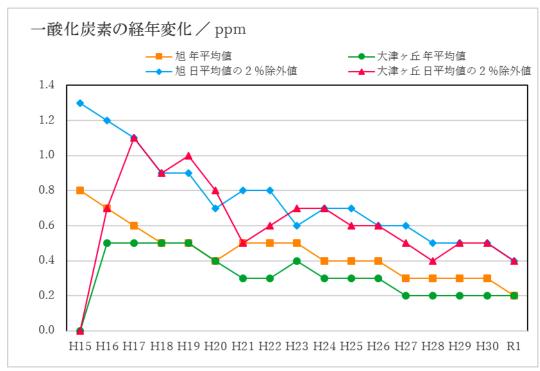




ウ 一酸化炭素(СО)

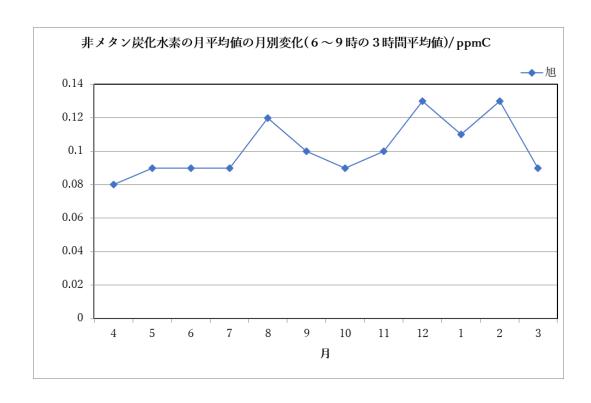
一酸化炭素は物の不完全燃焼に伴って発生し、その主な発生源は自動車等です。 令和元年度の旭測定局及び大津ケ丘測定局における年平均値は0.2 p p m であり、 ここ数年は概ね横ばいで推移しています。

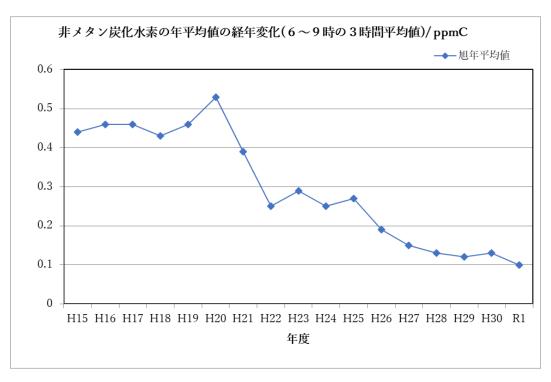




エ 非メタン炭化水素 (NMHC)

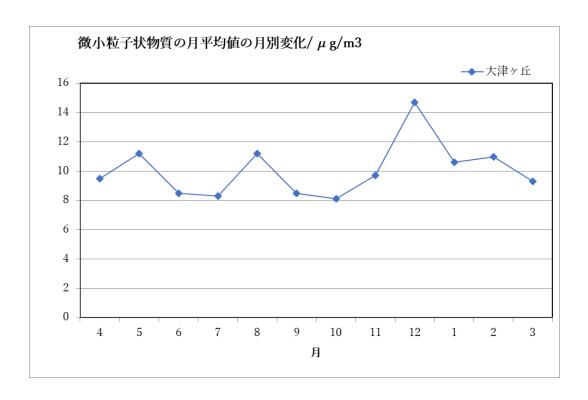
令和元年度の旭測定局における年平均値は 0.10ppm(6~9時の3時間平均値)であり、減少傾向にあります。

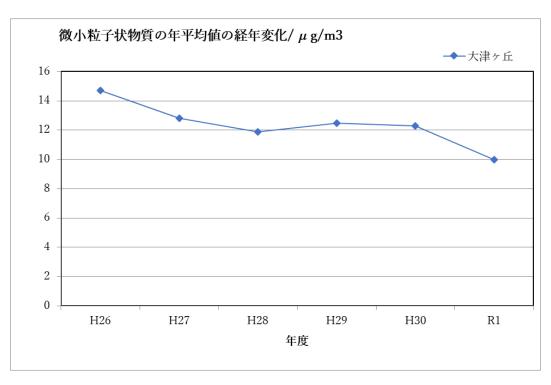




才 微小粒子状物質 (PM2.5)

平成 2 6 年度 1 2 月から大津ケ丘測定局において PM 2. 5 の常時監視を開始しました。 令和元年度の年平均値は 1 0. 0 μ g/m³でした。





4 大気環境の状況 (その他の監視結果)

(1) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」であり、令和元年度は環境基準が設定されている4物質と環境基準の定められていないベンゾ[a]ピレン等の物質について、一般環境で2地点(大室測定局及び永楽台測定局)、道路沿道で2地点(旭測定局及び大津ケ丘測定局)、発生源周辺で1地点(柏市第二最終処分場)で年12回調査を実施しました。

地点別調査項目

		一般	環境	道路	沿道	発生源周辺
番号	物質名	大室	永楽台	旭	大津ヶ丘	柏市第二
		測定局	測定局	測定局	測定局	最終処分場
1	テトラクロロエチレン	0	0	0	0	0
2	トリクロロエチレン	0	0	0	0	0
3	ベンゼン	0	\circ	\circ	\circ	0
4	ジクロロメタン	0	0	0	0	0
5	1, 3ーブタジエン	_	_	0	0	_
6	アセトアルデヒド	_	_	0	0	_
7	ホルムアルデヒド	_	_	0	0	0
8	ベンゾ[a]ピレン	_	_	0	0	_
9	ヒ素及びその化合物	_	_	0	0	_
10	アクリロニトリル	_	_	0	_	_
11	塩化ビニルモノマー	_	_	0	_	_
12	塩化メチル	_	_	0	_	_
13	クロム及びその化合物	_	_	0	_	_
14	クロロホルム	_	_	0	_	_
15	酸化エチレン	_	_	0	_	_
16	1, 2-ジクロロエタン	_	_	0	_	_
17	水銀及びその化合物	_	_	0	_	_
18	トルエン	0	_	0	_	0
19	ニッケル化合物	_	_	0	_	_
20	ベリリウム及びその化合物	_	_	0	_	_
21	マンガン及びその化合物	_	_	0	_	_
22	エチルベンゼン	0	_		_	0
23	キシレン	0	_	_	_	0
	合 計	7	4	21	9	8

試料採取方法・分析方法及び目標定量下限値 単位: μg/m³ (ベンゾ[a] ピレンと重金属は ng/m³)

番号		物質名	試料採取方法・分析方法 [※]	目標定量
田刀		100 頁 石	PV付かれの14 カツカ14	下限値
1	テ	トラクロロエチレン		20
2	ト!	リクロロエチレン		20
3	べこ	ンゼン		0.3
4	ジク	クロロメタン		15
5	1,	3 ーブタジエン		0. 25
6	アク	クリロニトリル	容器採取ーガスクロマトグラフ質量分析法	0.2
7	塩化	ヒビニルモノマー		1
8	塩化	ヒメチル		0.1
9	クロ	コロホルム		1.8
10	1,	2-ジクロロエタン		0. 16
11	トノ	レエン		0.1
12	アー	セトアルデヒド	固相捕集-高速液体クロマトグラフ法	0.5
13	ホノ	レムアルデヒド	回相佣集=尚速攸体グロマドグブブ伝	0.08
14	べこ	ンブ[a]ピレン	フィルタ捕集ー高速液体クロマトグラフ法	0.011
15		ひ素及びその化合物		0.6
16		クロム及びその化合物		0.025
17	重金	ニッケル化合物	フィルタ捕集ー誘導結合プラズマ質量分析法 (ICP-MS)	2.5
18	属	ベリリウム及びその化合物	(ICI M3)	0.4
19		マンガン及びその化合物		15
20		水銀及びその化合物	金アマルガム捕集ー加熱気化冷原子吸光法	4
21	酸化	とエチレン	固相捕集ー溶媒抽出ーガスクロマトグラフ質量分析法	0. 01
22	エラ	チルベンゼン	容器採取ーガスクロマトグラフ質量分析法	0. 1
23	キシ	ンレン	谷命	0.1

[※] 試料採取方法・分析方法は環境省水・大気環境局大気環境課「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」による。

有害大気汚染物質調査結果

ア 大室測定局 (所在地:柏市大室1256番地)

単位: μ g/m ※ベンゾ[a]ピレン, 重金属はng/m 地域分類:地域特設[一般環境])

物質名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均值	最大値	最小値
ジクロロメタン	0.89	0.70	1.7	1.5	0.84	1.2	0.95	0.72	1.6	2.5	2.2	0.83	1.3	2.5	0.70
テトラクロロエチレン	<0.006	< 0.006	< 0.007	<0.005	< 0.003	<0.004	0.076	< 0.005	0.018	0.13	0.046	<0.005	0.024	0.13	< 0.003
トリクロロエチレン	0.067	< 0.006	0.030	< 0.006	0.20	0.12	0.029	0.37	0.53	1.2	1.2	0.18	0.33	1.2	< 0.006
ベンゼン	0.68	0.48	1.0	0.98	1.3	0.85	0.57	0.73	1.4	2.0	1.6	0.84	1.0	2.0	0.48
トルエン	2.9	2.5	4.0	4.8	3.2	5.6	5.8	3.6	9.1	20	16	6.0	7.0	20	2.5
エチルベンゼン	0.44	0.42	0.53	0.77	0.89	0.92	0.74	0.69	2.2	2.9	4.4	0.79	1.3	4.4	0.42
キシレン	0.38	0.50	0.71	0.69	0.92	1.0	0.80	0.79	2.0	2.9	3.5	0.77	1.2	3.5	0.38

※ 測定結果に "〈" が付いている値は検出下限値以下であることを示す。

測定結果に "()" が付いている値は検出下限値以上、定量下限値未満の値であることを示す。

平均値の算出において、検出下限値以下のものは、検出下限値の1/2として算出している。

イ 永楽台測定局 (所在地:柏市永楽台2丁目8番1号)

単位: μ g/m ※ベンゾ[a]ピレン, 重金属はng/m 地域分類:地域特設[一般環境])

物質名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値
ジクロロメタン	0.89	0.85	1.8	1.4	0.87	1.5	0.94	1.4	1.7	3.0	2.6	0.87	1.5	3.0	0.85
テトラクロロエチレン	< 0.007	< 0.005	< 0.006	< 0.005	< 0.003	<0.004	0.16	< 0.005	0.087	0.11	0.094	<0.005	0.039	0.16	< 0.003
トリクロロエチレン	0.083	0.028	0.034	<0.006	0.20	0.15	0.049	0.40	0.52	0.98	1.3	0.14	0.32	1.3	< 0.006
ベンゼン	0.70	0.71	1.2	1.0	0.80	0.88	0.65	0.71	1.4	2.2	1.6	0.88	1.1	2.2	0.65

※ 測定結果に "<" が付いている値は検出下限値以下であることを示す。 測定結果に "()" が付いている値は検出下限値以上,定量下限値未満の値であることを示す。

平均値の算出において、検出下限値以下のものは、検出下限値の1/2として算出している。

有害大気汚染物質調査結果

ウ 旭測定局 (所在地:柏市旭町3丁目831-35)

地域分類:全国標準[道路沿道]) 単位: μg/m ※ベンゾ[a]ピレン, 重金属はng/m 。

物質名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値
ジクロロメタン	1.0	0.79	1.8	1.5	0.92	1.4	0.92	4.7	1.5	2.8	2.6	0.83	1.7	4.7	0.79
テトラクロロエチレン	< 0.006	< 0.006	<0.006	< 0.005	<0.003	< 0.004	0.13	< 0.005	0.17	0.12	0.067	<0.005	0.042	0.17	< 0.003
トリクロロエチレン	0.099	0.025	0.021	< 0.006	0.23	0.14	0.035	0.55	0.51	1.1	1.3	0.12	0.34	1.3	< 0.006
ベンゼン	0.64	0.77	1.4	1.1	1.3	1.2	0.78	1.8	1.4	2.2	1.7	0.83	1.3	2.2	0.64
1,3-ブタジエン	< 0.004	0.087	0.13	0.10	0.25	0.10	0.14	0.17	0.10	0.26	0.15	0.027	0.13	0.26	< 0.004
ベンゾ[a]ピレン	0.027	0.039	0.29	0.12	0.21	0.086	0.080	0.058	0.20	0.20	0.35	0.00051	0.14	0.35	0.00051
ホルムアルデヒド	2.6	12	0.11	0.36	7.7	6.2	2.6	3.7	2.1	2.8	3.8	0.87	3.7	12	0.11
アセトアルデヒド	3.2	4.6	0.10	0.18	2.7	3.8	1.5	4.6	2.1	3.9	5.2	0.71	2.7	5.2	0.10
ヒ素及びその他の化合物	0.45	0.34	0.80	1.5	0.31	0.48	0.25	0.39	1.9	0.37	1.1	0.32	0.68	1.9	0.25
アクリロニトリル	< 0.006	< 0.004	0.015	< 0.004	0.078	< 0.006	< 0.005	0.059	0.016	0.024	0.064	(0.014)	0.024	0.078	< 0.004
塩化ビニルモノマー	(0.009)	0.083	0.040	0.021	0.090	0.034	(0.017)	<0.0028	< 0.005	< 0.004	<0.005	< 0.003	0.025	0.090	<0.0028
塩化メチル	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.7	1.5	3.4	1.4	1.9	1.4	1.4	1.6	3.4	1.2
クロム及びその化合物	2.1	8.6	3.5	1.8	3.4	4.5	1.3	2.0	1.9	2.8	3.3	1.5	3.1	8.6	1.3
クロロホルム	0.033	0.090	0.55	0.16	0.10	0.30	0.080	0.69	0.19	0.38	0.089	0.032	0.22	0.69	0.032
酸化エチレン	0.049	0.039	0.065	0.077	0.083	0.062	0.073	0.069	0.059	0.090	0.14	0.068	0.073	0.14	0.039
1,2-ジクロロエタン	0.079	0.043	0.10	0.084	< 0.004	< 0.004	0.041	0.12	0.094	0.11	<0.005	0.043	0.060	0.12	< 0.004
水銀及びその化合物	1.8	1.5	3.9	5.8	1.7	1.7	1.4	1.4	1.7	2.2	1.7	1.5	2.2	5.8	1.4
トルエン	4.1	1.7	4.0	3.7	4.0	9.4	6.8	11	10	20	20	4.2	8.2	20	1.7
ニッケル化合物	(0.72)	1.7	2.5	2.0	3.8	2.2	1.1	(0.78)	1.7	1.1	2.8	1.2	1.8	3.8	(0.72)
ベリリウム及びその化合物	0.0079	0.0076	0.0081	(0.005)	(0.0073)	(0.0042)	(0.0030)	0.014	(0.0070)	0.0065	0.011	0.011	0.0077	0.014	(0.0030)
マンガン及びその化合物	12	17	17	12	15	13	8.0	16	15	19	28	9.3	15	28	8.0

[※] 測定結果に "<" が付いている値は検出下限値以下であることを示す。 測定結果に "()" が付いている値は検出下限値以上,定量下限値未満の値であることを示す。 平均値の算出において,検出下限値以下のものは,検出下限値の1/2として算出している。

有害大気汚染物質調査結果

エ 大津ケ丘測定局 (所在地:柏市大津ケ丘2丁目1)

単位: μ g/m ※ベンゾ[a]ピレン, 重金属はng/m 地域分類:地域特設[道路沿道])

物質名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値
ジクロロメタン	0.86	0.81	2.4	1.4	0.62	1.9	0.92	3.7	1.5	3.2	2.0	0.84	1.7	3.7	0.62
テトラクロロエチレン	< 0.006	< 0.005	< 0.006	<0.005	<0.003	< 0.004	0.15	<0.005	0.036	0.090	0.087	< 0.005	0.032	0.15	< 0.003
トリクロロエチレン	0.064	0.041	0.017	<0.006	0.12	0.12	0.028	0.38	0.48	1.2	1.0	0.11	0.30	1.2	< 0.006
ベンゼン	0.66	0.47	1.3	1.2	0.99	0.90	0.78	0.78	1.6	2.3	1.7	0.79	1.1	2.3	0.47
1,3-ブタジエン	< 0.004	0.054	0.087	0.053	0.10	0.084	0.14	0.086	0.14	0.27	0.16	0.015	0.099	0.27	< 0.004
ベンゾ[a]ピレン	0.034	0.048	0.31	0.21	0.14	0.098	0.096	0.14	0.23	0.37	0.45	0.00084	0.18	0.45	0.00084
ホルムアルデヒド	1.5	2.0	1.8	2.4	5.0	2.3	2.2	1.4	2.0	2.0	2.9	0.96	2.2	5.0	0.96
アセトアルデヒド	2.5	1.2	1.1	1.3	2.6	1.8	1.3	1.4	1.8	3.1	4.1	0.81	1.9	4.1	0.81
ヒ素及びその他の化合物	0.66	0.49	0.73	1.4	0.28	0.36	0.26	0.32	1.5	0.34	0.83	0.34	0.63	1.5	0.26

※ 測定結果に "〈" が付いている値は検出下限値以下であることを示す。 測定結果に "()" が付いている値は検出下限値以上,定量下限値未満の値であることを示す。

平均値の算出において、検出下限値以下のものは、検出下限値の1/2として算出している。

才 柏市第二最終処分場(所在地:柏市若白毛757番地)

単位: μ g/m ※ベンゾ[a]ピレン, 重金属はng/m 地域分類:地域特設[発生源周辺])

物質名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値
ジクロロメタン	0.77	0.77	2.2	1.6	0.85	1.7	1.0	4.6	1.6	3.0	1.9	1.4	1.8	4.6	0.77
テトラクロロエチレン	< 0.006	< 0.005	< 0.006	< 0.005	<0.003	< 0.004	0.16	< 0.005	0.053	0.12	0.073	<0.005	0.035	0.16	< 0.003
トリクロロエチレン	0.11	0.024	0.016	< 0.007	0.063	0.11	0.060	0.38	0.50	1.1	0.93	0.17	0.29	1.1	< 0.007
ベンゼン	0.62	0.57	1.3	1.3	1.3	0.90	0.69	0.70	1.4	3.0	1.8	0.76	1.2	3.0	0.57
ホルムアルデヒド	3.3	5.3	2.6	2.6	5.3	6.6	1.6	1.4	1.6	1.8	2.7	1.0	3.0	6.6	1.0
トルエン	3.5	3.4	5.5	3.6	3.0	6.3	4.5	4.9	9.7	20	14	3.5	6.8	20	3.0
エチルベンゼン	0.52	56	1.8	0.87	9.2	1.9	0.94	2.6	2.4	6.9	5.0	0.93	7.4	56	0.52
キシレン	0.49	52	1.4	0.73	6.9	1.6	0.94	1.8	2.0	6.3	3.9	0.78	6.6	52	0.49

※ 測定結果に "〈" が付いている値は検出下限値以下であることを示す。 測定結果に "()" が付いている値は検出下限値以上,定量下限値未満の値であることを示す。

平均値の算出において、検出下限値以下のものは、検出下限値の1/2として算出している。

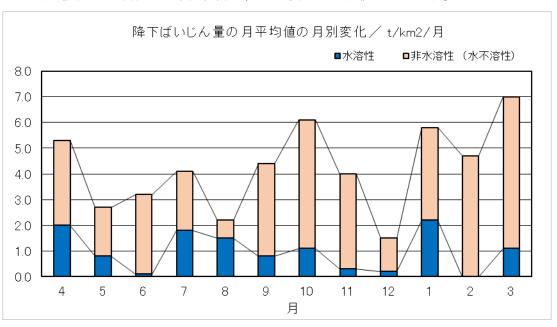
(2) 粒子状物質等

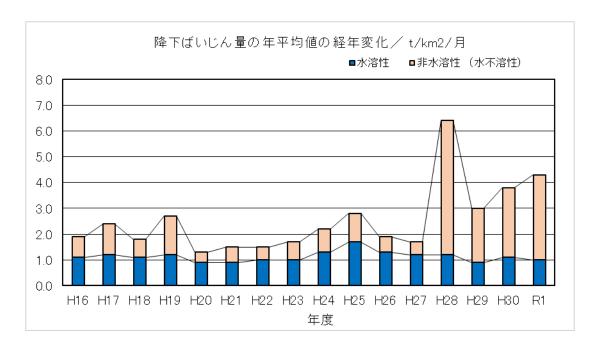
大気中の粒子状物質は、降下ばいじんと浮遊粉じんに大別され、さらに浮遊粉じんは環境基準の設定されている粒径 10μ m以下の浮遊粒子状物質とそれ以外に区別されます。

また、降下ばいじん及び浮遊粉じんの測定局を柏(まちづくり公社)から大室(田中小) へ、平成28年度に移設しました。

ア 降下ばいじん

降下ばいじんは、粒子状物質のうち比較的粒径が大きく沈降しやすい物質であり、本市では、これらの物質をダストジャー法を用いて測定しています。測定結果の経年変化は測定局を移設した平成28年度以降も、ほぼ横ばいで推移しています。





降下ばいじん量測定結果**

(注) 降下ばいじん検出下限値:0.1t/km²/月

項目	ばいじん総量 (t/km²/月)	非水溶性 ばいじん (t/km²/月)	水溶虫式いじん (t/km²/月)	留水量(m1)	水素イオン濃度
Н31. 4	5. 3	3. 3	2. 0	200	6. 1
R1. 5	2. 7	1.9	0.8	360	6. 1
R1. 6	3. 2	3. 1	0. 1	1360	6. 0
R1. 7	4. 1	2. 3	1.8	1460	5. 7
R1. 8	2. 2	0.7	1. 5	430	5. 9
R1. 9	4. 4	3.6	0.8	980	6. 1
R1. 10	6. 1	5. 0	1. 1	2520	6. 1
R1. 11	4.0	3. 7	0.3	1740	6. 1
R1. 12	1.5	1.3	0. 2	360	6. 4
R2. 1	5.8	3.6	2. 2	1260	6. 5
R2. 2	4. 7	4. 7	<0.1	100	7. 2
R2. 3	7. 0	5. 9	1. 1	300	6. 0
平均値	4.3	3. 3	1. 0	920	6. 2
最大値	7.0	5. 9	2. 2	2520	7. 2
最小値	1.5	0.7	<0.1	100	5. 7

※測定結果に "<" が付いている値は検出下限値未満であることを示す。

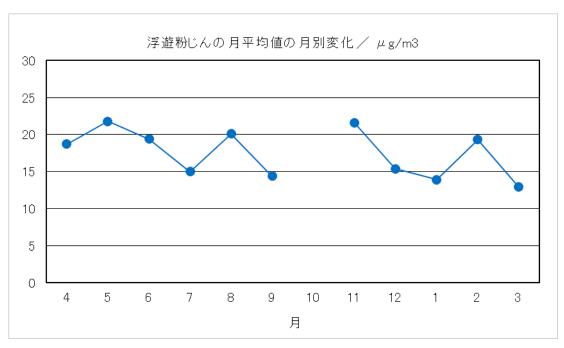
イ 浮遊粉じん

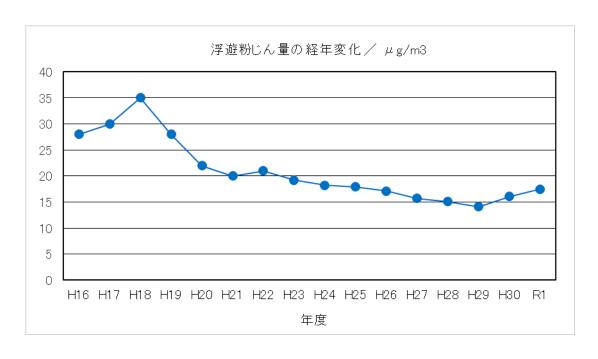
浮遊粉じんのうち粒径が 10μ m以下の浮遊粒子状物質は、大気中における沈降速度が小さく滞留時間が長いため、人体の呼吸器系に影響を及ぼすとされています。

本市では、ローボリウムエアーサンプラー法を用いて測定しており、測定結果の経年変 化はほぼ横ばいで推移しています。

また, 浮遊粒子状物質中の金属成分も併せて測定しました。測定結果は鉄, アルミニウムは各年毎の変動が大きいですが, 他の成分はほぼ横ばいで推移しています。







浮遊粉じん量測定結果 (注) 浮遊粉じん検出下限値: $0.5 \mu \, \mathrm{g/m^3}$

項目月	10μm以下 (μg/m³)
H31. 4	18. 7
R1. 5	21.8
R1. 6	19. 4
R1. 7	15. 0
R1. 8	20. 1
R1. 9	14. 4
R1. 10	(機器の不具合により, 欠測)
R1. 11	21.6
R1. 12	15. 4
R2. 1	13. 9
R2. 2	19. 3
R2. 3	12. 9
平 均 値	17. 5
最 大 値	21.8
最 小 値	12. 9

浮遊粉じん中の金属類測定結果※

単位: μ g/m 3

項目	鉄 (Fe)	マンガン (Mn)	垂鉛 (Zn)	ニッケル (Ni)	鉛 (Pb)	バナジウム (V)	銅 (Cu)	全クロム (Cr)	カドミウム (Cd)	アルミニウム (A1)
Н31. 4	0.36	0.012	0.043	0.003	0.009	0.003	0.005	0.001	<0.001	0. 24
R1. 5	0.38	0.012	0.045	0.004	0.009	0.004	0.009	0.001	<0.001	0. 22
R1. 6	0. 22	0.008	0.030	<0.003	0.005	<0.003	0.010	<0.001	<0.001	0.10
R1. 7	0. 13	0.008	0.032	<0.003	0.006	0.005	<0.003	0.002	<0.001	0.06
R1. 8	0. 26	0.009	0.035	0.003	0.006	0.006	0.006	0.002	<0.001	0.07
R1. 9	0. 19	0.007	0.032	<0.003	0.008	<0.003	0.005	<0.001	<0.001	0.08
R1. 10				(機	器の不具合	により、欠	:測)			
R1. 11	0.56	0.019	0.610	0.041	0. 101	<0.003	0.063	0.003	0.003	0. 28
R1. 12	0.34	0.016	0. 140	<0.003	0.012	<0.003	0.014	0.003	0.001	0. 13
R2. 1	0. 15	0.012	0.046	<0.003	0.009	<0.003	0.017	0.003	<0.001	0.09
R2. 2	0.47	0.018	0. 158	0.006	0.016	<0.003	0.021	0.003	<0.001	0.32
R2. 3	0.35	0.012	0.082	0.004	0.01	<0.003	0.012	0.004	<0.001	0.22
平均值	0.31	0.012	0.114	0.006	0.017	<0.003	0.015	0.002	<0.001	0. 16
最大値	0.56	0.019	0.610	0.041	0. 101	0.006	0.063	0.004	0.003	0.32
最小値	0. 13	0.007	0.030	<0.003	0.005	<0.003	<0.003	<0.001	<0.001	0.06
定量下限値	0.01	0.003	0.003	0.003	0.005	0.003	0.003	0.001	0.001	0.01

※測定結果に "〈" が付いている値は検出下限値未満であることを示す。

(3) アスベスト

アスベストは、石綿とも呼ばれる天然の鉱物繊維です。耐熱性、耐薬品性等があり、建築物の屋根材や耐火材、配管などの建築資材などに多く用いられております。 アスベストは、その繊維が極めて細いため、大気中に飛散し、それを吸い込む事が 大きな問題となっています。

本市では、市内において定期的に大気中のアスベストのモニタリング調査を実施しています。一般大気環境に係るアスベストの環境基準は定められておりませんが、千葉県のデータや経年変化などから、特に高い濃度は見られず横ばい傾向です。

ア 令和元年度大気中アスベスト濃度モニタリング調査結果 単位:本/L*1

N	===+ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	区分		調査結果		75 th th
No.	調査地点	区 分	R1. 12. 16	R1. 12. 17	R1. 12. 18	平均値
1	大室地区	一般環境	0. 17	0.28	0.39	0. 26
2	高田地区	一般環境	0. 11	0. 17	0.11	0. 12
3	旭町地区	道路沿道	<0.056	<0.056	0.056	0.056
4	永楽台地区	一般環境	0.056	0.11	<0.056	0.070
5	増尾地区	一般環境	0.34	0.34	0. 17	0. 26
6	塚崎地区	一般環境	<0.056	0.056	0. 22	0. 088
7	藤ケ谷地区	一般環境	0. 22	0.28	0. 11	0. 18
8	柏地区	一般環境	0. 11	0.11	0.056	0. 087

※1:定量下限值 0.056(本/L)

※2: 平均値は幾何平均

イ 経年変化 (平成27年度~令和元年度)

N.	No. 調査地点		調査結果										
INO.	神色地点	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度							
1	大室地区	0.11	0.11	0.056	0. 087	0. 26							
2	高田地区	0.081	0.10	0.056	0.056	0. 12							
3	旭町地区	0.081	0.087	0.070	0.10	0.056							
4	永楽台地区	0.10	0.056	0.056	0.056	0.070							
5	増尾地区	0.12	0.11	0.12	0.12	0. 26							
6	塚崎地区	0.056	0.10	0.070	0. 087	0. 088							
7	藤ケ谷地区	0.056	0. 087	0.11	0.056	0. 18							
8	柏地区	0.056	0. 10	0.056	0.056	0. 087							

第3節 大気汚染の対策

1 発生源の状況

市内の大気汚染防止法による届出事業所は延べ159事業所です。そのうち127事業所(80%)が事業場(ビル,事務所)であり、残りの32事業所(20%)が工場です。

施設数は、事業場が253基で65%、工場が138基で35%を占めています。

施設の種類では、熱源としてのボイラーの設置基数が最も多く、全体の50%以上を占めています。

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設等の届出状況

区分	施設の番号・種類	工場	事業場	総数
	1・ボイラー	82(79)	1 2 2 (1 2 2)	204(201)
	6 ・ 金属製品の熱処理用加熱炉	2 (2)	0 (0)	2 (2)
	9・窯業製品の溶融炉	5 (5)	0 (0)	5 (5)
ばい煙	11·乾燥炉	7 (7)	0 (0)	7 (7)
発生施設	13・廃棄物焼却炉	1 (1)	9 (9)	10(10)
	24・鉛管等製造の溶解炉	9 (9)	0 (0)	9 (9)
	29・ガスタービン	1 (1)	14(12)	15(13)
	30・ディーゼル機関	4 (4)	85(81)	89(85)
	31・ガス機関	5 (5)	5 (5)	10(10)
VOC	2・塗装施設	3 (3)	0 (0)	3 (3)
排出施設	4 ・ 包装材料等の接着用乾燥施設	3 (3)	0 (0)	3 (3)
一般粉じん	2・堆積場	2 (2)	6 (6)	8 (8)
発生施設	3・ベルトコンベア	13(13)	3 (3)	16(16)
水銀発生施設	8・廃棄物焼却炉	1 (1)	9 (9)	10(10)
	合 計	1 3 8 (1 3 5)	253(247)	3 9 1 (3 8 2)

⁽注) 令和2年3月31日現在, () 内は平成31年3月31日現在

2 発生源の規制

- (1) 大気汚染防止法に基づく立入検査
 - ア ばい煙発生施設,一般粉じん発生施設,揮発性有機化合物(VOC)排出施設及び水銀発生施設について令和元年度は,6事業場及び12工場,計18事業所について大気汚染防止法に基づく立入検査を実施し、その内7事業所のばい煙等の測定を実施しました。

年度別立入検査結果

左庄	ばい煙等発生	事業所 (施設)		立入検査事業所数	汝
年度	事業所	施設		ばい煙等測定	違反
平成27	1 4 0 (2 3)	3 4 0 (1 1 1)	4 1 (2 5)	7 (3)	0 (0)
平成 2 8	1 5 3 (2 9)	$\begin{array}{c} 3 \ 7 \ 9 \\ (1 \ 4 \ 3) \end{array}$	3 7 (2 2)	6 (3)	1 (1)
平成29	1 5 4 (3 0)	3 8 8 (1 4 7)	3 9 (2 1)	6 (2)	0 (0)
平成30	1 5 5 (3 2)	3 7 7 (1 3 5)	3 1 (1 5)	7 (3)	0 (0)
令和 元	1 5 9 (3 2)	3 9 1 (1 3 8)	1 8 (1 2)	7 (4)	0 (0)

注)()内は事業所における工場数及び工場に設置の施設数(内数)

イ 特定粉じん排出等作業について

令和元年度は13件の特定粉じん(アスベスト)排出等作業の実施の届出があり、大 気汚染防止法に基づく立入検査を実施し、作業基準の遵守状況を確認しました。また、 大気汚染防止法の規制対象外の特定粉じんの除去等の作業64件についても、現地確認 等を実施しました。

年度	特定粉じん排出等作業	規制対象外の作業等の
十段	届出(立入·指導等実施)	現地確認・指導等の件数
平成27年度	20 (20)	6 1
平成28年度	9 (9)	4 8
平成29年度	8 (8)	5 0
平成30年度	9 (9)	6 9
令和 元 年度	13 (19)	6 4

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査

令和元年度は、10施設(すべて廃棄物焼却施設)についてダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査を実施し、その内2施設でダイオキシンの排出測定を実施しました。 その結果、すべての施設が排出基準に適合していました。

3 緊急時の対策

大気汚染の状況が急激に悪化し、人の健康や生活環境に被害が生ずる恐れのある場合の対策として、大気汚染防止法第23条に基づき「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」オキシダントの部(昭和46年6月1日)が定められています。

緊急時には注意報等を発令して一般市民に周知するとともに、協力工場等にばい煙排出量の削減措置の要請をするなどの措置を講じています。

光化学オキシダント (光化学スモッグ)

千葉県では、千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱により、県内対象地域を12地域に区分して、下表の基準をもとに、千葉県が光化学スモッグの注意報等を発令します。

本市は、松戸市、流山市とともに、東葛地域に区分されています。

光化学スモッグ発令基準

種	類	発 令 基 準
予	報	気象条件並びに各種汚染濃度を検討し、オキシダントによる大気汚染の状況
1,	羊仅	が悪化するおそれがあると判断されるとき、当日の11時までに発令する。
注	意 報	測定局におけるオキシダント濃度が0.12ppm以上である状態になり、
(土)	总 報	かつ気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。
警	報	測定局におけるオキシダント濃度が 0. 24 p p m以上である状態になり、
書	ヤ区	かつ気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。
重大緊急報		測定局におけるオキシダント濃度が 0. 40 p p m以上である状態になり、
里人?	采 心牧	かつ気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。

なお、光化学スモッグが発令されやすい気象条件として

- * 気温が高い(20℃以上)
- * 風が弱い(3m/秒以下)
- * 視程(視界)が悪い(4km以下)
- * 日差しが強い

などが挙げられます。

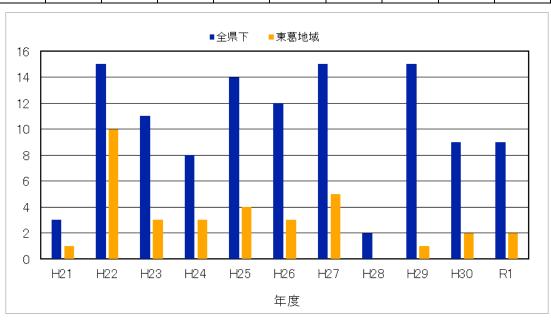
市民への周知は、千葉県から注意報等の発令を受け、防災行政無線、市ホームページ及びメール配信を利用して広報するとともに、ファクシミリによる教育機関等への連絡及び公共施設等での発令表示板の掲示を行い、被害の未然防止に努めています。

本市を含む東葛地域における,令和元年度の注意報等の発令は2日でした。

光化学スモッグ注意報等の年度別発令状況

(単位:日)

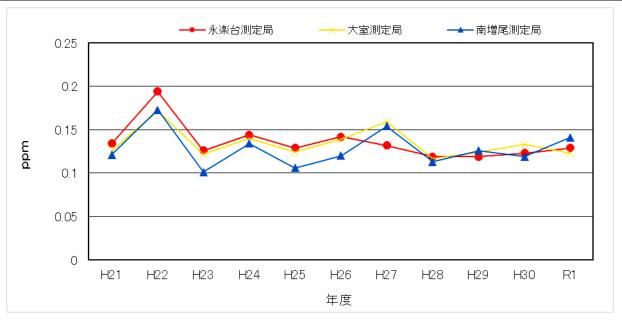
年度地域	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	邻和元
東葛地域	1 0	3	3	4	3	5	0	1	2	2
千葉県全体	1 5	1 1	8	1 4	1 2	1 5	2	1 5	9	9



年度別時間最高濃度(4月~10月)

(単位: p p m)

年度地域	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
永楽台測定局	0. 194	0. 126	0. 144	0. 129	0. 142	0.132	0. 119	0.119	0. 123	0. 129
大室測定局	0. 172	0. 122	0. 140	0. 124	0. 139	0.159	0. 117	0. 124	0. 133	0. 123
南増尾測定局	0. 173	0. 101	0. 134	0.106	0. 120	0.154	0. 113	0. 126	0.119	0. 141



4 健康被害対策

光化学スモッグによる健康被害の症状として、以下のものがあります。

- ア 目のチカチカ
- イ 息苦しさ
- ウ のどの痛み
- 工 頭痛

令和元年度、本市では健康被害の届出はありませんでした。

光化学スモッグによる健康被害届出者数の推移

(単位:人)

年度地域	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
東葛地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県全体	1 4	0	6 1	0	0	2	0	0	0	0

5 窒素酸化物対策

光化学スモッグや酸性雨等の発生原因物質である窒素酸化物の主な発生源は、工場や自動車等が挙げられますが、大都市地域における窒素酸化物汚染は、自動車交通量の著しい増加により道路沿道を中心に厳しい状況にあります。

自動車排出ガスの規制は、昭和48年から始まり、逐次規制が強化されましたが、車の増加が著しいため、窒素酸化物汚染は大きな改善が図られませんでした。

このため平成4年6月に「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NOx法)が公布されました。

本市は、同法に基づく特定地域となっており、平成5年12月から、本市を含む特定地域 内においては、トラック・バス等の車種規制が開始され、基準を満たさない車両は、車種ご とに定められた猶予期間後に使用できなくなりました。

さらに、平成13年6月には、自動車NOx法を改正して新たな車種規制等を規定した「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NOx・PM法)が公布されました。

主な改正点は、①粒子状物質の対象物質への追加、②対象地域の拡大、③車種規制の強化、 ④事業場に対する措置の強化等であり、平成14年5月から施行されています。

また、千葉県では、昭和63年より二酸化窒素濃度が高くなる冬期に、対象地域内市町と 共同で、工場等に対し窒素酸化物の排出量抑制を図る等「大気汚染防止のための冬期対策」 を実施しており、令和元年度も令和元年11月から令和2年1月にかけて自動車の使用抑制 対策等を実施しました。

これらの対策の結果,各測定局における窒素酸化物濃度の年平均値は,毎年少しずつです が低下しています。

6 粒子状物質対策

粒子状物質の削減対策については、自動車 $NOx \cdot PM$ 法の他、平成14年3月に公布された「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出抑制に関する条例」(千葉県ディーゼル自動車規制条例)があります。

主な規制内容は、条例で定めた粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル自動車の県内の運行禁止や粒子状物質を増大させるような不適正な燃料の規制等です。さらに千葉県では、千葉県環境保全条例を改正し、千葉県内で自動車を30台以上使用している事業者に自動車環境管理計画書等の提出を義務付け、自動車の適正管理と低公害車導入を推進しています。

第3章 水質汚濁

第1節 概況

水質汚濁とは、私たちの身の回りにある川・湖沼・海などの公共用水域が、工場、事業場及び家庭などから排出された水に含まれる汚濁物質によって汚れることをいいます。本市を流域に含む公共用水域は利根川、利根運河、手賀沼及び手賀沼に注ぎ込む大堀川、大津川、染井入落、金山落、さらに江戸川の支流である坂川の7河川及び1湖沼があります。

大堀川、大津川は都市内の中小河川であり、水質は環境基準を満足しています。

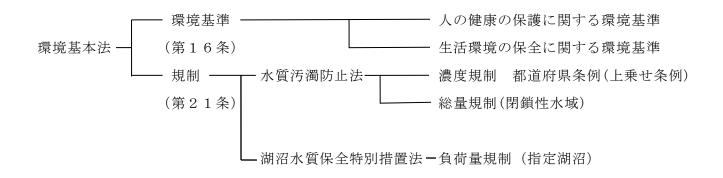
手賀沼は全国で最も水質汚濁の進んだ湖沼でしたが、水質汚濁防止法や湖沼水質保全特別措置法に基づく事業場への立入検査等による指導はもとより、湖沼水質保全計画による下水道の整備、北千葉導水事業などの対策、さらには手賀沼の汚濁要因の3割を占める生活排水の対策として、台所での三角コーナーやろ紙袋の利用などの「家庭でできる浄化対策」の実践促進などにより水質は大幅に改善してきており、平成13年には27年間続いた全国ワーストワンの汚名を返上しましたが、環境基準の達成までには至っていません。

また,トリクロロエチレンをはじめとする有機塩素系化合物や六価クロムなどの重金属類などによる土壌汚染及び地下水汚染が全国的に確認され,大きな社会問題となっています。

これらによる地質汚染を防止するため、千葉県では「千葉県地質汚染防止対策ガイドライン」を平成20年7月から施行し、事業者が自主的に実施すべき有害物質に係る地質汚染防止対策・汚染確認時の対応等具体的に示し、地質汚染を未然に防止し、生活環境の保全に努めています。さらに、地下水汚染の未然防止のための実効ある取組制度の創設を目的として、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の構造等に関する基準等を規定するための水質汚濁防止法の一部が改正され、平成24年6月から施行されています。

1 水質汚濁防止関係法令

水質汚濁防止のための法令は、環境基本法(平成5年11月19日制定)が源となっています。 この環境基本法に基づく水質汚濁防止の法体系は次のとおりです。



(1) 環境基準

環境基本法に基づく各種の環境基準は次のとおりです。

人の健康の保護に関する環境基準

基準値
0.003mg/L以下
検出されないこと
0.01mg/L以下
0.05mg/L以下
0.01mg/L以下
0.0005mg/L以下
検出されないこと
検出されないこと
0.02mg/L以下
0.002mg/L以下
0.004mg/L以下
0.1mg/L以下
0.04mg/L以下
1 m g/L以下
0.006mg/L以下
0.01mg/L以下
0.01mg/L以下
0.002mg/L以下
0.006mg/L以下
0.003mg/L以下
0.02mg/L以下
0.01mg/L以下
0.01mg/L以下
10mg/L以下
0.8mg/L以下
1 m g/L以下
0.05mg/L以下

- (注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 - 2. 「検出されないこと」とは、指定された測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 - 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、指定された測定方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、指定された測定方法により測定された 亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項				基 準 値		
類型	利用目的 の適応性	水素イオン濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級自然環境保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 m g/L 以下	25mg/L 以下	7.5 m g / L 以上	50 MPN/100mL以下
A	水道2級水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 m g/L 以下	25mg/L 以下	7.5 m g/L 以上	1,000 MPN/100mL以下
В	水道3級水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 m g/L 以下	25mg/L 以下	5 m g/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
С	水産3級工業用水1級及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 m g/L 以下	50mg/L 以下	5 m g/L 以上	_
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 m g / L 以下	100mg/L 以下	2 m g/L 以上	_
Е	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ゴミ等の浮遊が認 められないこと	2 m g/L 以上	_
	測 定 方 法	規格 12.1 に掲げる方法等	規格 21 に 掲げる方法	付表 9 に 掲げる方法	規格 32 に掲げ る方法等	最確数に よる定量法

- (注) 1. 基準値は日間平均値(湖沼もこれに準じる)。
 - 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6. 0以上 7. 5以下、溶存酸素量 $5 \, \mathrm{mg} / \mathrm{L以L}$ (湖沼もこれに準じる)。

河川の水生生物保全に係る環境基準

項目	項目 水生生物の生息状況の適応性		値	
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌	0.03	0.001	0.03
1.4071	生物が生息する水域	mg/L以下	mg/L以下	mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖	0.03	0.0006	0.02
生物付A	場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	mg/L以下	mg/L以下	m g/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が	0.03	0.002	0.05
生物D	生息する水域	mg/L以下	m g/L以下	m g/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の	0.03	0.002	0.04
生物付D	産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	mg/L以下	mg/L以下	m g/L以下
		規格 53 に	付表 11 に	付表 12 に
	測定方法	掲げる方法等	掲げる方法	掲げる方法

(注) 1. 基準値は年間平均値

生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

	人然明白及 U 則 小里 $1,000$ 万 亚万 7	· 50 1 (10) 7 ,	77. 2, 77. 02.11	1田以前2.4日は	1公工 くめっパュ	→ 19/1 /
項				基準	直	
類	利用目的 の適応性	水素イオン 濃度	化学的 酸素要求量	浮遊物質量	溶存酸素量	大腸菌群数
型		(pH)	(COD)	(SS)	(DO)	
AΑ	水道1級水産1級	6.5以上	1 m g/L	1 m g / L	7. 5 m g / L	5 0
	自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	8. 5以下	以下	以下	以上	MPN/100mL以下
A	水道2,3級水産2級	6. 5以上	3 m g / L	5 m g / L	7. 5 m g/L	1, 000
	★浴及びB以下の欄に掲げるもの	8. 5以下	以下	以下	以上	MPN/100mL以下
В	水産3級工業用水1級 農業用水及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 m g/L 以下	15mg/L 以下	5 m g/L 以上	_
С	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 m g/L 以下	ゴミ等の浮遊が認 められないこと	2 m g/L 以上	_
	測 定 方 法	規格 12.1 に 定める方法等	規格 17 に 定める方法	付表 9 に 掲げる方法	規格 32 に定め る方法等	最確数に よる定量法

⁽注)1. 水産1級,水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

湖沼の全窒素・全燐に係る環境基準

(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

	Rightarrow D $Rightarrow D$ $Righ$	2, 714-5 III E 10 IB W 2 B B	10/12 (0) 0 / (1/1)
\ 項		基	準値
類型	利用目的 の適応性	全 窒 素	全 燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
П	水道1, 2, 3級(特殊なものを除く。),水産1種,水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ш	水道3級(特殊なもの)及びN以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産 3 種,工業用水,農業用水,環境保全	1 m g/L以下	0.1mg/L以下
	測 定 方 法	規格 45.2, 45.3, 45.4 又は 45.6 に定める方法	規格 46.3 に定める方法

- (注)1. 基準値は年間平均値。
 - 2. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

湖沼の水生生物保全に係る環境基準

項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値				
類型	小生生物 9 生 芯 扒 仇 9 週 心 性	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS		
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌	0.03	0.001	0.03		
土物人	生物が生息する水域	m g/L以下	m g/L以下	mg/L以下		
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖	0.03	0.0006	0.02		
生物付A	場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	m g/L以下	mg/L以下	m g/L以下		
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が	0.03	0.002	0.05		
土初日	生息する水域	m g/L以下	mg/L以下	m g/L以下		
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の	0.03	0.002	0.04		
生物科D	産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	m g/L以下	m g/L以下	m g/L以下		
	測 定 方 法	規格 53 に	付表 11 に	付表 12 に		
	測定方法	掲げる方法等	掲げる方法	掲げる方法		

(注) 1. 基準値は年間平均値。

柏市内の公共用水域別環境基準指定類型

河川名	環境基準類型	達成期間	指定年月日	指定法令
利 根 川	河川A	イ	平成21年3月31日	環境庁告示第 14号
利根運河	河川B	口	昭和48年7月31日	千葉県告示第605号
大津川	河川C	ハ	昭和50年1月21日	千葉県告示第 53号
大 堀 川	河川D	ハ	昭和50年1月21日	千葉県告示第 53号
染井入落		ı		_
金山落	河川B	ハ	昭和50年1月21日	千葉県告示第 53号
坂 川	河川E	ハ	昭和48年7月31日	千葉県告示第605号
	湖沼B	ハ	昭和45年9月 1日	閣議決定
手 賀 沼	湖沼V	10 年 以内	昭和59年3月27日	千葉県告示第305号
	湖沼生物B	イ	平成23年12月9日	千葉県告示第798号

- (注) 1. 達成期間
 - (1) 「イ」は直ちに達成。
 - (2) 「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成。
 - (3) 「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成。

(2) 水質汚濁防止法

ア 濃度規制

水質汚濁防止法により、特定事業場に対し、排水中の物質毎の許容限度が定められています。生物化学的酸素要求量(BOD)等の生活環境項目は15項目について、カドミウム等の有害物質は28項目について排水基準が定められています。

また、千葉県では、水質汚濁防止法第3条第3項に基づき「水質汚濁防止法に基づき排水 基準を定める条例」(上乗せ条例)を定めており、この条例に基づく排水基準が、水質汚 濁防止法の一律基準より優先されます。

イ 総量規制

東京湾、伊勢湾等多数の汚濁発生源が集中する広域的な閉鎖性水域の水質保全を図ることを目的として、濃度規制に加えて化学的酸素要求量(COD)に係る水質総量規制制度が、昭和53年に水質汚濁防止法に新たに導入され、現在は窒素含有量、りん含有量についても適用されています。これまでにも8次にわたり総量削減計画を策定し、汚濁負荷量の削減に取り組んできています。

本市では、松戸市及び流山市に接する坂川に流入する地域、野田市に接する利根運河に流入する地域等においてこの制度の適用を受けています。

(3) 湖沼水質保全特別措置法

汚濁の著しい湖沼の水質保全を図るため、昭和59年に湖沼水質保全特別措置法が公布されました。手賀沼は、昭和60年12月に同法による指定湖沼に指定され、昭和61年度以降6期30年にわたり手賀沼に係る湖沼水質保全計画を策定し、水質保全のための規制等を実施してきました。

これまでの各種施策の実施により手賀沼の水質は改善され、CODの環境基準 $5 \, mg/L$ を達成するまでにはいきませんが、 $10 \, mg/L$ 前後で推移しており、更なる水質改善が求められていることから、千葉県では第 $7 \, y$ 1、手賀沼に係る湖沼水質保全計画」を平成29年3月に策定しました。

(4) 柏市環境保全条例等

千葉県では印旛沼,手賀沼の汚濁が依然として改善されないため,これらの流域について平成10年10月「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」の一部を改正し,規制対象事業場を,日平均排水量10m³/日以上に引き下げるとともに,千葉県環境保全条例施行規則を一部改正し,水質汚濁防止法に定める規模条件以下の「飲食店等に設置されるちゅう房施設」を条例の特定施設に追加し、併せて排水基準を新たに設定しました。

柏市では、これまで千葉県環境保全条例を基に特定事業場を対象とした届出及び排水規制を 行っていましたが、平成20年4月中核市移行に伴い柏市環境保全条例で水質の保全に関す る規制等を実施しています。

(5) 地下水に係る規制

ア 環境基準

地下水については有害物質28項目について環境基準が定められており、基準値は次のと おりです。

地下水環境基準

項目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 m g/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 m g/L以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下

- (注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 - 2. 「検出されないこと」とは、別に定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 - 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、指定された測定方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、指定された測定方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
 - 4. 1, 2 ジクロロエチレンの濃度は、指定された測定方法により測定したシス体の濃度と、指定された方法により測定したトランス体の濃度の和とする。

2 公共用水域

令和元年度の水質監視において、本市を流域に含む公共用水域の健康項目は、全ての項目で環境基準に適合しています。また、生活環境項目の代表的な汚染の指標であるBOD及びCOD値はここ数年ほぼ横ばいで推移しており、まだ環境基準に適合していない水域があります。

同じく、手賀沼についても、ここ数年ほぼ横ばいで推移しており、まだ環境基準に適合していません。

柏市を流域に含む公共用水域のBOD・COD値

	()) [/ T	\
- ((単	17	•	mg.	/ I	١

河山石林	细节节节	測定	測定 環境		7 5 %値					
河川名等	測定地点	項目	基準	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度		
利根川	栄	BOD	2	1. 7	1. 9	1. 1	1. 3	<u>2. 3</u>		
利根運河	運河村	BOD	3	4. 2	4. 7	6. 8	<u>5. 8</u>	4. 7		
坂川	弁 天 柞	BOD	10	3. 0	2. 4	6. 8	3. 8	2. 7		
大堀川	北柏林	BOD	8	2. 1	3. 2	2. 4	2. 2	2. 3		
大津川	上 沼 柞	BOD	5	2. 8	4. 5	3. 7	3. 6	2. 3		
染井入落	染井新棉	BOD	_	4. 6	3. 7	4. 3	4. 2	2. 3		
金山落	名 内 柞	BOD	3	2. 0	2. 4	2. 9	2. 4	2. 9		
手賀沼	手賀沼中芽	COD	5	9. 3	10	9. 7	10	10		
手賀沼	下手賀沼中外	COD	5	10	<u>13</u>	<u>12</u>	<u>12</u>	13		

[※] 数値のアンダーラインは環境基準値を超過したもの。

3 地下水汚染

本市では、地下水汚染調査を実施しており、令和元年度末までに市内95地区で地下水汚染が確認されています。

なお,地下水汚染については,汚染除去対策のほか,汚染井戸の継続的な水質調査等を実施し 地下水汚染状況の把握に努めるなど,地下水の浄化及び監視を行っています。

4 事業場の規制

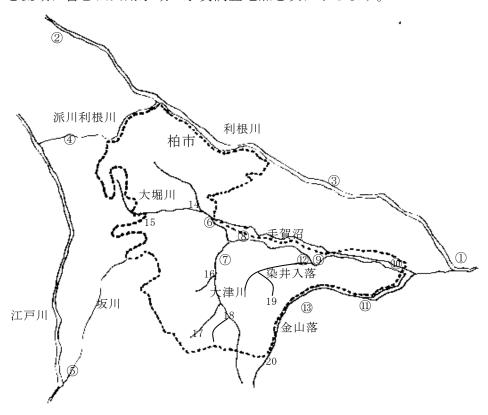
本市では、従前より柏市公害防止条例に基づく事業場への立入検査等を実施していましたが、昭和61年4月に水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び千葉県環境保全条例の事務委任を受け、また、平成20年4月に中核市移行に伴う委譲事務により柏市環境保全条例の一部を改正し、これら法令に基づき事業場の規制、指導等を行っています。

[※] 環境基準点における水質測定結果の環境基準に対する適合の判断は、年間を通した日間平均値の全データのうち75%以上のデータが基準値を満足している基準点を適合しているものと判断する。

第2節 水質汚濁の現況

1 公共用水域

本市を流域に含む公共用水域の水質調査地点を次に示します。



	河 川 名										
	利根川	利	根運河	ţ	坂川	-	大堀川	ナ	(津川		手賀沼
記号	地点名	記号	地点名	記号	地点名	記号	地点名	記号	地点名	記号	地点名
1	栄橋	4	運河橋	(5)	弁天橋	6	北柏橋	7	上沼橋	8	根戸下
2	芽吹橋					14	根戸新田	16	増尾橋	9	沼中央
3	大利根橋					15	青葉橋	17	大宮橋	10	布佐下
								18	芦川橋	(1)	下手賀沼中央
河川夕											

河川名								
ž	4.并入落	金山落						
記号	地点名	記号	地点名					
12	染井新橋	13	名内橋					
19	工業団地下	20	組合下					

○ 千葉県水質測定計画調査地点

(1) 利根川

利根川は、群馬県丹後山系に源を発し、関東平野を流下し野田市で分岐し、一方は、江戸川 と名前を変え東京湾に注ぎこんでいます。他方は、茨城県から千葉県北部へ続く常総台地を 流れ、銚子で太平洋へ注ぐ日本有数の大河であり、河川A類型に指定されています。

本市に近接する測定点における令和元年度の水質測定結果は次のとおりであり、環境基準点(栄橋)のBOD75%値は2.3mg/Lであり、環境基準を超過しています。

利根川 年平均値の経年変化 (千葉県公共用水域水質測定結果より)

年度			平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	環境基準
項目		最小値	7. 4	7. 5	7. 4	7. 5	7. 4	6.5以上
	рН	最大値	8. 2	7.8	8. 1	7.8	8. 6	8.5以下
No. 1	BOD	(mg/L)	1.4(1.7)	1.6(1.9)	1.0(1.1)	1.2(1.3)	1.8(2.3)	2以下
栄	SS	(mg/L)	11	17	11	9	11	25 以下
橋	DO	(mg/L)	9. 3	9. 1	9. 5	9. 0	9. 0	7.5以上
	大腸菌群数 (MPN/100mL)		3. 3×10^3	2. 6×10^3	4. 9×10^3	4. 5×10^3	6. 4×10^3	1×10 ³ 以下
	рН	最小値	7. 3	7. 5	7.4	7. 3	7. 3	6.5以上
	рп	最大値	7. 7	9. 2	7. 9	8. 2	8. 1	8.5以下
No.2	BOD	(mg/L)	1.1(1.0)	1.6(1.4)	0.8(0.9)	1.6(2.2)	1.6(1.9)	2 以下
芽 吹	SS (mg/L)		17	15	18	19	15	25 以下
橋	DO (mg/L)		9.4	10	9.9	9. 1	9. 3	7.5以上
	大腸菌群数 (MPN/100mL)		4. 1×10^3	1. 0×10^3	6. 7×10^3	4. 8×10^3	9. 5×10^3	1×10 ³ 以下
	рН	最小値	7. 5	7. 5	7.4	7.4	7.4	6.5以上
No.3	рп	最大値	8.0	7. 7	8. 1	7.8	8. 0	8.5以下
大	BOD	(mg/L)	1.2(1.5)	1.3(1.6)	0.8(0.9)	1.0(1.1)	1.6(2.2)	2 以下
利	SS	(mg/L)	16	24	13	13	12	25 以下
根	DO	(mg/L)	9. 5	9. 3	9.6	9.3	9. 0	7.5以上
橋	(MPN	易菌群数 I/100mL)	4. 3×10 ³	3. 7×10^3	3. 0×10^3	5. 7×10^3	7. 4×10^3	1×10 ³ 以下

(注) () 内は75%値を示す。

(2) 利根運河

利根運河は、明治時代中期に利根川と江戸川を結ぶ水運交通路として掘削された運河です。 水は利根川から江戸川へ流れ、現在は、主に治水のためや農業用水等の取水路として利用され、河川B類型に指定されています。令和元年度の環境基準点(運河橋)のBOD75%値は4.7 mg/L であり環境基準を超過しています。

No. 4 運河橋 (利根運河) 年平均値の経年変化 (千葉県公共用水域水質測定結果より)

項目	年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	環境基準
12 II	最小値	7. 3	7. 3	7.4	7. 3	7.4	6.5以上
На	最大値	8.0	7. 7	8.0	8. 6	8.3	8.5以下
BOD	(mg/L)	3.5(4.2)	4.1(4.7)	5.4(6.8)	4.7(5.8)	3.9(4.7)	3以下
SS	(mg/L)	14	15	15	20	15	25 以下
DO (mg/L)		7.4	6. 7	7. 0	7. 2	7.4	5以上
大腸菌群数 (MPN/100mL)		1. 1×10^5	1. 6×10^5	4. 6×10^4	2.2×10^5	6. 4×10^4	5×10 ³ 以下

(注) ()内は75%値を示す。

(3) 坂川

坂川は本市の南西部台地に源を発し、流山市、松戸市の都市部の水を集め江戸川に流入する都市内の中小河川であり、河川E類型に指定されています。

平成12年度から北千葉導水事業の稼動等により浄化されています。令和元年度の環境基準点(弁天橋)のBOD75%値は2.7mg/Lであり環境基準を満足しています。

NO.5 弁天橋 (坂川) 年平均値の経年変化 (千葉県公共用水域水質測定結果より)

項目	年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	環境基準
ъП	最小値	7. 4	7. 3	7. 3	7. 3	7. 4	6.5以上
рН	最大値	8.6	8.4	8. 4	8.3	8. 1	8.5以下
BOD	(mg/L)	2.7(3.0)	2.1(2.4)	5.3(6.8)	3.7(3.8)	2.1(2.7)	10 以下
SS	5 (mg/L) 5		5	7	8	6	ゴミ等の浮遊が 認められないこと
DO	(mg/L)	8. 5	7. 3	7.4	6.9	8. 2	2以上
大腸菌群数 (MPN/100mL)		7. 6×10^4	2.7×10^4	1. 3×10^7	1.2×10^6	4. 7×10^4	_

(注) () 内は75%値を示す。

(4) 大堀川

大堀川は、流山市東部に源を発し、旧柏市を南北に二分するように西から東に流れ、手賀沼に流入する都市内の中小河川であり、河川D類型に指定されています。

この流域には、三つの工業団地があり、また多くの住宅団地があります。

本市で実施している各測定地点の令和元年度の水質測定結果は以下のとおりであり、環境基準点(北柏橋)のBOD75%値は2.3 mg/L である。平成12年から北千葉導水事業の稼動により浄化されたため、北柏橋では平成15年度より環境基準を満足しています。

大堀川 年平均値の経年変化

地点・項	〔目	年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	環境基準
N. C	10 II	最小	7. 2	7. 6	7. 6	7. 6	7. 6	6.0以上
No. 6	На	最大	7. 9	8. 0	8. 1	7. 9	8. 1	8.5 以下
北 柏	BOI) (mg/L)	1.7(2.1)	2.4(3.2)	2.2(2.4)	2.1(2.2)	2.0(2.3)	8以下
橋	SS	(mg/L)	4	4	4	2	4	100 以下
们可	DO	(mg/L)	8. 5	8. 5	9.3	8. 6	8. 3	2以上
No. 14	10 II	最小	7. 9	8. 2	8.3	8. 1	7. 7	_
根	На	最大	9. 0	8. 9	9. 5	9. 5	8.8	_
戸	BOI) (mg/L)	3. 7	8. 5	4. 4	4. 7	3.1(3.3)	_
新	SS	(mg/L)	4. 3	15	2	2	4	_
田	DO	(mg/L)	12	13	12	15	13	_
N 15	10 II	最小	7. 6	7.8	7.3	7. 4	7. 5	6.0以上
No. 15 ≢	На	最大	7. 9	8. 0	8. 0	7. 7	7. 9	8.5 以下
青葉	BOI) (mg/L)	2.0	2.0	2.4	3. 7	1.4(1.6)	8以下
橋	SS	(mg/L)	7. 3	13	2	2	5	100 以下
(1分)	DO	(mg/L)	8.6	8. 5	9.3	7.4	8.6	2以上

(注) () 内は75%値を示す。

(5) 大津川

大津川は鎌ケ谷市に源を発し、手賀沼に流入する都市内の中小河川であり、河川C類型に指定されています。

本市における大津川流域には工業団地の立地はみられませんが、住宅の増加と共に流域の人口が増加してきた地域です。

大津川の各測定点における令和元年度の水質測定結果は以下のとおりであり、環境基準点(上沼橋)のBOD75%値は2.3mg/Lで、環境基準を満足しています。

大津川 年平均値の経年変化

地点・項		度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	環境基準
		最小	7. 5	7. 7	7.7	7. 7	7. 6	6.5以上
No. 7	рН	最大	8.0	8. 2	8.2	8.0	8. 3	8.5以下
上沼	BOD	(mg/L)	2.2(2.8)	3. 5 (4. 5)	3.0(3.7)	2.9(3.6)	2.0(2.3)	5以下
橋	SS	(mg/L)	6	5	3	2	6	50 以下
	DO ((mg/L)	8. 1	8.4	9.0	9. 0	8. 4	5以上
		最小	8. 5	8.6	8.2	8. 5	7. 7	_
No. 16	рН	最大	9. 4	9. 1	8.9	9.0	9. 0	_
増 尾	BOD	(mg/L)	2.0	4.5	3.8	3. 9	3. 2 (3. 4)	_
橋	SS (mg/L)		11	7	4	1	4	_
	DO ((mg/L)	14	16	12	15	14	_
	. II	最小	7.6	7.8	7.6	7. 9	7. 9	_
No. 17	рН	最大	7. 9	8.4	8.2	8.0	8. 3	_
大宮	BOD	(mg/L)	4. 3	6.6	4.3	2.6	3.0(3.1)	
橋	SS	(mg/L)	4.0	4	7	1	4. 5	_
	DO ((mg/L)	7. 6	7.2	7.9	7. 3	7.8	
	. II	最小	7.6	8. 1	7.6	7.8	7. 9	6.5以上
No. 18	рН	最大	7. 9	8.3	8.2	8.0	8. 2	8.5以下
芦川	BOD	(mg/L)	4.4	7. 5	4.8	3.8	2.9(3.2)	5以下
橋	SS	(mg/L)	7.3	5	5	2	6. 5	50 以下
	DO ((mg/L)	9. 1	9.0	8.6	9. 1	8.8	5以上

(注) () 内は75%値を示す。

(6) 染井入落

染井入落は大島田付近に源を発し, 手賀沼に流入しています。

染井入落の各測定点における令和元年度の水質測定結果を見ると、染井新橋ではBOD75%値は2.3 mg/Lを示しました。

染井入落 年平均値の経年変化

地点・項	〔目	年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	環境基準
	42 TT	最小	7.8	7. 9	7.8	8. 1	7. 7	_
No.12 染	рН	最大	8.3	8.3	8.3	8. 7	8.2	_
井	BOD	(mg/L)	3.5(4.6)	4. 2 (3. 7)	4. 1 (4. 3)	3.7(4.2)	2.6(2.3)	_
新橋	SS (mg/L)	9. 0	7	6	4	8	_
,,,~	DO (mg/L)		10. 5	12	10	15	11	_
N. 10	TT	最小	7. 5	7.8	8.0	7. 1	6. 4	_
No. 19 工	рΗ	最大	7. 7	8. 2	8.3	8. 0	8.0	_
業 団	BOD	(mg/L)	3. 5	3. 7	3. 7	12	71. 8 (110. 0)	_
地下	SS (mg/L)	17	6	2	2	12	_
1	DO (mg/L)	8. 7	7. 1	7. 7	6.9	6.6	_

⁽注) () 内は75%値を示す。

(7) 金山落

金山落は鎌ヶ谷市に源を発し、下手賀沼に流入しており、河川B類型に指定されています。 金山落の各測定点における令和元年度の水質測定結果は以下のとおりであり、環境基準点 (名内橋)のBOD75%値は2.9mg/Lで、環境基準を満足しています。

金山落 年平均値の経年変化 (名内橋は千葉県公共用水域水質測定結果より)

地点・項	[目	年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	環境基準
	рΗ	最小	7. 7	7.8	7.7	7. 6	7. 6	6.5以上
No. 13	рп	最大	8. 0	8. 2	8.0	8. 0	8. 0	8.5以下
名 内	BOD	(mg/L)	1.7(2.0)	2.0(2.4)	2.8(2.9)	2. 2 (2. 4)	2.5(2.9)	3 以下
橋	SS (mg/L)	11	12	13	14	14	25 以下
	DO (mg/L)		9. 5	9. 9	9.6	9. 5	9. 2	5 以上
	42 T.T	最小	7. 6	7. 9	7. 7	7. 7	7. 6	6.5以上
No. 20	рΗ	最大	7.8	8.3	8. 1	7. 9	8. 2	8.5以下
組 合	BOD	(mg/L)	2.3	2.0	1.6	3. 2	2.4(2.1)	3以下
下	SS (mg/L)	3.8	6	1	2	3	25 以下
	DO (mg/L)	9. 7	8. 1	7. 6	7. 3	7. 6	5以上

⁽注) () 内は75%値を示す。

公共用水域水質測定結果 ^{水域名}			* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	屈川				
採水地点					拍橋			
採水年		31			元			
採水月日		4月18日	5月14日	6月6日	7月11日	8月6日	9月5日	
採水時刻 色相		9:50 灰緑色	9:50 灰黄色	10:05 黄褐色	10:00 黄褐色	10:00 黄褐色	10:00 黄褐色	環境基準
臭気		川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	
水温	°C	17.0	19.5	24.8	20.7	28.0	25.0	
透視度	cm	47.5	75.0	80.0	100以上	100以上	100以上	
流量	m [™] ∕sec	1.2	0.92	0.99	0.87	0.90	1.00	
水素イオン濃度		7.7	7.7	7.6	7.7	8.0	7.8	6.0~8.5
溶存酸素量 生物化学的酸素要求量	mg∕L mg∕L	9.3	6.5 2.3	7.3 1.5	7.1 2.3	6.1 1.7	7.5 1.5	2 以上 8 以下
化学的酸素要求量	mg/L	4.6	4.2	4.2	3.3	2.7	4.2	0以下
浮遊物質量	mg/L	5	4	4	3	1	4	100 以下
大腸菌群数	MPN/100mL	_	_	_	_	17000	_	
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	_	<0.5	_	_	<0.5	_	
全窒素	mg/L	2.2	1.7	1.7	1.9	2.7	1.8	
全りん	mg/L	0.18	0.26	0.15	0.10	0.12	0.14	0.00 N.T
全亜鉛 ノニルフェノール	mg∕L mg∕L		0.007 <0.00006			0.006 <0.00006		0.03 以下 0.002 以下
LAS	mg/L		0.0000			0.0061		0.002 以下
カドミウム	mg/L	<0.0003	_	<0.0003	_	<0.0003	_	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	_	<0.1	_	<0.1	_	不検出
鉛	mg/L	<0.001	_	<0.001	_	<0.001	_	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.005	_	<0.005	_	<0.005	_	0.05 以下
砒素 ※水智	mg/L	<0.001	_	<0.001	_	<0.001		0.01 以下
総水銀 ポリ塩化ビフェニル	mg∕L mg∕L	<0.0005	_	<0.0005	_	<0.0005 <0.0005		0.0005 以下 不検出
ジクロロメタン	mg/L mg/L		<0.002			<0.000		0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	_	<0.002	_	_	<0.002		0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	_	<0.0004		_	<0.0004	_	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	_	<0.01	_	_	<0.01	_	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	_	<0.004	_	_	<0.004	-	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L		<0.1		_	<0.1		1以下
1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン	mg∕L mg∕L		<0.0006 <0.001			<0.0006 <0.001		0.006 以下 0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L		<0.001			<0.001		0.01 以下
1.3-ジクロロプロペン	mg/L		-	_	_	<0.0002	_	0.002 以下
チウラム	mg/L		_	_	_	<0.0006	_	0.006 以下
シマジン	mg/L	_	_	_	_	<0.0003	_	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	_	_	_	_	<0.002	_	0.02 以下
ベンゼン	mg/L		<0.001		_	<0.001	_	0.01 以下
セレン	mg/L		_		_	<0.001		0.01 以下
硝酸性窒素 亜硝酸性窒素	mg∕L mg∕L	1.9 0.07		1.5 0.06		2.3 0.05		合計で10 以下
ふつ素	mg/L	0.09	_	<0.08	_	<0.08		0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.1	_	<0.1	_	<0.1	_	1以下
1,4-ジオキサン	mg/L	_	<0.005	_	_	<0.005	_	0.05 以下
フェノール類	mg/L		<0.005	_	_	<0.005	_	
銅	mg/L		<0.01		_	<0.01	_	
溶解性鉄 溶解性マンガン	mg/L mg/L		<0.1 <0.1	_	_	<0.1 <0.1		
クロム	mg/L		<0.02			<0.02		
アンモニア性窒素	mg/L	0.15	_	0.13	_	0.12	_	
りん酸性りん	mg/L	0.12	_	0.13	_	0.10	_	
塩化物イオン	mg/L	40	_	39	_	36	_	
電気伝導率	mS/m	35	_	31	_	30	_	
陰イオン界面活性剤 今有機農素(TOC)	mg/L	<0.05	2.1	<0.05	_	<0.05	_	
全有機炭素(TOC) 溶解性化学的酸素要求量	mg∕L mg∕L	4.0	2.1	3.7		2.8		
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	4.0	_		_	<0.006		
ニッケル	mg/L			_	_	<0.001		
アンチモン	mg/L	_	_	_	_	<0.002	-	
モリブデン トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg∕L mg∕L					<0.007 <0.004		
1,2-ジクロロプロパン	mg/L				_	<0.004		
p-ジクロロベンゼン	mg/L	_	_	_	_	<0.02	_	
イソキサチオン	mg/L	_	_		_	<0.0008		
ダイアジノン フェニトロチオン	mg/L	_	_	_	_	<0.0005 <0.0003	_	
イソプロチオラン	mg/L mg/L					<0.0003		
オキシン銅	mg/L		_		_	<0.004		
クロロタロニル	mg/L	_	_	_	_	<0.005	_	
プロピザミド	mg/L	_		_	_	<0.0008	_	
EPN ジクロルボス	mg∕L mg∕L		_			<0.006 <0.0008		
フェノブカルブ	mg/L					<0.003		
イプロベンホス	mg/L	_	_	_	_	<0.0008	_	
クロルニトロフェン	mg/L	_	_	_	_	<0.0001	_	
トルエン	mg/L		_		_	<0.06	_	
キシレン 塩化ビニルモノマー	mg/L mg/L				_	<0.04 <0.0002		
エピクロロヒドリン	mg/L		-		_	<0.0002		
<u>キェッカーに ファーニー</u> 全マンガン	mg/L	_				0.02	_	
ウラン	mg/L	_	_	_	_	<0.0002		
	mg/L	_	_	_	_	<0.0006		
クロロホルム		_	_			<0.001 <0.1		
フェノール	mg/L							
フェノール ホルムアルデヒド	mg/L	_			_			
フェノール						<0.00007 <0.002		
フェノール ホルムアルデヒド 4-t-オクチルフェノール	mg/L mg/L	_	_	_	_	<0.00007	_	

[&]quot;—"については、測定していない項目である。

公共用水域水質測定結果 ^{水域名}			* * * * * * * * * * * * * * * * * * * 	配川			_	
採水地点					<u>拍</u>			
採水年			元			2		
採水月日		10月3日	11月12日	12月5日	1月7日	2月6日	3月6日	
採水時刻 色相		10:00 黄褐色	10:00 灰黄色	10:00 灰黄茶色	10:00 灰黄茶色	9:40 灰黄色	9:30 黄褐色	環境基準
臭気		川藻臭	無臭	土臭	土臭	無臭	無臭	
水温	°C	23.8	16.1	12.5	7.9	8.5	10.0	
透視度	cm	100以上	76.0	100以上	100以上	87.0	65.0	
流量	m [™] ∕sec	0.62	0.97	0.85	0.69	0.93	0.53	
水素イオン濃度		7.8	7.6	8.0	7.7	7.8	8.1	6.0~8.5
溶存酸素量 生物化学的酸素要求量	mg∕L mg∕L	7.9 1.8	8.8 1.2	9.5 1.9	10 2.5	10 1.9	10	2 以上 8 以下
化学的酸素要求量	mg/L	3.0	2.8	3.0	3.1	3.2	3.9	0以下
浮遊物質量	mg/L	4	5	2	2	4	7	100 以下
大腸菌群数	MPN/100mL	_	_		_	7900	_	
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	_	<0.5		_	<0.5	_	
全窒素	mg/L	2.6	3.8	3.2	3.0	2.8	3.0	
全りん 全亜鉛	mg/L	0.13	0.13 0.009	0.092	0.12	0.12 0006	0.19	0.03 以下
ノニルフェノール	mg∕L mg∕L		<0.0006			<0.0006		0.002 以下
LAS	mg/L		0.012			0.022		0.002 以下
カドミウム	mg/L	<0.0003	_	< 0.0003	_	<0.0003	_	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	_	<0.1	_	<0.1	_	不検出
鉛	mg/L	<0.001	_	<0.001	_	<0.001	_	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.005	_	<0.005	_	<0.005	_	0.05 以下
砒素 総水銀	mg/L mg/L	<0.001 <0.0005	_	<0.001 <0.0005		<0.001 <0.0005	_	0.01 以下 0.0005 以下
総水銀 ポリ塩化ビフェニル	mg/L mg/L	\0.0005	_	<0.0005		<0.0005 —		0.0005 以下 不検出
ジクロロメタン	mg/L		<0.002			<0.002		0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	_	<0.002	_	_	<0.002	_	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	_	<0.0004	I	_	<0.0004		0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	_	<0.01	-		<0.01	_	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		<0.004			<0.004		0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン	mg∕L mg∕L		<0.1 <0.0006			<0.1 <0.0006		1 以下 0.006 以下
トリクロロエダン	mg/L mg/L		<0.006			<0.006		0.006 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	_	<0.001	_	_	<0.001	_	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L		_	_	_	_	_	0.002 以下
チウラム	mg/L	_	_		_	_	_	0.006 以下
シマジン	mg/L		_	-		_	_	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L		_	_	_	_	_	0.02 以下
ベンゼン セレン	mg/L mg/L		<0.001			<0.001 <0.001		0.01 以下 0.01 以下
硝酸性窒素	mg/L	2.4		2.8		2.5		
亜硝酸性窒素	mg/L	0.03	_	0.05	_	0.05	_	合計で10 以下
ふっ素	mg/L	<0.08	_	0.09	_	<0.08	_	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.1	_	<0.1	_	<0.1	_	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	_	<0.005	-		<0.005	_	0.05 以下
フェノール類	mg/L		<0.005			<0.005		
銅 溶解性鉄	mg∕L mg∕L		<0.01 <0.1			<0.01 0.1		
溶解性マンガン	mg/L		<0.1			<0.1		
クロム	mg/L	_	<0.02	_	_	<0.02	_	
アンモニア性窒素	mg/L	0.06	_	0.12	_	0.22		
リん酸性りん	mg/L	0.10	_	0.083	_	0.092	_	
塩化物イオン	mg/L	42	_	27		48	_	
電気伝導率 陰イオン界面活性剤	mS/m	37 <0.05	_	36 <0.05		37 <0.05		
全有機炭素(TOC)	mg∕L mg∕L	<u> </u>	1.4	<u></u>		1.9		
溶解性化学的酸素要求量	mg/L	2.6		2.6	_	3.0	_	
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	_	_	_	_	_	_	
ニッケル	mg/L		_	_				
アンチモン モリブデン	mg∕L mg∕L					_		
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L mg/L		_					
1,2-ジクロロプロパン	mg/L	_	_		_	_	_	
p-ジクロロベンゼン	mg/L	_	_	-	_	_		
イソキサチオン	mg/L			-				
ダイアジノン フェニトロチオン	mg∕L mg∕L		_					
イソプロチオラン	mg/L		_					
オキシン銅	mg/L	_	_	ı	_	_	_	
クロロタロニル	mg/L		_	_				
プロピザミド EPN	mg/L mg/L		_			_		
ジクロルボス	mg/L		_	_	_	_	_	
フェノブカルブ	mg/L	_	_	-	_	_	_	
イプロベンホス	mg/L	_	_	-	_	_	_	
クロルニトロフェン トルエン	mg∕L mg∕L							
キシレン	mg/L		_			_		
塩化ビニルモノマー	mg/L	_						
エピクロロヒドリン	mg/L	_	_		_	_		
全マンガン	mg/L	_	_	_	_	_	_	
ウラン	mg/L				_	_	_	
クロロホルム フェノール	mg∕L mg∕L		_					
	mg/L		_					
ホルムアルデヒド			_		_	_	_	
4-t-オクチルフェノール	mg∕L	_						
4-t-オクチルフェノール アニリン	mg/L	_	_	ı	_	_	_	
4-t-オクチルフェノール								

[&]quot;—"については、測定していない項目である。

公共用水域水質測定結果(青葉橋. 根戸新田)

	1	1							
				大坝	屈川				
			葉橋				新田		
				2				2	
	5月14日	8月6日	11月12日	2月6日	5月14日	8月6日	11月12日	2月6日	
	8:20	8:00	8:25	8:00	9:03	8:57	9:27	8:57	
	灰黄色		灰黄色	灰黄色	灰黄色	黄褐色	灰黄色	灰黄色	(※は青葉橋のみ
	川藻臭	川藻臭	川藻臭	無臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	無臭	適用)
°C	19.2	28.0	15.5	7.5	19.0	27.8	17.0	5.5	
cm		100以上		100以上	100以上	100以上		36.0	
m³∕sec	0.70	0.78	0.75	0.96	0.055	0.065	0.297	0.099	
	7.5	7.9	7.6	7.7	7.7	8.8	8.7	8.2	[*] 6.0∼8.5
mg/L	8.0	7.1	9.1	10.0	12.2	14.6	14.0	13.0	**2 以上
mg/L	1.6	2.3	1.1	<0.5	2.7	3.3	1.9	4.6	*8 以下
mg/L	3.3	2.7	2.5	2.4	7.0	5.2	3.6	4.9	
mg/L	5	5	5	3	3	1	3	9	*100 以下
mg/L	1.8	2.3	3.0	2.9	2.1	3.1	3.1	3.1	
mg/L	0.13	0.12	0.093	0.10	0.47	0.21	0.13	0.23	
mg/L	_	0.007	_	_	_	0.005		_	0.03 以下
mg/L	_	<0.0003	_	<0.0003	_	<0.0003		<0.0003	0.003 以下
mg/L	_	<0.1	_	<0.1	_	<0.1		<0.1	不検出
mg/L	_	<0.001	_	<0.001	_	<0.001	_	<0.001	0.01 以下
mg/L	_	<0.005	_	<0.005	_	<0.005	_	<0.005	0.05 以下
mg/L	_	<0.001	_	<0.001	_	<0.001	_	<0.001	0.01 以下
mg/L	_	<0.0005	_	<0.0005	_	<0.0005		<0.0005	0.0005 以下
mg/L	_	_	_	_	_	<0.002		<0.002	0.02 以下
mg/L	_		_	_	_	<0.1		<0.1	1 以下
mg/L	_		_	_	_	<0.001		<0.001	0.01 以下
mg/L	_		_	_	_	<0.001		<0.001	0.01 以下
mg/L	1.4	2.0	2.8	2.6	0.89	2.3	2.9	2.4	合計で10 以下
mg/L	0.05	0.04	0.05	0.05	0.20	0.23	0.11	0.12	BH CIO XI
mg/L	_	<0.01				<0.01	_		
mg/L	_	<0.1	_	_	_	<0.1	_	_	
mg/L	_	<0.1	_	_	_	<0.1	_	_	
mg/L	_	<0.02	_	_	_	<0.02	_	_	
mg/L	0.23	0.13	0.11	0.23	0.92	0.06	0.05	0.37	
mg/L	0.11	0.10	0.080	0.081	0.41	0.18	0.12	0.20	
mg/L	25	16	16	17	96	79	27	48	
mS/m	22	20	30	27	52	44	39	45	
mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L	8:20 灰黄色 灰黄色 川藻臭 ©C 19.2 cm 100以上 m / sec 0.70 7.5 mg/L 3.3 mg/L 5 mg/L - mg/	一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一	S月14日 S月6日 11月12日 S:20 S:00 S:25 灰黄色 黄褐色 灰黄色 川藻臭 100以上 92.0 m³/sec 0.70 0.78 0.75 7.6 mg/L 3.3 2.7 2.5 mg/L 5 5 5 5 mg/L 1.8 2.3 3.0 mg/L 0.13 0.12 0.093 mg/L 0.007 0.007 0.0007	下で 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3	一字 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	特別		

注:"不検出"及び"<" については、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。
"—"については、測定していない項目である。

公共用水域水質測定結果(上沼橋)							
水域名 採水地点					津川 召橋			
採水年		31			元			
採水月日		4月18日	5月14日	6月6日	7月11日	8月6日	9月5日	
採水時刻 色相	1	11:00 灰緑色	11:10 灰黄色	10:52 茶褐色	10:55 黄褐色	10:50 黄褐色	10:57 黄褐色	環境基準
臭気		川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	
水温	°C	18.8	19.0	24.5	21.3	28.8	24.2	
透視度	cm m² /	53.0	53 1.2	56	63	62	65	
流量 水素イオン濃度	m ¹ ∕sec	0.24 8.1	7.6	0.98 7.7	0.71 7.8	1.0 8.1	0.35 8.0	6.5~8.5
溶存酸素量	mg/L	9.1	6.1	6.4	6.2	6.4	7.9	5以上
生物化学的酸素要求量	mg/L	4.2	2.7	2.3	1.2	2.2	2.1	5 以下
化学的酸素要求量 浮遊物質量	mg/L mg/L	6.5 9	6.7 12	6.2	4.8 7	4.3 5	5.1 7	50 以下
大陽菌群数	mg ∕ L MPN/100mL	9	12 —	_		17000		30 以 F
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	_	<0.5	_	_	<0.5		
全窒素	mg/L	3.4	2.5	2.9	3.3	4.2	4.2	
全りん 全亜鉛	mg/L mg/L	0.23	0.27 0.003	0.21	0.18	0.16 0.005	0.33	0.03 以下
ノニルフェノール	mg/L		<0.0006			<0.0006		0.002 以下
LAS	mg/L	_	0.0054	_	_	0.0019	I	0.05 以下
カドミウム	mg/L	<0.0003	_	<0.0003	_	<0.0003	_	0.003 以下
全シアン 鉛	mg/L	<0.1 <0.001	_	<0.1 <0.001	_	<0.1 <0.001		不検出
六価クロム	mg/L mg/L	<0.001		<0.001		<0.001		0.01 以下 0.05 以下
砒素	mg/L	<0.001	_	<0.001	_	<0.001	_	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	_	<0.0005	_	<0.0005	1	0.0005 以下
ポリ塩化ビフェニル ジクロロメタン	mg/L mg/L		<0.002			<0.0005 <0.002		不検出 0.02 以下
四塩化炭素	mg/L mg/L		<0.002		_	<0.002		0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	_	<0.0004	_	-	<0.0004	-	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L		<0.01	_	_	<0.01		0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L mg/L		<0.004 <0.1		_	<0.004 <0.1		0.04 以下 1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L mg/L	_	<0.0006	_	_	<0.006		0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	_	<0.001	_	_	<0.001	_	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L		<0.001	_	_	<0.001	_	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン チウラム	mg/L mg/L					<0.0002 <0.0006		0.002 以下 0.006 以下
シマジン	mg/L		_		_	<0.0003		0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	_	_	-	_	<0.002	I	0.02 以下
ベンゼン	mg/L		<0.001	_	_	<0.001		0.01 以下
セレン 硝酸性窒素	mg/L mg/L	2.5	-	2.0		<0.001 3.7	_	0.01 以下
亜硝酸性窒素	mg/L	0.17	_	0.19	_	0.17		合計で10 以下
ふっ素	mg/L	<0.08	_	<0.08	_	<0.08	ı	0.8 以下
ほう素	mg/L	0.5		0.4	_	0.4		1 以下
1,4-ジオキサン フェノール類	mg/L mg/L		<0.005 <0.005			<0.005 <0.005		0.05 以下
銅	mg/L	_	<0.01	_	_	<0.01	_	
溶解性鉄	mg/L	_	<0.1	_	_	<0.1		
溶解性マンガン	mg/L		<0.1	_	_	<0.1	1	
クロム アンモニア性窒素	mg/L mg/L	0.41	<0.02	0.30		<0.02 0.22		
りん酸性りん	mg/L	0.11	_	0.18	_	0.14		
塩化物イオン	mg/L	100	_	92	_	100	_	
電気伝導率	mS/m	63	_	55	_	54	_	
陰イオン界面活性剤 全有機炭素(TOC)	mg/L mg/L	<0.05	4.8	<0.05	_	<0.05 2.7		
溶解性化学的酸素要求量	mg/L	4.8	<u> </u>	5.6	_	3.6		
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	_	_	_	_	<0.006		
ニッケル	mg/L	_	_	_	_	<0.001	_	
アンチモン モリブデン	mg/L mg/L		_	_	_	<0.002 <0.007		
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	_	_	_	_	<0.004	_	
1,2-ジクロロプロパン	mg/L			_	_	<0.006	_	
p-ジクロロベンゼン イソキサチオン	mg/L mg/L		_	_		<0.02 <0.0008		
ダイアジノン	mg/L					<0.0005		
フェニトロチオン	mg/L	_	-	_	_	<0.0003	_	
イソプロチオラン	mg/L				_	<0.004		
オキシン銅 クロロタロニル	mg/L mg/L				_	<0.004 <0.005		
プロピザミド	mg/L	_	_	_	_	<0.0008	_	
EPN	mg/L	_	_	_	_	<0.006	_	
ジクロルボス	mg/L		_	_	_	<0.0008	_	
フェノブカルブ イプロベンホス	mg/L mg/L		_	_	_	<0.003 <0.0008		
クロルニトロフェン	mg/L				_	<0.0001		
トルエン	mg/L				_	<0.06		
キシレン	mg/L	_	_	_	_	<0.04	_	
塩化ビニルモノマー エピクロロヒドリン	mg/L mg/L		_	_	_	<0.0002 <0.00004		
全マンガン	mg/L		_	_	_	0.00		
ウラン	mg/L	_	_	_	_	<0.0002	_	
クロロホルム	mg/L		_	_	_	<0.0006		
フェノール ホルムアルデヒド	mg/L mg/L			_	_	<0.001 <0.1		
イーオクチルフェノール	mg/L mg/L	_		_	_	<0.00007		
アニリン	mg/L	_	-	_	-	<0.002	-	
2,4-ジクロロフェノール	mg/L		_	_	_	<0.0003		
大腸菌数 注:"不検出"及び"<" については.	個/100mL		— ####################################			1200	_	

公共用水域水質測定結果(上沼橋)							
水域名 採水地点					津川 沼橋			-
採水年			元			2		
採水月日		10月03日	11月12日	12月5日	1月7日	2月6日	3月6日	
採水時刻	1	11:10	11:05	10:50	10:50	11:00	11:40	環境基準
色相 臭気		黄褐色 川藻臭	灰黄色 川藻臭	灰黄茶色 土臭	灰黄茶色 無臭	黄色 無臭	灰黄色 無臭	-
水温	°C	22.2	16.3	13.0	9.3	8.3	11.8	
透視度	cm	65.0	85.0	100以上	100以上	100以上	100以上	
流量	m ² /sec	0.13	0.57	1.48	0.69	0.00	0.20	
水素イオン濃度 溶存酸素量		8.1	8.0 10	8.1	7.9	8.0 10	8.3	6.5~8.5
生物化学的酸素要求量	mg/L mg/L	9.3 2.0	2.0	9.6 2.7	10 1.1	<0.5	10 <0.5	5 以上 5 以下
化学的酸素要求量	mg/L	4.4	3.0	3.3	3.3	3.2	4.0	· ~ 1
浮遊物質量	mg/L	7	8	3	2	1	4	50 以下
大陽菌群数	MPN/100mL		=	_	_	13000	_	
ノルマルヘキサン抽出物質 全窒素	mg/L mg/L	5.6	<0.5 5.6	6.7	2.5	<0.5 5.9	5.7	
全りん	mg/L	0.27	0.15	0.7	0.22	0.19	0.23	
全亜鉛	mg/L	_	0.011	_	_	0.004	_	0.03 以下
ノニルフェノール	mg/L	_	<0.00006	_	_	<0.0006	_	0.002 以下
LAS	mg/L		0.016	_	_	0.040	_	0.05 以下
カドミウム 全シアン	mg/L mg/L	<0.0003 <0.1		<0.0003 <0.1		<0.0003 <0.1		0.003 以下 不検出
鉛	mg/L mg/L	0.001		<0.001	_	<0.001	_	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.005		<0.005	_	<0.005	_	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.001	_	<0.001	_	<0.001		0.01 以下
総水銀 ポリカルビフェニル	mg/L	<0.0005	_	<0.0005	_	<0.0005	_	0.0005 以下
ポリ塩化ビフェニル ジクロロメタン	mg/L mg/L		<0.002	_	_	<0.002		不検出 0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	_	<0.002	_	_	<0.002	_	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	_	<0.0004	_	_	<0.0004		0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L		<0.01		_	<0.01		0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		<0.004 <0.1		_	<0.004		0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L mg/L		<0.1	_		<0.1 <0.0006	_	1 以下 0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	_	<0.001	_	_	<0.001	_	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L		<0.001	_	_	<0.001	_	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L		_	_	_	_		0.002 以下
チウラム シマジン	mg/L mg/L		<u> </u>	_	_	_	_	0.006 以下 0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L							0.003 以下
ベンゼン	mg/L	_	<0.001	_	_	<0.001	_	0.01 以下
セレン	mg/L	_	_	_	_	<0.001	_	0.01 以下
硝酸性窒素	mg/L	5.2	_	5.4		5.3	_	合計で10 以下
亜硝酸性窒素	mg/L mg/L	0.19 <0.08	_	0.12		0.17 <0.08		0.8 以下
ほう素	mg/L	0.5	_	0.3		0.4		1以下
1,4-ジオキサン	mg/L	_	<0.005	_	_	<0.005	_	0.05 以下
フェノール類	mg/L		<0.005	_	_	<0.005	_	
銅 溶解性鉄	mg/L mg/L		<0.01 <0.1	_		<0.01 <0.1	_	
溶解性マンガン	mg/L		<0.1	_	_	<0.1		
クロム	mg/L		<0.02	_	_	<0.02	_	
アンモニア性窒素	mg/L	80.0	_	0.22	_	0.37	_	
りん酸性りん	mg/L	0.23	_	0.11 68	_	0.17 98	_	
塩化物イオン 電気伝導率	mg/L mS/m	71	_	56	_	98 67	_	
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.05	_	<0.05	_	<0.05	_	
全有機炭素(TOC)	mg/L	_	1.6	_	_	1.8	_	
溶解性化学的酸素要求量	mg/L	3.6		2.8	_	3.0		
フタル酸ジエチルヘキシル ニッケル	mg/L mg/L						_	
アンチモン	mg/L mg/L		_		_			
モリブデン	mg/L		_		_	_	_	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	_	_	_	_	_	_	
1,2-ジクロロプロパン p-ジクロロベンゼン	mg/L			_	_		_	
p-ングロロヘンセン イソキサチオン	mg/L mg/L		_			_		
ダイアジノン	mg/L	_				_		
フェニトロチオン	mg/L	_	_	_	_	-	_	
イソプロチオラン	mg/L							
オキシン銅 クロロタロニル	mg/L mg/L		_		_		_	
プロピザミド	mg/L mg/L			_	_	_	_	
EPN	mg/L	_	_	_	_	_	_	
ジクロルボス	mg/L						_	
フェノブカルブ	mg/L	_	_	_	_	_	_	
イプロベンホス クロルニトロフェン	mg/L mg/L		_			_	_	
トルエン	mg/L	_	_	_	_	_	_	
キシレン	mg/L	_	-	-	_	_	-	
塩化ビニルモノマー	mg/L		-		_	_		
エピクロロヒドリン	mg/L		_	_	_	_	_	
全マンガン ウラン	mg/L mg/L		_	_	_		_	
クロロホルム	mg/L	_	_	_	_	_	_	
フェノール	mg/L	_	_	_	_	_	_	
ホルムアルデヒド	mg/L		_		_	_		
4-t-オクチルフェノール アニリン	mg/L mg/L		_					
2,4-ジクロロフェノール	mg/L mg/L			_	_	_	_	
大腸菌数	個/100mL			<u> </u>		1600	_	
注: "不検出"及び"<" については、		- Marie 1 1 1 201 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	A+ III (8) (5+ 1+ 1+ 1+ 1+ 1+ 1+ 1+ 1+ 1+ 1+ 1+ 1+ 1+			_		

公共用水域水質測定結果(芦川橋, 増尾橋)

公共用小墩小具侧足和木(户川侗, 垣尾侗)										
水域名					大流	聿川				
採水地点			芦丿	橋				尾橋		
採水年			元		2		元		2	-
採水月日		5月14日	8月6日	11月12日	2月6日	5月14日	8月6日	11月12日	2月6日	
採水時刻		13:22	15:13	14:00	14:36	12:05	16:05	13:10	15:30	
色相		灰黄色	黄褐色	灰黄色	灰黄色	灰黄色	黄褐色	灰黄色	灰黄色	(※は芦川橋のみ
臭気		川藻臭	無臭	川藻臭	無臭	川藻臭	土臭	川藻臭	無臭	適用)
水温	°C	18.5	28.2	17.3	9.2	19.8	29.2	18.2	8.2	
透視度	cm	46.0	65.0	76.0	100以上	60.0	100以上	100以上	45.0	
流量	m³∕sec	0.26	0.32	0.52	0.41	0.016	0.036	0.058	0.039	
水素イオン濃度		7.9	8.2	7.9	8.0	7.7	9.0	8.7	8.5	[*] 6.5∼8.5
溶存酸素量	mg/L	8.2	7.7	9.2	10	15.2	11.4	14	15	*5 以上
生物化学的酸素要求量	mg/L	3.2	3.6	2.2	2.7	2.8	3.8	2.7	3.4	*5 以下
化学的酸素要求量	mg/L	5.7	4.5	3.2	3.7	7.3	6.0	3.6	5.5	
浮遊物質量	mg/L	9	7	5	5	5	5	1	5	[※] 50 以下
全窒素	mg/L	6.2	6.4	7.9	7.4	6.7	7.3	5.9	6.4	
全りん	mg/L	0.58	0.32	0.17	0.23	0.48	0.17	0.13	0.24	
全亜鉛	mg/L	_	0.006	_	_	_	0.008	_	_	0.03 以下
鉛	mg/L	_	<0.001	_	<0.001	_	<0.001	_	<0.001	0.01 以下
砒素	mg/L	_	<0.001	_	<0.001	_	<0.001	_	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素	mg/L	4.3	5.3	7.5	6.6	5.4	6.3	5.4	4.8	合計で10 以下
亜硝酸性窒素	mg/L	0.26	0.35	0.16	0.16	0.43	0.43	0.13	0.79	THI CIO MI
銅	mg/L	_	<0.01	_		_	<0.01	_		
溶解性鉄	mg/L	_	<0.1	_	_	_	<0.1	_	_	
溶解性マンガン	mg/L	_	<0.1	_	_	_	<0.1	_	_	
クロム	mg/L	_	<0.02	_	_	_	<0.02	_	_	
アンモニア性窒素	mg/L	1.5	0.40	0.21	0.56	0.80	0.06	0.04	0.75	
りん酸性りん	mg/L	0.52	0.29	0.16	0.22	0.42	0.13	0.110	0,20	
塩化物イオン	mg/L	33	24	18	18	3300	1400	730	910	
電気伝導率	mS/m	40	36	41	43	560	450	240	290	
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	

注:"不検出"及び"<"については、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

[&]quot;—"については、測定していない項目である。

公共用水域水質測定結果 (大宮橋, 組合下)

水域名			大流	聿川		金山落				
採水地点			大图	 宮橋						
採水年			元		2		元		2	環境基準
採水月日		5月14日	8月6日	11月12日	2月6日	5月14日	8月6日	11月12日	2月6日	
採水時刻		12:43	15:40	14:35	15:00	10:10	14:00	11:30	13:15	
色相		灰黄色	黄褐色	黄褐色	黄褐色	灰色	黄褐色	緑褐色	灰黄色	(※は 組合下のみ
臭気		川藻臭	川藻臭	川藻臭	無臭	川藻臭	土臭	土臭	無臭	適用)
水温	°C	18.6	29.0	17.5	10.2	18.8	23.5	17.6	11.0	
透視度	cm	60.0	64.0	68.0	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	
流量	m³∕sec	0.096	0.172	0.081	0.059	0.039	0.039	0.028	0.019	
水素イオン濃度		8.3	8.3	8.3	7.9	7.8	8.2	7.6	7.7	[*] 6.5∼8.5
溶存酸素量	mg/L	7.0	7.2	7.0	9.8	8.8	6.4	7.6	7.6	*5 以上
生物化学的酸素要求量	mg/L	3.9	3.1	2.3	2.5	1.9	4.0	1.5	2.1	*3 以下
化学的酸素要求量	mg/L	6.5	4.1	5.1	3.6	1.7	2.8	3.0	4.3	
浮遊物質量	mg/L	5	7	4	2	2	5	2	2	*25 以下
全窒素	mg/L	3.8	5.6	6.1	6.4	0.6	2.0	2.4	1.7	
全燐	mg/L	0.69	0.34	0.32	0.09	0.12	0.044	0.040	0.047	
全亜鉛	mg/L	_	0.006	_	_	_	0.003	_	_	0.03 以下
鉛	mg/L	_	<0.001	_	<0.001		<0.001	_	<0.001	0.01 以下
砒素	mg/L	_	<0.001	_	<0.001	_	<0.001	_	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素	mg/L	1.7	4.3	5.4	5.5	0.46	1.5	2.0	1.5	合計で10 以下
亜硝酸性窒素	mg/L	0.33	0.24	0.44	0.22	<0.03	0.03	<0.03	<0.03	BH CIO MT
銅	mg/L	_	<0.01	_	_		<0.01	_	_	
溶解性鉄	mg/L	_	<0.1	_	_	_	<0.1	_	_	
溶解性マンガン	mg/L	_	<0.1	_	_		<0.1	_	_	
クロム	mg/L	_	<0.02	_	_		<0.02	_		
アンモニア性窒素	mg/L	1.60	0.31	0.26	0.61	0.09	0.24	0.27	0.14	
りん酸性りん	mg/L	0.62	0.29	0.28	0.071	0.11	0.035	0.022	0.007	
塩化物イオン	mg/L	31	28	19	26	8	14	62	15	
電気伝導率	mS/m	43	38	45	40	18	31	80	33	
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	

注:"不検出"及び"<"については、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

[&]quot;—"については、測定していない項目である。

公共用水域水質測定結果(染井新橋、工業団地下

水域名 採水地点 採水月日 採水時刻 色相 臭気 水温 透視度 流量 水素イオン濃度 溶存酸素量 生物化学的酸素要求量 化学的酸素要求量	ο	5月14日 10:50	染井 元 8月6日	新橋	2	染井入落	j	工業団地下			理接甘油	
探水年 探水月日 探水時刻 色相 臭気 水温 透視度 流量 水素イオン濃度 溶存酸素量 生物化学的酸素要求量	°C		元		2		ī			^	理接甘油	
採水時刻 色相 臭気 水温 透視度 流量 水素イオン濃度 溶存酸素量 生物化学的酸素要求量	°C		8月6日				元				2 環境基準	
色相 臭気 水温 透視度 流量 水素イオン濃度 溶存酸素量 生物化学的酸素要求量	°C	10:50		11月12日	2月6日	5月14日	7月11日	8月6日	11月12日	2月6日		
臭気 水温 透視度 流量 水素イオン濃度 溶存酸素量 生物化学的酸素要求量	°C		12:15	10:50	12:05	9:30	15:15	14:40	13:50	13:53		
水温 透視度 流量 水素イオン濃度 溶存酸素量 生物化学的酸素要求量	°C	灰黄緑色	黄褐色	灰黄色	灰黄色	灰黄緑色	黄褐色	黄褐色	灰黄茶色	灰黄色		
透視度 流量 水素イオン濃度 溶存酸素量 生物化学的酸素要求量		土臭 19.0	土臭 31.0	川藻臭	無臭 7.8	土臭 19.4	川藻臭 22.0	カビ臭 28.0	土臭	無臭 13.8		
水素イオン濃度 溶存酸素量 生物化学的酸素要求量	cm	45.0	30.0	100以上	100以上	65.0	81.0	56.0	77.5	69.0		
溶存酸素量 生物化学的酸素要求量	m³∕sec	0.38	0.31	0.10	0.049	0.014	0.029	0.022	0.046	0.016		
生物化学的酸素要求量		7.7	8.2	8.2	8.1	6.4	7.6	8.0	7.3	7.9		
	mg/L mg/L	6.6 2.3	8.5 5.0	1.1	13 2.0	6.7 190	6.4 8.9	5.6 44	7.1 110	7.1 5.9		
	mg/L	7.5	5.7	5.3	3.5	45	6.6	13	21	7.0		
浮遊物質量	mg/L	12	13	5	2	37	5	13	4	3		
大腸菌群数	MPN/100mL		3300		790			14000	_	7900		
ノルマルヘキサン抽出物質 全窒素	mg/L mg/L	1.9	<0.5 2.3	4.5	4.5	4.1	<0.5	<0.5 3.7	9.3	<0.5 13		
全りん	mg/L	0.11	0.079	0.059	0.071	1.2		0.82	1.0	1.0		
全亜鉛	mg/L	_	0.003	_	_	_	_	0.009	_	0.008	0.03 以下	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	_	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下	
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		<0.1	<0.1	<0.1	不検出	
<u>鉛</u> 六価クロム	mg/L mg/L	<0.001 <0.005	<0.001 <0.005	<0.001 <0.005	<0.001 <0.005	<0.001 <0.005	_	<0.001 <0.005	<0.001 <0.005	<0.001 <0.005	0.01 以下	
砒素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	_	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	_	<0.0005	_	_	_	_	<0.0005	_	<0.0005	不検出	
ジクロロメタン 四塩化炭素	mg/L		<0.002 <0.0002		_			<0.002 <0.0002	_	<0.002 <0.0002	0.02 以下 0.002 以下	
四塩化灰茶 1,2-ジクロロエタン	mg/L mg/L		<0.0002	_			_	<0.0002	_	<0.0002	0.002 以下	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	_	<0.01	_	_		_	<0.01	_	<0.01	0.1 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		<0.004	_	-	_	_	<0.004	_	<0.004	0.04 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L		<0.1		<0.1			<0.1		<0.1	1以下	
1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン	mg/L mg/L		<0.0006 <0.001	_	<0.001	_	_	<0.0006	_	<0.0006 0.002	0.006 以下	
テトラクロロエチレン	mg/L		<0.001	_	<0.001		_	<0.001		<0.002	0.01 以下	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	_	<0.0002	_	ı	_	_	<0.0002	_	<0.0002	0.002 以下	
チウラム	mg/L	_	<0.0006	_	-	_	_	<0.0006	_	<0.0006	0.006 以下	
シマジン チオベンカルブ	mg/L mg/L		<0.0003 <0.002		_			<0.0003 <0.002	_	<0.0003 <0.002	0.003 以下 0.02 以下	
ベンゼン	mg/L mg/L		<0.002					<0.002	_	<0.002	0.02 以下	
セレン	mg/L	_	<0.001	_	_	_	_	<0.001	_	<0.001	0.01 以下	
硝酸性窒素	mg/L	1.5	1.6	4.2	4.0	2.2	_	0.03	3.2	4.6	合計で10 以下	
亜硝酸性窒素	mg/L	0.12	0.09	0.11	0.07	0.23		<0.03	0.19	0.35		
ふっ素 ほう素	mg/L	0.11 <0.1	0.08 <0.1	<0.08 <0.1	<0.08 <0.1	<0.08 <0.1		<0.08 <0.1	<0.08 <0.1	<0.08 <0.1	0.8 以下	
1,4-ジオキサン	mg/L mg/L	-	<0.005	-	-	- (0.1		-	- (0.1	- (0.1	0.05 以下	
フェノール類	mg/L	_	<0.005	_	_	_	_	<0.005	_	<0.005		
銅	mg/L	_	<0.01	_	-	_	_	<0.01	_	<0.01		
溶解性鉄	mg/L		0.1					<0.1		0.3		
溶解性マンガン クロム	mg/L mg/L		<0.1 <0.02				_	<0.1 <0.02		<0.1 <0.02		
アンモニア性窒素	mg/L	0.22	0.12	0.05	0.40	0.84	_	1.7	4.5	6.9		
りん酸性りん	mg/L	0.069	0.035	0.038	0.043	1.0	_	0.34	0.84	0.96		
塩化物イオン	mg/L	58	28	18	19	32	_	82	38	32		
電気伝導率 陰イオン界面活性剤	mS/m mg/L	40 <0.05	34 <0.05	41 <0.05	40 <0.05	54 <0.05		87 <0.05	72 <0.05	52 <0.05		
溶解性化学的酸素要求量	mg/L	5.9	4.4	4.1	3.1	31		9.8	19	6.6		
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	_	_	_	ı	_	_	-	_	_		
ニッケル	mg/L	_	_	_	_	_	_	_	_	_		
アンチモン	mg/L								_			
モリブデン トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L mg/L								_			
1,2-ジクロロプロパン	mg/L			_			_					
p-ジクロロベンゼン	mg/L		_	_	-	_	_	_	_	_		
イソキサチオン	mg/L								_			
ダイアジノン フェニトロチオン	mg/L mg/L	_				<u> </u>				_		
イソプロチオラン	mg/L mg/L		_	_		_	_		_	_		
オキシン銅	mg/L	_	_	_					_			
クロロタロニル	mg/L	_	_	-	ı	_	-	-	_	_		
プロピザミド EPN	mg/L											
ジクロルボス	mg/L mg/L			_			_		_	_		
フェノブカルブ	mg/L				=	_=		=				
イプロベンホス	mg/L	_	_	_	1	_	_		_			
クロルニトロフェン	mg/L			_			_		_			
トルエン キシレン	mg/L mg/L	_	_	_	_		_	_	_	_		
塩化ビニルモノマー	mg/L mg/L	_	_	_		_	_	_	_	_		
エピクロロヒドリン	mg/L	_	_	_	-							
全マンガン	mg/L	_		_	-	_	_		_			
ウラン	mg/L			_						_		
クロロホルム フェノール	mg/L mg/L			_			_		_			
ホルムアルデヒド	mg/L		_	_	_		_	_	_	_		
4-t-オクチルフェノール	mg/L	_	_	_	-	_	_		_	_		
アニリン	mg/L			_	-	_	_	_	_	_		
2,4-ジクロロフェノール 大腸菌数	mg/L 個/100mL		110		— 72							

[&]quot;—"については、測定していない項目である。

(8) 手賀沼

ア 概要

手賀沼は、印旛沼とともに千葉県を代表する湖沼であり、千葉県北西部に位置する細長い沼です。また、手賀沼の周辺は風光明媚なことから、昭和27年10月には自然公園法に基づき、手賀沼、印旛沼及びその周辺を含めた66.06km²が県立印旛手賀自然公園として指定されています。

手賀沼の概況

面積	約6.5 k m²
周 囲	約38.0km
標高	2.5 m (沼面)
水深	平均0.86m , 最深3.8m
湛 水 量	約560万m ³
流域面積	約144km ²
流域人口	約53.0万人
流域市町村	柏市、我孫子市、流山市、松戸市、鎌ケ谷市、印西市、白井市
流入河川	大津川,大堀川,金山落,亀成川,染井入落

(平成31年4月1日現在)

イ 現況

手賀沼の水質調査は、千葉県が3地点(根戸下、沼中央、布佐下)及び本市が1地点 (下手賀沼中央)で実施しています(環境基準点は沼中央)。

手賀沼は、環境省(旧環境庁)が全国の水質汚濁状況の調査結果を公表し始めた昭和49年度から平成12年度まで、27年連続で全国湖沼の水質のワーストとなってきましたが、湖沼水質保全計画による下水道の整備、北千葉導水事業などの対策、さらには手賀沼の汚濁要因の5割を占める生活排水の対策として、台所での三角コーナーやろ紙袋の利用などの「家庭でできる浄化対策」の実践促進などにより水質は大幅に改善してきており、令和元年度の手賀沼中央のCOD75%値は10mg/Lでした。

しかし、依然として環境基準 5 mg/L を超える値を示しているため、今後も水質の改善に向けて対策を推進していきます。

ウ 手賀沼水質浄化対策

(ア) 千葉県及び流域市村の共同事業

手賀沼の水質を浄化するため、千葉県及び流域市により手賀沼水環境保全協議会を組織し、経費を分担しながら次の浄化事業を実施しています。

- a 水環境創造事業
- b 水生植物再生活用事業
- c 河川浄化施設(りん除去施設)による排水路浄化事業
- d 都市排水路浄化施設
- e その他

(イ) 国(国土交通省)の事業

国で実施している北千葉導水事業の目的は次に示すとおりです。

- a 手賀沼流域などの水害防止の内水排除
- b 東京都,埼玉県及び千葉県民約670万人分の都市用水の確保
- c 手賀沼等の水質浄化(浄化用水,最大毎秒8トンの注水) この事業は、昭和49年に建設に着手して、26年間を要し平成11年度に完成しました。

平成12年度から本格稼動になり手賀沼の浄化に大きな効果を上げています。

手賀沼水質 年平均値の経年変化

(単位:mg/L)

年 度	地点	環境 基準	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
	根戸下		5. 7	6.3	6.4	6.1	5. 3	5. 5	5.8	5.8	6. 0	5. 7
	<i>主为</i> 以刀:什:::h		8.9	9.3	9.6	9.5	7. 6	8. 1	8.6	8.6	9. 2	8 9
COD	手賀沼中央	5以下	(9. 6)	(10)	(11)	(10)	(8. 4)	(9. 3)	(10)	(9. 7)	(10)	(10)
	桩下		9.0	9. 0	10	8 2	6. 8	7. 1	7. 5	7. 9	8. 1	8 5
	下手賀沼中央		9.7	11	11	11	9. 7	9. 5	11	11	11	11
	根戸下		2.8	2. 7	2. 7	2.7	2. 7	2. 7	2.6	2.4	2.3	2 6
全窒素	手賀沼中央	1以下	2.5	2.3	2.3	2.4	2. 2	2. 1	2.2	2. 1	2.0	2 3
土至米	布佐下	1以下	2.4	2. 2	2. 2	2.4	2. 1	2.0	2.1	2.0	1. 8	2 1
	下手賀沼中央		3.5	3. 2	3. 2	3.3	3. 0	2. 2	3. 1	2 3	2. 2	2 3
	根戸下		0.14	0.14	0.15	0.14	0. 13	0.12	0.15	0.13	0.14	0. 13
全リン	手賀沼中央	0. 1	0.16	0.16	0.18	0.16	0. 13	0.13	0.15	0.15	0.15	0. 15
土リン	桩下	以下	0.16	0.14	0.18	0.15	0. 13	0.13	0.13	0.15	0.15	0. 17
	下手賀沿中央		0.13	0.15	0.17	0.17	0. 15	0.14	0.16	0.14	0.13	0. 16

注:手賀沼中央の()は75パーセント値

注:根戸下,手賀沼中央及び布佐下は千葉県公共用水域水質測定結果より

水域名								
採水地点 採水年	31	1						
採水年 採水月日		4月18日	5月14日	6月6日	元 7月11日	8月6日	9月5日	1
採水時刻		13:23	13:00	12:02	13:27	13:12	13:12	環境基準
色相		灰緑色	灰黄緑色	茶褐色	茶褐色	黄褐色	茶褐色	界児季学
臭気	0.5	土臭	川藻臭	土臭	土臭	土臭	土臭	
水温	°C	20.5	20.0	26.3	23.0	32.5	26.8	
透視度 流量	cm m²∕sec	36.0	10.0	14.0	10.0	13.0	13.0	
水素イオン濃度	1117 300	9.0	8.1	8.6	8.9	8.5	9.2	6.5~8.5
溶存酸素量	mg/L	14	8.3	13	11	8.8	16	5.0 5.6
生物化学的酸素要求量	mg/L	7.6	6.3	7.0	2.5	4.7	12	
化学的酸素要求量	mg/L	9.2	13	13	13	11	21	5 以下
浮遊物質量	mg/L	11	33	33	64	32	39	15 以下
大腸菌群数 ノルマルヘキサン抽出物質	MPN/100mL		_			490 <0.5	_	
フルマルヘキザン抽血物貝 全窒素	mg/L mg/L	2.3	1.2	1.2	1.5	0.80	1.9	1 以下
エ <u>エポーーーーー</u> 全りん	mg/L	0.10	0.20	0.18	0.19	0.16	0.29	0.1 以下
全亜鉛	mg/L	_	0.005	_	_	0.003	_	0.03 以下
ノニルフェノール	mg/L	_	<0.00006		_	<0.00006	-	0.002 以7
LAS	mg/L	_	0.027	-	_	0.0006	_	0.05 以下
カドミウム	mg/L	<0.0003	_	<0.0003	_	<0.0003	_	0.003 以7
全シアン	mg/L	<0.1	_	<0.1		<0.1	_	不検出
鉛 士在 5 D /	mg/L	<0.001	_	<0.001	_	<0.001	_	0.01 以下
六価クロム 砒素	mg/L mg/L	<0.005 <0.001		<0.005 0.001		<0.005 <0.001		0.05 以下
业系 総水銀	mg/L	<0.0005		<0.001		<0.001		0.0005 以
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	_	_	_	_	<0.0005	_	不検出
ジクロロメタン	mg/L		<0.002			<0.002		0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	_	<0.0002	_		<0.0002	_	0.002 以7
1,2-ジクロロエタン	mg/L	_	<0.0004		_	<0.0004	-	0.004 以7
1,1-ジクロロエチレン	mg/L		<0.01			<0.01	_	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		<0.004			<0.004	_	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L mg/L	\vdash	<0.1 <0.0006			<0.1 <0.0006	_	1 以下 0.006 以7
1,1,2-ドリグロロエタン トリクロロエチレン	mg/L mg/L	$\vdash \equiv \vdash$	<0.001			<0.000		0.006 以 1
テトラクロロエチレン	mg/L	_	<0.001	_		<0.001	_	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	_	_		_	<0.0002	_	0.002 以7
チウラム	mg/L	_	_	-	_	<0.0006	-	0.006 以7
シマジン	mg/L	_	_	_	_	<0.0003	_	0.003 以7
チオベンカルブ	mg/L	_		_	_	<0.002	_	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	_	<0.001	_	_	<0.001	_	0.01 以下
セレン 硝酸性窒素	mg/L	1.3	_	<0.03		<0.001 0.05		0.01 以下 合計で
明版任圣系 亜硝酸性窒素	mg/L mg/L	0.06		<0.03		<0.03		10 以下
ふっ素	mg/L	<0.08		0.13		0.13	_	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.1	_	<0.1		<0.1	_	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	_	<0.005	_	_	<0.005	_	0.05 以下
フェノール類	mg/L	_	<0.005		_	<0.005		
銅	mg/L	_	<0.01	_	_	<0.01	_	
溶解性鉄	mg/L		<0.1			0.1	_	
溶解性マンガン クロム	mg/L	_	<0.1 <0.02	_		<0.1 <0.02	_	
アンモニア性窒素	mg/L mg/L	0.14	- (0.02	0.05		0.02		
りん酸性りん	mg/L	0.029		0.007	_	0.040	_	
塩化物イオン	mg/L	18	_	24	_	16	_	
電気伝導率	mS/m	32	_	31	_	27	_	
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.05		<0.05	_	<0.05	-	
全有機炭素(TOC)	mg/L		9.5		_	5.7	_	
クロロフィルa	μg/L	33	66	52	120	56	200	
溶解性COD プランクトン	mg/L 個/mL	6.9 23649	— 47762	7.7 32951	41475	5.9 32623	347712	
<u>フランクトン</u> フタル酸ジエチルヘキシル	1回/mL mg/L	23049	4//62	32931	414/5	32023	34//12	
ファル酸フェナル・・・ ニッケル	mg/L		_			_		
アンチモン	mg/L	_	_	_	_	_	_	
モリブデン	mg/L	_	_		_	_		
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	_	_	_	_		-	
1,2-ジクロロプロパン	mg/L						_	-
p-ジクロロベンゼン イソキサチナン	mg/L							-
イソキサチオン ダイアジノン	mg/L mg/L	\vdash	_			_	_	
タイチンノン フェニトロチオン(MEP)	mg/L							
フェー <u>トロナオン(MEF)</u> イソプロチオラン	mg/L	_	_			_	_	
オキシン銅(有機銅)	mg/L	_	_	ı		_	ı	
クロロタロニル(TPN)	mg/L	_	_	_	_	_		
プロピザミド	mg/L		_				_	-
ENP	mg/L	_	_	_	_	_	_	-
ジクロルボス(DDVP) フェノブカルブ(BPMC)	mg/L mg/I							
プェノフガルフ(BPMC) イプロベンホス(IBP)	mg/L mg/L	$\vdash \equiv -$	 			 		
クロルニトロフェン(CNP)	mg/L		_			_		
トルエン	mg/L	_	_	_	_	_	_	
キシレン	mg/L							
塩化ビニルモノマー	mg/L	_	_			_		
エピクロロヒドリン	mg/L	_	_	_	_	_	_	
全マンガン	mg/L	_	_	-	_	_	-	
ウラン	mg/L		_					1
クロロホルム フェノール	mg/L mg/l							
フェノール ホルムアルデヒド	mg/L mg/L							
パルムアルテヒト 4-t-オクチルフェノール	mg/L	$\vdash \equiv -$	$\vdash \equiv \vdash$			H =		
		=	t = -					1
アニリン	IIIR/L							
	mg/L mg/L	_	_	_	_	_		
アニリン 2,4-ジクロロフェノール 底層DO		 14	— 8.2	<u> </u>	 11	7.6	— 10	

| 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 1/

公共用水域水質測定結果(水域名			手賀沼 下手賀沼中央						
采水地点									
采水年 采水月日		10月3日	11月12日	12月5日	1月7日	2月10日	3月6日		
采水時刻		12:52	10:00	13:00	14:00	13:52	10:55	**** 1 ** ++ 2	
<u> </u>		黄褐色	灰黄色	灰黄茶色	黄色	灰黄緑色	褐色	環境基準	
臭気		土臭	川藻臭	川藻臭	川藻臭	無臭	無臭		
水温	°C	26.0	14.8	13.5	7.4	8.5	9.5		
透視度 本學	cm m³ /	11.0	27.5	24.5	31.5	16.0	14.0		
<u> </u>	m'/sec	8.9	8.4	8.0	8.5	8.7	8.8	6.5~8.5	
容存酸素量	mg/L	11.1	10	8.1	13.7	15	11	5 以上	
生物化学的酸素要求量	mg/L	10	3.5	2.9	2.6	6.6	5.2		
七学的酸素要求量	mg/L	15	5.5	5.7	4.9	6.9	8.1	5 以下	
孚遊物質量 	mg/L	51	18	22	14	23	46	15 以下	
大腸菌群数	MPN/100mL		_	_		490 <0.5			
/ルマルヘキサン抽出物質 全窒素	mg/L mg/L	1.8	3.3	2.2	4.0	3.6	4.0	1 以下	
全りん	mg/L	0.27	0.088	0.14	0.083	0.090	0.13	0.1 以7	
全亜鉛	mg/L	_	0.004		_	0.005	_	0.03 以	
ノニルフェノール	mg/L	_	<0.00006		_	<0.00006	_	0.002 以	
_AS	mg/L		0.0017	_		0.0076		0.05 以	
カドミウム ヘン・・・	mg/L	<0.0003	_	<0.0003	_	<0.0003	_	0.003 以	
全シアン *^	mg/L	<0.1 <0.001		<0.1 <0.001		<0.1		不検出	
沿 六価クロム	mg/L mg/L	<0.001		<0.001		<0.001 <0.005		0.01 以 0.05 以	
八価クロム 此素	mg / L	<0.005		<0.005		<0.005		0.05 以	
^{此宗} 総水銀	mg/L	<0.0005	_	<0.0005	_	<0.001	_	0.0005 以	
ポリ塩化ビフェニル	mg/L					_		不検出	
ジクロロメタン	mg/L		<0.002	_	_	<0.002	_	0.02 以	
四塩化炭素	mg/L		<0.0002			<0.0002		0.002 以	
,2-ジクロロエタン	mg/L	_	<0.0004	_		<0.0004	_	0.004 以	
,1-ジクロロエチレン ,7-1,2-33クロロエチレン	mg/L		<0.01		_	<0.01 <0.004		0.1 以T 0.04 以	
ンス-1,2-ジクロロエチレン ,1,1-トリクロロエタン	mg/L mg/L		<0.004 <0.1			<0.004 <0.1		0.04 以	
,1,1=トリクロロエタン ,1,2=トリクロロエタン	mg/L mg/L		<0.0006			<0.0006		0.006 以	
·リクロロエチレン	mg/L		<0.001			<0.001		0.000 以	
テトラクロロエチレン	mg/L		<0.001			<0.001		0.01 以	
,3-ジクロロプロペン	mg/L	_	_	_	_	_	_	0.002 以	
チウラム	mg/L	_	_		_		_	0.006 以	
ンマジン	mg/L		_	_				0.003 以	
チオベンカルブ	mg/L	_	_	_	_		_	0.02 以	
ベンゼン	mg/L		<0.001			<0.001		0.01 以	
セレン 消酸性窒素	mg∕L mg/L	<0.03	_	1.8	_	<0.001 2.8		0.01 以 合計で	
用級は至来 亜硝酸性窒素	mg/L	<0.03		<0.03		<0.03		10 以下	
ふつ素	mg/L	0.09	_	0.11	_	<0.08	_	0.8 以T	
まう素	mg/L	<0.1	_	<0.1	_	<0.1	_	1 以下	
,4-ジオキサン	mg/L	_	<0.005	_	_	<0.005	_	0.05 以	
フェノール類	mg/L	_	<0.005	-	_	<0.005	_		
洞	mg/L		<0.01	_	_	<0.01			
容解性鉄	mg/L		<0.1			<0.1			
容解性マンガン フロム	mg/L mg/L		<0.1 <0.02	_		<0.1 <0.02	_		
アンモニア性窒素	mg/L	0.07	- 0.02	0.08		0.05			
りん酸性りん	mg/L	0.029	_	0.066	_	0.017	_	-	
塩化物イオン	mg/L	21	_	9	_	16	_		
電気伝導率	mS/m	32	_	25	ı	37	ı		
雲イオン界面活性剤	mg/L	<0.05	_	<0.05	-	<0.05	_		
全有機炭素(TOC)	mg/L		2.4			4.0			
プロロフィルa	μg/L	130	49	9	36	64	77		
容解性COD プランクトン	mg/L 個/mL	6.8 77829	— 10223	4.1 1577	4484	4.0 21811	252494	-	
フランクトン フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	- 17029 	- 10223	-			232494		
ニッケル	mg/L	_	_	_	_	_	_	 	
アンチモン	mg/L	_	_	_	_	_	_		
Eリブデン	mg/L	_	_		_	_	_		
·ランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		_	_					
,2-ジクロロプロパン	mg/L							-	
⊱ジクロロベンゼン イソキサチオン	mg/L							-	
1ソキサナオン ダイアジノン	mg/L mg/L								
フェニトロチオン(MEP)	mg/L		_						
イソプロチオラン	mg/L		_		_		_		
	mg/L	_	_		_	_	_		
ナキシン銅(有機銅)			_		_	_	_		
プロロタロニル(TPN)	mg/L			_	_	_			
フロロタロニル(TPN) プロピザミド	mg/L mg/L		_						
クロロタロニル(TPN) プロピザミド ENP	mg/L mg/L mg/L	_				_	_		
ウロロタロニル(TPN) プロピザミド :NP ジクロルボス(DDVP)	mg/L mg/L mg/L mg/L								
ウロロタロニル(TPN) プロピザミド ENP ジクロルボス(DDVP) フェノブカルブ(BPMC)	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L		_		_	_	_		
ウロロタロニル(TPN) プロピザミド ENP ジクロルボス(DDVP) フェノブカルブ(BPMC) イプロベンホス(IBP)	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L		_		_	_	_		
ウロロタロニル(TPN) プロピザミド ENP ジクロルボス(DDVP) フェノブカルブ(BPMC)	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L	 - - -	 	 - - -		_ 			
ウロロタロニル(TPN) プロピザミド ENP ジクロルボス(DDVP) フェノブカルブ(BPMC) イブロベンホス(IBP) ウロルニトロフェン(CNP)	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L	 - - -	 	 - - -		_ 			
ウロロタロニル(TPN) プロピザミド ENP プクロルボス(DDVP) フェノブカルブ(BPMC) イプロベンホス(IBP) フロルトロフェン(CNP) トルエン キシレン 塩化ビニルモノマー	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L			 - - -		_ 			
かロロタロニル(TPN) プロピザミド NP ジクロルボス(DDVP) フェブカルブ(BPMC) イプロベンホス(IBP) プロルニトロフェン(CNP) ルルエン キシレン 星化ピニルモノマー	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L		-			-	 		
プロロタロニル(TPN) プロピザミド ENP ジクロルボス(DDVP) フェノブカルブ(BPMC) イブロペンホス(IBP) プロルニトロフェン(CNP) トルエン キシレン 塩化ビニルモノマー 正ピクロロヒドリン 全マンガン	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L			- - - - - - -	- - - - - -				
プロロタロニル(TPN) プロピザミド ENP プクロルボス(DDVP) フェノブカルブ(BPMC) イブロペンホス(BP) プロルニトロフェン(CNP) ・ルエン キシレン 塩化ピニルモノマー Eピクロロヒドリン 全マンガン	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L				 				
プロロタロニル(TPN) プロピザミド NP ジクロルボス(DDVP) フェノブカルブ(BPMC) イプロベンホス(IBP) プロルニトロフェン(CNP) ハルエン キシレン 塩化ビニルモノマー エピクロロヒドリン 全マンガン プラン	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L		-			-	 		
プロロタロニル(TPN) プロピザミド NP ジクロルボス(DDVP) フェブカルブ(BPMC) (プロベンホス(IBP) プロルニトロフェン(CNP) トルエン キシレン 塩化ビニルモノマー エピクロロミドリン 全マンガン プロルス プロストル	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L								
プロロタロニル(TPN) プロピザミド ENP ジクロルボス(DDVP) フェノブカルブ(BPMC) イブロペンホス(BP) プロルニトロフェン(CNP) トルエン キシレン 塩化ビニルモノマー エピクロロヒドリン 全マンガン プラン プラン プラン オフルル トルムアルデヒド	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L				 				
プロロタロニル(TPN) プロピザミド NP ジクロルボス(DDVP) フェブカルブ(BPMC) (プロベンホス(IBP) プロルニトロフェン(CNP) トルエン キシレン 塩化ビニルモノマー エピクロロミドリン 全マンガン プロルス プロストル	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L								
プロロタロニル(TPN) プロピザミド NP プロピザミド SNP プクロルボス(DDVP) フェノブカルブ(BPMC) イプロベンホス(IBP) プロルートロフェン(CNP) トルエン キシレン 塩化ビニルモノマー ェピクロロヒドリン 全マンガン プラン プロロホルム フェノール トルムアルデヒド	mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L mg/L								

| 1897 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 1

2 地下水汚染

(1) 地下水汚染調査の経緯

昭和63年10月と平成元年3月にトリクロロエチレン等使用事業場内及び周辺井戸の地下水を調査した結果,6地区10本の井戸から「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」の地下水の水質に係る基準値を超過するトリクロロエチレン等が検出されました。

平成元年10月,水質汚濁防止法の改正(平成元年10月1日施行)により、水質測定計画に基づく地下水の水質測定が義務づけられたため、同計画に基づく概況調査として当初は市内を2kmメッシュに区分し調査を実施していましたが、平成4年度以降は1kmメッシュに区分し調査を実施しています。

以降、概況調査や公募による簡易測定等の調査で、次のとおり汚染が確認されています。

令和元年度までに確認された地下水汚染(地区別)

	汚染地区名 汚染判明年月・順位		位	主な汚染物質	井戸数	備考
1	明原三丁目	平成 16 年 11 月	58	硝酸性窒素	1本	概況調査
2	あけぼの三丁目	平成 3 年 8 月	8	PCE	1本	周辺再調査
3	旭町	平成 13 年 8 月	26	硝酸性窒素	1本	概況調査
4	旭町五丁目	平成 18 年 11 月	69	硝酸性窒素	1本	概況調査
5	東1丁目	平成 18 年 2 月	65		1本	概況調査
6	泉	平成 13 年 11 月	32	硝酸性窒素	1本	概況調査
7	泉	平成 20 年 11 月	73	硝酸性窒素	1本	概況調査
8	岩井	平成 15 年 11 月	47	硝酸性窒素	1本	概況調査
9	大青田	平成 12 年 7·12 月	23	TCE, PCE, DCE, TCM	11本	自主検査,周辺調査
10	大青田	平成 15 年 11 月	41	硝酸性窒素	1本	概況調査
11	大青田	平成 23 年 11 月	78	硝酸性窒素	1本	概況調査
12	大青田	平成 24 年 11 月	80	硝酸性窒素	1本	概況調査
13	大井	平成 14 年 11 月	35	硝酸性窒素	1本	概況調査
14	大島田	平成 15 年 11 月	49	硝酸性窒素	1本	概況調査
15	大島田	平成 17 年 3 月	62	TCE, PCE, c-1, 2-DCE	12本	沼南町より引継ぎ
16	大室	平成 13 年 11 月	25	硝酸性窒素	1本	概況調査
17	五條谷	平成 13 年 11 月	29	硝酸性窒素	1本	概況調査
18	五條谷	平成 14 年 11 月	36	硝酸性窒素	1本	概況調査
19	五條谷	平成 19 年 11 月	72	硝酸性窒素	1本	概況調査
20	五條谷	平成 15 年 11 月	48	硝酸性窒素	1本	概況調査
21	酒井根	令和元年 10 月	95	硝酸性窒素	1本	概況調査
22	逆井字鴻ノ巣	平成元年 3 月	6	ТСЕ	5本	周辺調査
23	逆井字宮田島	平成 4 年 11 月	13	TCE, PCE	2本	公募による調査
24	逆井字小新山	平成 4 年 11 月	14	РСЕ	3本	公募による調査

25	逆井	平成 15 年 11 月	43	硝酸性窒素	1本	概況調査
26	逆井	平成 22 年 11 月	75	硝酸性窒素	1本	概況調査
27	逆井五丁目	平成 18 年 11 月	66	ТСЕ	1本	概況調査
28	篠籠田	平成 15 年 11 月	42	硝酸性窒素	1本	概況調査
00	党 法土	亚子 2 左 0 日	0	D.C.F.	n 	周辺再調査,
29	宿連寺	平成 3 年 8 月	9	РСЕ	3本	汚染機構解明調査
30	高田字中ノ台	平成元年3月	5	TCE, PCE, MC	3本	周辺調査
31	高田字中ノ台	平成 27 年 8 月	88	クロロエチレン	2本	周辺再調査
32	高田字上野台子	平成3年8月	10	TCE, PCE, MC	1本	周辺再調査
33	高田字上野台子	平成 26 年 8 月	86	クロロエチレン	1本	周辺再調査
34	高田	平成 16 年 5 月	55	1,4-ジオキサン	7本	周辺調査
35	高田	平成 26 年 3 月	85	1,4-ジオキサン	3本	周辺再調査
36	高田	平成 29 年 12 月	91	1,4-ジオキサン	1本	周辺再調査
37	高柳	平成 13 年 11 月	30	硝酸性窒素	2本	概況調査
38	高柳	平成 15 年 11 月	50	硝酸性窒素	1本	概況調査
39	中央一丁目	平成7年3月	20	TCE	1本	継続監視
40	中央二丁目	平成元年 3 月	2	PCE	1本	周辺調査
41	塚崎	平成 17 年 11 月	61	TCE, PCE, c-1, 2-DCE	11本	沼南町より引継ぎ
42	手賀	平成 13 年 11 月	33	硝酸性窒素	2本	概況調査
43	手賀	平成 14 年 11 月	39	硝酸性窒素	1本	概況調査
44	手賀	平成 16 年 11 月	60	硝酸性窒素	1本	概況調査
45	常盤台	平成 3 年 8 月	11	PCE	1本	周辺再調査
46	戸張	平成 13 年 11 月	27	硝酸性窒素	1本	概況調査
47	富里三丁目	平成 30 年 10 月	92	砒素	1本	概況調査
48	十余二・若柴	平成 2 年 11 月	7	PCE	9本	概況調査
49	西原四丁目	平成元年 3 月	3	PCE	2本	周辺調査
50	花野井	平成 4 年 11 月	12	PCE	1本	公募による調査
51	花野井	平成 16 年 3 月	54	TCE	1本	土壤汚染対策法関係調査
52	花野井	平成 16 年 11 月	57	硝酸性窒素	1本	概況調査
53	光ヶ丘二丁目	平成 5 年 3 月	17	PCE	1本	公募による調査
54	光ヶ丘四丁目	平成 11 年 11 月	22	硝酸性窒素	1本	概況調査
55	藤ヶ谷	平成 13 年 11 月	31	硝酸性窒素	1本	概況調査
56	藤ヶ谷	平成 14 年 11 月	37	硝酸性窒素	2本	概況調査
57	藤ヶ谷	平成 15 年 11 月	51	硝酸性窒素	1本	概況調査
58	藤ヶ谷	平成 24 年 11 月	81	硝酸性窒素	1本	概況調査
59	藤ヶ谷	平成 26 年 9 月	84	砒素	1本	自主調査,周辺調査
60	藤ヶ谷新田	平成 14 年 11 月	38	硝酸性窒素	1本	概況調査
61	藤ヶ谷新田	平成 15 年 11 月	52	硝酸性窒素	1本	概況調査

62	藤ヶ谷新田	平成 25 年 11 月	82	硝酸性窒素	1本	概況調査
63	藤心字鰐口山	平成元年 3 月	4	PCE	1本	周辺調査
64	藤心字天神前	平成 5 年 12 月	18	TCE, 鉛, DCE	1本	概況調査
65	布施	平成 6 年 3 月	19	ТСЕ	1本	継続監視
66	布施	平成 13 年 1 月	24	硝酸性窒素	1本	概況調査
67	布施	平成 18 年 2 月	64	硝酸性窒素	2本	概況調査
68	布施	平成 22 年 11 月	76	硝酸性窒素	1本	概況調査
69	布施	平成 25 年 11 月	83	硝酸性窒素	1本	概況調査
70	布施	平成 30 年 10 月	93	硝酸性窒素	2本	概況調査, 周辺調査
71	布施下	平成 9 年 11 月	21	砒素	2本	概況調査
72	布瀬	平成 14 年 11 月	40	硝酸性窒素	1本	概況調査
73	布瀬	平成 16 年 11 月	59	硝酸性窒素	1本	概況調査
74	布瀬	平成 28 年 11 月	90	硝酸性窒素	1本	概況調査
75	布瀬	平成 28 年 11 月	89	鉛, 硝酸性窒素	1本	概況調査
76	布瀬	平成 30 年 10 月	94	硝酸性窒素	2本	概況調査, 周辺調査
77	船戸	平成 14 年 11 月	34	硝酸性窒素	2本	概況調査
78	船戸	平成 16 年 11 月	56	硝酸性窒素	1本	概況調査
79	船戸	平成 18 年 2 月	63	硝酸性窒素	1本	概況調査
80	船戸	平成 19 年 11 月	70	硝酸性窒素	1本	概況調査
81	船戸	平成 22 年 11 月	77	硝酸性窒素	1本	概況調査
82	船戸山高野	平成 20 年 11 月	74	硝酸性窒素	1本	概況調査
83	増尾二丁目	平成 19 年 11 月	71	硝酸性窒素	1本	概況調査
84	松葉町六丁目	平成 16 年 1 月	53	c-1, 2-DCE	1本	土壤汚染対策法関係調査
85	南柏一丁目	平成元年 3 月	1	РСЕ	2本	汚染物質使用事業場及び 周辺調査
86	南逆井二丁目	平成 26 年 11 月	87	硝酸性窒素	1本	概況調査
87	南逆井六丁目	平成 4 年 11 月	15	ТСЕ	2本	公募による調査
88	南逆井七丁目	平成 23 年 11 月	79	硝酸性窒素	1本	概況調査
89	南増尾	平成 4 年 11 月	16	TCE, PCE	4本	公募による調査
90	南増尾七丁目	平成 13 年 11 月	28	硝酸性窒素	1本	概況調査
91	南増尾四丁目	平成 18 年 11 月	67	硝酸性窒素	1本	概況調査
92	柳戸	平成 15 年 11 月	44	硝酸性窒素	1本	概況調査
93	若白毛	平成 15 年 11 月	45	硝酸性窒素	1本	概況調査
94	若柴	平成 18 年 11 月	68	硝酸性窒素	1本	概況調査
95	鷲野谷	平成 15 年 11 月	46	硝酸性窒素	1本	概況調査
				1	168 本	
						

(注) 1. TCE:トリクロロエチレン, PCE:テトラクロロエチレン, MC:1, 1, 1ートリクロロエタン, DCE:1, 1ージクロロエチレン, TCM:四塩化炭素, c-1, 2ーDCE:シスー1, 2ージクロロエチレン

- 2. 汚染井戸数は、令和元年3月31日までに地下水の環境基準を超過したことのある井 戸本数
- 3. 汚染判明順位は、地下水汚染が確認された順番

(2) 令和元年度の地下水汚染調査

水質汚濁防止法第16条の規定により、千葉県が水質測定計画を作成し本市の区域について地下水の水質を常時監視するために行う水質の測定等です。

ア 調査区分

(ア) 概況調査

柏市全域の地下水質の状況を把握するために実施する調査。この調査は,定点観測, 移動観測に分けて実施します。

区分	測 定 項 目
概況調査 (環境基準項目の28項目)	カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, アルキル水銀, PCB, ジクロロメタン, 四塩化炭素, クロロエチレン, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, 1,2-ジクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素, 1,4-ジオキサン

(4) 要監視項目調查

要監視項目を対象として、地下水の概況を把握するために実施する調査。

区 分	測定項目
要監視項目調査 (要監視項目の24項目)	クロロホルム, 1,2-ジクロロプロパン, p-ジクロロベンゼン, イソキサチオン, ダイアジノン, フェニトロチオン, イソプロチオラン, オキシン銅, クロロタロニル, プロピザミド, EPN, ジクロルボス, フェノブカルブ, イプロベンホス, クロルニトロフェン, トルエン, キシレン, フタル酸ジエチルヘキシル, ニッケル, モリブデン, アンチモン, エピクロロヒドリン, 全マンガン, ウラン

(ウ) 定期モニタリング調査

地下水の水質汚濁に係る環境基準値を超過した地下水を、継続的に監視する調査。

(エ) 汚染地区等における地下水継続監視調査

これまでに、トリクロロエチレン等の地下水汚染が確認された地区の汚染状態を継続的に監視するための調査。

イ 調査結果

(ア) 概況調査

令和元年10月に、定点観測1地点、移動観測11地点を対象として、カドミウム等環境基準健康項目28項目を調査しました。

その結果, 酒井根地区の1本の井戸 (No 1 0 地点) において, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が基準値を超過して検出されました。

概況調査地点

	定点観測及び移動観測						
地点名	所在地	備考	地点名	所在地	備考		
No. 1	船戸山高野	移動観測	No. 7	大井	移動観測		
No. 2	正連寺	移動観測	No. 8	つくしが丘	移動観測		
No. 3	布施	移動観測	No. 9	布瀬	移動観測		
No. 4	高田	移動観測	No. 1 0	酒井根	移動観測		
No. 5	豊四季	移動観測	No. 1 1	逆井	移動観測		
No. 6	八幡町	移動観測	No. 1 2	船戸	定点観測		

(1) 要監視項目調查

平成5年3月に地下水に係る「要監視項目」が規定されました。この項目は人の健康の保護に関連する物質ですが、地下水における検出状況から見て、現時点では直ちに環境基準健康項目とはせず、今後とも継続して地下水の水質測定を行い、知見の集積に努めるべきと判断され、地下水の水質測定計画に盛り込まれたものです。要監視項目の中のEPN、ニッケル、アンチモンについて、概況調査時に併せて実施しました。結果は、指針値を超過する要監視項目は検出されませんでした。

(単位:mg/L)

地下水に係る要監視項目調査結果

<u> </u>								
調査地区								
<u>神色</u>	EPN(有機りん)	ニッケル	アンチモン					
№.2 (正連寺)	0.0006未満	0.001未満	0.0002未満					
No.6 (八幡町)	0.0006未満	0.001未満	0.0002未満					
No. 9 (布瀬)	0.0006未満	0.001未満	0.0002未満					
指 針 値	0.006以下	_	0.02以下					

(ウ) 定期モニタリング調査

地下水汚染が確認されている地区の地下水質の継続監視を目的として、高田字中ノ台地区では平成2年度から、大青田地区では平成13年度から、沼南町との合併で平成17年度からは塚崎地区、大島田地区を加え各地区で1本、合計4本の井戸の水質調査を実施していましたが、大島田地区で平成20年度以降に採水不可となったため調査を中止しました。大青田地区につきましても同様に平成22年度以降に採水不可となったため調査対象井戸を変更し、当該地区の調査を平成25年度に再開しました。高田地区につきましても、平成29年度より対象井戸を変更し調査を実施しています。平成19年度までは、千葉県地下水汚染防止対策指導要綱の対象物質の9項目について、地下水の指導基準と対比していましたが、平成20年7月に同要綱が廃止されたため、平成21年度からは地下水の水質汚濁に係る環境基準と対比しています。

年間2回実施した年平均値は、高田字中ノ台地区ではクロロエチレンが、大青田地区ではテトラクロロエチレンが環境基準を超過しています。

定期モニタリング調査の年間平均値

高田字中ノ台 (単位:mg/L)

項目	環境基準	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
トリクロロエチレン	0.01	0.001 未満	0.001 未満	0.002	0.001	0.001
テトラクロロエチレン	0.01	0.0025	0.0023	0.0034	0.0013	0.0005
1, 1, 1-トリクロロエタン	1	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
四塩化炭素	0.002	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
1, 2-ジクロロエタン	0.004	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0031	0.0026	0.0021
1, 1-ジクロロエチレン	0. 1	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002
1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0.0004 未満	0.0004 未満	0.035	0.029	0.026
クロロエチレン	0.002	0.0002 未満	0.0002	<u>0.071</u>	<u>0.061</u>	<u>0. 103</u>

塚崎 (単位:mg/L)

項目	環境基準	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
トリクロロエチレン	0.01	0. 003	0. 003	0. 003	0. 002	0. 002
テトラクロロエチレン	0.01	0. 012	0. 010	0. 010	0. 0076	0. 0053
1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0. 034	0. 028	0. 038	0.079	<u>0. 087</u>

大青田 (単位:mg/L)

項目	環境基準	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
トリクロロエチレン	0.01	0. 008	0. 006	0. 008	0. 008	0. 006
テトラクロロエチレン	0.01	<u>0. 060</u>	<u>0. 045</u>	<u>0. 049</u>	0. 042	<u>0. 032</u>
1, 1, 1-トリクロロエタン	1	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
四塩化炭素	0.002	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
1, 1-ジクロロエチレン	0. 1	0. 002	0.002 未満	0.002 未満	0. 003	0. 002
1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0. 0004	0. 0004	0. 0005	0. 0004	0.0004 未満
クロロエチレン	0.002	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満

- (エ) 汚染地区等における地下水継続監視調査
 - ① 地下水の概況調査において、地下水汚染が確認された地区のうち、トリクロロエチレン等がこれまでに一度でも「千葉県地下水汚染防止対策要綱」(平成21年度からは「地下水の環境基準」)の地下水の水質に係る基準を超過したり、基準以下であっても比較的高濃度で検出されたことのある井戸、およびその周辺の井戸、合計12本を抽出して令和元年11月に地下水等の継続監視調査を実施しました。

その結果,高田上野台子,東一丁目,塚崎,大島田地区でトリクロロエチレン等揮発性有機化合物が,合計8本の井戸で環境基準値を超過して検出されています。

- (注) 既存汚染地区の基準超過検出井戸のうち、埋め戻し等により廃止又は5年連続で汚染物質不検出の井戸については調査を実施していません。
- ② 平成16年に、高田地区に設置されている井戸から水道水質基準を超過する1、4 ージオキサンが検出されました。(当時、1、4ージオキサンは環境基準項目ではあ りませんでしたが、平成21年から環境基準項目になっています。)

市では当時、汚染が確認された井戸の周辺に設置されている井戸の水質調査を行い、 その後も飲用に供している井戸を中心に継続的な水質調査を実施しています。

なお、水質調査の対象となった井戸のうち、5年連続で測定値が環境基準値以下で あったものについては調査対象から外しています。

また、平成25年度には、当初の汚染確認から約10年経過したことにより、改めて高田地区における汚染状況を把握するため、井戸の使用用途にかかわらず合計38本の井戸についての水質調査を実施したところ、6本の井戸で基準を超過していました。

平成27,28年度はこの6本の基準超過井戸の内、ポンプの故障で採水が不可能 となった井戸を除いた合計5本の井戸について水質調査を実施しました。

平成29年度は、上記5本の井戸を含む12本の井戸について水質調査を実施し、 上記5本の井戸に加え、新たに2本の井戸で基準を超過する1、4-ジオキサンが検 出されました。

以降,上記7本の井戸について,継続的な水質調査を実施しています。

③ 平成15年に、花野井地区で確認された土壌汚染に伴い、周辺井戸19本の水質調査を実施したところ、地下水環境基準を超過するトリクロロエチレン、シスー1、2ージクロロエチレンがそれぞれ1本の井戸から検出されました。(平成21年度の環境基準項目変更により、シスー1、2ージクロロエチレンは1、2ージクロロエチレンに変更されています。)

その後,複数年連続で測定値が環境基準値以下であった井戸については対象から外 しながら水質調査を継続しております。

令和元年度は2本の井戸について水質調査を実施し、1本の井戸でトリクロロエチレン及び1、2-ジクロロエチレンが基準値を超過して検出されました。

概 況 調 査 結	果												単位:mg/L
種類						移動観測						定点 観測	
地点	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 1 O	No. 1 1	No. 1 2	環境基準
地点大字	船戸山高 野	正連寺	布施	高田	豊四季	八幡町	大井	つくしが 丘	布瀬	酒井根	逆井	船戸	
カドミウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003以下
全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.001	不検出	不検出	0.01以下
六価クロム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05以下
砒素	不検出	不検出	0.006	不検出	不検出	0.002	0.001	不検出	不検出	不検出	0.004	不検出	0.01以下
総水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005以下
アルキル水銀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと
РСВ	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
トリクロロエチレ ン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下
テトラクロロエチ レン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下
四塩化炭素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002以下
クロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002以下
ジクロロメタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02以下
1,2-ジクロロ エタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004以下
1,1,1-トリク ロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1以下
1,1,2-トリク ロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006以下
1,1-ジクロロ エチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0. 1以下
1,2-ジクロロ エチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04以下
1,3-ジクロロ プロペン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002以下
ベンゼン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下
チウラム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006以下
シマジン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003以下
チオベンカルブ	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02以下
セレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下
ふっ素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.8以下
亜硝酸性窒素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	10以下
硝酸性窒素	不検出	不検出	5. 4	不検出	不検出	5. 4	3. 6	4. 4	3. 5	13	0.52	不検出	(硝酸性窒素及び亜硝 酸性窒素)

不検出 (注1) アルキル水銀は、総水銀が検出されたときに分析を行う。

不検出

不検出

不検出

ほう素

1,4-ジオキサ

不検出

不検出

不検出

0.02

不検出

1以下

0.05以下

⁽注2) カドミウムが平成23年10月27日に基準値改正 (0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に改正)

⁽注3) トリクロロエチレンが平成26年11月17日に基準値改正 (0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改正)

⁽注4) 不検出とは、指定された測定方法により測定した結果が、当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

汚 染			過去最高濃度	令和元年度	地下水
地区名	井戸番号	調査項目	(年度)	の検出濃度	環境基準
布施下	ттк	砒素	0.032 (H10)	<u>0. 016</u>	0.01以下
中央一丁目	K-1	トリクロロエチレン(TCE)	0.053 (H20)	0.004	0.01以下
		トリクロロエチレン(TCE)	0.011 (H20)	不検出	0.01以下
東一丁目	Z-1	テトラクロロエチレン(PCE)	<u>0. 092 (H19)</u>	<u>0. 022</u>	0.01以下
术 1日		1, 1-ジクロロエチレン(1, 1-DCE)	不検出	不検出	0.1以下
		1, 2-ジクロロエチレン (1, 2-DCE)	不検出	不検出	0.04以下
		トリクロロエチレン(TCE)	0.001 (H30)	不検出	0.01以下
東一丁目	Z-2	テトラクロロエチレン(PCE)	<u>0.079 (H22)</u>	<u>0. 072</u>	0.01以下
术 1 日		1, 1-ジクロロエチレン(1, 1-DCE)	不検出	不検出	0.1以下
		1, 2-ジクロロエチレン (1, 2-DCE)	0.0004 (H30)	不検出	0.04以下
		トリクロロエチレン(TCE)	不検出	不検出	0.01以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	不検出	不検出	0.01以下
		1,1,1-トリクロロエタン(MC)	不検出	不検出	1以下
高田字上野台子	F - 2	四塩化炭素(TCM)	不検出	不検出	0.002以下
		1, 1-ジクロロエチレン (1, 1-DCE)	0.003 (H26)	不検出	0.1以下
		1, 2-ジクロロエチレン (1, 2-DCE)	0.032 (H27)	0. 018	0.04以下
		クロロエチレン	<u>0.0098 (H26)</u>	<u>0. 002</u>	0.002以下
		トリクロロエチレン(TCE)	不検出	不検出	0.01以下
		テトラクロロエチレン(PCE)	不検出	不検出	0.01以下
		1,1,1-トリクロロエタン(MC)	不検出	不検出	1以下
	E-4	四塩化炭素(TCM)	不検出	不検出	0.002以下
	E-4	1, 2-ジクロロエタン	0.005 (H27)	不検出	0.004以下
		1, 1-ジクロロエチレン (1, 1-DCE)	0.003 (H26)	不検出	0.1以下
高田		1, 2-ジクロロエチレン (1, 2-DCE)	0.032 (H27)	0.0097	0.04以下
同田		クロロエチレン	<u>0.0098 (H26)</u>	0.0012	0.002以下
	K – 3	1,4-ジオキサン	4.7 (H27)	<u>2. 6</u>	0.05以下
	K – 5	1,4-ジオキサン	<u>0.73 (H29)</u>	<u>0.49</u>	0.05以下
	K – 6	1,4-ジオキサン	9.0 (H25)	<u>5. 9</u>	0.05以下
	K-7	1,4-ジオキサン	<u>18 (H27)</u>	<u>6. 5</u>	0.05以下
	K-8	1,4-ジオキサン	2.2 (H29)	<u>1.7</u>	0.05以下
	K – 9	1,4-ジオキサン	<u>0.21 (H29)</u>	<u>0. 16</u>	0.05以下
	K - 10	1,4-ジオキサン	<u>0.60 (H30)</u>	0.48	0.05以下
		トリクロロエチレン(TCE)	3.6 (H23)	<u>0.78</u>	0.01以下
	H-1	1, 1-ジクロロエチレン (1, 1-DCE)	<u>0.042 (H23)</u>	0. 023	0.1以下
花野井		1, 2-ジクロロエチレン (1, 2-DCE)	<u>0.48 (H29)</u>	<u>0.75</u>	0.04以下
1나되 开		トリクロロエチレン(TCE)	<u>0.69 (H22)</u>	0.018	0.01以下
	H-14	1, 1-ジクロロエチレン (1, 1-DCE)	0.015(H22)	不検出	0.1以下
		1, 2-ジクロロエチレン (1, 2-DCE)	0.029 (H22)	0.008	0.04以下

注1:不検出とは、指定された測定方法により測定した結果が、当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注2: トリクロロエチレンの環境基準値は、平成26年11月17日0.03mg/Lから0.01mg/Lに変更された。

地下水污染地区調査結果(旧沼南地区) 単位:mg/L

<u>地下小/7末/</u>	心区测且和:	果(旧冶用地区)			<u> </u>
汚 染 地区名	井戸番号	調査項目	過去最高濃度 (年度)	令和元年度 の検出濃度	地下水 環境基準
		トリクロロエチレン(TCE)	0.012 (H8)	0.002	0.01以下
塚崎	ST-9	テトラクロロエチレン(PCE)	<u>1.4(H8)</u>	<u>0.32</u>	0.01以下
		1, 2-ジクロロエチレン(1, 2-DCE)	0.016(H14)	0.0021	0.04以下
		トリクロロエチレン(TCE)	0.060(H7)	不検出	0.01以下
塚崎	ST-11	テトラクロロエチレン(PCE)	<u>16 (H6)</u>	<u>0. 034</u>	0.01以下
		1, 2-ジクロロエチレン(1, 2-DCE)	0.017 (H6)	不検出	0.04以下
		トリクロロエチレン(TCE)	0.008 (H8)	不検出	0.01以下
塚崎	ST - 30	テトラクロロエチレン(PCE)	0.16 (H7)	<u>0. 020</u>	0.01以下
		1, 2-ジクロロエチレン(1, 2-DCE)	_	不検出	0.04以下
		トリクロロエチレン(TCE)	<u>0.10 (H10)</u>	0.008	0.01以下
大島田	SO-40	テトラクロロエチレン(PCE)	<u>0.018(H14)</u>	0.0016	0.01以下
		1, 2-ジクロロエチレン(1, 2-DCE)	0.025 (H20)	0.011	0.04以下
大島田	SO-67	1, 2-ジクロロエチレン(1, 2-DCE)	0.35 (H26)	<u>0. 19</u>	0.04以下
		トリクロロエチレン(TCE)	<u>0.075 (H2)</u>	不検出	0.01以下
大島田	SO - 73	テトラクロロエチレン(PCE)	<u>0.18 (H2)</u>	0.0016	0.01以下
		1, 2-ジクロロエチレン(1, 2-DCE)	<u>0.76 (H18)</u>	0.0081	0.04以下
大島田	SO-85	トリクロロエチレン(TCE)	0.10(H11)	0.005	0.01以下
八田田		1, 2-ジクロロエチレン(1, 2-DCE)	0.029(H18)	0.0034	0.04以下

注1:不検出とは、指定された測定方法により測定した結果が、当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注2: トリクロロエチレンの環境基準値は、平成26年11月17日0.03mg/Lから0.01mg/Lに変更された。

第3節 水質汚濁の対策

1 事業場の規制

(1) 特定事業場及び届出状況

本市における、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び柏市環境保全条例に基づく特定事業場数は、305事業場(令和2年3月31日現在)です。

本市が平成20年度から中核市に移行したことに伴い、それまで千葉県環境保全条例に基づく特定事業場とされていた事業場は、そのまま柏市環境保全条例に基づく特定事業場として移行されました。

また、東京湾の水質保全のために、平成3年4月に指定地域内(東京湾流域)の201 人から500人槽のし尿浄化槽が特定施設に追加指定され、現在6事業場が総量規制の適 用を受けています。

平成元年1月からは、千葉県地下水汚染防止対策指導要綱が施行され、トリクロロエチレン等を使用する事業場に対しても規制を行ってきましたが、本要綱制定後に環境基本法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法及び千葉県環境保全条例等の法令が整備され、本要綱の内容が関係法令に取り込まれ、地下水汚染対策及び土壌汚染対策を推進する制度が整ってきたため、平成19年度末をもって本要綱は廃止され、平成20年7月からは事業者の自主対策等を示した千葉県地質汚染防止対策ガイドラインが施行されています。

水質汚濁防止法・柏市環境保全条例に基づく届出状況,及び特定事業場の河川別・業種別特定事業場一覧表をP128,P129に示します。

令和元年度水質汚濁防止法等に基づく届出状況

届 出 種 別	件数	届 出 種 別	件数
設 置 届 出	2 6	氏名等変更届出	1 1
使 用 届 出	0	廃 止 届 出	1 4
構造等変更届出	6	承 継 届 出	2
合 計		5 9	

(2) 立入検査

立入検査は、排水規制が適用される事業場を対象に、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び柏市環境保全条例に基づく排水基準の遵守状況の把握、有害物質の使用状況の確認、排水処理施設等の維持管理の徹底等の指導及び公害防止に係る啓発を目的として 実施しています。

千葉県における排水規制は、BOD、SS等の生活環境項目は、日平均排水量30m³以上の事業場に適用され、有害物質は排水量に関係なくすべての事業場に適用されています。有害物質については、従来からのカドミウム等8項目に加え、PCBやトリクロロエチレン等が随時追加され、現在28項目が規制対象となっており、有害物質を使用等する施設の構造や使用方法についても基準が設けられています。

また、手賀沼の富栄養化防止対策の一環として、手賀沼に排水が流入する事業場に対し、 昭和60年7月に窒素及び燐の濃度規制が適用され、平成5年12月からは上乗せ基準が 適用されています。平成11年4月からは日平均排水量10m³以上の事業場にもBOD, SS等の生活環境項目が上乗せされ、同時に総床面積100m²以上420m²未満の飲食店等も千葉県環境保全条例の特定施設となり排水基準が設けられました。そして、本市が平成20年度から中核市に移行したことに伴い、それまで千葉県環境保全条例の特定施設とされていた施設は、そのまま柏市環境保全条例の特定施設として移行され、千葉県環境保全条例と同様の排水基準が設けられました。

水質汚濁防止法等に基づく特定事業場の立入検査の実施状況及び結果は次のとおりです。

特定事業場の立入検査結果 (年度別)

年度 区分	平成 2 6	平成 2 7	平成28	平成 2 9	平成30	令和元
立入事業場(採水)延数	6 3	6 3	4 7	5 7	2 6	5 1
違反事業場延数	1 6	1 6	1 2	1 9	1 0	1 1
違反率(%)	2 5	2 5	2 6	3 3	3 8	2 2

		区分	合計	生活	示環境項 目	を含む	排水基	準適用			質のみ	
項目				小計	使用事業場 有害物質	事業場	事業場例	左記以外の	小計	事業場	事業場	左記以外の
(A)	寺定事業場	型	305	87	5	35	9	38	218	4	4	210
<u> </u>	立入検査第	E施事業場										
页	正べ数		51	51	0	33	4	14	0	0	0	0
(B) <u>7</u>	五人検査第	E施事業場	51	51	0	33	4	14	0	0	0	0
立入核	食査実施率	区(%)(B)/(A)	16	16	0	94	44	36	0	0	0	0
(C) \$	采水検査第	E施事業場										
页	正べ数		49	49	0	31	4	14	0	0	0	0
(D) 違反	支事業場 類	近べ数	11	11	0	9	2	0	0	0	0	0
違	反率(%)((D) / (C)	22	22	0	29	50	0	0	0	0	0
	一時	停止命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行	改	善命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政措置	行	勧告	9	9	0	7	2	0	0	0	0	0
置	行政指導	注意	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0
	導	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

特定事業場の立入検査結果 (令和元年度)

※(B)の立入検査実施事業場については、書類検査のみ実施(採水検査不実施)の事業場を含む。

「みなし事業場」とは、みなし指定地域特定施設〔湖沼水質保全特別措置法の適用される指定地域(手賀沼流域)内に設置される、みなし浄化槽及びみなし病院施設〕を設置する事業場を表す。

「市条例事業場」は、柏市環境保全条例の特定施設を設置する事業場を表す。

河川別,業種別特定事業場一覧(令和元年度)

特定施設	特定施設の種類	大坝	I JII	大津	ŧ川	染井	入落	金山	落
番号	特定施設の種類事業場数及び排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
1002	畜産農業又はサービス業の用に供する施設							8	1.4
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	2	1505						
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供す る施設								
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	1	4. 5						
10	飲料製造業の用に供する施設	1	0	2	1042				
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	2	15	6	35				
19	紡績業又は繊維製品の製造績業若しくは加工業の用に供 する施設	1	170						
30	発酵工業の用に供する施設								
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設	1	3						
	石けん製造業の用に供する施設	1	1						
51の2	自動車用タイヤ, チューブ, 工業用ゴム等製造業の用に 供するラテックス成形型洗浄施設	1	700						
52	皮革製造業の用に供する施設					1	0		
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	1	80	1	3				
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	2	0			1	2		
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	1	324						
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	2	7. 24						
6402	水道施設のうち、浄水施設	1	0	2	0				
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	10	27. 598	1	3	1	213		
66	電気めっき施設	3	14. 5						
66の3	旅館業の用に供する施設	15	330. 25	3	1.5	2	2. 5	1	1
66Ø5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	1	0						
67	洗濯業の用に供する洗浄施設	22	80. 932	13	22.4	1	0	1	0
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	2	0.5						
68の2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	2	282	1	0				
6903	地方卸売市場に設置される施設	1	560						
7002	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	1	0						
	自動式車両洗浄施設	32	112.85	14	61.9	10	24. 2	4	16. 3
71の2	科学技術に関する研究, 試験, 検査等の事業場に設置されるそれらの業務の用に供する施設	27	462. 3					1	0
7103	一般廃棄物処理施設である焼却施設			1	0				
71006	トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン 又はジクロロメタンの蒸留施設			1	0.6				
72	し尿処理施設	2	380			2	162	1	20. 1
指定地域 特定施設	201~500人槽のし尿浄化槽(指定地域内)								
合計		135	5060, 67	45	1169. 4	18	403.7	16	38, 8

<湖沼水質保全特別措置法>

特定施設	特定施設の種類	河川名	大坝	到川	大消	⋭ 川	染井	入落	金山	」落
番号	10 たが収入 シン1里が	事業場数及び排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
みなし	病院で病床数が120~299床であるものに設置され なし る施設				1	0				
みなし	201~500人槽のし尿浄化槽		11	638. 296	14	881.1	8	363. 25	2	24
合計			11	638. 296	15	881.1	8	363. 25	2	24

<柏市環境保全条例>

	- 1日 11・2K-2G DV エンバ D 1 -									
特定施設	特定施設の種類	河川名	大坝	副川	大津	丰川	染井	入落	金山落	
番号	行足旭収が推頻	事業場数及び排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
	油かんその他のあきかん再生業の洗									
	2 ばい煙または粉じんの湿式処理施設									
;	畜産農業またはサービス業の用に供	する施設								
4	1 飲食店及び集団給食施設に設置され	るちゅう房施設	7	99. 6	1	21.78			2	56
合計			7	99. 6	1	21.78	0	0	2	56

<全事業場合計>

	河川名	大坝	ヹ 川	大酒	刺	染井	入落	金山	落
	事業場数及び排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
事業場 合計		153	5798. 566	61	2072. 28	26	766. 95	20	118.8

※複数の特定施設を有する特定事業場は、代表となる特定施設の種類で計上している。

排水量 [m³/日]

手賀沼(水	(路経由)	地下	浸透	利札	見川	利根	運河	坂	Ш	合	計
事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
1	69. 9									9	71.3
										2	1505
1	8									1	8
				1	97					2	101.5
										3	1042
2	13. 5			2	6. 5	1	10			13	80
										1	170
						1	0			1	0
										1	3
										1	1
										1	700
										1	0
										2	83
										3	2
										1	324
										2	7. 24
										3	0
						2	0	2	0	16	243. 598
						1	0			4	14. 5
6	35. 28			2	45	2	201. 1			31	616. 63
								2	100	3	100
				1	0.58			3	20. 5	41	124. 412
										2	0.5
										3	282
										1	560
										1	0
2	3. 3			3	8. 5					65	227. 05
								1	0	29	462. 3
				1	50					2	50
										1	0.6
2	420			1	600					8	1582. 1
						1	86	5	189. 64	6	275.64
14	549. 98	0	0	11	807. 58	8	297. 1	13	310. 14	260	8637.37

排水量 [m³/日]

手賀沼(7	k路経由)	地下	浸透	利村	艮川	利根	運河	坂	Ш	合	計
事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
1	160									2	160
2	84									37	1990.646
3	244	0	0							39	2150.646

は対象外である。 排水量 [m³/日]

							*				
手賀沼(オ	ド路経由)	地下	浸透	利机	艮川	利根	運河	坂	Ш	合	·計
事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
		1	0							1	0
2	255. 92									12	433. 3
2	255. 92	1	0	0	0	0	0	0	0	13	433.3

排水量 [m³/日]

手賀沼(オ	k路経由)	地下	浸透	利札	艮川	利根	運河	坂	JII	<u>é</u>	計
事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量	事業場数	排水量
19	1049. 9	1	0	11	807. 58	8	297. 1	13	310. 14	312	11221.316

2 生活排水対策

(1) 家庭排水浄化対策 P R 活動

ア 手賀沼浄化月間

千葉県及び手賀沼流域市町村が協力し、平成10年度から毎年10月を「手賀沼浄化月間」と定め、浄化月間を中心に様々な家庭排水浄化のPR活動を実施しています。

本市における「家庭でできる浄化対策」の内容は、

- (ア) 流し台に三角コーナー, ろ紙袋などをセットし, 調理くずや食べ残しは, 流さないで回収する。
- (4) 食用油は使い切るようにし、食器についた油などの汚れは紙などで拭き取る。
- (ウ) 洗濯は、石けんを適量を計って使用し、洗濯機にはくず取りネットを付けて、糸くずなどを回収する。
- (エ) し尿浄化槽は正しく使用し、定期的に専門業者に点検してもらう。
- (オ) 町会など地域ぐるみで定期的に側溝を清掃し、汚泥などを回収して河川へのヘドロの流出を未然に防止する。

の5項目であり、「家庭雑排水の浄化対策」に、し尿浄化槽の適正管理と地域ぐるみの 側溝清掃を含めているのが特徴です。

イ 柏の水辺めぐり (手賀沼船上見学会)

手賀沼の水質を船上から見学することで知ってもらい, 家庭排水の浄化を促すため実施 しています。

令和元年度の柏の水辺めぐりの実施状況は次のとおりです。

小学校 35回 1270人

ウ 手賀沼流域フォーラム

手賀沼流域フォーラムは手賀沼の浄化や流域のまちづくりを目的に県,流域市,市民団体で構成され,それぞれ活動をしています。毎年開催されるフォーラムでは地域活動の発表や手賀沼浄化のためのシンポジウムなどを行っています。

(2) 浄化槽対策

ア 合併浄化槽の普及

家庭雑排水を合併浄化槽で処理し、湖沼などへの水質負荷を軽減するため、一定の地域において単独浄化槽やくみ取りトイレから合併処理浄化槽への転換に対して補助金を交付しています。

補助基数 3基 補助金額 1,478千円

イ 浄化槽に係る指導・届出

平成20年4月1日から中核市への移行に伴い、浄化槽法事務が千葉県から委譲された ことにより、浄化槽の設置や維持管理の指導及び浄化槽保守点検業者の登録に係る条例等 を整備し、指導・届出を独自に行うことができるようになりました。

(ア) 浄化槽管理者の指導

浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査で不適正と判定された浄化槽について、 その管理者に対して検査結果の指摘事項に基づく改善を実施するよう指導を行いました。

(イ) 保守点検業者の登録申請

令和元年度は新規登録申請が4件, 更新登録申請が1件ありました。

3 地下水汚染対策

(1) 逆井地区

ア 逆井地区地下水汚染物質除去装置(逆井字鴻ノ巣地区)

トリクロロエチレンによる地下水汚染が確認された逆井字鴻ノ巣地区に,汚染の拡大防止 と汚染物質の除去を目的として,平成3年に地下水汚染物質除去装置を設置しました。

その後、原水のトリクロロエチレン濃度が平成14年10月を最後に地下水水質基準を満足するなど、平成18年度末に汚染物質の除去を完了したため、平成19年度において装置を撤去しました。

(2) 高田字中ノ台地区

ア 高田字中ノ台地区観測井水質調査

高田字中ノ台地区では、平成2年度に汚染機構解明調査を実施し、その後汚染原因者が、 汚染土壌の撤去並びに汚染物質除去装置の設置による対策を講じています。

このため、当地区の対策を講じた周辺のトリクロロエチレン等の濃度変化を把握するために、汚染機構解明調査の際に設置した観測井の水質調査を平成22年度まで毎年実施していました。

(ア) 観測井の状況等

観測井設置数:8本(7本撤去)

高田字中ノ台地区観測井の諸元

観測井	標高TP		観測井深度	ストレーナー区間	社色 世. 水 図	
番号	管頭高(m) 地盤高(m)		(GL-m)	(GL-m)	対象帯水層	
B – 1	18.51	18.37	30.0	25.05~30.00	第3帯水層	

(4) 調査内容

高田字中ノ台地区観測井については、調査年度として5年連続「地下水の水質に係る基準」を満足したこと等によって、調査を平成22年度までに終了しました。

(3) 十余二・若柴地区

ア 十余二・若柴地区観測井水質調査

平成3年度から平成4年度にかけて十余二・若柴地区で実施した汚染機構解明調査の際に設置した観測井において、テトラクロロエチレン等の濃度変化把握を目的として、水質調査を平成3年度から毎年実施しています。

(ア) 観測井の状況等

観測井設置数:18本(17本撤去)

十余二・若柴地区観測井の諸元

観測井	標高	ТР	観測井深度	ストレーナー区間	対象帯水層	
番号	管頭高(m) 地盤高(m)		(GL-m)	(GL-m)	刈	
No. 1	18. 751	18. 872	8. 00	5.90∼ 8.00	第1帯水層	

(イ) 調査内容

- a 分析項目:トリクロロエチレン,テトラクロロエチレン,四塩化炭素,1,1-ジクロロエチレン,1,2-ジクロロエチレン,クロロエチレン,1,1,1-トリクロロエタン
- b 分析回数:1回/年(令和元年7月に実施)

十余二・若柴地区観測井における帯水層別水質分析結果

単位:mg/L

帯水層	観測井番号	分析項目	分析年月日及び結果	地下水の水質
市 小 僧	既侧开留万	刀机块口	令和元年7月10日	に係る基準
数1 世	No. 1	トリクロロエチレン	0.001未満	0.01以下
第1帯水層		テトラクロロエチレン	0.25	0.01以下

- (注) 1. 地下水の水質に係る基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日環境庁告示第10号)別表」の基準です。
 - 2. 上記以外の観測井については、調査年度として5年連続「地下水の水質に係る基準」を満足したこと等によって、調査を平成28年度までに終了しました。

イ 十余二・若柴地区地下水汚染物質除去装置(1)

テトラクロロエチレンによる地下水汚染が確認された十余二・若柴地区に、汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として、平成 $3\sim4$ 年度の汚染機構解明調査の際に汚染源周辺に設置した観測井3本(観測井番号:No. 1,No. 2-2,No. 4-1)を利用した地下水汚染物質除去装置を平成5年度に設置しましたが、現在はNo. 1 のみで稼動しています。

十余二・若柴地区地下水汚染物質除去装置(1)の概要

設置年月日	平成6年3月31日
設置場所	若柴字入谷津地先
工事費用	13,287千円(千葉県補助20%)
処理水量	約2m ³ /h (井戸3本の合計水量)
処理水質	テトラクロロエチレン濃度: O. O 1 mg/L 以下
	(処理対象地下水のテトラクロロエチレン濃度が 5. 0 mg/L の場合)
処理方式	気液接触型充填塔方式
装置規模	3. Om×1. 5m×高さ7. Om

(ア) 令和元年度の実績

- a 処理水量:3.637m³/年(累計:106,533.238m³)
- b テトラクロロエチレン処理量: 0.00082kg/年(累計:239.809kg)

(イ) 評価

装置流入水のテトラクロロエチレン濃度は、設置当初の5.57 mg/L からピーク時には平成6年6月に21.0 mg/L となり、令和元年度は0.14 mg/L \sim 0.28 mg/L の範囲で検出されています。

なお、当該地区においては薬剤注入による除去対策を実施し、対策後のモニタリング時には $0.002 \, \text{mg/L}$ まで濃度が下がり、環境基準を満たしたことを確認しています。

十余二・若柴地区地下水汚染物質除去装置(1)水質測定結果

単位:mg/L

濃度	テトラクロ	ロロエチレン
測定年月日	流入水	処理水
平成31年 4月24日	0.26	0.0005未満
令和元年 7月30日	0.28	0.0005未満
10月25日	0. 21	0.0005未満
令和2年 1月30日	0.14	0.0005未満

ウ 十余二・若柴地区地下水汚染物質除去装置(2)

平成5年度に設置した十余二・若柴地区汚染物質除去装置と同様にテトラクロロエチレンによる汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として、平成12年度に観測用井戸を利用した除去装置を若柴字入谷津地先に設置しましたが、土地所有者の意向により平成15年度に撤去しました。

エ 十余二・若柴地区地下水汚染物質除去装置(3)

平成5年度及び平成12年度に設置した十余二・若柴地区汚染物質除去装置と同様に テトラクロロエチレンによる汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として、平成13年 度にモニタリング井戸を利用した除去装置を十余二字北庚塚地先に設置しましたが、土地 所有者の意向により平成19年度に撤去しました。

(4) 高田字上野台子地区

ア 高田字上野台子地区観測井水質調査

平成5年度に高田字上野台子地区で実施した汚染機構解明調査の際に設置した観測井において、テトラクロロエチレン等の濃度変化把握を目的として、水質調査を平成5年度から毎年実施しています。

同地区は、解明調査により汚染原因者が判明し、平成6年度に汚染原因者が汚染土壌を 撤去し、新しい土壌により埋め戻し作業を行った地区です。

(ア) 観測井の状況等

観測井設置数:13本(10本撤去)

高田字上野台子地区観測井の諸元

観測井	標高TP		観測井深度	ストレーナー区間	対象帯水層
番号	管頭高(m)	地盤高(m)	(GL-m)	(GL-m)	N 多市小僧
C4-1	13. 145	13. 309	9. 00	7.50~ 9.00	第1帯水層
C4-2	13. 141	13. 316	17. 00	11.00~17.00	第2帯水層
C4-3	13. 115	13. 303	30.00	18.00~28.50	第4帯水層

(イ) 調査内容

- a 分析項目:トリクロロエチレン,テトラクロロエチレン,四塩化炭素,1,1-ジクロロエチレン,1,2-ジクロロエチレン,クロロエチレン,1,1,1-トリクロロエタン
- b 分析回数:1回/年(令和元年7月に実施)

高田字上野台子地区観測井における帯水層別水質分析結果

単位:mg/L

帯水層	観測井	八七百日	分析年月日及び結果	地下水の水質
市小僧	番号	分析項目	令和元年7月12日	に係る基準
		トリクロロエチレン	0.001未満	0.01以下
		テトラクロロエチレン	0.0005未満	0.01以下
第1帯		四塩化炭素	0.0002未満	0.002以下
水層	C4-1	1, 1-ジクロロエチレン	0.002	0.1 以下
/八百		1, 2-ジクロロエチレン	0.16	0.04以下
		クロロエチレン	0.010	0.002以下
		1, 1, 1-トリクロロエタン	0.0005未満	1 以下
		トリクロロエチレン	0.001未満	0.01以下
		テトラクロロエチレン	0.0005未満	0.01以下
第2帯		四塩化炭素	0.0002未満	0.002以下
水層		1, 1-ジクロロエチレン	0.002	0.1 以下
710/6		1, 2-ジクロロエチレン	0.095	0.04以下
		クロロエチレン	0.073	0.002以下
		1, 1, 1ートリクロロエタン	0.0005未満	1 以下
		トリクロロエチレン	0.001未満	0.01以下
		テトラクロロエチレン	0.0005未満	0.01以下
第4带		四塩化炭素	0.0002未満	0.002以下
水層	C4 - 3	1, 1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.1 以下
/1八日		1, 2-ジクロロエチレン	0.015	0.04以下
		クロロエチレン	0.0080	0.002以下
		1, 1, 1ートリクロロエタン	0.0005未満	1 以下

- (注) 1. 地下水の水質にかかる基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成 9年3月13日環境庁告示第10号)別表」の基準です。
 - 2. 上記表以外の観測井の調査については、調査年度として5年連続「地下水の水質に

係る基準」を満足したこと等によって、調査(分析項目のみの場合を含みます。)を 平成22年度までに終了しました。

(5) 宿連寺地区

ア 宿連寺地区観測井水質調査

平成7年度に宿連寺地区で実施した汚染機構解明調査の際に設置した観測井において, テトラクロロエチレン等の濃度変化把握を目的として,水質調査を平成8年度から毎年 実施していました。

(ア) 観測井の状況等

観測井設置数:8本(8本撤去)

(4) 調査内容

宿連寺地区観測井については、調査年度として5年連続「地下水の水質に係る基準」 を満足したこと等によって、調査を平成24年度までに終了しました。

イ 宿連寺地区地下水汚染物質除去装置

テトラクロロエチレンによる地下水汚染が確認され、平成7年度に汚染機構解明調査を 実施しました。この調査結果に基づき、汚染の拡大を防止するため、観測井2本を利用し た地下水汚染物質除去装置を平成8年度末に設置。平成14年度末に汚染物質の除去を完 了し、装置を大青田地区へ移設しました。

(6) 南增尾地区

ア 南増尾地区観測井水質調査

平成10年度に南増尾地区で実施した汚染機構解明調査の際に、設置した観測井において、トリクロロエチレン等の濃度変化把握を目的とした水質調査を平成16年度まで毎年実施していました。

(ア) 観測井の状況等

観測井の設置数:3本(3本撤去)

(4) 調査内容

南増尾地区観測井の調査については、調査年度として5年連続不検出であったことにより、調査を平成16年度で終了しています。

イ 南増尾地区地下水汚染物質除去装置

トリクロロエチレンによる地下水汚染が確認され、平成10年度に汚染機構解明調査を実施しました。この調査結果に基づき、汚染の拡大を防止するため、地下水汚染物質除去装置を平成11年度に設置しましたが、平成17年8月に土地所有者の意向により撤去しました。

(7) 大青田地区

ア 大青田地区周辺地下水汚染調査

平成12年4月に大青田地区で操業している事業者より、自社使用の井戸から、テトラクロロエチレン等による地下水汚染の報告があったことから、事業所周辺の井戸28本に

ついて地下水汚染調査を実施しました。

その結果,新たに10本の井戸から地下水の水質に係る基準値を超える物質が検出されました。

イ 大青田地区地下水汚染物質除去装置(1)

テトラクロロエチレン等による地下水汚染が確認されたことにより、汚染の除去を目的 として地下水汚染物質除去装置を平成12年度に設置しました。

大青田地区地下水汚染物質除去装置(1)の概要

設置年月日	平成13年3月26日	
設置場所	大青田字八両野地先	
工事費用	約9,400千円	
処理水量	3. Om ³ /h	
処理水質	テトラクロロエチレン濃度: O. O 1 mg/L 以下	
	(処理対象地下水のテトラクロロエチレン濃度が1.5 mg/L の場合)	
処理方式	気液接触型トレイ方式	
装置規模	幅1. 6m×奥行0. 9m×高さ1. 8m	

(ア) 令和元年度の実績

- a 処理水量:17,294.040m³/年(累計:260,028.44m³)
- b テトラクロロエチレン処理量: 0.082kg/年(累計:12.518kg)

(イ) 評価

装置流入水のテトラクロロエチレン濃度が、当初(平成13年3月)は0.25 mg/L でしたが、令和元年度は比較的安定した値で $0.0067\sim0.0089$ mg/L と環境基準値を満たしています。

なお、除去装置の送風機故障により、除去装置が正常に稼働していないため、令和2 年1月30日の採水時は処理水の採水を実施していません。

大青田地区地下水汚染物質除去装置(1)水質測定結果

単位:mg/L

濃度	テトラクロロエチレン	
測定年月日	流入水	処理水
平成31年 4月24日	0.0082	0.0033
令和元年 7月30日	0.0089	0.0027
10月25日	0.0085	0.0006
令和2年 1月30日	0.0067	_

ウ 大青田地区地下水汚染物質除去装置(2)

平成12年度に設置した大青田地区汚染物質除去装置(1)と同様にテトラクロロエチレンによる汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として、平成14年度に汚染物質の除去を完了した宿連寺地区から移設しました。

大青田地区地下水汚染物質除去装置(2)の概要

設置年月日	平成15年3月12日
設置場所	大青田字八両野地先
工事費用	約5,985千円
処理水量	3. 0 m ³ /h
処理水質	テトラクロロエチレン濃度: O. O 1 mg/L 以下
	(処理対象地下水のテトラクロロエチレン濃度が 0.7 mg/L の場合)
処理方式	気液接触型曝気方式(トレイ式曝気)
装置規模	幅3. Om×奥行1. 5m×高さ2. 2m

(ア) 令和元年度の実績

a 処理水量:2,801.231m³/年(累計:36,228.121m³)

b テトラクロロエチレン処理量: 0.090kg/年(累計:3,812.305kg)

(イ) 評価

装置流入水のテトラクロロエチレン濃度が、当初(平成14年12月)は0.38 mg/L でしたが、令和元年度は $0.031\sim0.049$ mg/L と環境基準値を超える値を示しています。

大青田地区地下水污染物質除去装置(2)水質測定結果

単位:mg/L

濃度	テトラク	ロロエチレン
測定年月日	流入水	処理水
平成31年 4月24日	0.033	0.0005未満
令和元年 7月30日	0.034	0.0005未満
10月25日	0.034	0.0005未満
令和2年 1月30日	0.030	0.0005未満

(8) 塚崎地区

ア 塚崎地区観測井水質調査

(ア) 観測井の状況等 観測井設置数:23本(11本撤去)

塚崎地区観測井の諸元

観測井	標高TP	ストレーナー区間	せん 世 ル 屋
番号	管頭高(m)	(GL-m)	対象帯水層
No. 2-1	24.498	16.00~25.30	第1帯水層

No. 2-2	24.462	$27.50\sim36.95$	第2帯水層
No. 2-3	24.626	38.80~50.90	第3帯水層
No. 2-4	24.819	54.00~56.00	第4帯水層
No. 2-5	24.832	$57.30 \sim 74.50$	第5帯水層
No. 2-6	24.768	76.40~82.00	第6帯水層
No. 4-1	20.599	9.62~22.30	第1帯水層
No. 4-2	20.539	$27.57 \sim 32.84$	第2帯水層
No. 4-3	20.613	33.60~47.00	第3帯水層
No. 4-4	20.544	49.93~52.75	第4帯水層
No. 4-5	20.584	53.73~69.48	第5帯水層
No. 4-6	20.647	71.20~78.00	第6帯水層

(イ) 調査内容

- a 分析項目:トリクロロエチレン,テトラクロロエチレン,四塩化炭素,1,1-ジクロロエチレン,1,2-ジクロロエチレン,クロロエチレン,1,1,1-トリクロロエタン
- b 分析回数:1回/年(令和元年7月に実施)

塚崎地区観測井における帯水層別水質分析結果

単位:mg/L

観測井番号	分析項目	分析年月日及び結果	地下水の水質
	刀机块口	令和元年7月10日	に係る基準
	トリクロロエチレン	0.001未満	0.01以下
No. 2-1	テトラクロロエチレン	0.13	0.01以下
NO. 2-1	1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.0004未満	0.04以下
	トリクロロエチレン	0.010	0.01以下
No. 2-2	テトラクロロエチレン	0.076	0.01以下
NO. 2-2	1,1-ジクロロエチレン	0.0072	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.0022	0.04以下
	トリクロロエチレン	0.001	0.01以下
No. 2-3	テトラクロロエチレン	1. 2	0.01以下
NO. 2-3	1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.0010	0.04以下
	トリクロロエチレン	0.001未満	0.01以下
No. 2-4	テトラクロロエチレン	0.018	0.01以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.0004未満	0.04以下
No. 2-5	トリクロロエチレン	0.001未満	0.01以下

	テトラクロロエチレン	0.0010	0.01以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.0004	0.04以下
No. 2-6	トリクロロエチレン	0.001未満	0.01以下
	テトラクロロエチレン	0.0055	0.01以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.0004	0.04以下

- (注) 1. 地下水の水質にかかる基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日環境庁告示第10号)別表」の基準です。
 - 2. 上記表以外の観測井の調査については、調査年度として5年連続「地下水の水質に係る基準」を満足したこと等によって、調査(分析項目のみの場合を含みます。)を平成22年度までに終了しました。

イ 塚崎地区地下水汚染物質除去装置

テトラクロロエチレン等による地下水汚染が確認された塚崎地区に,汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として,地下水汚染物質除去装置を設置しました。

塚崎地区地下水汚染物質除去装置の概要

設置年	平成8年
設置場所	塚崎地区
処理水量	1 2 0 L/分(No.2-1), 4 5 L/分(No.2-2)
処理水質	テトラクロロエチレン濃度: 0. 01mg/L以下
処理方式	気液接触型充填方式

(ア) 令和元年度の実績

a 処理水量:17,773.980m³/年(累計:580,503.53m³)

b テトラクロロエチレン処理量: 4. 92kg/年(累計:371.979kg)

(イ) 評価

装置流入水のテトラクロロエチレン濃度が、ピーク時には1. 5 mg/L でしたが、令和元年度は0. $26 \sim 0$. 36 mg/L と依然高濃度を示しています。

単位:mg/L

塚崎地区地下水汚染物質除去装置水質測定結果

	濃度	テトラクロロエチレン	/
測定年月日	流入	水	処理水
平成31年 4月2	4日 0.3	3 6	0. 0021
令和元年 7月3	0. 2	2 6	0. 0022
10月2	5日 0. 3	3 1	0. 0045
令和2年 1月3	0. 3	3 1	0. 12

(9) 大島田地区

ア 大島田地区観測井水質調査

(ア) 観測井の状況等 観測井設置数:37本(26本撤去)

大島田地区観測井の諸元

観測井	標高TP	ストレーナー区間	社会世 业园
番号	管頭高(m)	(GL-m)	対象帯水層
No. 3-1	25.418	10.00~28.30	第1帯水層
No. 3-2	25.419	33.63~37.30	第2帯水層
No. 3-3	25.441	38.90~53.40	第3帯水層
No. 3-4	25.393	$54.80 \sim 56.80$	第4帯水層
No. 3-5	25.347	$57.80 \sim 74.00$	第5帯水層
No. 5-1	17.206	3. 00~21. 34	第1帯水層
No. 5-2	17.261	$25.72\sim26.90$	第2帯水層
No. 5-3	17.244	$31. 32 \sim 44. 16$	第3帯水層
No. 5-4	17.372	45.58~48.65	第4帯水層
No. 5-5	17.321	$49.52\sim67.50$	第5帯水層
No. 5-6	17.231	68.23~75.00	第6帯水層

(イ) 調査内容

a 分析項目:トリクロロエチレン,テトラクロロエチレン,1,2-ジクロロエチレン,1,1-ジクロロエチレン

b 分析回数:1回/年(平成30年7月に実施)

大島田地区観測井における帯水層別水質分析結果

単位:mg/L

観測井番号	分析項目	分析年月日及び結果	地下水の水質
		令和元年7月10日	に係る基準
	トリクロロエチレン	0.006	0.01以下
No. 3-1	1, 1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.1 以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0.035	0.04以下
No. 3-2	トリクロロエチレン	0.001未満	0.01以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.1 以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0.66	0.04以下
	トリクロロエチレン	0.001未満	0.01以下
No. 3-3	1, 1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.1 以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0.046	0.04以下
No. 3-4	1, 1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.1 以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0.034	0.04以下

- (注) 1. 地下水の水質にかかる基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3 月13日環境庁告示第10号)別表」の基準です。
 - 2. 上記表以外の観測井の調査については、調査年度として5年連続「地下水の水質に係る基準」を満足したこと等によって、調査(分析項目のみの場合を含みます。)を平成22年度までに終了しました。
 - イ 大島田地区地下水汚染物質除去装置

トリクロロエチレン等による地下水汚染が確認された大島田地区に,汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として,地下水汚染物質除去装置を設置しました。

大島田地区地下水汚染物質除去装置の概要

設置年	平成8年
設置場所	大島田地区
処理水量	1 2 0 L/分(No.3-1), 4 0 L/分(No.3-3)
処理水質	テトラクロロエチレン濃度: 0. 01mg/L以下
	(塚崎地区と同じ装置)
処理方式	気液接触型充填方式

(7) 令和元年度の実績

a 処理水量:36,169.570m3/年

b 1, 2-ジクロロエチレン処理量:1.29kg/年

※当該除去装置の量水器は過去に度々故障し計測ができなかったため、当該年度の実績のみを記載しております。

また、当該地では1、2-ジクロロエチレンのみが環境基準を超えて検出されていますので、1、2-ジクロロエチレンで実績を算出しています。

(イ) 評価

装置流入水の1, 2-ジクロロエチレン濃度が、ピーク時には0.19 mg/L でしたが、平成30年度は0.039~0.054 mg/L と環境基準前後の値を示しています。

大島田地区地下水汚染物質除去装置水質測定結果

単位:mg/L

濃度	1, 2ージク	ロロエチレン
測定年月日	流入水	処理水
平成31年 4月24日	0.033	0.0007
令和元年 7月30日	0.037	0.0007
10月25日	0.039	0. 0014
令和2年 1月30日	0.037	0.0015

第4章 土壤汚染

第1節 概況

近年,工場・事業所における I S O 1 4 0 0 1 認証取得などのための自主的な汚染調査,工場跡地等の再開発や売却時の汚染調査の実施,また,水質汚濁防止法に基づく地下水のモニタリングの拡充などが進むにつれ,工場跡地や市街地などで揮発性有機化合物・重金属類の不適切な取扱いによる漏れ出しや,これらの物質を含んだ排水が地下に浸透することが主な原因となって引き起こされると考えられる土壌汚染が明らかになるケースが増えています。

土壌は、いったん汚染されると有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるという特徴が有ります。土壌汚染による影響としては、人の健康への影響や、農作物等の生育阻害、生態系への影響などが考えられ、特に人の健康への影響については、汚染土壌から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用するケースや、汚染された土壌に直接触れたり口にしたりするケースなどのリスクが考えられます。

このように、顕在化する土壌汚染の増加などを背景に土壌汚染対策の法制化が求められるようになり、土壌汚染の状況を把握し、土壌汚染による人の健康被害防止することを目的とした「土壌汚染対策法」が平成14年5月に公布され、平成15年2月15日より施行されました。

その後,法に基づかない土壌汚染の発見の増加や汚染土壌の掘削除去の偏重,不適 正処理による汚染の拡散等の問題点が明らかになり,土壌汚染対策法の一部を改正し, 平成22年4月1日から施行されました。

この改正により、新たに汚染土壌処理業を許可制としました。また、土地を形質変更する際は、その土地の形質変更面積が一定規模以上(3,000㎡)である場合は市への届出等が必要となりました。

また、平成28年3月29日に土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令が公布され、クロロエチレンが特定有害物質として指定されたことに伴い、土壌汚染対策法施行規則等も改正、平成28年3月29日公布され、平成29年4月1日から施行されています。

さらに、平成29年6月2日には土壌汚染のリスクに応じた規制の合理化の必要性等の指摘を踏まえ、土壌汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、平成31年4月1日までに全面施行されました。

1 土壌汚染対策法による特定有害物質と指定区域指定基準

法の対象となる特定有害物質は、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものであり、汚染土壌からの特定有害物質の溶出に起因する汚染地下水等の摂取によるリスクと汚染土壌を直接摂取することによるリスクから選定されています。これらの物質によって汚染されている区域を指定する基準は地下水等の摂取によるリスクに係る基準が「土壌溶出量基準」、直接摂取によるリスクに係る基準が「土壌含有量基準」として定められています。

土壌汚染対策法に基づく対象物質と指定基準

		指 定	基 準
特定有害物質		溶出量基準	含 有 量 基 準
クロロエチレン	(揮 第 発	検液 1L につき 0.002 mg以下	_
四塩化炭素	一性種有	検液 1L につき 0.002 mg以下	_
1,2-ジクロロエタン	特機定化	検液 1L につき 0.004 mg以下	_
1,1-ジクロロエチレン	有害物	検液 1L につき 0.02 mg以下	_
シス-1, 2-ジクロロエチレン	物質)	検液 1L につき 0.04 mg以下	_
1,3-ジクロロプロペン	\circ	検液 1L につき 0.002 mg以下	_
ジクロロメタン		検液 1L につき 0.0 2 mg以下	_
テトラクロロエチレン		検液 1L につき 0.0 1 mg以下	_
1,1,1-トリクロロエタン		検液 1L につき 1 mg以下	_
1,1,2-トリクロロエタン		検液 1L につき 0.006 mg以下	_
トリクロロエチレン		検液 1L につき 0.0 3 mg以下	_
ベンゼン		検液 1L につき 0.0 1 mg以下	_
カドミウム及びその化合 物	(重第金	検液 1L につき 0.0 1 mg以下	土壌 1 kgにつき150mg以下
六価クロム化合物	二八八二年等	検液 1L につき 0.0 5 mg以下	土壌 1 kgにつき 2 5 0 mg以下
シアン化合物	特定	検液中に検出されないこと	遊離シアン土壌 1 kg につき 5 0 mg以下
水銀及びその化合物	有害物質	検液 1L につき 0.0005 mg以 下であり、かつ、検液中にアル キル水銀が検出されないこと	土壌1kgにつき15mg以下
セレン及びその化合物		検液 1L につき 0.0 1 mg以下	土壌 1 kgにつき 1 5 0 mg以下
鉛及びその化合物		検液 1L につき 0.0 1 mg以下	土壌 1 kgにつき150mg以下
砒素及びその化合物		検液 1L につき 0.0 1 mg以下	土壌 1 kgにつき150mg以下
ふっ素及びその化合物		検液 1L につき 0.8 mg以下	土壌1kgにつき4000mg以下
ほう素及びその化合物		検液 1L につき 1 mg以下	土壌1kgにつき4000mg以下
シマジン	(第三種	検液 1L につき 0.003 mg以下	_
チオベンカルブ	三番	検液 1L につき 0.02 mg以下	_
チウラム	特定有	検液 1L につき 0.006 mg以下	_
РСВ	害 物 質)	検液中に検出されないこと	_
有機りん化合物	~	検液中に検出されないこと	_

第2節 土壌汚染の現況

1 指定区域の指定状況等

(1) 土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定状況等(令和元年度)

項目	件数
有害物質使用特定施設の廃止に係る調査 (法第3条)	0
土地の形質の変更の届出 (法第3条, 法第4条)	2 4
特定有害物質により汚染されているおそれがある場合の調査(法第3条,法第4条)	1
土地の形質の変更の届出に併せて行われる調査(法第4条)	1
健康被害の生じるおそれのある場合の調査 (法第5条)	0
要措置区域への指定(法第6条)	0
要措置区域の指定解除 (法第6条)	0
形質変更時要届出区域への指定 (法第11条)	0
形質変更時要届出区域の指定解除(法第11条)	0
指定の申請(法第14条)	0

(2) 指定区域の概況 (令和元年度末現在)

令和2年3月31日現在,指定されている区域は以下のとおりです。

金属製品製造工場跡地

当該土地では、自主的な土壌汚染状況調査において、法に基づく要措置区域及び 形質変更時要届出区域に該当する区画があったことから、平成27年7月27日、 要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定しました。

その後は汚染の除去等の措置として原位置封じ込め工事を施工し、現在はこの工事が適正に行なわれたかの確認調査が終了し、平成31年3月22日に要措置区域の解除を行い、形質変更時要届出区域に指定されています。

ア 形質変更時要届出区域

(ア) a 所在地

柏市新十余二7番1,7番5,7番6の各一部

b 面積

 $52, 158 \text{ m}^2$

c 指定物質

シアン化合物, ふっ素及びその化合物, ほう素及びその化合物, テトラクロロエチレン, シス-1, 2-ジクロロエチレン, 六価クロム化合物

(イ) a 所在地

柏市新十余二7番5の一部

b 面積

5, 514 m²

c 指定物質

テトラクロロエチレン,シス-1,2-ジクロロエチレン,クロロエチレン,六価クロム化合物,シアン化合物,ふっ素及びその化合物,ほう素及びその化合物

第5章 騒音

第1節 概況

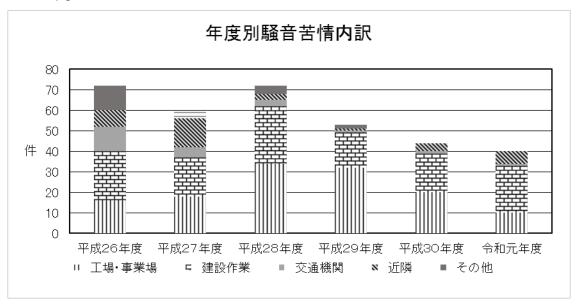
騒音とは会話や睡眠が妨げられたりするなど日常生活に及ぼす影響が大きく、不快な音として捉えられています。

発生の形態としては、建設作業等のある一定の期間内で消える一過性のものと、工場・事業 場等の機械類などの固定発生源から発生する経常的なものに大別されます。

騒音はその音に対する慣れや心身の状態などに大きく左右されるなど、心理的な要因が大きいとされています。

市に申し立てられる騒音の苦情については、工場・事業場、建設作業、交通機関等からの騒音、飲食店などの深夜営業に伴う騒音、拡声機による騒音など、発生源が多岐にわたっています。

令和元年度の騒音に係る苦情は、公害苦情件数の中で最も多く40件(38.5%)となっています。



(単位:件)

年度 発生源等	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
工場・事業場	1 6	1 8	3 4	3 2	2 0	1 0
建設作業	2 4	1 9	2 8	1 7	1 9	2 3
交通機関	1 2	5	3	1	1	1
近隣	8	1 4	3	1	4	6
その他	1 2	3	4	2	0	0
合計	7 2	5 9	7 2	5 3	4 4	4 0

1 環境基準

(1) 騒音に係る環境基準

療養施設が集合して設置されている地域など、特に静穏を要する地域を対象とするAA類型は、本市には該当地はなく、A・B・C類型が設定されています。

なお、平成10年9月に騒音に係る環境基準の評価方法が改正され、それまでの騒音レベルの中央値(L_{50})から、等価騒音レベル(L_{eq})に変更されました。

騒音に係る環境基準

		時間	の区分
類型	地 域 の 区 分	昼間	夜間
·		6:00 ~	22:00 ~
		22:00	翌日 6:00
	第一種低層住居専用地域		
	第二種低層住居専用地域		
A	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域	55デシベル	45デシベル
	田園住居地域	以下	以下
	第一種住居地域	以下	以下
В	第二種住居地域		
	準住居地域		
	十 压 石 和 秀		
	近隣商業地域		
C	商業地域	60デシベル	50デシベル
	準工業地域	以下	以下
	工業地域		

備考 「道路に面する地域」については、この環境基準表によらず道路に面する地域の環境基準とします。

(注) 等価騒音レベル (L_{eq}): 一定時間内に測定された騒音の大きさをエネルギー量に換算し、平均値を求める評価方法で、中央値方式に 比べて人が感じる騒音に近い値を示すとされています。

(2) 道路に面する地域の環境基準

	時 間 0) 区 分
地域の区分	昼間	夜 間
	6:00 ~	22:00 ~
	22:00	翌日 6:00
A類型地域のうち2車線以上の	60デシベル	55デシベル
車線を有する道路に面する地域	以下	以下
B類型地域のうち2車線以上の		
車線を有する道路に面する地域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
及びC類型地域のうち車線を有	以下	以下
する道路に面する地域		
幹線交通を担う道路に近接する	70デシベル	65デシベル
空間※	以下	以下

- 備考(※) 個別の住居等において, 騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活 が営まれていると認められるときは,屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 デシベル以下,夜間にあっては40 デシベル以下)によることができます。
 - (注) 車線とは、1縦列の自動車が安全、かつ円滑に走行するために、必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

(3) 航空機騒音に係る環境基準

海上自衛隊下総航空基地周辺地域の生活環境を保全するため、下記のとおり航空機 騒音についての環境基準が定められています。

地域の類型	基準値(L _{den})
I	57デシベル以下
П	62デシベル以下

- (注) 1. 各類型については以下のとおりです。
 - I ① 都市計画法に基づく用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域及び田園住居地域
 - ② 都市計画法に基づく用途地域の定めのない地域(工業団地を除く)
 - Ⅱ ① 都市計画法に基づく用途地域のうち,近隣商業地域,商業地域,準工業地域及び工業地域
 - ② 都市計画法に基づく用途地域の定めのない地域のうち工業団地
 - (注) 2. L_{den}とは、航空機騒音の環境基準に用いられ、エネルギー積分により騒音の総暴露量を評価できる等価騒音レベルのひとつで、夕方や夜間の騒音に重み付けをして評価するものです。

2 要請限度

(1) 自動車騒音に係る要請限度

道路沿道で環境基準を満足せず、人の生活環境に著しい影響を与える場合に公安委員会 に対策を要請できる基準のことです。

		時間(の 区 分
	該 当 区 域	昼間	夜 間
		6 : 0 0 ~	22:00~
		22:00	翌日 6:00
1	第一種区域及び第二種区域の うち一車線を有する道路に面 する区域	6 5 デシベル 以下	5 5 デシベル 以下
2	第一種区域のうち二車線以上 の車線を有する道路に面する 地域	70デシベル 以下	6 5デシベル 以下
3	第二種区域のうち二車線以上 の車線を有する道路に面する 区域及び第三種区域及び第四 種区域のうち車線を有する道 路に面する区域	7 5 デシベル 以下	70デシベル 以下

(注) 1. 車線とは、1縦列の自動車が安全、かつ円滑に走行するために、必要な一定の幅 員を有する帯状の車道部分をいいます。

2. 第一種区域:第一種低層住居専用地域,第二種低層住居専用地域,第一種・第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域をいいます。

第二種区域:第一種住居地域,第二種住居地域及び準住居地域をいいます。

第三種区域:近隣商業地域,商業地域及び準工業地域をいいます。

第四種区域:工業地域,工業専用地域をいいます。

3 規制基準

(1) 騒音に係る規制基準 (騒音規制法及び柏市環境保全条例)

		E	時間の区分	}
区域	該当地域	昼間	朝夕	夜 間
区域	以 当 地	8:00~	6:00~ 8:00	22:00~
		19:00	19:00~22:00	翌日 6:00
	第一種低層住居専用地域			
	第二種低層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第一種	第一種中高層住居専用地域	以下	以下	以下
	第二種中高層住居専用地域			—————————————————————————————————————
	田園住居地域			
	第一種住居地域			
	第二種住居地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第二種	準 住 居 地 域	以下	以下	以下
	市街化調整区域の一部			—————————————————————————————————————
	第一特別地域			
	近隣商業地域			
第三種	商 業 地 域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
77 二准	準 工 業 地 域	以下	以下	以下
	第二特別地域			
	 工 業 地 域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
第四種	工業専用地域	以下	以下	以下
	,,, , ,,, <u>-</u> ,,,	2.1	2.1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	市街化調整区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
その他	(ただし、第二種区域として	以下	以下	以下
	指定する区域を除く)			

- (注) 1. 第一特別地域: 準工業地域及び工業地域のうち, 第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域に接する地域であり, かつ, 第一種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域の周囲50メートル以内の地域をいいます。
 - 2. 第二特別地域:工業地域及び工業専用地域のうち,第一種住居地域,第二種住居地域又は準住 居地域に接する地域であり,かつ,第一種住居地域,第二種住居地域又は準住 居地域の周囲50メートル以内の地域をいいます。
 - 3. 学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表のそれぞれの基準から5デシベルを減じた値です。

第2節 騒音の現況

1 工場騒音

騒音規制法及び柏市環境保全条例では、著しく騒音を発生する施設を特定施設と定め、設置 にあたっては事前に届出を義務づけています。

騒音規制法及び柏市環境保全条例に基づく特定施設の設置状況

対象法令等	騒		音		規	制	法	朴	有 †	ī 環	境	保	全	条	例
施設の種類	事	業	所	数	施	設	数	事	業	所	数	施		設	数
金属加工機械				7 7			6 9 5				1 5 8			1,	0 2 1
空気圧縮機・送風機						2,	2 4 9								
工八工作的			2	9 0		(-	-12)			4	4 0 3	2	, 1	7 6	(+2)
粉砕機				2			6 0				1 1				4 6 5
織機				2			1 8 0				1 0				2 6
建設用資材製造機械				5			7				1				2
穀物用製粉機				1			2				0				0
木材加工機械		1 9	9 (+	2)		5 7	(+4)				3 0				9 6
抄紙機				0			0				0				0
印刷機械				1 6			2 0 2				4				1 2
合成樹脂用射出成型機				1 8			187				1 0				5 2
鋳型造形機				1			2				1				1
7 0 11														3,	6 7 1
その他				0			0	(6 2	6 (+	10)			(+	182)
合 計	4	3 1	1 (+	2)	3,	6 4 1	(-8)	1,	25	4 (+	10)	7,	5 2	2 (184)

⁽注) 1. 事業所数及び施設数は、令和2年3月31日現在。

^{2. ()} 内は, 平成31年3月31日時点の数との変化を表す(不変のものは() 表記無し。)。

2 特定建設作業

騒音規制法及び柏市環境保全条例では、建設作業に伴って著しく騒音を発生する作業を特定 建設作業と定め、作業にあたっては事前に届出を義務づけています。

騒音規制法及び柏市環境保全条例に基づく特定建設作業の月別届出件数 (単位:件)

												\—		
区	分	4	5	6	7	8	9	1 0	1 1	1 2	1	2	3	合計
	くい打作業	0	1	3	2	1	3	1	0	1	0	1	1	14
	びょう打作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒	削 岩 機	0	1	5	1	2	1	0	1	1	1	5	3	21
音	空 気 圧 縮 機	0	3	3	4	2	4	2	1	3	0	1	2	25
規	コンクリート・アスファルトプラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3
制	バックホウ	5	15	8	12	27	13	15	8	15	19	13	32	182
法	トラクターショベル	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	4
	ブルドーザー	0	1	2	0	0	0	1	0	1	0	1	1	7
	小 計	5	22	21	19	32	21	20	10	22	20	23	41	256
+6	くい打作業	0	1	2	0	0	2	2	1	1	2	1	3	15
柏	びょう打作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市	削 岩 機	0	5	2	2	3	0	1	1	2	3	3	2	24
環	空 気 圧 縮 機	1	3	1	1	1	1	1	2	3	0	0	3	17
境保	コンクリート・アス ファルトプラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全	鋼球による破砕作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	舗装版破砕機	0	0	1	2	0	1	1	0	1	0	1	0	7
条	ブルドーザー・トラクタ ーショベル等	39	57	53	64	87	64	72	59	61	69	78	78	781
例	小計	40	66	59	69	91	68	77	63	68	74	83	86	844
合	il.	45	88	80	88	123	89	97	73	90	94	106	127	1, 100

令和元年度は、建築工事や土木工事に伴う騒音苦情が23件寄せられています。

苦情の内容は、作業に伴う建設機械から発生する音が原因となっており、住宅密集地で工事 を行う場合は、近隣への配慮が強く求められます。

3 交通騒音

交通騒音測定は本市を東西に横断している国道 6 号、南北に縦断している国道 1 6 号については年 1 回、また、北部を東西に横断する常磐自動車道で常時測定を実施しています。

交通騒音測定地点

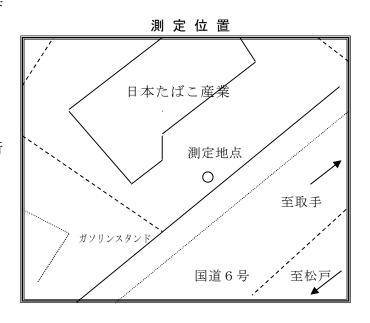
- ①国道6号
- ②国道16号
- ③常磐自動車道伊勢原測定局
- ④常磐自動車道西原測定局



(1) 国道6号及び国道16号の測定結果

ア 国道6号

- (ア) 日時 令和元年11月9日(土) ~11月17日(日)
- (イ) 測定場所日本たばこ産業(株) 柏営業所 柏市柏344-1
- (ウ) 道路構造 平面 4 車線
- (エ) 用途地域 準住居地域



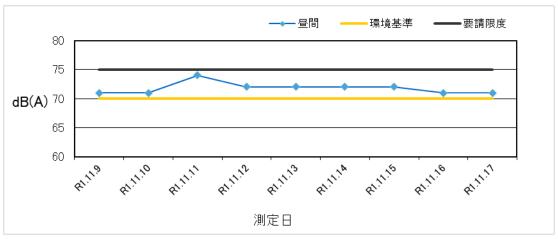
(オ) 測定結果

単位: デシベル (A)

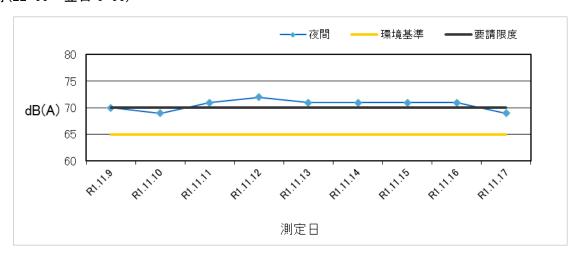
区分項目	昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~翌日 6:00)
測 定 値	7 2	7 2
環境基準	7 0	6 5
要請限度	7 5	7 0

測定値の日別変化並びに環境基準・要請限度との比較

昼間(6:00~22:00)



夜間(22:00~翌日6:00)



(カ) 評価

調査結果と環境基準との比較では、昼夜全時間帯において基準を超過しており、 要請限度値については、夜間の大部分で超過しています。

交通量

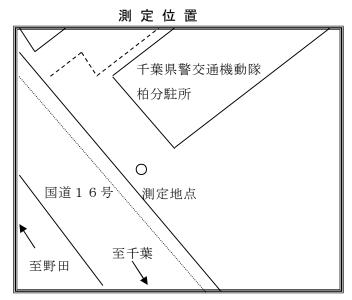
項目	測定結果
交通量合計(台/日)	40,856
大型車混入率 (%)	21.3

(注) 交通量合計は毎正時10分間 値を基に算出したものです。

イ 国道16号

(ア) 日時 令和元年11月9日(土) ~11月17日(日)

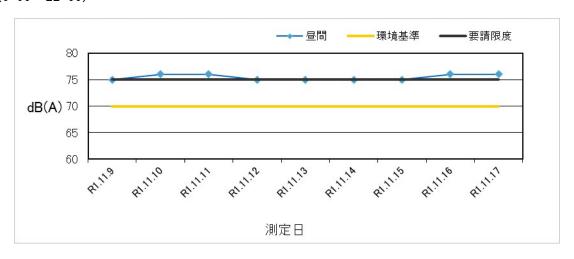
- (4) 測定場所 千葉県警察交通機動隊柏分駐所 柏市柏1367
- (ウ) 道路構造 平面 4 車線
- (エ) 用途地域 準住居地域
- (オ) 測定結果



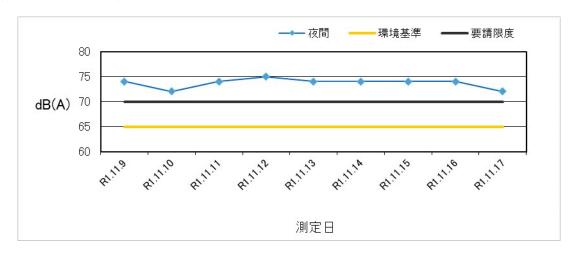
単位:デシベル(A)

区分項目	昼間(6:00~22:00)	夜間(22:00~翌日 6:00)
測 定 値	7 5	7 5
環境基準	7 0	6 5
要請限度	7 5	7 0

測定値の日別変化並びに環境基準・要請限度との比較 昼間(6:00~22:00)



夜間(22:00~翌日6:00)



(カ) 評価

調査結果と環境基準との比較では、昼夜全時間帯において基準を超過しており、要請 限度値については、昼間の一部及び夜間の全時間帯で超過しています。

交通量

項目	測定結果
交通量合計(台/日)	44, 597
大型車混入率 (%)	34.7

(注) 交通量合計は毎正時10分間 値を基に算出したものです。

(2) 常磐自動車道

常磐自動車道沿いに常設の環境監視施設において連続測定しています。

ア騒音

令和元年度の騒音は、伊勢原測定局、西原測定局ともに環境基準値を満足しています。

騒音年平均值経年変化

単位:デシベル(A)

	年度		測 定 結 果								
測定場所	所 区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	環境基準			
伊勢原測	昼間 (6:00~22:00)	5 3	5 2	5 2	5 1	5 1	5 5	6 5			
定局	夜間 (22:00~翌日 6:00)	5 8	5 7	5 7	5 7	5 7	5 1	6 0			
西原測	昼間 (6:00~22:00)	5 3	5 4	5 3	5 2	5 2	5 8	6 5			
定 局	夜間 (22:00~翌日 6:00)	5 8	5 8	5 8	5 8	5 8	5 1	6 0			

イ 交通量

年度 項目	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
平均通過台(台/日)	92,080	89, 499	87, 341	90, 143	90,262
大型車混入率(%)	23.4	23.3	23.3	23.9	24.0

4 自動車騒音面的評価

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき,自動車騒音の状況の常時監視により,主要路線の環境基準の達成状況の把握を行い,今後の道路環境の各種政策への反映を図る資料とします。

5 近隣騒音

住宅の密集により、ピアノの練習等やエアコン室外機等の音が耳障りとなっており、その他 家庭用機器等による生活音等も騒音となっています。

6 航空機騒音

千葉県では海上自衛隊下総航空基地周辺について,類型指定地域内における飛行場南側7箇所,飛行場北側5箇所の計12箇所の調査地点を選定し,海上自衛隊下総航空基地に離着陸する航空機の騒音を測定しました。

全測定地点のうち5箇所(全て飛行場北側)は柏市内で測定が行われ、すべて環境基準を満足していました。

単位: L_{den}

調査地点名	L _{den} (速報値)	環境基準値	環境基準との比較
沼南近隣センター (旧沼南公民館)	4 5		0
沼南老人福祉センター	5 0		0
塚崎総合運動公園	4 3	5 7	0
藤ヶ谷新田区民館	4 3		0
高柳局(旧風早南部小学校跡地)	5 6		0

(注)調査期間 令和元年11月7日~11月20日

第3節 騒音の対策

1 工場騒音

(1) 発生源対策

低騒音型機械の選定又は消音器等の取り付けにより,騒音の発生をできるだけ小さくする 方法があります。

(2) 伝播防止対策

騒音は距離により減衰することから、発生源と住宅との距離を離すために機械の配置の変 更や音の伝播経路上に壁や塀などの遮音物を設置し、伝播防止をする方法があります。

(3) 受音側対策

幹線道路周辺では窓を二重にするなどの方法があります。

(4) 土地利用による対策

住宅地域内に混在している工場などで、上記の対策では騒音防止が困難な場合には、規制 基準の緩やかな工業地域等に移転するなどのことが考えられます。

2 特定建設作業

低騒音型建設作業機械の選定,また工事現場に適した工法により,工事現場での騒音の発生をできるだけ小さくすることはもとより近隣住民への配慮が求められます。

3 交通騒音

自動車自体の音をできるだけ小さくすることや、騒音の大きい大型自動車をセンターライン 沿いに走行させること、また総合交通信号システムによりスピードを制限させることやスピー ド取り締まり機の設置のほか防音壁の設置、低騒音舗装の変更などの対策が講じられています。

4 近隣騒音

ピアノやエアコンの室外機など一般家庭から生じる騒音は、低騒音型機器の選定、機器の取り付け位置や向きなどに配慮する必要があります。

また、音を出すときは使用時間帯(深夜、早朝)を考え、音量調整や窓を閉めるなど近隣への気配りで快適な生活を送れるよう工夫することが大切です。

5 航空機騒音

飛行場周辺では、窓を二重にするなどの方法があります。

第6章 振動

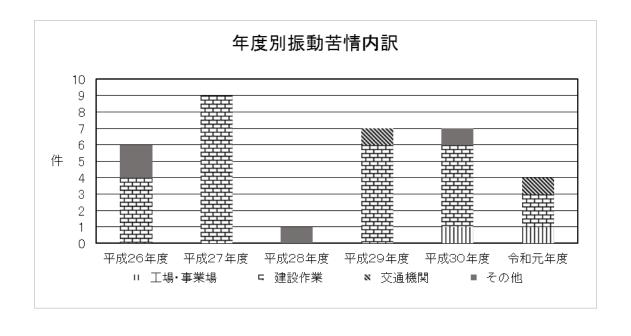
第1節 概況

振動公害とは、地震など自然現象によって発生する地盤振動以外のもので、工場及び事業場、建設作業、交通機関の運行などにより、人為的に地盤振動が発生しているものをいいます。

振動は、建物を振動させ、障子やガラス戸ががたついたり壁に亀裂が入るなど、物等に被害を与えたりするもので、騒音と並んで日常生活に関係の深い問題です。

振動の伝わる距離は、例外的なものを除くと発生源から100m以内、多くの場合10~20m程度でその大きさは、地震でいうと地表においておおよそ震度Ⅰ(微震)から震度Ⅲ(弱震)の範囲内にあります。

令和元年度の振動に係る苦情は、公害苦情件数のうち4件(3.8%)となっています。 主な内容は建設工事に伴う振動に対するものです。



(単位:件)

年度 発生源等	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
工場・事業場	0	0	0	0	1	1
建設作業	4	9	0	6	5	2
交通機関	0	0	0	1	0	1
その他	2	0	1	0	1	0
合計	6	9	1	7	7	4

1 規制基準

振動に係る規制基準

		時	間の区分
区域	該当地域	昼間(8:00~19:00)	夜間(19:00~翌日8:00)
第一種	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第 一 種 住 居 地 域 第 二 種 住 居 地 域 第 二 種 住 居 地 域 田 園 住 居 地 域 市街化調整区域の一部	6 0 デシベル 以下	5 5 デシベル 以下
第二種	近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域 工 業 地 域	6 5 デシベル 以下	6 0 デシベル 以下

⁽注) 学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表のそれぞれの基準から5デシベルを減じた値です。

2 要請限度

自動車が軟弱地盤,未舗装道路及び未補修道路等を通過するときに大きな振動が発生します。 要請限度は,道路沿道で振動により生活環境に著しい影響を与える場合に公安委員会に対策 を要請できる基準のことです。

道路交通振動の要請限度

		時間の区分						
区域	該当地域	昼間(8:00~19:00)	夜間(19:00~翌日8:00)					
	第一種低層住居専用地域							
	第二種低層住居専用地域							
	第一種中高層住居専用地域							
第一種	第二種中高層住居専用地域	65デシベル	60デシベル					
77 1里	第一種住居地域	以下	以下					
	第二種住居地域							
	準 住 居 地 域							
	田園住居地域							

	近	隣 商	業地	域		
然一 廷	商	業	地	域	70デシベル	65デシベル
第二種	準	工	業 地	域	以下	以下
	工	業	地	域		

(注) 学校、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表のそれぞれの基準から5デシベルを減じた値です。

第2節 振動の現況

1 工場振動

振動規制法及び柏市環境保全条例では、著しく振動を発生する施設を特定施設と定め、設置 にあたっては事前に届出を義務づけています。

振動規制法及び柏市環境保全条例に基づく特定施設の設置状況

(単位:件)

対象法令等	振	動		規	制	法	柏	市	環	境	保	全	条	例
施設の種類	事 業	所	数	施	設	数	事	業	所	数	施	討	ī. Z	数
金属加工機械			4 4			487			1	0 5			9	905
圧縮機	1 4	0 (-	-2)	8	5 5 (-	-18)			1	3 7	4	8 2	(-	13)
粉砕機			1			1				4 4			;	2 2 5
織機			1			8 0				1				1
コンクリートブロックマシーン			0			0				2				7
コンクリートプラント			0			0				0				0
木材加工機械			2			3				1 0				1 7
印刷機械			4			3 9				2				6
合成樹脂射出成型機	1	0 (-	- 1)		7 5	(-1)				6				7 2
ゴム練樹脂用ロール機			1			1				1 1				8 8
鋳型造形機			0			0				3				2 5
冷凍機							2	5 1	(+1	0)				2 2 8
.,,,,,,,,,			0			0			`			(+ 1	78)
原動機			0			0				7 9				1 3 1
合 計	2 0	3 (-	- 3)			5 4 1	6	5 1	(+ 1	0)				187 65)

- (注) 1. 事業所数及び施設数は、令和2年3月31日現在
 - 2. () 内は、平成31年3月31日時点の数との変化を表す(不変のものは()表記無し。)。

2 特定建設作業

振動規制法及び柏市環境保全条例では、建設作業に伴って著しく振動を発生する作業を特定 建設作業と定め、作業にあたっては事前に届出を義務づけています。

振動規制法及び柏市環境保全条例に基づく特定建設作業の月別届出件数 (単位:件)

												\— I—		
区	分	4	5	6	7	8	9	1 0	1 1	1 2	1	2	3	合計
振	くい打作業	0	1	3	3	1	3	1	0	2	0	1	2	17
動	鋼球による破砕作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
規	舗装版破砕機	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
制制	ブ レ ー カ ー	1	7	4	6	12	11	9	5	8	14	4	16	97
法	小計	1	8	7	10	13	14	10	5	10	14	5	18	115
	くい打作業	0	1	2	0	0	2	2	1	1	2	1	3	15
柏	びょう打作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市	削 岩 機	0	5	2	2	3	0	1	1	2	3	3	2	24
環	空 気 圧 縮 機	1	3	1	1	1	1	1	2	3	0	0	3	17
境	コンクリート・アス ファルトプラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保	鋼球による破砕作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全	舗装版破砕機	0	0	1	2	0	1	1	0	1	0	1	0	7
条例	ブルドーザー・トラ クターショベル等	39	57	53	64	87	64	72	59	61	69	78	78	781
	小計	40	66	59	69	91	68	77	63	68	74	83	86	844
合	計	41	74	66	79	104	82	87	68	78	88	88	104	959

(注) 市条例の届出は、騒音の特定建設作業で届出された数値と同数

3 交通振動

交通振動測定は、市内主要幹線道路沿いで交通騒音測定場所と同一の地点で実施しました。

(1) 国道6号及び国道16号の測定結果

ア 国道6号

(ア) 日時

令和元年11月12日(火)~11月13日(水) 24時間実施

(4) 測定場所

日本たばこ産業(株)柏営業所柏市柏344-1

- (ウ) 道路構造 平面4車線
- (エ) 用途地域 準住居地域

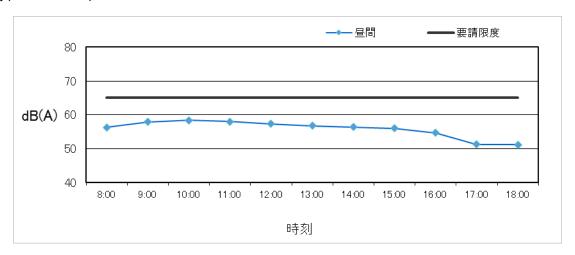
(オ) 測定結果

(単位:デシベル)

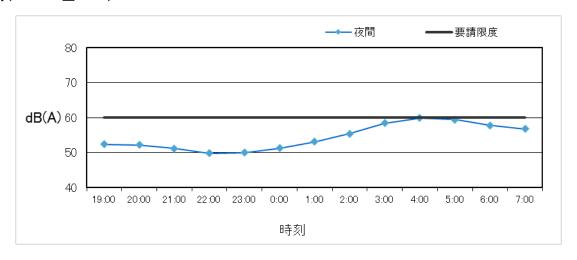
項目 区分	昼間(8:00~19:00)	夜間(19:00~翌日 8:00)
測 定 値	5 6	5 6
要請限度	6 5	6 0

測定値の時間別変化並びに要請限度値との比較

昼間(8:00~19:00)



夜間(19:00~翌8:00)



(カ) 評価

振動規制法における道路交通振動の要請限度の区域区分は第1種であり、交通振動 測定結果は、昼・夜の時間区分とも要請限度値内となっています。

イ 国道16号

(ア) 日時

令和元年11月12日(火)~11月13日(水) 24時間実施

(イ) 測定場所

千葉県警察交通機動隊柏分駐所 柏市柏1367

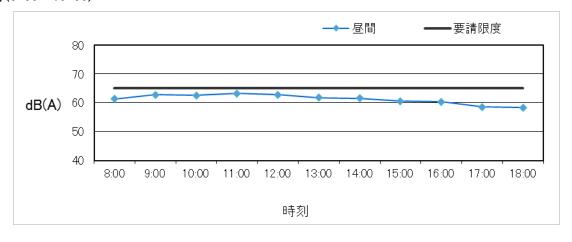
- (ウ) 道路構造 平面4車線
- (エ) 用途地域 準住居地域
- (オ) 測定結果

(単位:デシベル)

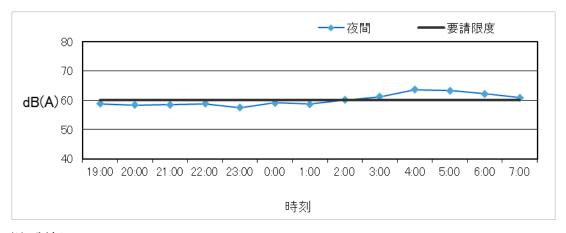
項目 区分	昼間(8:00~19:00)	夜間(19:00~翌日 8:00)
測定値	6 2	6 1
要請限度	6 5	6 0

測定値の時間別変化並びに要請限度値との比較

昼間(8:00~19:00)



夜間(19:00~翌8:00)



(カ) 評価

振動規制法における道路交通振動の要請限度の区域区分は第1種です。調査結果と要請限度値との比較では、昼間は全時間帯で満足していますが、夜間の一部で超過しています。

第3節 振動の対策

1 工場振動

低振動型機械の採用,吊基礎,浮き基礎,直接支持基礎(板ばね,コイルばね等を使用する もの)などの防振装置の設置,機械基礎の改善により,防振対策が行なわれています。

2 特定建設作業

現在は技術開発が進んでいる無振動工法の採用,また低振動型建設機械を選定することで, 振動の発生をできるだけ小さくすることができます。

3 交通振動

振動の大きい大型自動車をセンターライン沿いに走行させるなど車両交通規制,貨物自動車の積載重量制限厳守及び地盤改良や凸凹路面の補修等による道路維持管理面で振動を小さくする等の対策があります。

第7章 地盤沈下

第1節 概況

地盤沈下とは、地殻変動や軟弱な地盤などの自然的要因によるものと、地下水などのくみ上げにより地下水位が下がり、地層の収縮をもたらして起こる人為的要因によるものにより、地表面が沈下していく現象のことです。

地盤沈下は,進行が緩慢であり,一度発生するとほとんど回復が不可能であることなど,他の公害とは異なる側面を有しています。

公害として取り上げる地盤沈下は、事業活動などに伴う人為的要因によって生ずる 現象であり、本市においては、千葉県環境保全条例及び柏市環境保全条例によって一 定規模の揚水施設を持つものに対し、地下水採取の規制を行っています。

最近5年間の本市の地盤沈下状況については、大きな沈下(5年間の沈下量が5cmを超える沈下)は起こっていません。

また,大きな沈下が起こっていない要因としては,地下水位の大きな低下・市内全体の地下水揚水量の大きな増加が見られないことが考えられます。

第2節 地盤沈下の現況

1 地盤沈下状況

本市には18か所の水準点があり、千葉県が昭和48年から市内の水準測量を行っています。令和2年1月1日を基準日として実施した水準測量の結果、全水準点の1年間の変動量において大きな沈下(1年間の沈下量が1cmを超える沈下)は確認されませんでした。

2 地下水位状況

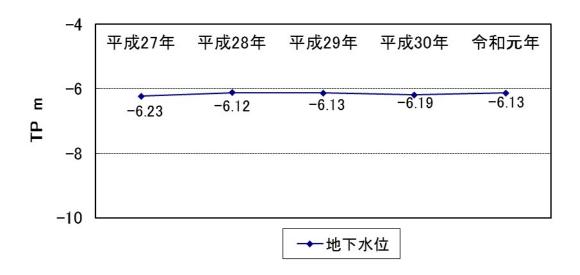
地下水は、雨水や河川水等の地下浸透により補給されますが、この浸透は極めて緩慢なため、補給量以上に地下水をくみ上げると地下水位が低下し、これに伴い地層が収縮し地盤沈下が生じます。

このため、現在は県観測井1か所において地下水位を観測し、水準測量と併せて地盤沈下の監視を行っています。

県観測井(柏第一)の地下水位の年次変化

単位: TP m

平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
-6. 23	-6. 12	-6. 13	-6. 19	-6. 13



3 地下水揚水量の状況

本市内の揚水施設を設置している工場や事業所等から報告のあった平成27年から令 和元年までの地下水揚水量は次のとおりです。

(単位: m³)

(単位: m³)

年次別地下水揚水量

年次 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 用途 工業用 2, 453, 522 2, 492, 843 2,816,175 2,506,665 2, 369, 822 建築物用 1, 152, 739 1, 131, 986 929, 356 938, 274 943,661 7, 443, 879 水 道 用 7, 792, 190 7, 778, 253 7, 292, 430. 5 7, 488, 794 農業用 2, 549, 927 2,612,025 2,877,715 3, 102, 971 3,077,385 その他 603, 964 381, 453 198, 764 177,980 184, 723 14, 552, 342 14, 396, 560 合 計 14, 114, 440. 5 14, 214, 684 14,019,470 39, 335 1 日当たり 39,869 38,670 38,944 38, 305

本市内の揚水施設(井戸)の設置状況

						(1 1-2-	/
年次	用途	工業用	建築物用	水道用	農業用	その他	合計
	事業所数	7 8	3 2	2 7	2 1	2 2	1 8 0
平成 27	井戸本数	1 1 5	5 1	8 8	4 1	3 7	3 3 2
# 4 00	事業所数	7 6	3 4	2 5	2 2	2 1	1 7 8
平成 28	井戸本数	1 0 5	6 1	7 6	4 3	2 4	3 0 9
T-100	事業所数	7 4	3 3	2 3	2 2	2 2	1 7 4
平成 29	井戸本数	1 0 2	6 0	7 4	4 3	2 5	3 0 4
# A 00	事業所数	7 4	3 2	2 3	2 2	2 4	1 7 5
平成 30	井戸本数	1 0 2	5 9	7 4	4 3	2 7	3 0 5
A == -1	事業所数	7 3	3 1	2 2	2 2	2 4	1 7 2
令和元	井戸本数	1 0 1	5 8	7 2	4 3	2 7	3 0 1

水準測量成果

水準点	所		. 地	標高	(T. P.) m	年間	水準基
番号	町名 (大字)	番地	目標	平成31年1月	令和2年1月	変動量 (mm)	設置年度
10869	花野井	746-10	花山ふるさとセンター	18. 4156	18. 4145	-1.1	平成13年 再設
10870	布施	145地先	柏市清掃工場	19. 7393	19. 7377	-1.6	平成13年 移設
10895	富里二丁目	4	神明神社	20. 3606	20. 3648	+4. 2	昭和50年
10896	柏六丁目	9	柏公園前 道路脇	21. 6214	21. 6232	+1.8	昭和52年
KS-1	新十余二	11-4	新十余二第二公園	16. 6571	16. 6557	-1.4	平成26年 再設
KS-3	若柴	69-1	公設総合卸売市場	11. 7571	11. 7546	-2.5	昭和48年
KS-4	布施	1945	あけぼの公園	18. 6565	18. 6551	-1.4	昭和48年
KS-7	若葉町	4-54	市立第三小学校	21. 5531	21. 5580	+4. 9	昭和48年
KS-9	増尾一丁目	23-1	市立土中学校	25. 0228	25. 0269	+4. 1	平成11年 移設
KS-10	南増尾四丁 目	9	柏市水道部第四水源地	26. 5340	26. 5380	+4. 0	昭和48年
KS-11	十余二	1	皇太神社	17. 6855	17. 6853	-0.2	昭和49年
KS-18	藤心	880	市立藤心小学校	12. 8985	12. 9003	+1.8	昭和52年
SH-1	大島田	48-1	柏市沼南庁舎脇	24. 1143	24. 1145	+0.2	平成13年 移設
SH-2	箕輪	378	柏市消防団第4方面 第8分団器具置場	21. 9459	21. 9478	+1. 9	昭和58年
SH-4	若白毛	61	若白毛区民会館	13. 3838	13. 3856	+1.8	平成7年
SH-5	柳戸	690	市立手賀中学校	22. 3752	22. 3761	+0.9	昭和58年
SH-6	金山	492	柏市消防団第5方面 第5分団器具置場 (円林寺)	17. 3771	17. 3781	+1.0	昭和58年
SH-9	高柳	1413	社会福祉法人かたくり 会 美南園	18. 4616	18. 4638	+2.2	平成11年

第3節 地盤沈下の対策

千葉県環境保全条例及び柏市環境保全条例に基づき,地下水採取は次のとおり規制されています。

1 千葉県環境保全条例による規制

本市は、市内全域が千葉県環境保全条例の地下水採取規制地域になっており、揚水施設 (揚水機の吐出口の断面積が6 c m²を超えるもの)で地下水をくみ上げ、規制の対象と なる用途に使用する場合は、知事の許可を受けなければなりません。

このうち規制の対象となる用途とは次の7つであり、これらを特定用途といいます。

- (1) 工業の用途
- (2) 鉱業の用途
- (3) 建築物用水の用途
- (4) 水道事業、簡易水道事業、専用水道又は小規模水道の用途
- (5) 工業用水道事業の用途
- (6) 農業の用途
- (7) 10ha以上のゴルフ場における散水の用途

なお, 千葉県環境保全条例による揚水施設の許可申請の窓口は, 本市環境政策課となっています。

2 柏市環境保全条例による規制

本市では、揚水施設(揚水機の吐出口の断面積が 6 cm^2 を超えるもの)を設置しようとする場合は、市長に届け出なければなりません。ただし、次に掲げる揚水施設は除きます。

- (1) 温泉法の規定により許可を受けた動力装置をもつ揚水施設
- (2) 工業用水法第3条第1項に規定する指定地域内に設置される揚水施設
- (3) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律の指定地域内に設置された揚水施設
- (4) 千葉県環境保全条例の規制対象の揚水施設
- (5) 消火の用のみに供する揚水施設
- (6) 建設作業その他臨時的な用に供する揚水施設であって、市長が認めるもの

第8章 悪臭

第1節 概況

悪臭は,騒音,振動と同様に感覚的な公害の一つであり,不快感,嫌悪感などの心理 的影響を及ぼすほか,吐き気,頭痛,食欲不振など健康にも影響があると言われていま す。市内には,住工混在の地域があることや,住宅地域が郊外に拡がりをみせている状 況で,悪臭の発生源は,工場,事業場,農地,野焼きなど多岐にわたっています。

このような状況の中,悪臭に係る規制及び指導を「悪臭防止法」及び「柏市環境保全 条例」に基づき行っています。

第2節 悪臭の現状

1 悪臭苦情の現況

令和元年度の悪臭に係る苦情は、公害苦情件数のうち28件(26.9%)となっており、浄化槽の管理不備あるいは事業場等からの臭等が多くを占めています。浄化槽の悪臭については、平成20年度から中核市に移行し、浄化槽法の事務移管に伴い、指導の迅速化が図られました。

第3節 悪臭の対策

1 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、特定悪臭物質として22種類を指定し、排出基準を定めています。 本市では、都市化進行等の社会情勢変化に対応するため規制地域の指定を受け、これら の物質を都市計画法に定める用途地域内で規制することとし、平成4年1月1日から施 行しています。

(1) 敷地境界における規制基準(法第4条第1項第1号)

特定悪臭物質の種類	規制基準(ppm)	特定悪臭物質の種類	規制基準(ppm)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	1 0
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

⁽注) 規制基準は臭気強度2.5に相当。

(2) 煙突等気体排出口における規制基準(法第4条第1項第2号)

特定悪臭物質のうちアンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、トルエン、キシレン、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、イソブタノール、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒドについては、流量の許容限度が定められています。

q = 0. 1 0 8 × H e ² · C m

q : 悪臭物質流量 (0°C, 1気圧) (m³/時)

He:補正された排出口の高さ(m)

Cm:最大着地濃度(事業場敷地境界線における規制基準値) (ppm)

(3) 排出水における規制基準(法第4条第1項第3号)

特定悪臭物質のうちメチルメルカプタン,硫化水素,硫化メチル,二硫化メチルについては,排出水中濃度の許容限度が定められています。

単位·mg/I

$CLm = k \times Cm$

CLm:排出水中の悪臭物質濃度 (mg/L)

k : 定数

Cm: 敷地外における規制基準値(ppm)

排出水における規制基準

排山水にあいる規制を	単位:mg/L	
特定悪臭物質	排出水の量	規制基準
	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.03
	0.001立方メートル毎秒を超え	0.007
メチルメルカプタン	0. 1立方メートル毎秒以下の場合	0.007
	0. 1立方メートル毎秒を超える場合	0.002
	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0. 1
はルルま	0.001立方メートル毎秒を超え	0.02
硫化水素	0. 1立方メートル毎秒以下の場合	0.02
	0. 1立方メートル毎秒を超える場合	0.005
	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0. 3
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒を超え	0.07
4/L1C / / //	0. 1立方メートル毎秒以下の場合	0.07
	0. 1立方メートル毎秒を超える場合	0. 01
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.6
	0.001立方メートル毎秒を超え	0. 1
	0. 1立方メートル毎秒以下の場合	U. I
	0. 1立方メートル毎秒を超える場合	0.03

定数kの値

排出水の量区分	$Q \le 0.01$	$0.01 < Q \le 0.1$	0. 1 < Q
メチルメルカプタン	1 6	3. 4	0.71
硫化水素	5. 6	1. 2	0.26
硫化メチル	3 2	6. 9	1. 4
二硫化メチル	6 3	1 4	2. 9

(注) Q:事業場の敷地外に排出される排出水の量 (m³/秒)

(4) 悪臭物質のにおい・主な発生源

物 質 名	におい	主 な 発 生 源	
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産農業、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製	
		場,し尿処理場等	
メチルメルカプタン	腐った玉葱のようなにおい	クラフトパルプ製造業、化製場、し尿処理場等	
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産農業,セロファン製造業,でん粉製造業,パル	
		プ製造業,し尿処理場等	
硫化メチル	腐ったキャベツのようなに	クラフトパルプ製造業, 化製場, し尿処理場等	
	おい		
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなに	クラフトパルプ製造業, 化製場, し尿処理場等	
	おい		
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産農業, 複合肥料製造業, 化製場, 水産缶詰製造	
		業者等	
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	酢酸製造工場,酢酸ビニル製造工場,たばこ製造工	
		場,複合肥料製造業者等	
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた	塗装工場, 自動車修理工場, 印刷工場, 油脂系食料	
	におい	品製造工場等	
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた	塗装工場,自動車修理工場,印刷工場,油脂系食料	
	におい	品製造工場等	
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた	塗装工場,自動車修理工場,印刷工場,油脂系食料	
	におい	品製造工場等	
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦	塗装工場,自動車修理工場,印刷工場,油脂系食料	
	げたにおい	品製造工場等	

物 質 名	に お い	主な発生源
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた	塗装工場,自動車修理工場,印刷工場,油脂系
	におい	食料品製造工場等
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工場, 自動車修理工場, 印刷工場, 木工工
		場,繊維工場,鋳物工場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにお	塗装工場, 自動車修理工場, 印刷工場, 木工工
	V	場,繊維工場,鋳物工場等
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにお	塗装工場, 自動車修理工場, 印刷工場, 木工工
	V	場,繊維工場,鋳物工場等
トルエン	ガソリンのようなにおい	塗装工場, 自動車修理工場, 印刷工場, 木工工
		場,繊維工場,鋳物工場等
スチレン	都市ガスのようなにおい	スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、化
		粧合板製造工場等
キシレン	ガソリンのようなにおい	塗装工場, 自動車修理工場, 印刷工場, 木工工
		場,繊維工場,鋳物工場等
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場,染色工場,畜産事業場,化製
		場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場,化製場,畜産食料品製造業,でん
		粉製造業, し尿処理場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場,化製場,畜産食料品製造業,でん
		粉製造業,し尿処理場等
イソ吉草酸	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場,化製場,畜産食料品製造業,でん
		粉製造業,し尿処理場等

2 柏市環境保全条例による規制

特定施設を設置する工場又は特定作業を実施する作業場において発生し、及び排出され 又は飛散する悪臭の許容限度を「周囲の環境に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛 散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度」と規定し、 これに基づき指導を行っています。

第4節 人間の嗅覚を用いた臭気尺度

1 6段階臭気強度表示法

0:無臭

1:やっと感知できる臭い(検知閾値)

2:何の臭いであるかがわかる弱い臭い(認知閾値)

3:らくに感知できる臭い

4:強い臭い 5:強烈な臭い

2 臭気濃度

無臭の清浄な空気で希釈したとき、無臭になるまでに要した希釈倍数をいいます。

3 臭気指数

N=10logS (N:臭気指数, S:臭気濃度) 人間の感覚量は刺激強度の対数に比例します。

4 臭気強度と臭気濃度との関係

臭気強度2.5に対応する臭気濃度は10程度

臭気強度3.0に対応する臭気濃度は30程度

臭気強度3.5に対応する臭気濃度は60程度

ただし、臭いの質により違ってきます。特に、揮発性の高い溶剤の臭いについては、薄めてしまうと臭わなくなります。

第9章 自然環境

第1節 概況

本市は、昭和40年代からの人口急増とともに、山林や農地の宅地化が進み、手賀沼に代表される河川等の汚濁や緑地の減少、湧水の枯渇等の自然環境に関わる課題を抱えています。

また,近年では,アライグマやナガエツルノゲイトウといった特定外来生物の増加 による生活環境や水辺環境の悪化が懸念されています。

大都市圏にありながら緑が多く、手賀沼などの水辺環境にも囲まれている特徴を活かし、これら豊かな自然環境を身近に感じることができるまちの魅力を未来に引き継いでいくことが強く求められています。

本市では、こうした自然環境資源の保全を目的として、湧水を利用した生物多様性 保全地の整備や谷津田の保全事業、自然環境調査、外来種対策等に取り組んでいます。

第2節 湧水保全事業

1 事業概要

市民からの湧水情報や実態調査の結果を基に、湧水量、立地条件等を検討し、土地 所有者の協力を得て、市民が身近に触れて親しむことのできる場として、また、憩い の場として自然の状態を活かした湧水地整備を行い、保全を図っています。

柏市内の主な湧水リスト

	名称	所在地等	形態
1	名戸ヶ谷湧水	柏市名戸ヶ谷ビオトープ内	A
2	寺谷ツ湧水	柏市柏	A
3	戸張湧水	柏市戸張	A
4	宿連寺湧水	柏市宿連寺	A
5	中の橋湧水	柏市大井	A
6	小山台湧水	柏市大井	В
7	増尾湧水	増尾城址公園内	A
8	高田野鳥公園湧水	高田野鳥公園内	В
9	小袋池・弁天池湧水	小袋公園内	С
10	イボ弁天湧水	柏市東山	A

形態 A:斜面ふもとから湧出 B:斜面中腹から湧出 C:地表面の水脈から湧出

第3節 自然環境保全

1 手賀沼船上探鳥会の実施

(1) 目的

手賀沼に生息,飛来する野鳥(カモ類等)の観察を通して,水質浄化,自然環境の保全への意識高揚を図ることを目的として実施しています。

(2) 日時及び場所

令和2年2月1日(土) 手賀沼周辺及び手賀沼船上

2 自然環境調査

(1) 目的

市内に生育・生息する生き物の現状を把握し、自然環境保全の基礎資料とします。

(2) 経緯

第1回の調査は、平成2年度に、専門家や学校の教諭を中心に実施し、第2回は、 平成9~11年度に、専門家及び市民により実施しました。

更に、平成17年度に旧沼南町と合併したことから、当区域を含めた調査を学識者や市民などから構成するかしわ環境ステーション運営協議会に委託して実施しました。

また、平成28~30年度には、NPO法人かしわ環境ステーションに委託して第4回調査を実施しました。

(3) 自然環境調查結果

平成28年度から平成30年度にかけて実施した自然環境調査の結果,環境省や 千葉県のレッドデータブックに記載されている動植物の生息・生育が確認され, 様々な種類の生物が生きる貴重な自然が残されていることが分かりました。その一 方で,前回調査と比較すると開発等による自然環境の消失や管理圧低下に伴う環境 の変化など,動植物の生息環境が悪化している傾向が報告されています。

3 柏市生きもの多様性プラン

柏市生きもの多様性プランは,生物多様性基本法に基づき,柏市環境審議会及び部 会で検討し,策定されました。その特徴としては,

- (1) 旧沼南町との合併を機に、平成18年度から3年間にわたり、市民や大学教員などから構成する「かしわ環境ステーション運営協議会」に調査を委託し、広く市民参加を得て市内全域を調査した結果に基づく、具体的なプランとなっています。
- (2) 調査結果では、柏市内で特に自然環境が良い状態で残されている場所として37地点が報告されたことから、その地点を「生きもの多様性重要地区」として指定し、行政が地権者と活動家の橋渡しの役割を果たすことで、住民等との協働による管理や施策の実施による生きものの生息地の保全や再生を図っていきます。
- (3) 柏市自然環境調査で「要保全生きものリスト」として挙げられた種と千葉県レッドリストを合せて「人里の生きもの」リストとします。

- (4) プランの構成として、目標の2050年に向けて、生きもの多様性を現状より 豊かにするため、生きもの多様性空間の整備と再生、多様性重点地区や貴重種の 保全、外来種対策などを重点施策として位置付けています。
- (5) 令和元年度に計画の中期的期間となったことから、計画の改訂作業に取り組んでいます。

■表一「人里の生きもの(動物編)」リスト案(152種) H22.8月現在

類	科名	種名	県RL	備考
哺乳類	ネズミ科	カヤネズミ	D	
	イタチ科	ホンドイタチ		
鳥類	サギ科	アマサギ		
		コサギ	В	
		ダイサギ	D	
		チュウサギ	В	
		ョシゴイ	Α	
	キツツキ科	アカゲラ	С	
	シギ科	イソシギ	Α	
		キョウジョシギ	С	
		タカブシギ	В	
		タシギ		
		チュウシャクシギ	С	
		ハマシギ	В	
	ツグミ科	ノビタキ		
		エゾムシクイ		
	ウグイス科	オオヨシキリ	D	
		セッカ	D	
	アトリ科	ウソ		
		ベニマシコ		
	ホオジロ科	オオジュリン	D	
		クロジ	D	
		ホオジロ	С	
	タカ科	オオタカ	С	
		サシバ	A	
		ツミ	D	
		ノスリ	C	
		ハイタカ	В	
		ミサゴ	В	
	ハヤブサ科	ハヤブサ	A	
	クイナ科	オオバン	С	
		バン	В	
	カモ科	オカヨシガモ	С	
		スズガモ	D	
		マガン	Х	
		ヨシガモ	В	
		ミコアイサ		
	カイツブリ科	カイツブリ	С	
		ハジロカイツブリ		
		カンムリカイツブリ	D	
	カラス科	カケス	D	

1	カワセミ科		カワセミ	C
	キクイタダキ科		キクイタダキ	
	セキレイ科		キセキレイ	В
	ヒタキ科		キビタキ	A
	レンジャク科		キレンジャク	
	カモメ科		コアジサシ	A
	チドリ科		コチドリ	В
			タゲリ	D
			ムナグロ	В
	カササギヒタキ科	ļ	サンコウチョウ	A
	ツバメ科		イワツバメ	D
	シジュウカラ科		ヒガラ	
	ヒバリ科		ヒバリ	D
	フクロウ科		フクロウ	В
	カッコウ科		ホトトギス	C
爬虫類	トカゲ科		ニホントカゲ	В
	ヘビ科		アオダイショウ	D
			シマヘビ	C
			ジムグリ	В
			ヤマカガシ	D
	カナヘビ科		ニホンカナヘビ	D
	ヤモリ科		ニホンヤモリ	D
両生類	ヒキガエル科		アズマヒキガエル	C
	アカガエル科		トウキョウダルマガエル	В
	7 77 77 77		ニホンアカガエル	A
	アオガエル科		シュレーゲルアオガエル	D
	イモリ科		アカハライモリ	A
魚類	コイ科		オイカワ	
	ドジョウ科		ドジョウ	
	ハゼ科		ヌマチチブ	D
	コイ科		モツゴ	D
昆虫類	トンボ目	アオイトトンボ科	アオイトトンボ	С
		イトトンボ科	ムスジイトトンボ	В
			セスジイトトンボ	В
		サナエトンボ科	ウチワヤンマ	D
		ヤンマ科	クロスジギンヤンマ	D
			サラサヤンマ	D
		オニヤンマ科	オニヤンマ	
		トンボ科	コノシメトンボ	D
			チョウトンボ	D
		カワトンボ科	ハグロトンボ	
	バッタ目	キリギリス科	クツワムシ	С
			ヒメギス	
		バッタ科	クルマバッタ	
			クルマバッタモドキ	
			ナキイナゴ	
			ヒナバッタ	
	ナナフシ目	ナナフシ科	ニホントビナナフシ	
	カメムシ目	タイコウチ科	タイコウチ	
1	77 A 2 B		ミズカマキリ	

1		コオイムシ科	コオイムシ	
	コウチュウ目	ミズスマシ科	ミズスマシ	С
		センチコガネ科	ムネアカセンチコガネ	D
		コガネムシ科	シロテンハナムグリ	
		タマムシ科	サシゲチビタマムシ	
			マスダクロホシタマムシ	
		ホタル科	ヘイケボタル	С
			クロマドボタル	С
		カミキリムシ科	センノカミキリ	
		テントウムシ科	フタモンクロテントウ	
		ゾウムシ科	チビヒョウタンゾウムシ	
	アミメカゲロウ目	ツノトンボ科	ツノトンボ	С
	ハチ目	スズメバチ科	ホソアシナガバチ	
		セイボウ科	オオセイボウ	
		ドロバチ科	キボシトックリバチ	С
	シリアゲムシ目	シリアゲムシ科	ヤマトシリアゲ	D
	チョウ目チョウ類	シロチョウ科	ツマキチョウ	
		タテハチョウ科	コムラサキ	С
			ヒオドシチョウ	В
			ミドリヒョウモン	С
		セセリチョウ科	ミヤマチャバネセセリ	С
		シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ	С
			ウラゴマダラシジミ	С
			ミドリシジミ	С
		ジャノメチョウ科	ジャノメチョウ	С
	チョウ目ガ類	ヤガ科	ハグルマトモエ	
		ヤママユガ科	ウスタビガ	
			オオミズアオ	
			ヤママユ	
クモ類	コガネグモ科	1	オニグモ	D
			コガネグモ	С
			ナカムラオニグモ	D
			ビジョオニグモ	
			ヤマシロオニグモ	
甲殻類	サワガニ科		サワガニ	С
			スジェビ	D
	テナガエビ科		テナガエビ	D
多足類	ゲジ科		ゲジ	В
貝類	タニシ科		マルタニシ	D
	モノアラガイ科		モノアラガイ	A
•	カワニナ科		カワニナ	
•	7 5 . 4° 7 54		イシガイ	D
	イシガイ科		ヌマガイ	

[※]本リスト案は柏市自然環境調査で市民調査員版「要保全生きものリスト」として作成された ものです。

^{※「}県RL」の欄にA~Dの記号が記載されている種は、「千葉県レッドリスト(H31年3月発行)」に記載されている種であり、各A~Dの意味はレッドリストにおける以下のカテゴリーを示しています。

A:最重要保護生物,B:重要保護生物,C: 要保護生物,D: 一般保護生物,X:消息不明・絶滅生物

■表一「人里の生きもの(植物編)」リスト案(196種) H22.8月現在

7124204 (胆物編/」リスト条(190程)	1122	. 8月現仕
科名	種名	県RL	備考
マツ科	モミ		
クルミ科	オニグルミ	D	
ヤナギ科	カワヤナギ		
	ヤマナラシ		
カバノキ科	アカシデ	D	
	ハシバミ	D	
	ハンノキ		*
	ヤマハンノキ	D	
タデ科	サクラタデ		
	サデクサ	D	
	シロバナサクラタデ		
	ネバリタデ		
モクレン科	コブシ		
キンポウゲ科	アキカラマツ		*
	イヌショウマ		
	センニンソウ		*
	ツクバトリカブト		
	ヒメウズ		
メギ科	イカリソウ	С	
	メギ		
ドクダミ科	ハンゲショウ		
センリョウ科	ヒトリシズカ		
	フタリシズカ		
ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ		
オトギリソウ科	オトギリソウ		
	トモエソウ	С	
ケシ科	ジロボウエンゴサク		
ユキノシタ科	タコノアシ		
	チダケサシ		
	ヤマネコノメソウ		
バラ科	イヌザクラ		
	ウワミズザクラ		
	キンミズヒキ		*
	クサボケ		*
	ズミ	В	
	ダイコンソウ		
	ナガボノアカワレモコウ		
	ナガボノシロワレモコウ	D	
	ヤマザクラ		
	ワレモコウ		
	クサフジ		+
ヽ と"IT	クララ	+	+
	コマツナギ		*
			7.
	ツルフジバカマ		+
	トキリマメ		1
	ノアズキ		1
	フジカンゾウ		1
	レンリソウ	С	1
フウロソウ科	タチフウロ	D	

トウダイグサ科	タカトウダイ		
	ナツトウダイ		
	ノウルシ	С	
	ヒトツバハギ		*
 ヒメハギ科	ヒメハギ		
ンパスパイ ツリフネソウ科	キツリフネ	D	
2 7 2 1· 2 7 1 1	ワタラセツリフネ		
 モチノキ科	ウメモドキ	С	
ニシキギ科	ツリバナ		
ークイイ科 クロウメモドキ科	クロウメモドキ	С	
ノロウスにはて行	クロツバラ	A	
 スミレ科	アカネスミレ		
A = D 14	アリアケスミレ		
			<u>~</u>
	コスミレ		*
	スミレ		
	ニオイタチツボスミレ		
	ノジスミレ		
	マルバスミレ		
ウリ科	ゴキヅル	D	
ミソハギ科	ミソハギ		
ヒシ科	ヒシ		
アカバナ科	ミズタマソウ		*
セリ科	カノツメソウ		
	ノダケ		
	ハナウド		
イチヤクソウ科	イチヤクソウ		
	シャクジョウソウ	С	
ヤブコウジ科	カラタチバナ		
サクラソウ科	イヌヌマトラノオ		
	ヌマノトラノオ		
	ノジトラノオ	С	
マチン科	アイナエ	С	
リンドウ科	フデリンドウ		
ガガイモ科	コバノカモメヅル		
	スズサイコ	С	
アカネ科	オオバノヤエムグラ		
	キヌタソウ	Α	
	ハナムグラ	С	
ムラサキ科	ホタルカズラ		
クマツヅラ科	クマツヅラ		*
	コムラサキ	С	
シソ科	イヌゴマ		
	ウツボグサ		
	キバナアキギリ		
	キランソウ		*
	ジュウニヒトエ	D	
	シロネ		
	タツナミソウ		
	ツルニガクサ		
	ナギナタコウジュ		*
			<u> </u>
	ヒメシロネ		
	ミゾコウジュ	D	

	メハジキ		
ナス科	オオマルバノホロシ	С	
ゴマノハグサ科	カワヂシャ		*
	コシオガマ		
	シソクサ	D	
	ヒキヨモギ	D	
 ハマウツボ科	ナンバンギセル		
スイカズラ科	ゴマギ		
オミナエシ科	オトコエシ		
	オミナエシ	D	
キキョウ科	ツリガネニンジン		
	ツルニンジン		
	バアソブ	В	
	ホタルブクロ		
	ミゾカクシ		*
<u></u> キク科	アキノキリンソウ		
	オグルマ	С	
	オケラ		
	カシワバハグマ		
	カントウタンポポ		
			\'\'
	カントウヨメナ		*
	キッコウハグマ		*
	コウヤボウキ		*
	コオニタビラコ		*
	サワシロギク	В	
	シロヨメナ		
	センボンヤリ		
	タカアザミ	D	
	トネアザミ		
	ノアザミ		*
	ノコンギク		
	ノニガナ	С	
	ノハラアザミ		*
	ノブキ	С	
	ホソバオグルマ	C	
	ムラサキニガナ		
	メナモミ		
	ヤクシソウ		
	ヤブレガサ		
	ヤマニガナ		
ユリ科	アマドコロ		*
	アマナ	С	
	カタクリ	В	
	コバギボウシ		
	シオデ		
	チゴユリ		
	ナルコユリ		*
	ノカンゾウ		
	ホトトギス		
	ミヤマナルコユリ		
	トイメノルコエリ		

I	ヤブラン		
	ヤマジノホトトギス	В	
	ヤマユリ		
	ワニグチソウ	С	
 ヒガンバナ科	キツネノカミソリ		*
ツユクサ科	ヤブミョウガ		*
ホシクサ科	ヒロハイヌノヒゲ		*
	ホシクサ	D	
イネ科	アブラススキ		*
	イヌアワ	D	
	オガルカヤ		
	ヌマガヤ	В	
	ハネガヤ	С	
	ヒメコヌカグサ	С	
1	メガルカヤ		*
	ウラシマソウ		
77 7 2 14	マイヅルテンナンショウ	A	
1	マムシグサ		
ミクリ科	ミクリ	D	
カヤツリグサ科	サンカクイ		*
	ジョウロウスゲ	D	
	ヌマガヤツリ		*
	ヒメゴウソ	D	
1	フトイ		
	ミズガヤツリ		*
<u></u> ラン科	エビネ	D	^
7717	オオバノトンボソウ		
	キンラン	D	
}	ギンラン	D	
}	クモキリソウ		
		C	
	サイハイラン	D	
	ササバギンラン	D	
	シュンラン		
	タシロラン	С	
	マヤラン	С	

- ※本リスト案は柏市自然環境調査で市民調査員版「要保全生きものリスト」として作成された ものです。
- ※「県RL」の欄にA~Dの記号が記載されている種は、「千葉県レッドリスト(H29年3月発行)」に記載されている種であり、各A~Dの意味はレッドリストにおける以下のカテゴリーを示しています。

A:最重要保護生物, B:重要保護生物, C: 要保護生物, D: 一般保護生物,

※備考欄の「※」は、貴重性はやや低いが今後検討が必要と考えられるもの

4 自然観察ガイドブック「さがせ!柏のしぜん」の発行

(1) 第2回の調査結果を基に、市民向けのガイドブック「柏の自然を歩こう」を作成(平成11年度)・頒布しており、また、第3回の調査結果を基に、身近な自然に親しめるよう「柏の自然ウォッチング」(平成21年度)を作成しました。これにより、継続的に環境保全への意識高揚を図っています。

さらに、2016年度~2018年度に行われた柏市自然環境調査を基に、「さがせ!柏のしぜん」(平成30年度)を発行しました。

(2) 内容(A5版カラー写真入り62ページ)

ア 自然観察エリアの紹介

(市内を利根運河,利根川,大堀川,大津川西,大津川東,手賀沼西,手賀沼 東の7エリアに分けて紹介)

イ 柏市の河川・水辺・谷津田及びそれぞれの場所に生息する生きものの紹介

ウ 柏市に生息・生育している動植物や鳥情報を写真で紹介

(3) 掲載場所

柏市ホームページ>かしわエコサイト>自然・生きもの>市の取り組み>「さがせ!柏のしぜん」内において、PDFデータでの掲載を行っています。

5 名戸ヶ谷湧水ビオトープの整備

(1) 経緯

ア 名戸ヶ谷湧水周辺は、地権者が湧水を利用し、無農薬による水田耕作を行ってきたことにより、ホタルやトンボ等が多く生息し、自然に満ちた環境となっていました。

イ 昭和63年度には地権者の協力のもと、木道等を設置し市民が身近に湧水に触れて親しむ場として整備しました。

ウ 平成11年度には地権者が水田耕作をすることができなくなったため、一部用地を市で買収したほか、周辺地権者のご理解とご協力により用地を借用して、平成14年3月に名戸ヶ谷湧水を利用し、多様な生き物の生息する場として名戸ヶ谷湧水ビオトープを整備しました。

(2) 目的

名戸ヶ谷湧水と周辺の水田を利用し、多様な生きものが生息する水田生態系のビオトープとして復元し、市民の環境学習や環境活動の場として利用することを目的 としています。

(3) 整備内容

柏の昔からの農村文化を継承し、ホタル等が生息できる環境を復元する水田生態系の復元ゾーンと、本来この地域に生育・生息する多種多様な生きものを誘導する水辺の生きものゾーンに区分し整備しました。

また,多くの市民が身近な自然に親しんでもらえるよう,また,小さな生きものが大きな捕食者から身を隠しやすくすることで生息環境が向上するように木道を 設置しています。

(4) 市民参加による活用

水田生態の復元ゾーンにおける水田耕作や水辺の生きものゾーンの植生管理を, 市民参加による実施方法や,市民が環境学習や環境活動の場として利用する活用方 針を定めるため,学識経験者,地元町会,周辺の学校及び公募市民12名により名 戸ヶ谷湧水ビオトープ活用運営委員会を設置し協議を進め,「名戸ヶ谷湧水ビオト ープの活用方針」を定めました。

この方針に基づき、平成15年2月に公募した市民で構成する「名戸ヶ谷ビオトープを育てる会」を創設しました。

この「名戸ヶ谷ビオトープを育てる会」は、稲作、ホタル・生きもの、植物の3 部会から構成され、湿地の自然として多様な動植物が生息する場と、生きものを通 して自然を学ぶ場となるように、さまざまな活動を行っています。

また近隣小学校の児童による農業体験や生き物観察など、自然を教材として生きた教育の場として着目されています。

また,経年劣化した木道は市により随時改修工事を行っていますが,同会においても簡易な補修等が行われており,市民参加による良好な管理が行われています。

<名戸ヶ谷ビオトープ>





6 外来種対策

近年,本市においても,特定外来生物の生息が確認されています。

(1) 動物

確認されている主な外来種は,手賀沼のオオクチバスや周辺河川のカミツキガメ, 住宅地や農地ではアライグマの生息も確認されています。

なお, アライグマについては, 千葉県が策定したアライグマ防除計画に基づき, 箱 わなを利用した捕獲等の対策を実施しています。

駆除件数

年度種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
カミツキガメ	2匹	3匹	2匹	2匹	4匹
アライグマ	4頭	4頭	3頭	16頭	21頭

<カミツキガメ>



<アライグマ>



(2) 植物

市民や市民団体からアレチウリ、オオキンケイギクなどの特定外来植物の分布情報を受けたときは、随時、管理者へ除草依頼をするなどして駆除を実施しています。

また,近年,手賀沼で繁茂が拡大しているナガエツルノゲイトウやオオバナミズ キンバイについては,市民団体による駆除作業への参加や処分等の協力をしてい ます。

7 柏市谷津保全指針

市内には、豊かな自然環境を有する谷津が点在し、そこには多くの動物や植物などの生きものが生息する貴重な自然環境が残っています。

本市では、この谷津を将来にわたって保全していく重要な環境資源と位置づけ、 平成28年5月に「柏市谷津保全指針」を策定し、令和7年度までの10年間の 取組として、土地所有者や市民の皆さまのご協力を得ながら、保全を推進してい きます。

(1) 谷津田の保全に関する協定(保全協定)

「柏市谷津田保全要領」に基づき,谷津田の自然環境及び景観,生態系等の保全 にご協力いただける土地所有者の方と柏市で保全協定を締結しています。

(2) 保全区域

「柏市谷津保全指針」で定めた保全対象地において、土地所有者の方と谷津田の 保全に関する協定を締結した面積(保全区域)は次のとおりです。

保全協定締結状況

(令和2年3月1日現在)

	V 1-	10 - 1 - 24 - 10 32 - 2
対象区域	保全区域面積(ha)	保全協定締結面積(ha)
大青田湿地	約7.2	約6.1
大根切・原ノ下	約6.5	約5.1
柳戸・中台山	約4.9	約4.1
布瀬	約8.7	約8.3
手賀・狸穴	約13.1	約10.7
金山北谷津	約3.0	約2.9
合計	約43.4	約37.0

第10章 放射線対策

第1節 概況

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質は,一部が気流に乗って千葉県北西部に到達し,その際の降雨により放射性物質が降下したことで放射線量が上昇しました。

このため、平成23年12月に国から汚染状況重点調査地域の指定を受け、平成24年3月に「柏市除染実施計画」を策定しました。本市では、この計画に基づいて平成25年度末までに予定した約800施設の除染を実施しました。

除染実施施設の放射線量は大きく低減するとともに、市内全域の放射線量についても放射性物質の半減期や風雨により低減し、現在では事故以前に測定されていた放射線量(毎時 $0.05\sim0.1$ マイクロシーベルト)に近づいています。

第2節 放射線対策事業

1 柏市除染実施計画

平成23年8月に成立した「放射性物質汚染対処特別措置法」による汚染状況重点調査地域の指定を受け、平成24年3月に「柏市除染実施計画」を策定しました。本市ではこの計画に基づき、子どもが多く利用する施設から優先して除染を行い、平成26年3月末までに予定していた約800施設の除染が完了しました。

(1) 策定日

平成24年3月15日

(2) 計画期間

平成26年3月31日まで

(3) 対象区域

市内全域

(4) 除染の目標

追加被ばく線量が年間 $1 \le y \ge - < < < < > < > < > < > < > < > < > < < < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < > < >$

(5) 除染作業の内容

放射性物質の多くは地表面の土に含まれるため、保育園や小・中学校、公園等除染では、表土を重機で削り取りました。重機の入れない植え込み等は手作業で表土を除去し、全面的な除染を行いました。

また,必要に応じて舗装面の清掃や洗浄,汚泥や落ち葉等の除去も行いました。 なお,作業で発生した除去土壌については敷地内に埋設し、十分な厚さの土をかぶ せることで放射線を遮へいしています。

2 市内全域の放射線量測定

平成24年10月から,市内主要道路及び駅周辺について,携帯型環境放射線測定器 を用いた車載走行・歩行による測定を定期的に行い,市ホームページ等で結果を公表し ています。

回数	測定値	道(単位: μ Sv	r/h)	.19 7 7 1 华4
測定時期	平均値	最大値	最小値	ポイント数
第1回 平成24年10月	0.141	0.276	0. 072	6, 532
第 2 回 平成 25 年 2 月	0.117	0.260	0. 058	10, 646
第 3 回 平成 25 年 5 月	0.104	0. 227	0.052	10, 586
第 4 回 平成 25 年 8 月	0. 102	0. 213	0.061	10, 656
第 5 回 平成 25 年 11 月	0.100	0. 203	0.055	10, 882
第 6 回 平成 26 年 2 月	0.094	0. 205	0.055	11, 139
第7回 平成26年5月	0.091	0. 198	0.049	11,050
第 8 回 平成 26 年 12 月	0.082	0. 163	0.042	11, 531
第 9 回 平成 27 年 4 月	0.074	0. 143	0.040	11, 751
第 10 回 平成 27 年 11 月	0.068	0. 159	0.036	11,667
第 11 回 平成 28 年 5 月	0.073	0. 133	0.040	12, 044
第 12 回 平成 28 年 11 月	0.067	0.147	0.033	12, 414
第 13 回 平成 29 年 5 月	0.066	0. 129	0.034	12, 560
第 14 回 平成 29 年 11 月	0.064	0. 127	0.032	12, 338
第 15 回 平成 30 年 5 月	0.065	0.118	0.030	13, 177
第 16 回 平成 30 年 11 月	0.064	0. 115	0.034	13, 214
第 17 回 令和元年 5 月	0.064	0. 111	0.033	13, 820
第 18 回 令和元年 11 月	0.063	0. 103	0.034	13, 855

3 私有地の放射線量測定

平成23年11月から私有地の放射線量測定を開始しました。市民からの依頼を受け、 市職員が直接ご自宅を訪問し敷地内の測定を行っています。雨どい下など局所的な高線 量箇所が発見された場合には、除染等の助言を行いました。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
2,763 件	526 件	128 件	54 件	22 件	13 件	14 件	2 件
令和元年度							
5 件							

4 放射線測定器の貸出し

平成23年11月から市内20箇所において市民への放射線測定器の貸出しを行っています。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
8,692件	4, 183 件	1,212件	673 件	441 件	260 件	226 件	126 件
令和元年度							
111 件							

5 町会・自治会等による測定や除染作業等の支援

平成24年2月から町会等が放射線量の測定や除染作業等を実施する場合に,除染支援相談員及び除染アドバイザーを派遣し,事前の相談,作業計画の策定,事前測定,除 染作業等を支援するとともに,必要な消耗品類等の提供を行いました。

また、令和元年度においても、除染実施後の放射線量の推移を把握するための測定を 行う場合などに支援を継続しています。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
36 回	314 回	49 回	24 回	9 回	2 回	2 回	1 回
令和元年度							
2 回							

6 放射線対策に係る市の取組

平成23年 3月 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故が発生

6月 東葛地区放射線量対策協議会が発足,測定を開始

8月 環境部内に放射線対策室を設置

放射線物質汚染対処特別措置法成立

- 9月 学校・保育園・幼稚園等における積算線量の測定を開始(1年間)
- 10月 田中北小学校において除染の実証作業を開始
- 1 1月 訪問測定,測定器の貸出しを開始 除染実施計画策定に係る市民との意見交換会を開催
- 12月 汚染状況重点調査地域に指定
- 平成24年 2月 町会等の測定・除染作業等の支援制度を開始
 - 3月 柏市除染実施計画を策定 大室測定局(田中小)にモニタリングポストを設置
 - 8月 小学校(新設校を除く41校)で除染作業が終了
 - 9月 保育園・幼稚園(私立含む71園)の除染作業が終了
 - 10月 携帯型環境放射線測定器による市内全域測定を開始
- 平成25年 1月 市立中学校(20校)の除染作業が終了
 - 2月 市立柏高等学校の除染作業が終了
 - 3月 小・中学校から半径200m以内の通学路,保育園・幼稚園に隣接している市道の除染作業が終了
 - 11月 公園(587公園)の除染作業が終了
- 平成26年 3月 スポーツ施設等(29施設),小・中学校の通学路の除染作業が終了

令和元年度版

柏市環境白書

発行年月 令和2年12月

編集発行 柏市環境部環境政策課

∓ 277-8505

柏市柏五丁目10番1号

電話 04-7167-1695